

CI-NET[®] LiteS

実装規約

Ver.2.1 ad.6

発行

一般財団法人 建設業振興基金

建設産業情報化推進センター

目次

CI-NET LiteS 実装規約について	1
1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ	1
2. CI-NET LiteS 実装規約の概要	2
3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ	3
4. 企業識別コードと標準企業コード	6
A. 情報伝達規約	9
1. 前提条件	9
2. 通信プロトコル	12
3. 電子メールへのデータ格納方法	13
3.1 メール・ヘッダ	14
3.2 シングル・パート MIME ラッピング部	17
4. 暗号化アルゴリズム	20
5. 電子証明書	21
6. 留意事項	22
B. 情報表現規約	25
I. シンタックスルール	29
II. 建築見積メッセージ	35
1. データ交換手順	35
2. メッセージ	36
2.1 メッセージのキー項目	36
2.2 メッセージの使用データ項目	39
2.3 データ項目定義と運用の詳細	40
3. 建築見積依頼・回答メッセージの作成方法	62
3.1 中間ファイルとは	62
3.2 建築見積中間ファイルの種類	63
3.3 建築見積中間ファイルのフォーマット	65
3.4 二種類の中間ファイルの相互変換方法	71

III. 設備見積メッセージ	77
1. データ交換手順	77
2. メッセージ	78
2.1 メッセージのキー項目	78
2.2 メッセージの使用データ項目	81
2.3 データ項目定義と運用の詳細	82
IV. 設備機器見積メッセージ	117
1. データ交換手順	117
2. メッセージ	119
2.1 メッセージのキー項目	119
2.2 メッセージの使用データ項目	121
2.3 データ項目定義と運用の詳細	122
V. 購買見積メッセージ	147
1. データ交換手順	147
2. メッセージ	149
2.1 メッセージのキー項目	149
2.2 メッセージの使用データ項目	155
2.3 データ項目定義と運用の詳細	156
VI. 注文メッセージ	193
1. データ交換手順	194
1.1 通常のデータ交換手順	194
1.2 特殊処理のデータ交換手順	196
1.3 データ交換における留意事項	208
2. メッセージ	209
2.1 メッセージのキー項目	209
2.2 メッセージの使用データ項目	214
2.3 データ項目定義と運用の詳細	215
VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ	251
1. データ交換手順	252
1.1 出来高、請求業務のデータ交換手順	252
1.2 立替金確認業務のデータ交換手順	263
1.3 契約打切業務のデータ交換手順	265

1.4	合意精算業務のデータ交換手順	267
2.	出来高金額、請求金額算定方法	270
2.1	明細出来高の累積査定方式と当月査定方式	270
2.2	全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法	275
3.	立替金の表記方法	278
3.1	全体情報部分(鑑)の表記方法	278
3.2	明細情報部分の表記方法	279
4.	メッセージ	280
4.1	メッセージのキー項目	280
4.2	メッセージの使用データ項目	289
4.3	データ項目定義と運用の詳細	290
VIII.	支払通知メッセージ	351
1.	データ交換手順	352
1.1	支払業務のデータ交換手順	352
2.	支払通知に係る内容・金額の表記方法	356
2.1	全体情報部分(鑑)の表記方法	356
2.2	明細情報部分の表記方法	357
3.	メッセージ	360
3.1	メッセージのキー項目	360
3.2	メッセージの使用データ項目	363
3.3	データ項目定義と運用の詳細	364
IX.	メッセージごとの使用データ項目	389
1.	建築見積・設備見積・設備機器見積業務のメッセージの使用データ項目一覧表	393
2.	購買見積・注文業務のメッセージの使用データ項目一覧表	397
3.	出来高・請求・立替金および契約打切業務のメッセージの使用データ項目一覧表	401
4.	支払通知業務のメッセージの使用データ項目一覧表	409
	CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点	415
	データ項目索引	433

CI-NET LiteS 実装規約について

1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ

CI-NET LiteS 実装規約¹は、建設産業におけるオンラインデータ交換の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル²(以下「CI-NET 標準 BP」という。)」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準 BP では取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。これにより、システムを開発する方の負担が軽減されることを意図している。

	CI-NET 標準 BP	CI-NET LiteS 実装規約
情報伝達規約	互いに使用する通信回線の種別や、伝送制御手順などの取り決め。	通信方式 セキュリティ方式 技術データ(添付ファイル)
情報表現規約	伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマットやデータコードに関する取り決め。	シンタックスルール メッセージ (CI-NET 標準 BP の標準メッセージより選択したサブセット)
業務運用規約	ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠
取引基本規約	EDI で行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠

図 1 CI-NET 標準 BP と CI-NET LiteS 実装規約の関係

¹ CI-NET LiteS 実装規約:本資料は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6(シーアイ・ネット・ライツ実装規約バージョン 2.1 エイディ 6、2012 年 7 月 3 日版)の規約集である。ad.:addition、追加。

² CI-NET 標準ビジネスプロトコル:CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 をいう。

【指針および参考資料の位置づけ】

CI-NET LiteS 実装規約は、企業間で交換するデータ項目、ファイル形式等について取り決めている。

一方、指針³は、CI-NET LiteS を利用した EDI においては、CI-NET LiteS 実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能という基本方針を実現するためのガイドを提示したものである。

参考資料³は、そうしたデータ、ファイル等を処理するために必要となる社内の通信、変換システム等の例を示したものであり、ユーザあるいはベンダが CI-NET LiteS 実装規約に準拠したシステム、ソフト等を開発する際の援助となる事例として記載している。

2. CI-NET LiteS 実装規約の概要

CI-NET LiteS 実装規約の概要は以下の通りである。

表 1 CI-NET LiteS 実装規約の概要

規約		内容
A.情報 伝達規約	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名(=CINT)と情報区分コードで構成 <p>【例】CINT0301:購買見積依頼 CINT0302:購買見積回答</p>
	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7
	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式
B.情報 表現規約	CI-NET メッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ■シンタックスルール(→本文 B. I) ・CII シンタックスルール Ver.1.51 ・受信確認メッセージを必須 ・特定のデータ項目のみ、16 bit 文字と 8 bit 文字の混在可能として、これらデータ項目は CI-NET LiteS 実装規約では M 属性 ■メッセージ(→本文 B. II、III、IV、V、VI、VII、VIII) ・CI-NET 標準 BP には標準メッセージとその標準メッセージから業務単位のメッセージが定義されているが、CI-NET LiteS 実装規約では、業務単位のメッセージを策定 ・データ項目定義は、CI-NET 標準 BP に準拠し、実業務に即してデータ項目の絞り込み、曖昧な部分については運用ルールを明確化

³ 指針、参考資料:「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 指針・参考資料(2012年7月3日版)」に記載されているものをいう。以下「CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料」という。

3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ

メッセージは、見積、注文等の業務により異なる。本資料に収容されているメッセージの定義は以下の通りである。

建築見積業務に使用するメッセージの内容は「B. II. 建築見積メッセージ」に示す。

設備見積業務に使用するメッセージの内容は「B. III. 設備見積メッセージ」に示す。

設備機器業務に使用するメッセージの内容は「B. IV. 設備機器見積メッセージ」に示す。

購買見積業務に使用するメッセージの内容は「B. V. 購買見積メッセージ」に示す。

注文業務に使用するメッセージの内容は「B. VI. 注文メッセージ」に示す。

出来高・支払業務と、関連する契約打切業務および立替業務に使用するメッセージの内容は「B. VII. 出来高・請求・立替・契約打切メッセージ」に示す。

支払通知業務に使用するメッセージの内容は「B. VIII. 支払通知メッセージ」に示す。

業務	CI-NET 標準BP	本資料 Ver.2.1 ad.6			冊子					
		章	メッセージ サブセット 定義	情報 区分 コード	メッセージの サブセット・ バージョン	Ver.2.0	Ver.2.1	Ver.2.1 ad.1/ ad.2	Ver.2.1 ad.3/ ad.4/ ad.5/ ad.6	
建築見積	建築見積依頼	B. II	建築見積依頼	0305	REQKEN02.00	○	○	○	○	
	建築見積回答		建築見積回答	0306	QUOKEN02.00	○	○	○	○	
設備見積	設備見積依頼	B. III	設備見積依頼	0303	REQSET02.00			○	○	
	設備見積回答		設備見積回答	0304	QUOSET02.00	○		○	○	
設備機器 見積	設備機器見積依頼	B. IV	設備機器見積依頼	0307	REQKIK02.00			○	○	
	設備機器見積回答		設備機器見積回答	0308	QUOKIK02.00			○	○	
購買見積	購買見積依頼	B. V	購買見積依頼	0301	REQKOU02.00	○	○	○	○	
	購買見積回答		購買見積回答	0302	QUOKOU02.00	○	○	○	○	
	見積不採用通知		見積不採用通知	0309	QUODEN02.00	○	○	○	○	
注文	確定注文	B. VI	確定注文	0502	ORDERS02.00	○	○	○	○	
	注文請け		注文請け	0506	ORDRSP02.00	○	○	○	○	
	合意解除申込		合意解除申込	0504	KAIJOO02.00	○	○	○	○	
	合意解除承諾		合意解除承諾	0508	KAIRSP02.00	○	○	○	○	
	一方的解除通知		一方的解除通知	0514	KAIDCL02.00	○	○	○	○	
	鑑項目合意変更申込		鑑項目合意変更申込	0503	ORDCHG02.00	○	○	○	○	
	鑑項目合意変更承諾		鑑項目合意変更承諾	0507	CHGRSP02.00	○	○	○	○	
	合意打切申込		合意打切申込	B. VII	0505	UTKIRI02.00		○	○	○
	合意打切承諾		合意打切承諾	0509	UTKRSP02.00		○	○	○	
	一方的打切通知		一方的打切通知	0515	UTKDCL02.00		○	○	○	
	出来高		出来高要請	B. VII	出来高要請	0904	DEKADV02.00		○	○
出来高報告		出来高報告	0902		DEKDAK02.00		○	○	○	
出来高確認		出来高確認	0903		DEKRSP02.00		○	○	○	
立替金報告		立替金報告	1204		TATKAE02.00		○	○	○	
立替	立替金報告	B. VII	立替金報告	1208	TATRSP02.00		○	○	○	
	立替金確認		立替金確認	1104	INVOIC02.00		○	○	○	
支払	請求	B. VII	請求	1104	INVOIC02.00		○	○	○	
	請求確認		請求確認	1108	INVRSP02.00		○	○	○	
	総括請求									
技術データ	支払通知	B. VIII	支払通知	1106	PAYNTC02.00				○	
	技術データ									

【注】「冊子」はCI-NET LiteS実装規約の冊子を示し、「Ver.2.0」、「Ver.2.1」、「Ver.2.1 ad.1/ad.2」、「Ver.2.1 ad.3/ad.4/ad.5/ad.6」列の「○」はその冊子に記載されていることを示す。

図 2 対象業務とメッセージ

それぞれのメッセージが使用される業務範囲は以下の通りである。

表 2 業務ごとに使用するメッセージ

業務フェーズ	メッセージ名
見積業務	建築見積依頼メッセージ 建築見積回答メッセージ 設備見積依頼メッセージ 設備見積回答メッセージ 設備機器見積依頼メッセージ 設備機器見積回答メッセージ

物件受注

購買見積業務	購買見積依頼メッセージ 購買見積回答メッセージ 見積不採用通知メッセージ
注文業務	確定注文メッセージ 注文請けメッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 一方的解除通知メッセージ 鑑項目合意変更申込メッセージ 鑑項目合意変更承諾メッセージ 合意打切申込メッセージ 合意打切承諾メッセージ 一方的打切通知メッセージ
出来高業務 立替業務 支払業務	出来高要請メッセージ 出来高報告メッセージ 出来高確認メッセージ 立替金報告メッセージ 立替金確認メッセージ 請求メッセージ 請求確認メッセージ 支払通知メッセージ

ここで「見積業務」とは、次図に示すように、例えば、総合工事業者が物件を受注する前に、主に総合工事業者が施主に提出する見積書を作成するために専門工事業者等と見積書のやりとりを行う業務を言う。

「設備機器見積業務」は、見積業務の 1 形態であり、主に専門工事業者と資機材サプライヤ、代理店、メーカー等とのやりとりである。総合工事業者も資機材サプライヤ、代理店、メーカー等とのやり取りがあり、そこでは設備機器見積業務を行うこととなる。

一方、「購買見積業務」とは、例えば、総合工事業者が物件を受注した後、主に施工を遂行する調達のために専門工事業者等と見積書のやりとりを行う業務を言う。

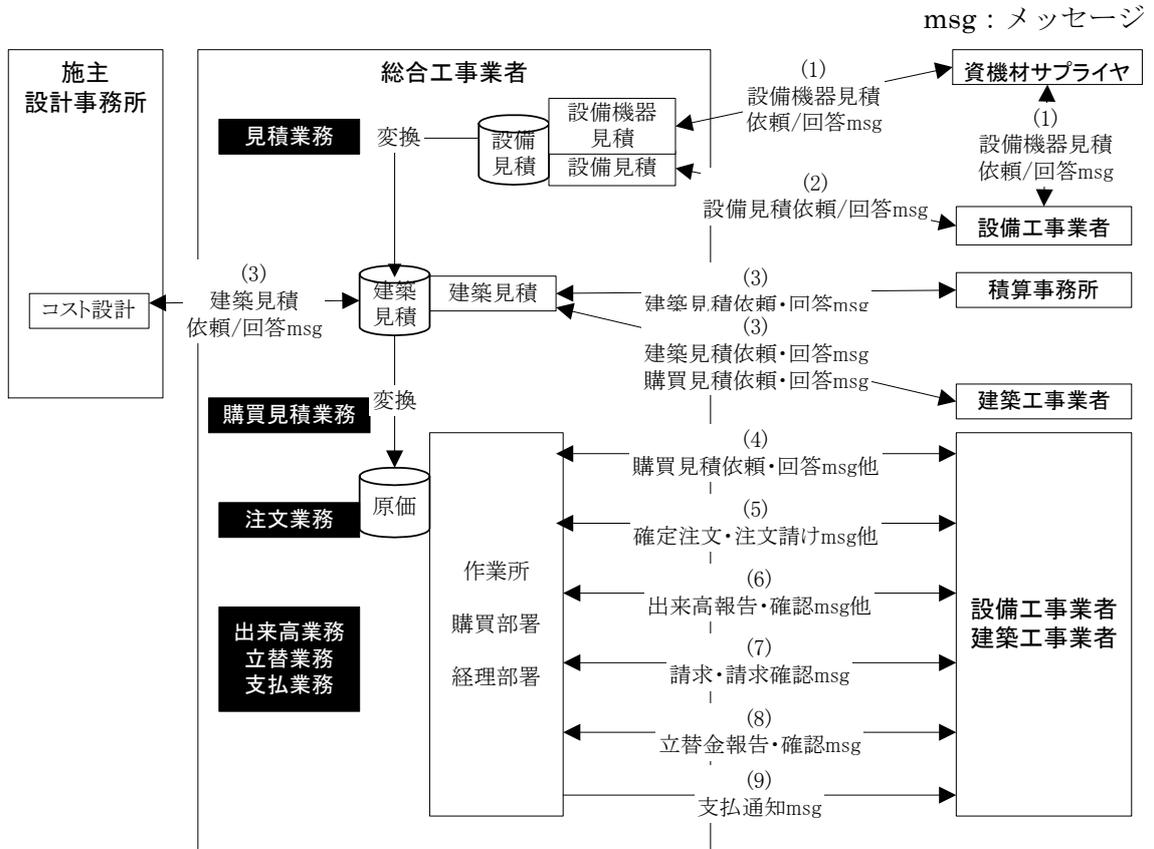


図 3 対象業務、メッセージ、実施者の関係

4. 企業識別コードと標準企業コード

CI-NET LiteS実装規約は、CI-NET標準BPに従い、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードの上6桁(6桁固定)は、財団法人日本情報処理開発協会 電子商取引推進センターが管理する企業識別コードであり、下6桁(最大6桁)は各企業が自由に採番できる枝番である。

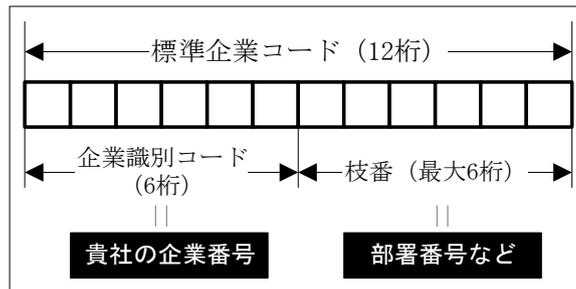


図4 企業識別コードと標準企業コード

・企業識別コード:

6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。

・枝番:

各企業の支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、各企業が最大6桁の範囲内で自由に採番、管理する。

A. 情報伝達規約

A.情報伝達規約

A. 情報伝達規約

本資料は、CI-NET LiteS の通信プロトコル、暗号化方式、電子メールへのデータ格納方式等(以下「情報伝達規約」という。)を説明するものである。

1. 前提条件

(1) 暗号化メールの使用

CI-NET LiteS ではデータ送信手段に電子メールを使用する。

また、インターネットを経由することが多いと想定されるため、機密上の危険を避けるために暗号処理を行ってから送信する。暗号処理には公開鍵暗号方式¹を使用し、S/MIME² に従って電子メールに添付して送信する。送信は、相手方および自身の暗号鍵の有効性を確認のうえ行うことが必要である。

(2) 電子メールへ格納するメッセージ数

CI-NET 標準 BP が採用する CII シンタクスルールでは、メッセージの情報区分および送信先標準企業コードが同一の複数のメッセージを一つのファイルとして作成することが許されているが、CI-NET LiteS では、一つの電子メールには最大一つのメッセージ(CI-NET 形式データ)を格納する。一つの電子メールには二つ以上の CI-NET 形式データを格納しない。

¹ 公開鍵暗号方式:

公開鍵暗号方式では、データの暗号化、復号のために公開鍵と秘密鍵という 2 種類の暗号鍵を使う。CI-NET LiteS を利用した EDI(電子商取引)を行うものは、公開鍵と秘密鍵を同時にペアで作成し、公開鍵を必要な取引先に渡す。一方、秘密鍵は絶対に他社に漏れないよう厳重に保管しなければならない。

² S/MIME(エス・マイム:Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions):

電子メール等で広く用いられている方法であり、MIME 形式のメッセージを安全にやり取りするための暗号化や署名の方法を定めた仕様。RFC2311、2312 で S/MIME Version2 が参考仕様(Informational)として、RFC2632、2633 で Version3 が標準仕様案(Proposed Standard)としてそれぞれインターネットの標準化組織である IETF(アイ・イー・ティー・エフ:Internet Engineering Task Force:インターネット技術特別調査委員会)によって公開されている。

A.情報伝達規約

(3) 技術データの送信方法

CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ(以下「技術データ³」という。)を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。

この場合、以下の通りとする。

- ① 圧縮方式は、WindowsOS 上で自己解凍可能なものとする。
- ② 技術データは、複数のファイルでもよい。ただし、ファイル名は JIS X0201(半角のカタカナ・句点は除く)および JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない⁴。
また JIS X0213:2004 (JIS2004)において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ③ 圧縮された技術データは、一つの電子メールに最大一つ格納できる。ただし、ファイル名は JIS X0201(半角のカタカナ・句点は除く)および JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない。
また JIS X0213:2004 (JIS2004)において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ④ 圧縮された技術データは、自己解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となつてはならない。

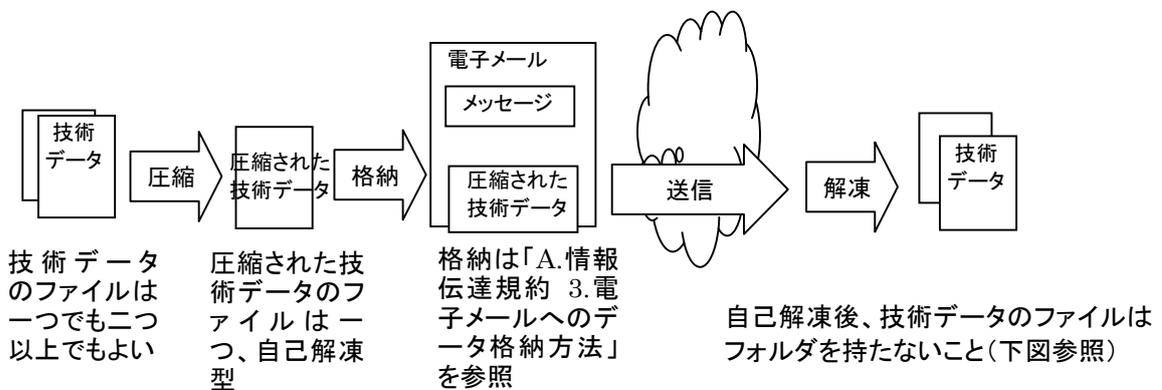


図 A.1-1 技術データの送信方法

³ 技術データ:

この場合は、発注条件書、特記事項、図面、製品仕様書(カタログ)等がある。なお注文請け書における技術データの取り扱いについては、「B.情報表現規約 VI.注文メッセージ 1.3 (1)注文請け書における技術データの取り扱い」に注意事項を記載している。

⁴ 定義される文字:半角のカタカナ・句点の他に、JIS-0201の10種の半角記号 ¥/ ; ; * ? < > |はWindowsOS等の制約で使えない。

- 正しい例

技術データ

 あるいは

技術データ A	技術データ B	技術データ n
---------	---------	-------	---------

- 不正の例

フォルダ				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技術データ A</td> <td style="padding: 2px;">技術データ B</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">技術データ n</td> </tr> </table>	技術データ A	技術データ B	技術データ n
技術データ A	技術データ B	技術データ n	

- 不正の例

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技術データ A</td> </tr> </table>	技術データ A					
技術データ A						
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">フォルダ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技術データ B</td> <td style="padding: 2px;">技術データ C</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">技術データ n</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	フォルダ	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技術データ B</td> <td style="padding: 2px;">技術データ C</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">技術データ n</td> </tr> </table>	技術データ B	技術データ C	技術データ n
フォルダ						
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技術データ B</td> <td style="padding: 2px;">技術データ C</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">技術データ n</td> </tr> </table>	技術データ B	技術データ C	技術データ n		
技術データ B	技術データ C	技術データ n			

図 A.1-2 送信可能な技術データの例

A.情報伝達規約

2. 通信プロトコル

CI-NET LiteS のデータ送受信は、電子メール方式(SMTP)により行う。

3. 電子メールへのデータ格納方法

電子メールへのデータ格納方法は、送信するデータの種類により異なる。CI-NET LiteS で交換するデータには以下の3種類がある。

形式(a): CI-NET 形式データのみ

形式(b): CI-NET 形式データ+圧縮された技術データ

形式(c): コメント+圧縮された技術データ (CI-NET 形式データを含まない)



図 A.3-1 電子メールへのデータ格納構造の概要

(1) Base64 エンコード後のデータ

Base64 エンコード後のデータは 76 バイト以下となるように改行を入れる。

(2) 電子証明書データのサイズ

電子証明書データのサイズは 32KB 以下とする。

A.情報伝達規約

【注意事項】形式(c)の「コメント」について

- ・コメントは、送信者が受信者に伝えたい内容をテキストで記載する。
- ・コメントの文字コードはシフト JIS とする。
- ・コメントはタイトルと本文に分けて記載する。
タイトルは 80 バイト以下、本文は 240 バイト以下とする。

【注意事項】分割送受信の禁止

技術データとして画像データや CAD データを送信する場合、電子メールのデータ・サイズが巨大になる場合が想定されるが、こうした場合であっても分割送受信は行わない。

3.1 メール・ヘッダ

メール・ヘッダには以下の内容を記載する。

- ・送信者 (From:行)
- ・受信者 (To:行)
- ・標題 (Subject:行)
- ・MIME ヘッダ

これら以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(1) From:行、To:行

From:行には送信者のメールアドレスを、To:行には受信者のメールアドレスを記載する。
これらフィールドにはメールアドレスのみを記載する。以下のような形式は使用しない。

【使用してはならないメールアドレスの記載例】

From: CINT <cint@kensetsu-kikin.or.jp>

メールアドレス以外の情報 メールアドレス

(2) Subject:行

送信する情報の種類に応じて次表の通り記載する。

表 A.3-1 電子メールのサブジェクト(Subject)

送信する情報	サブジェクト
建築見積依頼メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0305
建築見積回答メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0306
設備見積依頼メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0303
設備見積回答メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0304
設備機器見積依頼メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0307
設備機器見積回答メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0308
購買見積依頼メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0301
購買見積回答メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0302
見積不採用通知メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0309
確定注文メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0502
注文請けメッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0506
契約変更申込メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0503
契約変更承諾メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0507
出来高要請メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0904
出来高報告メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0902
出来高確認メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT0903
請求メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT1104
請求確認メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT1108
支払通知メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT1106
立替金報告メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT1204
立替金確認メッセージ 形式(a)、(b)とも	CINT1208
受信確認メッセージ 形式(a)のみ	CINT9001
形式(c)のデータ	EDIT0002

形式(a) : CI-NET 形式データのみ

形式(b) : CI-NET 形式データ+圧縮された技術データ

形式(c) : コメント+圧縮された技術データ (CI-NET 形式データを含まない)

上表に示されていない CI-NET 形式データを送信する場合も同様のルール(「CINT」+「情報区分コード」)を適用する。

【注意事項】

サブジェクトは前表の英数文字で記載する。

エンコード等行ってはならない。

またメールサーバによっては、サブジェクトを変更したり、外側にサブジェクトを追加するものがあるが、こうした措置は CI-NET LiteS では行ってはならない。

A.情報伝達規約

(3) MIME ヘッダ

MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Mime-Version: 1.0
Content-Type: application/x-pkcs7-mime; name="smime.p7m"
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A.3-2 MIME ヘッダの内容

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

以下に、メールヘッダの記述例を示す。

```
Date: Mon, 1 April 2001 18:15:36 +0900
From:xxx@edi.kikin.com
Subject:CINT0301
To:yyy@edi.kikin.com
Mime-Version:1.0
Content-Type:application/x-pkcs7-mime;name="smime.p7m"
Content-Transfer-Encording:base64
```

シングル・パート MIME ラッピング部

図 A.3-3 メールヘッダの記述例

3.2 シングル・パート MIME ラッピング部

以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

- ・受信者の電子証明書識別情報
- ・共通鍵を受信者の公開鍵で RSA 暗号化したもの
- ・暗号化データ部(ブロック化する。ブロックサイズ 32KB 以下。)

(1) 受信者の電子証明書識別情報

受信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号。

(2) 共通鍵

暗号化データ部の暗号化に使用した共通鍵を、受信者の公開鍵によって RSA 暗号化したもの。

(3) 暗号化データ部

マルチパート MIME ラッピングされた複数のパートから構成される。次のパートを含み、これらを共通鍵により DES 暗号化する。

- ・暗号化データ MIME ヘッダ
- ・データ部
- ・署名部

(3-1) 暗号化データ MIME ヘッダ部

暗号化データ MIME ヘッダ部の内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/signed; protocol=application/x-pkcs7-signature
Boundary="-----boundary1"
```

図 A.3-4 暗号化データ MIME ヘッダ部の内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

A.情報伝達規約

(3-2) データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A.3-2 データ部のマルチパート構成

	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第1パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードした データ	必須 コメントを Base64 エン コードしたデータ
第2パート	無し	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコードし たデータ	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコードし たデータ

(a) データ部 MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2"
```

図 A.3-5 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(b) 第1パート、第2パート

両パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A.3-6 両パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

両パートの内容は、それぞれ前表に示した通り。

(3-3) 署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name = "smime.p7s"
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A.3-7 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたものである。

- (a) 署名データ
 - (a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号
 - (a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名
- (b) 送信者の電子証明書

以下に、暗号化データ部の記述例(平文状態のもの)を示す。

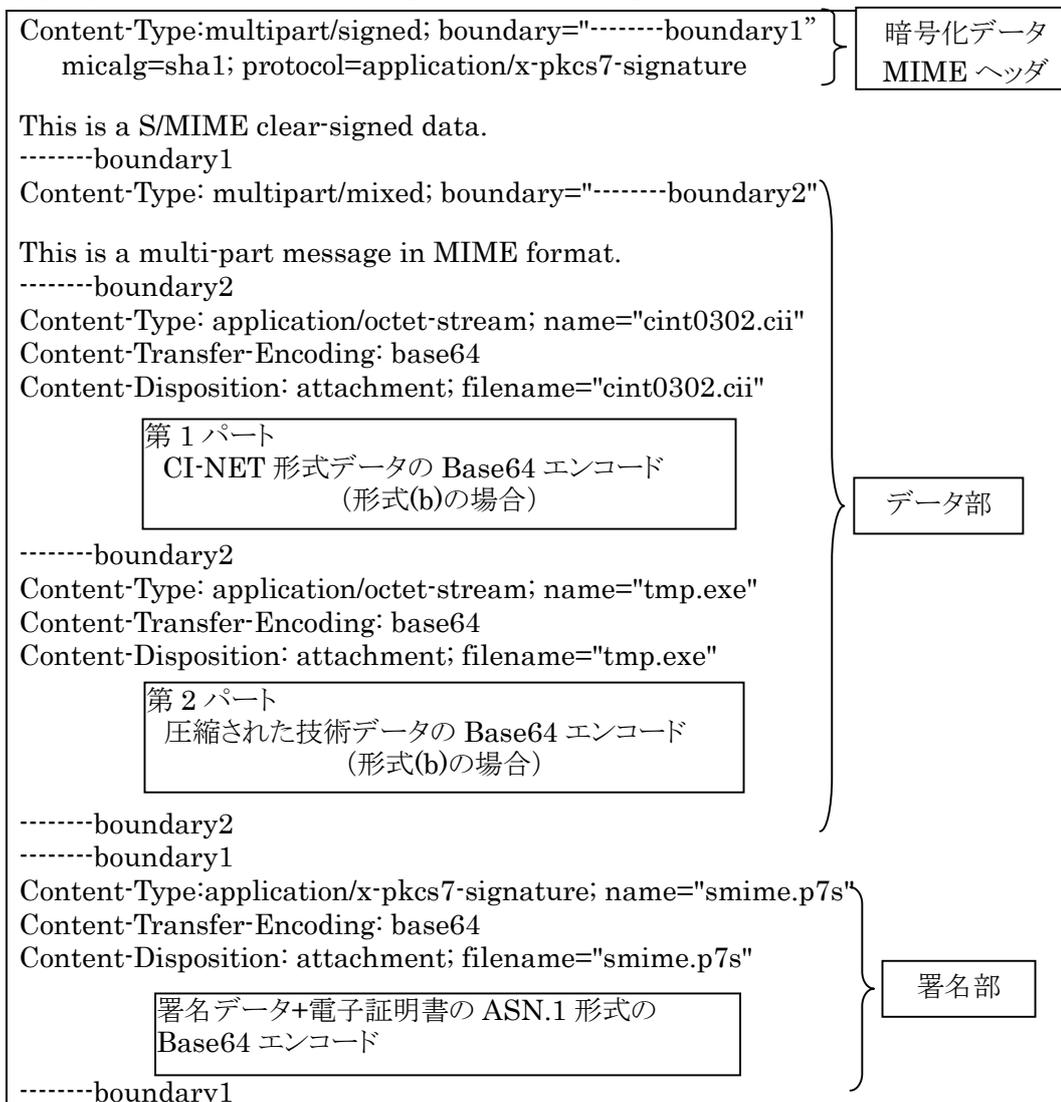


図 A.3-8 暗号化データ部の記述例(平文状態のもの)

4. 暗号化アルゴリズム

CI-NET LiteS で使用する暗号化アルゴリズムは以下の通り。

- (a) データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1。
- (b) ダイジェスト暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit。
- (c) 共通鍵暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit。
- (d) コンテント暗号化アルゴリズムはシングル Key DES。鍵長 56 bit。エンコーディング方式 CBC。

5. 電子証明書

- (a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。
- (b) 電子証明書プロフィールは以下の通り。

表.A.5-1 電子証明書プロフィール

フィールド名	設定者	設定値	
			値
証明書基本部			
バージョン (version)	認証局	必須	V3
シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	128ビット以下の正の整数
署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)
発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者
有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)
所有者 (subject)	認証局	必須	C=国名(例:JP)
	登録局	必須	O=組織名(例:CI-NET)
	ユーザ/ 登録局	任意 必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標準企業コード (12桁) CN=ユーザ名または識別コード E=ユーザの電子メールアドレス
所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/ 登録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)
証明書標準拡張部			
認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵のSHA-1ハッシュ (160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別名)とシリアル番号
所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例:公開鍵のSHA-1)
鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)
拡張鍵種別 (extendedKeyUsages)	認証局	任意	—
証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID
所有者別名 (subjectAltName)	顧客/ 登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス
基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE
			pathLenConstraint=フィールドなし
CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局 /	任意	(例:URL等)
netscape-cert-type	認証局	任意	—

6. 留意事項

(1) メッセージに余分なデータが付加したときの対応

受信時に自社のメールサーバがウイルスチェック等の処理を行うことにより電子メールデータの先頭等に余分なデータを付加することなどがあり、こうした場合、相手方が本資料で定めたとおりの書式でデータを作成、送信しているにもかかわらず、システムが受信した時点では書式が異なってしまうことがあり得る。これについては自社の責任において対処する。

また、送信時に余分なデータを付加して本資料で定める書式とは異なるデータを相手方に送信してはならない。

(2) 電子証明書のメッセージ・ダイジェスト作成のダイジェスト・アルゴリズム

データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するアルゴリズムは SHA-1 であるが、電子証明書内の認証局の電子署名を作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 でないもの(例えば MD5)が使用される可能性があるので、システム実装上はこの点に関する留意が必要である。

なお、ダイジェスト・アルゴリズムには MD2、MD4 など他にもいくつかあるが、ここでは実装上機能しているものとして代表的な SHA-1、MD5 について触れている。

B. 情報表現規約

B.情報表現規約

B. 情報表現規約

「B.情報表現規約」には、シンタックスルールと以下のメッセージの定義を収容する。

表 B. I -1 メッセージの種類と情報区分コード、サブセット・バージョンの関係

業務	情報(メッセージ)種類	情報区分コード	サブセット・バージョン
見積	建築見積依頼	0305	REQKEN02.00
	建築見積回答	0306	QUOKEN02.00
	設備見積依頼	0303	REQSET02.00
	設備見積回答	0304	QUOSET02.00
	設備機器見積依頼	0307	REQKIK02.00
	設備機器見積回答	0308	QUOKIK02.00
購買見積	購買見積依頼	0301	REQKOU02.00
	購買見積回答	0302	QUOKOU02.00
	見積不採用通知	0309	QUODEN02.00
注文	確定注文	0502	ORDERS02.00
	注文請け	0506	ORDRSP02.00
	鑑項目合意変更申込	0503	ORDCHG02.00
	鑑項目合意変更承諾	0507	CHGRSP02.00
	合意解除申込	0504	KAIJOO02.00
	合意解除承諾	0508	KAIRSP02.00
	合意打切申込	0505	UTKIRI02.00
	合意打切承諾	0509	UTKRSP02.00
	一方的解除通知	0514	KAIDCL02.00
	一方的打切通知	0515	UTKDCL02.00
出来高	出来高要請	0904	DEKADV02.00
	出来高報告	0902	DEKDAK02.00
	出来高確認	0903	DEKRSP02.00
支払	請求	1104	INVOIC02.00
	請求確認	1108	INVRSP02.00
	支払通知	1106	PAYNTC02.00
立替	立替金報告	1204	TATKAE02.00
	立替金確認	1208	TATRSP02.00

【注】情報区分コードは、送信するメッセージの以下の部分に記載する。

メッセージ内の[2]情報区分コード
メッセージグループ・ヘッダの[C14]情報区分コード

【注】サブセット・バージョンは、送信するメッセージの以下の部分に記載する。

メッセージ内の[1197]サブセット・バージョン

B.情報表現規約

B. 情報表現規約

I. シンタックスルール

B. I .シンタックスルール

I. シンタックスルール

シンタックスルールは、CII シンタックスルール Ver.1.51 を使用する。

- (a) 1 ファイルには 1 メッセージを収容する。
- (b) TYPE12 を使用する。
- (c) 分割モードを使用する。
- (d) 透過モードを使用する。
- (e) 拡張モードを使用する。
- (f) 受信確認メッセージを使用する。
- (g) ゼロ件情報メッセージは使用しない。
- (h) エラー情報メッセージは使用しない。
- (i) ハッシュ・トータル・チェック機能は使用しない。
- (j) 単独項目の暗示的繰り返しは使用しない。
- (k) バイナリ・データは使用しない。
- (l) 同報ヘッダーは使用しない。
- (m) メッセージグループ・ヘッダに記載する BPID の値は「CINTLT20」とする。
- (n) メッセージグループ・ヘッダに記載する発信者コードおよび受信者コードは、メッセージ内部の [4]発注者コードおよび[5]受注者コードと一致させなければならない。

【重要事項 1】メッセージグループ・ヘッダの「発信者コード」および「受信者コード」について

当該メッセージグループ・ヘッダの発信者および受信者を表すこれらの情報は、メッセージ内部の[4]発注者コードおよび[5]受注者コードと一致させなければならない。

表 B. I -2 メッセージ送信の向きによる、発信者コード、受信者コードの値の違い

メッセージグループ・ヘッダの「コード」	メッセージ送信の向き	
	発注者 → 受注者	受注者 → 発注者
[C06]発信者コード	[4]発注者コードと一致しなければならない。	[5]受注者コードと一致しなければならない。
[C09]受信者コード	[5]受注者コードと一致しなければならない。	[4]発注者コードと一致しなければならない。

B. I .シンタックスルール

【重要事項 2】Mix モードについて

純粋な CII シンタックスルール Ver.1.51 では単一データ項目に 8 bit 文字と 16 bit 文字とを混在させることを許していないが、本資料の「V. メッセージごとの使用データ項目」一覧表で「M」と記載するデータ項目に限っては、CII シンタックスルール 2.10 で規定されている X 属性データ項目の Mix モード(8 bit 文字と 16 bit 文字の混在)を許す。

これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

【重要事項 3】単位の記載について

本資料に定めるメッセージには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位
[1209]使用期間単位
[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、「CI-NET 標準 BP Ver.1.4」 p.166～に定める単位コードを使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、半角(8 bit)文字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を半角(8 bit)あるいは全角(16 bit)文字に統一しなければならない。

正:	m2	半角+半角
正:	m 2	全角+全角
誤:	m2	全角+半角
誤:	m 2	半角+全角
誤:	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤:	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

【補足】CII シンタックスルール

- CII シンタックスルールは、(財)日本情報処理開発協会 電子商取引推進センターが管理する、我が国産業界横断的な EDI のシンタックスルールである。
- 上記 b)~m)は、いずれも CII シンタックスルールのオプションである。

【補足】(b)TYPE12、(d)透過モード、(e)拡張モード

- いずれも、一般的な方法で CII シンタックスルールを使用する場合のオプション選択である。

【補足】(c)分割モード

- メッセージ送信時、一般的にトランスレータを使って CI-NET 形式ファイルを作成する。この時、1メッセージを可変長の 1 レコードとしてファイルに格納する方式(通常モード)と、251 バイト固定長の複数レコードに分割して格納する方法(分割モード)とがある(この両者はトランスレータの環境設定画面で選択する)。
- 送信側と受信側のトランスレータでこの設定が異なると変換処理ができないおそれがあるため、簡易な運用のためには統一せざるを得ない。分割モードに統一する。

【補足】 (f)受信確認メッセージ

- 受信確認メッセージは、業務メッセージを受信した際、発信者に対して返信する。受信確認メッセージに対する受信確認メッセージは不要である。
- 受信確認メッセージの書式は次図の通りである。
- 受信確認メッセージを受領した時は、図中「受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容」中の、発信センターコード、発信者コード、受信センターコード、受信者コード、BPID、サブ機関、版、作成日付時刻等から必要に応じてキーを選択して、自身が過去に送信したメッセージと照合する。
- なお、この照合は、自社と取引先の双方が CII シンタックスルール Ver.2.10 対応のトランスレータを使用することに合意した場合に限り、受信確認メッセージ 115～124 桁 (Ver.2.10 では交換参照番号が記載される) をキーとして行うこともできる。

【補足】 (m)メッセージグループ・ヘッダに記載する BPID の値

- トランスレータを使って CI-NET 形式ファイルを作成する際、CI-NET 形式ファイルのメッセージグループ・ヘッダー (MGH) という領域に、準拠する CI-NET 標準 BP のバージョンが記載される。CI-NET 標準 BP Ver.1.4 準拠ならば、この値は CINT0114 となる (この値はトランスレータの環境設定画面で指定する)。
- 送信側と受信側のトランスレータでこの設定が異なると変換処理ができないおそれがあるため、簡易な運用のためには統一せざるを得ない。
- この値は、メッセージのバージョンアップにともなって変更される。

B. I .シンタックスルール

受信確認メッセージのフォーマット

①受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容

		7		22		34		46		58		70		82		102		124		136
	シーケ ンス 番号			発信VAN コード	発信 センターコード	発信者 コード	受信VAN コード	受信 センターコード	受信者 コード	BP ID		リザーブ				リザーブ			日付 時刻	
	1	1	5	1	1	1	1	1	1	4	2	2	12	4	3	3	2	10	12	
	レコード区分(X'44')		分割区分(X'39')						版 サブ機関				情報区分		フォーマットID					

②受信メッセージグループ・トレー前半の内容

		143		158		173		195		251		
	同トレー前半の内容(37byte)	エラーフラグ					日付時刻	リザーブ				
	シーケ ンス	ハッシュ トータル1	ハッシュ トータル2	1	2	3	4	5				
	1	5	15	15	2	2	2	2	2	12	56	byte数

受信確認メッセージのデータ項目

識別	属性	データ項目名	説明 (設定すべき値)
C01	X(1)	分割区分	X'39' 固定
C02	X(1)	レコード区分	X'44' 固定
D03	9(5)	シーケンス番号	同一メッセージグループ内で1から順に1ずつ昇順に付ける(文字コードJIS-X0201)。
C01	X(1)	分割区分	(受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容) 受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの、分割識別子(C01)から 作成日付時刻(C19)までの 129byteのコピー。
C02	X(1)	レコード区分	
C03	X(1)	運用モード	
C04	X(12)	発信VANコード	
C05	X(12)	発信センターコード	
C06	X(12)	発信者コード	
C07	X(12)	受信VANコード	
C08	X(12)	受信センターコード	
C09	X(12)	受信者コード	
C10	X(4)	BPID機関	
C11	X(2)	BPIDサブ機関	
C12	X(2)	BPID版	
F13	X(12)	リザーブ	
C14	X(4)	情報区分コード	
C15	9(3)	第1トータル項目No.-1	
C16	9(3)	第1トータル項目No.-2	
C17	X(2)	フォーマットID	
C18	X(10)	リザーブ	
C19	X(12)	作成日付時刻	
C01	X(1)	分割区分	(受信メッセージグループ・トレー前半の内容) 受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの、分割識別子(C01)から ハッシュトータル2(E05)までの37byteのコピー。
C02	X(1)	レコード区分	
D03	9(5)	シーケンス番号	
E04	9(15)	ハッシュトータル1	
E05	9(15)	ハッシュトータル2	
E11	X(2)	エラーフラグ1	エラーコードをセット
E12	X(2)	エラーフラグ2	//
E13	X(2)	エラーフラグ3	//
E14	X(2)	エラーフラグ4	//
E15	X(2)	エラーフラグ5	//
E20	X(12)	日付時刻	確認データを作成した日付と時刻をセット(文字コード JIS-X0201)。
F21	9(56)	リザーブ	将来の拡張のためリザーブ(allX'20をセット)。

図 B.I-1 CII シンタックスルール Ver.1.51 の受信確認メッセージのフォーマット

B.情報表現規約

Ⅱ. 建築見積メッセージ

B. II .建築見積

II. 建築見積メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順

建築見積 EDI のデータ交換手順の概要を説明する。

2. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。

3. 建築見積 EDI メッセージの作成方法

見積システムのデータから EDI メッセージを作成する際に使用する「中間ファイル」と、そのフォーマットを説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者(以下「受注者」という。)に対して価格の見積を依頼する場合、「建築見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様など見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「建築見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

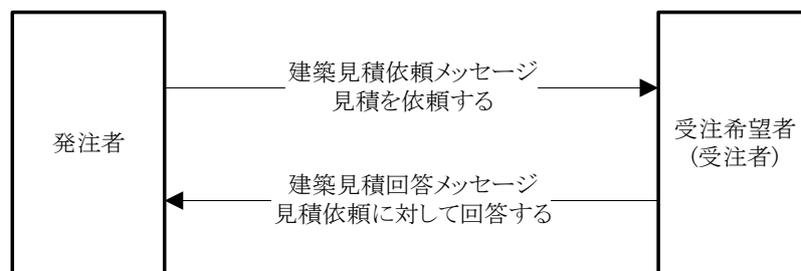


図 B. II.1-1 建築見積業務 EDI のデータ交換手順

【注】見積依頼は、電子データ交換(EDI)以外の手段によって行われることもある。

B. II .建築見積

2. メッセージ

2.1 メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

下表の項目は、建築見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・どの発注者が : [4]発注者コード
- ・どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- ・どの見積依頼書か : [1007]帳票 No.、あるいは[1009]参照帳票 No.

を表す。

表 B. II .2-1 建築見積依頼と建築見積回答メッセージの対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
建築見積依頼	[4]発注者コード [5]受注者コード [1007]帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> ・[4]発注者コードには、発注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 ・[5]受注者コードには、受注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 ・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の見積依頼の管理番号(見積依頼番号)を記載する。
建築見積回答	[4]発注者コード [5]受注者コード [1009]参照帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> ・[4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。

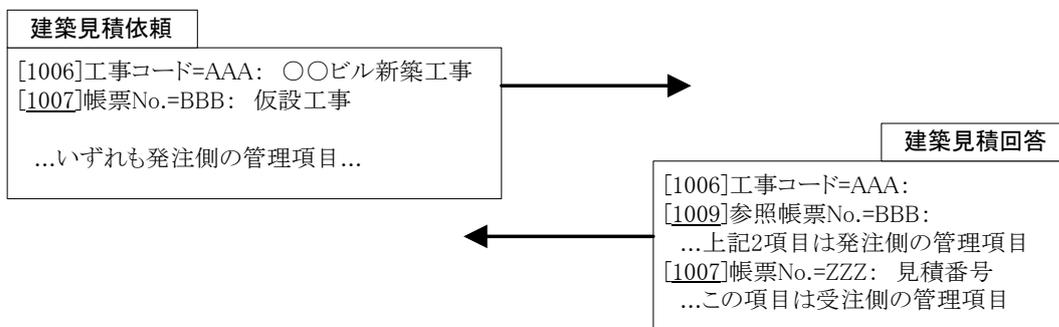


図 B. II .2-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による建築見積依頼・回答メッセージの対応

(2) 同一取引における帳票種類(建築見積依頼あるいは建築見積回答)の区分

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(建築見積依頼あるいは建築見積回答)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

[2]情報区分コード: 建築見積依頼:0305

建築見積回答:0306

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理No.により行う(次図参照)。

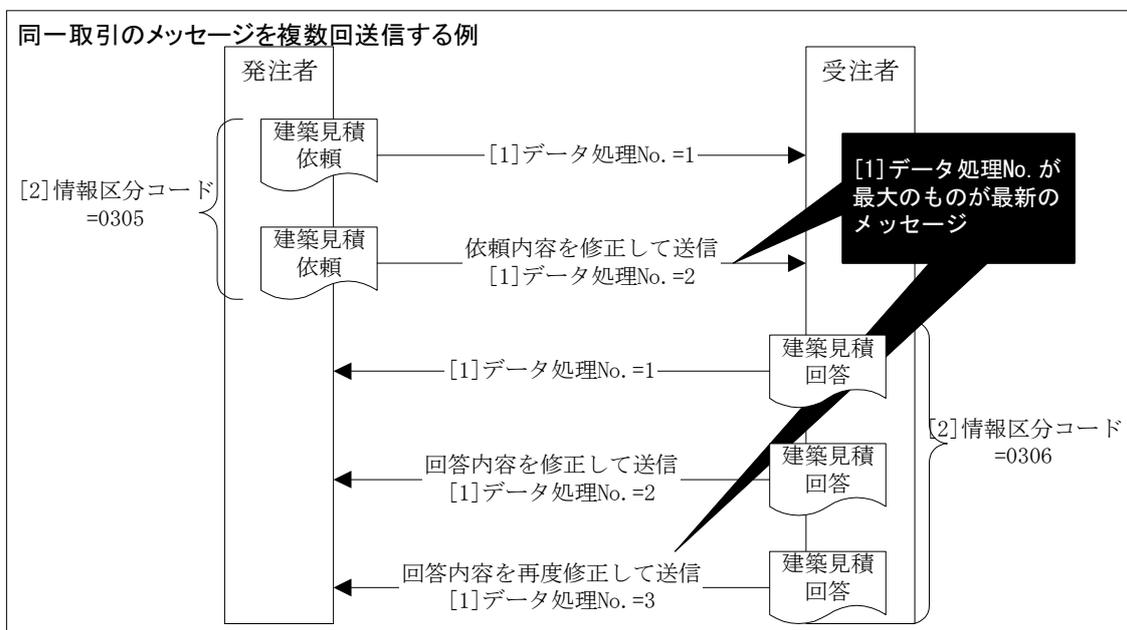


図 B. II. 2-2 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

B. II. 建築見積

(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法

同一取引に関する建築見積依頼メッセージが複数送信され、それらに対して建築見積回答メッセージが返信された場合を想定する。

発注者では、受信した見積回答がどの見積依頼に対応するものかを識別する必要があることがある。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う(次表参照)。

表 B. II. 2-2 [1]データ処理 No.による建築見積依頼・回答メッセージの照合例

	建築見積依頼	建築見積回答
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1007]帳票 No. □□病院工事 [5]受注者コード △△積算	[4]発注者コード ○○建設 [1009]参照帳票 No. □□病院工事 [5]受注者コード △△積算
業務	[2]情報区分コード 建築見積依頼	[2]情報区分コード 建築見積回答
回数	[1]=1 依頼 1 回目 [1]=2 依頼 2 回目 [1]=3 依頼 3 回目	[1179]=1 依頼 1 回目 [1179]=1 依頼 1 回目 [1179]=2 依頼 2 回目 [1179]=3 依頼 3 回目 [1179]=3 依頼 3 回目
		[1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目

見積回答では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する依頼メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の依頼に対する何回目の回答か」を特定。

依頼回数が変わったら、回答回数は 1 に戻す。

■ 建築見積依頼メッセージ

- ・建築見積依頼メッセージの[4]発注者コード、[1007]帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数とする。

■ 建築見積回答メッセージ

- ・見積回答メッセージの[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各依頼メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

2.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

B. II .建築見積

2.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

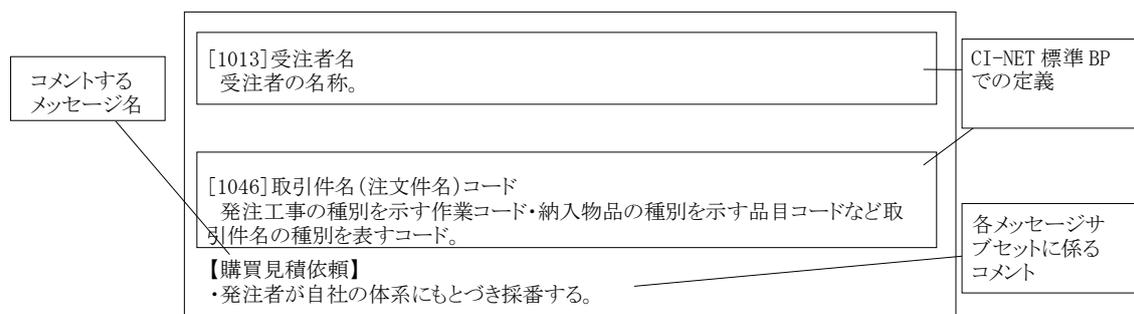


図 B. II .2-3 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【建築見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

[2]情報区分コード

- 昇順の自然数とする。
- 「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4)建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

【建築見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目

- 上記項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4)建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 以下のルールに従う。

表 B. II. 2-3 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
建築見積依頼	0305
建築見積回答	0306

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- 取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】20000401

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- 取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の建築見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。

B. II. 建築見積

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- 取引を特定するキーであり、一連する建築見積依頼、建築見積回答メッセージにおいて同一でなければならない。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- 以下のルールに従う。

表 B. II. 2-4 サブセット・バージョン

メッセージの種類	[1197]サブセット・バージョン
建築見積依頼	REQKEN02.00
建築見積回答	QUOKEN02.00

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- 「1」を記載する。
- 既を送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定のままとする。こうした場合に、既を送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- 発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- 建築見積回答メッセージでは、対応する建築見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- 以下のルールに従う。

表 B. II. 2-5 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
建築見積依頼	見積依頼番号:発注者が自社の管理番号として独自に発番する。
建築見積回答	見積番号:受注者が自社の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- 年は西暦 4 桁を使用する。
- 以下のルールに従う。

表 B. II. 2-6 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
建築見積依頼	発注者が見積依頼をする年月日。
建築見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

【例】20000401

[1009]参照帳票 No.
注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B. II.2-7 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
建築見積依頼	記載しない。
建築見積回答	発注者が発番した見積依頼番号(対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.)を記載する。

[1013]受注者名
受注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1024]発注者名
発注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1042]工事場所・受渡し場所名称
工事場所、受渡し場所(納入場所)の正式名称。

- ・物件名、作業所名等を記載する。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】〇〇ビル新築工事

[1045]取引件名(注文件名)
発注工事の名称、納品物品の名称など取引の名称。

- ・工種等を記載する。
- ・[1007]帳票 No.(建築見積依頼の場合。建築見積回答の場合は[1009]参照帳票 No.)に対応する日本語名称である。

【例】仮設工事

[1070]見積有効期限年月日
見積書の有効期限の年月日。

- ・年月日のみ記載し、時分秒は記載しない。
- ・年は西暦4桁を使用する。

【例】20000401

[1140]見積有効期間
見積書の有効期間を文面で表す。

【例】見積書提出日より一ヶ月間

B. II. 建築見積

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- 建築見積メッセージでは[1223]明細金額を使用しないため、明細行の第一階層レベル([1200]明細コードの文字数が 4 桁)の本体行([1289]=00)の[1218]明細数量×[1222]単価の和とする。
- 詳細は「2.3(3)明細情報部分のデータ項目:階層構造を表すデータ項目」を参照。
- 単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後明細金額計に対する消費税の合計。

- 建築見積では[1089]調整額、[1090]調整後明細金額計を使用しないため、[1088]明細金額計に対する消費税額を記載する。
- 単位は円。
- 小数点以下切り捨て。
- なお、建築工事は一般に課税対象、外税であるため、建築見積 EDI では、課税、外税をルールとする。
ただし、見積書作成上の慣行として見積書に消費税額を記載せずに提出することが多い。このため、建築見積回答メッセージ上で[1096]消費税額がゼロである場合、あるいは記載されていない場合は、課税対象、外税取引であるものの消費税額がメッセージに計上されていないものと解釈する。
- またこの場合、[1136]備考に「本見積には消費税額を計上しておりません」といった注釈を記載することが望ましい。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後明細金額計+[1096]消費税額。

- 建築見積では[1089]調整額、[1090]調整後明細金額計を使用しないため、以下とする。
[1097]最終帳票金額 = [1088]明細金額計 + [1096]消費税額
- 単位は円。

[1179]帳票データチェック値

メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。
例】全明細行数などをセットする。

- 以下のルールに従う。

表 B. II. 2-8 帳票データチェック値

マルチ回数	建築見積依頼	建築見積回答
1 回目	自メッセージの[1]データ処理 No.と同じ値。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する建築見積メッセージ値と同じ(変更せず返信)。
2~9 回目	当面使用しない。	当面使用しない。

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

- 8 ビット文字、16 ビット文字(半角、全角)混在可とする。

(2) 明細情報部分のデータ項目：見積明細内容を表すデータ項目

[1213]品名・名称

品名、費目、工事科目名など名称。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 54 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 32 バイトを推奨する。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、使用などの摘要。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 66 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 30 バイトを推奨する。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・数量が 1 の場合も省略してはならない(1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・単位は円。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- ・CI-NET が管理する「建設資機材コード」を使用する。
- ・建築資材、工事費の建設資機材コードは、2003 年 5 月現在、正式な CI-NET 標準とはなっていないが、原案が策定されている。

[1401]設計記号・機器記号

明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を表す。

- ・設計図書に記載された「機器記号」を記載する。
- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。

B. II .建築見積

[1402]明細別工種・科目コード

明細データの工種、科目を表すコード。

- ・工種、科目を表すコード。
- ・工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B. II .2-9 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B. II.2-10 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

B. II. 建築見積

[1403] 部位区分

明細データの部位を表す。

- ・部位を表す名称、コード。
- ・部位の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B. II. 2-11 部位コード

部位コード					
内外		部位		部位コード	
コード	名称	コード	部位	コード	名称
1	外部	010	屋根・屋上	1010	外部屋根・屋上
1	外部	020	床	1020	外部床
1	外部	030	巾木	1030	外部巾木
1	外部	040	壁	1040	外部壁
1	外部	050	柱型	1050	外部柱型
1	外部	060	梁型	1060	外部梁型
1	外部	070	開口部	1070	外部開口部
1	外部	080	天井	1080	外部天井
1	外部	090	廻縁	1090	外部廻縁
1	外部	110	その他	1110	外部その他
2	内部	020	床	2020	内部床
2	内部	030	巾木	2030	内部巾木
2	内部	040	壁	2040	内部壁
2	内部	050	柱型	2050	内部柱型
2	内部	060	梁型	2060	内部梁型
2	内部	070	開口部	2070	内部開口部
2	内部	080	天井	2080	内部天井
2	内部	090	廻縁	2090	内部廻縁
2	内部	100	間仕切	2100	内部間仕切
2	内部	110	その他	2110	内部その他

【注意事項】

- ・この部位コードは、建築仕上げ工事の部位を表すコードである。
- ・開口部など、内外の区分が曖昧な場合は、取引当事者間の協議により使用方法を決定する。

[1292] 定価

資機材の定価。

- ・単位は円。

[1293] 単価掛率

[1292] 定価に対する [1222] 単価の%比率。

見積依頼者から単価端数の丸めの指示がある場合等、 $[1292] \text{定価} \times 0.01 \times [1293] \text{単価掛率}$ と $[1222] \text{単価}$ とが一致しないこともあり得る。

[1404]仕分け区分

明細データの仕分け等に使用するためのフリーエリア。取引当事者間の合意により記載内容を取り決める。

B. II. 建築見積

(3) 明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
 - [1200]明細コードは、データの先頭(左側)から4桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - 同一の親を持つ明細データ(以下「同一階層内」という。)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - [1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

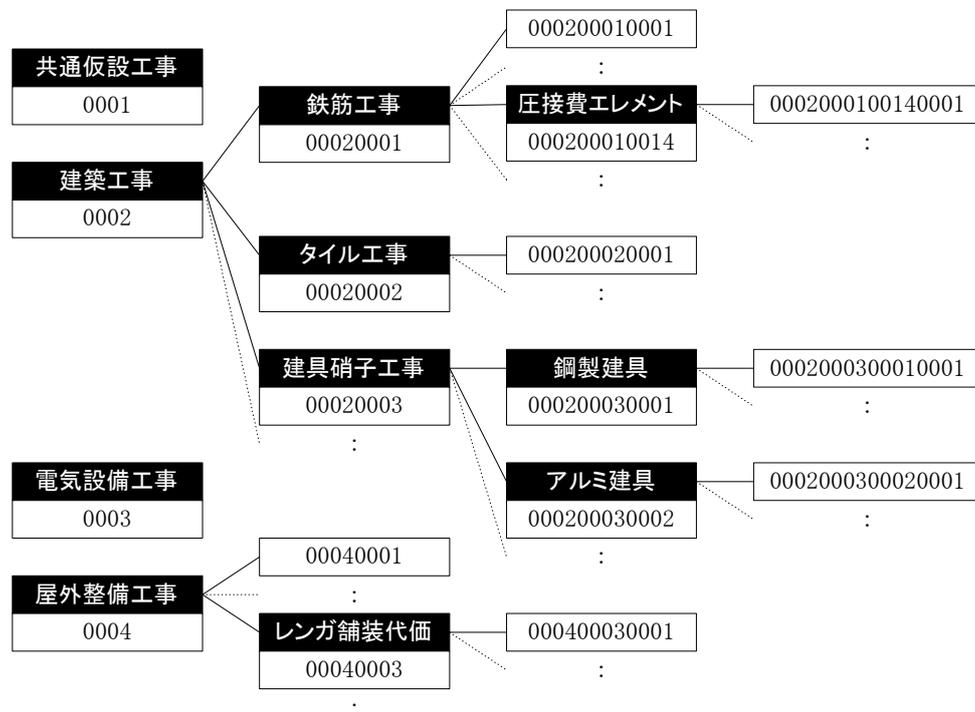


図 B. II. 2-4 階層表現の例

【データ属性等】

- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- 4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。

- ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
- 正:00010001
- 誤: 1 1 (" "はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
- 正:00010001
- 誤:000100010000
- 誤:00010001_____ (" "はスペースを表す)

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

①[1200]明細コードの採番方法

[1200]明細コードの採番は、0001を初期値とし、増分1の連番とする。

[1294]階層レベル

明細データの階層の深さを表す。([1200]明細コードの文字長)/4に一致する。

[1295]階層内通し番号

明細データの同一階層内の通し番号を表す。[1200]明細コードの最終4桁を整数化した値に一致する。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B. II.2-12 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカーリスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

B. II .建築見積

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

①見積条件行の不使用

見積条件行([1288]=1～4)は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

内訳明細行([1288]=5)は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B. II.2-13 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

B. II .建築見積

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4)は不使用なので、この組み合わせの明細行は発生しない。

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行、エレメント親行、別紙親行、代価親行は金額集計の対象であり、[1222]単価に適切な値が設定されなければならない。
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。この場合の[1218]明細数量と[1222]単価の積は小数点以下切り捨てとする。

$$\Sigma ([1218]明細数量 \times [1222]単価)$$

- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価とする。
- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和である。

$$\Sigma ([1218]明細数量 \times [1222]単価)$$

③明細金額の不使用

- ・建築見積メッセージでは、[1223]明細金額は使用しない。

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を表す。

表 B. II. 2-14 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行:	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細コメント行: 金額集計の対象とならない。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細	内訳明細本体行: 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行: 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行: 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細(エレメント)	エレメント親行: エレメントの親を示す行。金額集計の対象となる。	E	00	・エレメント内はフラット(階層無し)とすること。
内訳明細(別紙)	別紙親行: 別紙の親を示す行。金額集計の対象となる。	B	00	・別紙内はフラット(階層無し)とすること。
内訳明細(代価)	代価親行: 代価の親を表す行。金額集計の対象となる	Q	00	・代価内はフラット(階層無し)とすること。
明細(計行)	内訳明細計行: 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

B. II .建築見積

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル例

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コード、[1200]明細コードを組み合わせた明細データ構造表現のサンプルを示す。

(a) 基本的な明細データの構成(文字列オーダによる[1200]明細コードのソート順に記載)

→ サンプル(a)基本的な明細データの構成

(b) エlement、別紙、代価の記載方法 → サンプル(b)Element、別紙、代価の記載方法

(c) 内訳明細計行の記載方法 → サンプル(c)計行の記載方法

(d) 内訳明細コメント行の記載方法 → サンプル(d)コメント行の記載方法

(e) 帳票出力順の記載方法 → サンプル(e)帳票出力順の記載方法

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、サンプル(e)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

表 B. II.2-15 サンプル(a)基本的な明細データの構成

明細行種類	[1200]明細コード	層	種番	[1288]	[1289]	名称	仕様	数量	単位	単価
総括明細本体	0001	1	10	00		A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	20	00		B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	10	00		6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	15	00		異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	25	00		異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	35	00		異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	45	00		異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	55	00		異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	65	00		異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	75	00		スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	85	00		スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	95	00		加工組立	スベアーサー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	105	00		加工組立	スベアーサー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	115	00		小運搬		2151	t	3000
"	000200010012	3	125	00		圧接費		1	式	10478520
"	000200010013	3	135	00		ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	20	00		8.建具硝子工事		1	式	5366036
"	000200020001	3	10	00		(1)鋼製建具		1	式	2167670
内訳本体	0002000200010001	4	15	00		かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000200010001	4	15	01		焼付塗装				
"	0002000200010001	4	15	02		附属金物一式				
内訳本体	0002000200010002	4	25	00		フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000200010002	4	25	01		甲種防火戸				
"	0002000200010002	4	25	02		附属金物一式				
内訳本体	0002000200010003	4	35	00		玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200010003	4	35	01		乙種防火戸				
"	0002000200010003	4	35	02			KD-111-31			
内訳本体	0002000200010004	4	45	00		MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000200010004	4	45	01		焼付塗装				
内訳本体	0002000200010005	4	55	00		アングルピース		216	m	600
"	0002000200010006	4	65	00		額縁		23.9	m	1300
総括明細本体	000200020002	3	20	00		(2)アルミ建具		1	式	3198360
内訳本体	0002000200020001	4	15	00		かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000200020001	4	15	01		乙種防火戸				
"	0002000200020001	4	15	02		附属金物一式				
内訳本体	0002000200020002	4	25	00		格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000200020002	4	25	01		アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020003	4	35	00		サッシュ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200020003	4	35	01		カラーアルミ				
"	0002000200020003	4	35	02		附属金物一式				
内訳本体	0002000200020004	4	45	00		ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000200020004	4	45	01		アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020005	4	55	00		額縁		7.2	m	1300
"	0002000200020006	4	65	00		アングルピース		1036	m	600
"	0002000200020007	4	75	00		水切板		344	m	1800

総括明細は二重三重...にネストして良い。

仕様行の[1200]明細コードは本体行と同一とすること。

6.鉄筋工事、8.建具硝子工事の数量×単価の和をこの行の単価とする。

異形鉄筋～ワイヤーメッシュの数量×単価の和をこの行の単価とする。

(1)鋼製建具、(2)アルミ建具の数量×単価の和をこの行の単価とする。

かまち戸～額縁の数量×単価の和をこの行の単価とする。

かまち戸～水切板の数量×単価をこの行の単価とする。

各行の単価は、当該行の直接の子のうち[1289]補助明細コード=00である行の数量×単価の和として算定する。

逆に、[1289]=00の行は金額集計の対象外となる。

B. II .建築見積

表 B. II .2-16 サンプル(b)エレメント、別紙、代価の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名称	仕様	数量	単位	単価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00030001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	7	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	10	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	11	5	00	小運搬		2151	t	3000
エレメント親	000200010012	3	12	E	00	圧接費		1	式	10478520
内訳本体	0002000100120001	4	1	5	00	圧接	D-19 + D-19	1346	ヶ所	580
"	0002000100120002	4	2	5	00	圧接	D-22 + D-22	2164	ヶ所	600
"	0002000100120003	4	3	5	00	圧接	D-25 + D-25	8696	ヶ所	620
"	0002000100120004	4	4	5	00	圧接	D-25 + D-29	480	ヶ所	760
"	0002000100120005	4	5	5	00	圧接	D-29 + D-29	2339	ヶ所	900
"	0002000100120006	4	6	5	00	圧接	D-32 + D-32	441	ヶ所	1220
"	000200010013	3	13	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030
"	0003	1	3	0	00	D.屋外整備工事		1	式	34596000
内訳本体	00030001	2	1	5	00	鋤取		21.3	m3	410
"	00030002	2	2	5	00	残土処分	場外処分	21.3	m3	7770
代価親	00030003	2	3	Q	00	レンガ舗装 C	レンガ t 30 230x115	112	m2	8136
内訳コメント	000300030001	3	1	5	80	(1m2当たり内訳)				
内訳本体	000300030002	3	2	5	00	クラッシュラン	100	1	m2	950
"	000300030003	3	3	5	00	敷砂	30	0.03	m2	6190
"	000300030004	3	4	5	00	レンガ敷	30 230*115	1	m2	7000
"	00030004	2	4	5	00	落下防止化粧庇	1000 x1300	1	ヶ所	108000
内訳仕様	00030004	2	4	5	01		周囲 [-75x40x5x7			
"	00030004	2	4	5	02		シンクロムメッキ処理			

子の本体行の数量×単価の和をエレメント親行の単価とする。

子の本体行の数量×単価の和を代価親行の単価とする。

表 B. II.2-17 サンプル(c)小計行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	階番	[1288]	[1289]	名称	仕様	数量	単位	単価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
内訳計	000200010007	3	7	5	90	異形鉄筋小計				65299400
内訳本体	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
内訳計	000200010010	3	10	5	90	スパイラル異形鉄筋小計				6547200
内訳本体	000200010011	3	11	5	00	加工組立	スペーサー共	2077	t	55000
"	000200010012	3	12	5	00	加工組立	スペーサー共	74.4	t	40000
"	000200010013	3	13	5	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200010014	3	14	5	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200010015	3	15	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030

この範囲が小計対象

この範囲が小計対象

B. II .建築見積

表 B. II .2-18 サンプル(d)コメント行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	222850872
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
"	00020002	2	2	0	00	7.タイル工事		1	式	3568972
内訳コメント	000200020001	3	1	5	80	(外 部)				
内訳本体	000200020002	3	2	5	00	磁器質タイル	100	21.6	m2	12000
内訳仕様	000200020002	3	2	5	01		INAX イナフロー-100G			
内訳本体	000200020003	3	3	5	00	磁器質タイル	100	2.4	m	4800
内訳仕様	000200020003	3	3	5	01		INAX イナフロー-100G			
内訳本体	000200020004	3	4	5	00	モザイクタイル	50	59.6	m2	7410
"	000200020005	3	5	5	00	磁器質タイル	100	29.6	m2	13400
"	000200020006	3	6	5	00	磁器質タイル	100	3.4	m2	16000
"	000200020007	3	7	5	00	磁器質タイル	134× 92	4.5	m	4600
"	000200020008	3	8	5	00	磁器質タイル	92× 134	10.7	m	4600
内訳小計	000200020009	3	9	5	90	(外 部 計)				1287716
内訳コメント	000200020010	3	10	5	80	(内 部)				
内訳本体	000200020011	3	11	5	00	磁器質タイル	100	14	m2	12000
内訳仕様	000200020011	3	11	5	01		INAX イナフロー-100G			
内訳本体	000200020012	3	12	5	00	モザイクタイル	50	1.2	m2	7410
"	000200020013	3	13	5	00	磁器質タイル	100	20.6	m2	13400
"	000200020014	3	14	5	00	磁器質タイル	184× 92	4.6	m	7200
"	000200020015	3	15	5	00	磁器質タイル	184× 92	8	m	7200
"	000200020016	3	16	5	00	磁器質タイル	202× 92	8.2	m	7200
"	000200020017	3	17	5	00	半磁器質タイル	100	8.8	m2	8280
"	000200020018	3	18	5	00	陶器質タイル	100× 200	12.4	m2	11000
"	000200020019	3	19	5	00	陶器質タイル	100× 200	15.3	m2	9000
"	000200020020	3	20	5	00	陶器質タイル	セキムB 100× 200	104	m2	9000
内訳本体	000200020021	3	21	5	00	クリーニング費		1	式	450000
内訳小計	000200020022	3	22	5	90	(内 部 計)				2335656
総括明細本体	00020003	2	3	1	00	8.建具硝子工事		1	式	12908030

表 B. II.2-19 サンプル(e)帳票出力順の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名称	仕様	数量	単位	単価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
〃	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	2348750000
〃	0003	1	3	0	00	C.電気設備工事		1	式	148740000
内訳コメント	00020001	2	1	0	80	B.建築工事				
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
〃	00020003	2	3	0	00	8.建具硝子工事		1	式	12908030
内訳コメント	000200020001	3	1	5	80	6.鉄筋工事				
内訳本体	000200020002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
〃	000200020003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
〃	000200020004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
〃	000200020005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
〃	000200020006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
〃	000200020007	3	7	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
〃	000200020008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
〃	000200020009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
〃	000200020010	3	10	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
〃	000200020011	3	11	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
〃	000200020012	3	12	5	00	小運搬		2151	t	3000
〃	000200020013	3	13	5	00	圧接費		1	式	10478520
〃	000200020014	3	14	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
内訳コメント	000200030001	3	1	0	80	8.建具硝子工事				
総括明細本体	000200030002	3	2	0	00	(1)鋼製建具		1	式	5778670
〃	000200030003	3	3	0	00	(2)アルミ建具		1	式	7129360
内訳コメント	0002000300020001	4	1	5	80	(1)鋼製建具				
内訳本体	0002000300020002	4	2	5	00	かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000300020002	4	2	5	01	焼付塗装				
〃	0002000300020002	4	2	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000300020003	4	3	5	00	フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000300020003	4	3	5	01	甲種防火戸				
〃	0002000300020003	4	3	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000300020004	4	4	5	00	玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300020004	4	4	5	01	乙種防火戸				
〃	0002000300020004	4	4	5	02	KD-111-31				
内訳本体	0002000300020005	4	5	5	00	MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000300020005	4	5	5	01	焼付塗装				
内訳本体	0002000300020006	4	6	5	00	アングルピース		216	m	600
〃	0002000300020007	4	7	5	00	額縁		23.9	m	1300
内訳コメント	0002000300030001	4	1	5	80	(2)アルミ建具				
内訳本体	0002000300030002	4	2	5	00	かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000300030002	4	2	5	01	乙種防火戸				
〃	0002000300030002	4	2	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000300030003	4	3	5	00	格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000300030003	4	3	5	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000300030004	4	4	5	00	サッシュ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300030004	4	4	5	01	カラーアルミ				
〃	0002000300030004	4	4	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000300030005	4	5	5	00	ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000300030005	4	5	5	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000300030006	4	6	5	00	額縁		7.2	m	1300
〃	0002000300030007	4	7	5	00	アングルピース		1036	m	600
〃	0002000300030008	4	8	5	00	水切板		344	m	1800

ページ
見出行
(以下同)

3. 建築見積依頼・回答メッセージの作成方法

本章は、建築見積依頼・回答メッセージを処理するための中間ファイルの作成方法とそのフォーマットを示す。

- 3.1 中間ファイルとは
- 3.2 建築見積中間ファイルの種類
- 3.3 建築見積中間ファイルのフォーマット
- 3.4 二種類の中間ファイルの相互変換方法

中間ファイルとは

(1) 中間ファイルの役割

- ・中間ファイルとは、自社の見積システムとトランスレータとを媒介するファイルである。

(2) 中間ファイルの必要性

- ・市販のトランスレータの多くは、送信時に見積システムのデータベースを直接読み込んだり、受信時に見積システムのデータベースに直接書き込むことができない。見積システムのデータベースは各社固有の構造を持つものに対し、市販トランスレータは汎用的に作られているためである。
- ・したがってトランスレータと見積システム間で、固定長ファイル、CSV ファイル等の一般的な形式のファイルを媒介としたデータの引渡が必要となる。このファイルが中間ファイルである。

(3) 中間ファイルの利用方法

(3-1) 送信時

- ・EDI 利用者は、見積システムのデータベースから送信に必要なデータ項目のみを抽出し、トランスレータが処理可能な一時的なファイルを作成する。これが中間ファイルである。
- ・トランスレータはこの中間ファイルから EDI メッセージを作成する。
- ・送信用の中間ファイルは、通常、送信完了後削除する。

(3-2) 受信時

- ・受信時は、トランスレータが EDI メッセージから中間ファイルを作成する。
- ・EDI 利用者は中間ファイルから必要なデータ項目を見積システムのデータベースに取り込む。
- ・受信用の中間ファイルは、通常、取り込み完了後削除する。

3.2 建築見積中間ファイルの種類

見積システムから建築見積依頼・回答メッセージ(CI-NET 形式ファイル)を作成するには、以下の3通りの方法がある(CI-NET 形式ファイル受信時に見積システムに取り込む場合も同様に考えられる)。

- (a) 自社の責任でトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。
- (b) 自社の責任で中間ファイルを作成し、CI-NET LiteS 対応パッケージによってトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。
- (c) 上記b)と同様。ただしBCS.CSVフォーマット¹を利用する取引先とのデータ交換も必要のため、BCS.CSV フォーマットと互換性のある中間ファイルとする必要がある。

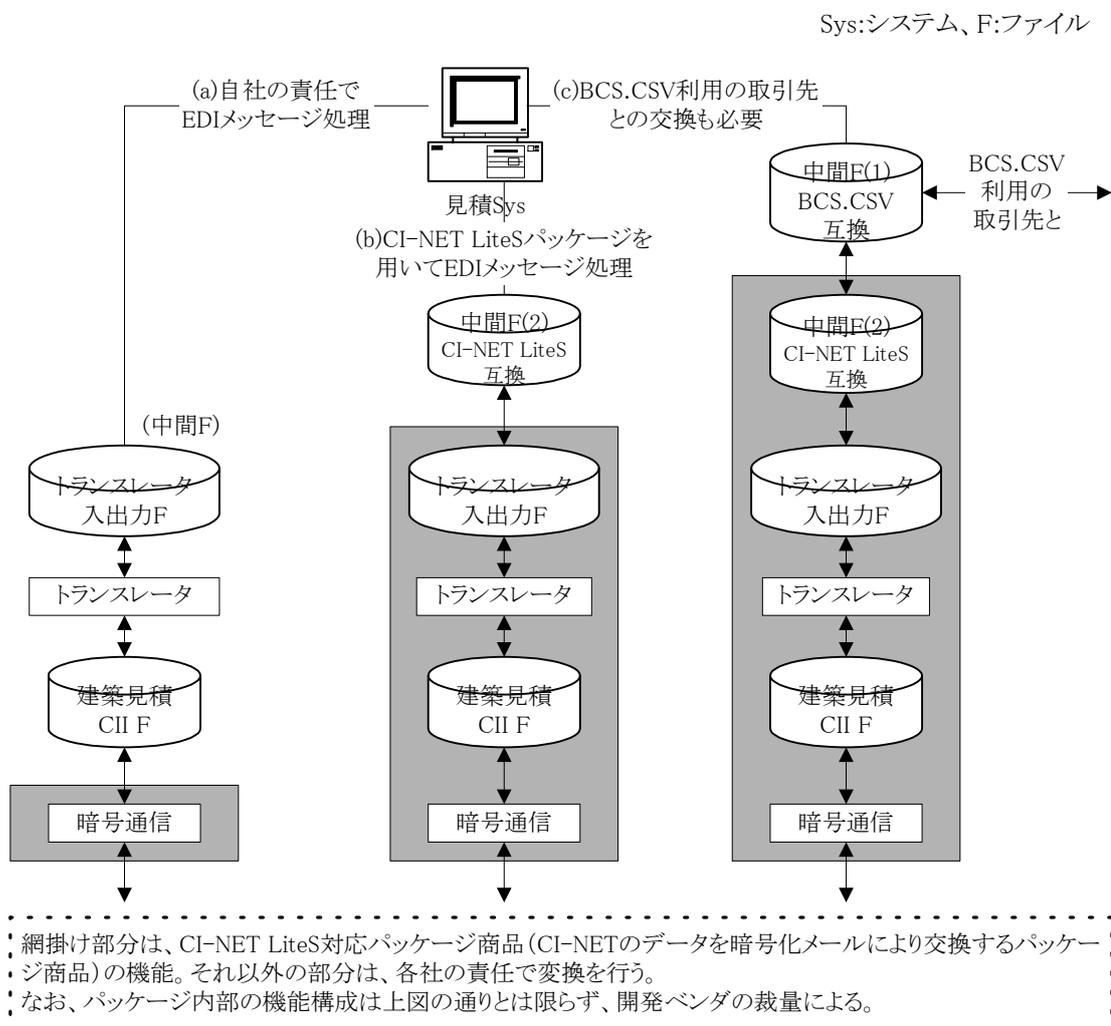


図 B. II. 3-1 建築見積業務の中間ファイルの種類

¹ BCS.CSV フォーマット: 社団法人建築業協会 (BCS) が定めたデータ・フォーマット。

B. II .建築見積

このうち(a)の場合は、自社の責任内でトランスレータの設定、中間ファイルの処理を行うので、中間ファイルのフォーマット等について特に規定はしない。

一方(b)、(c)では、ベンダ各社が共通のファイル・インタフェースを持つ CI-NET LiteS 対応パッケージを開発できるよう、中間ファイル・フォーマットに係わる規定を定める。以下、本資料では「3.3 (1) BCS.CSV 互換の中間ファイル、(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイル」において、互換中間ファイルのフォーマットを定める。

3.3 建築見積中間ファイルのフォーマット

(1) BCS.CSV 互換中間ファイル

(1-1) 全体仕様

- 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - 一方は、1 行の全体情報部分(鑑)レコードから構成される中間ファイルとする。
 - 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - 中間ファイルの名称は以下の通りとする。

全体情報中間ファイル `cih***.csv`

明細情報中間ファイル `cim***.csv`

「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。

- 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- 両中間ファイルとも、各レコードは、カンマ区切りによる可変長ファイルとする。データ項目の値がカンマを含む場合は、当該データ項目全体を「"」で囲む。
- 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定めた最大長以下とする。

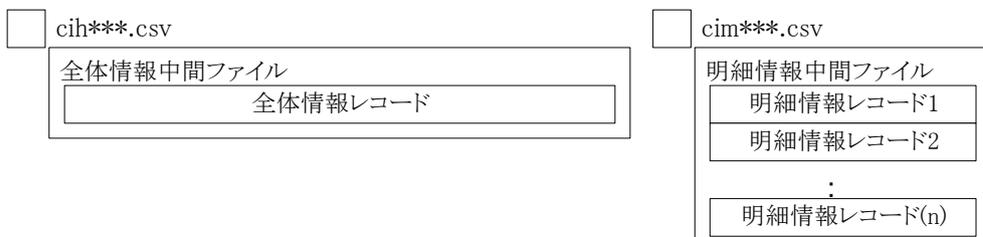


図 B. II.3-2 BCS.CSV 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

【注意事項】

- 上記の 2 ファイルのうち、明細情報中間ファイルが BCS.CSV ファイルと互換性のある形式となっている(BCS.CSV ファイルには全体情報部分(鑑)は存在しない)。
- 明細情報中間ファイルは、先頭 19 項目が BCS.CSV ファイルと同一であり、20 番目以降の項目に CI-NET LiteS 特有のデータ項目を追加した形式となっている。

B. II .建築見積

(1-2) 全体情報中間ファイルの仕様

・下表の順に記載する。

表 B. II .3-1 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性	補足
全体/明細の識別	X(5)	"ZZZZZ"を記載する。全体情報を意味する。
[1]データ処理 No.	9(5)	
[2]情報区分コード	X(4)	
[3]データ作成日	9(8)	
[4]発注者コード	X(12)	
[5]受注者コード	X(12)	
[1197]サブセット・バージョン	X(10)	
[9]訂正コード	X(1)	
[1006]工事コード	X(12)	
[1007]帳票 No.	X(14)	
[1008]帳票年月日	9(8)	
[1009]参照帳票 No.	X(14)	依頼では値無しとする。
[1013]受注者名	K(40)	
[1024]発注者名	K(56)	
[1042]工事場所・受渡し場所名称	K(76)	
[1045]取引件名(注文件名)	K(40)	
[1070]見積有効期限年月日	X(8)	依頼では値無しとする。
[1140]見積有効期間	K(40)	〃
[1088]明細金額計	N(12)	〃
[1096]消費税額	N(12)	〃
[1097]最終帳票金額	N(12)	〃
[1179]帳票データチェック値 1 回目	X(15)	15 バイト全体の中の右詰め。
[1179]帳票データチェック値 2 回目	X(15)	値無しとする。
[1179]帳票データチェック値 3 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 4 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 5 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 6 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 7 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 8 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 9 回目	X(15)	〃
[1136]備考	M(240)	mix 属性。

(1-3) 明細情報中間ファイルの仕様

- ・下表の順に記載する。

表 B. II.3-2 BCS.CSV 互換中間ファイル 明細情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性	補足
[1200]明細コード先頭 4 桁	9(4)	このファイル上では先頭ゼロ省略可。
[1200]明細コード 5-8 桁	9(4)	
[1200]明細コード 9-12 桁	9(4)	
[1200]明細コード 13-16 桁	9(4)	
[1200]明細コード 17-20 桁	9(4)	
[1200]明細コード 21-24 桁	9(4)	
[1200]明細コード 25-28 桁	9(4)	
[1294]階層レベル	9(2)	
[1295]階層内通し番号	9(4)	
行種	X(1)	次ページ参照。
[1213]品名・名称 2 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 2 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1218]明細数量	N(7.3)	
[1219]明細数量単位	M(6)	mix 属性。
[1222]単価	N(12.1)	依頼では値無しとする。
[1251]明細別備考欄 2 回目	M(16)	mix 属性。
[1213]品名・名称 1 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 1 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1251]明細別備考欄 1 回目	M(16)	mix 属性。
[1200]明細コード 29-32 桁	9(4)	このファイル上では先頭ゼロ省略可。
[1200]明細コード 33-36 桁	9(4)	
[1200]明細コード 37-40 桁	9(4)	
[1200]明細コード 41-44 桁	9(4)	
[1200]明細コード 45-48 桁	9(4)	
[1200]明細コード 49-50 桁	9(2)	
[1279]建設資機材コード	X(40)	
[1401]設計記号・機器記号	M(12)	mix 属性。
[1402]工種・科目コード	M(12)	mix 属性。
[1403]部位区分	M(12)	mix 属性。
[1292]定価	N(12.1)	
[1293]単価掛率	N(3.1)	
[1404]仕分け区分	M(24)	mix 属性。
[1197]サブセット・バージョン	X(10)	先頭行のみ。全体情報中間ファイルと同一内容。

BCS.CSV
ファイルと
同一の
データ項目

CI-NET LiteS
特有のデータ
項目

B. II .建築見積

【BCS.CSV 互換中間ファイル上の行種】

表 B. II .3-3 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」

CI-NET			BCS.CSV 互換中間ファイル	
明細行の種類	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	中間 ファイル 上の行種	備考
総括明細本体行	0	00	P	
総括明細コメント行	0	80	A	
総括明細範囲終端行	—	—	T	
内訳明細本体行	5	00	D	
内訳明細仕様行	5	01～49	A	
内訳明細計行	5	90	S	
内訳明細コメント行	5	80	A	
エレメント親行	E	00	E	
エレメント終端行	—	—	N	
別紙親行	B	00	B	
別紙終端行	—	—	N	
代価親行	Q	00	Q	
代価終端行	—	—	N	

【注】BCS.CSV フォーマットにおいて明細書の先頭は明細書全体の親となる P 行(必須)であり、全体の件名、合計金額等が記載されるが、CI-NET メッセージではこの行の記載を義務づけない。記載する場合はコメント行として取り扱わなければならない。

【注】「—」は、CI-NET の建築見積依頼・回答メッセージに該当する行種がない。CI-NET のメッセージでは、BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行のような「終端行」を記載しない。このため BCS.CSV 互換中間ファイルと CI-NET LiteS 互換中間ファイル間の相互変換処理では、この行の付け外し処理が必要となる。詳細は「3.4(2) 明細情報中間ファイルの相互変換」を参照。

(2) CI-NET LiteS 互換中間ファイル

(2-1) 全体仕様

- 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - 一方は、1 行の全体情報部分(鑑)レコードから構成される中間ファイルとする。
 - 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - 中間ファイルの名称は以下の通りとする。

全体情報中間ファイル `cih***.txt`

明細情報中間ファイル `cim***.txt`

「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。

- 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- 両中間ファイルとも、各レコードは、タブ区切りによる可変長ファイルとする。このため、データ項目の値がカンマを含む場合も「"」で囲まない。
- 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定めた最大長以下とする。

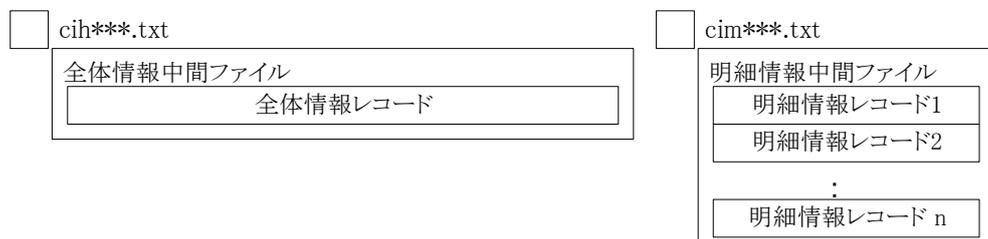


図 B. II.3-3 CI-NET LiteS 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

(2-2) 全体情報中間ファイルの仕様

- 「表 B. II.3-1 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序」の BCS.CSV 互換中間ファイルから先頭の項目「全体/明細の識別」を除いたものとする（[1]データ処理 No.～[1136]備考の 30 項目とする）。
- データ項目
 - 建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。
 - 以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

B. II .建築見積

[1009]参照帳票 No.	[1070]見積有効期限年月日
[1140]見積有効期間	[1088]明細金額計
[1096]消費税額	[1097]最終帳票金額

建築見積依頼、回答メッセージともに同一フォーマット(並び順)なので、依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない(タブを連続させる)。

(2-3) 明細情報中間ファイルの仕様

・下表の順に記載する。

・データ項目

建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。

以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

[1222]単価

表 B. II .3-4 CI-NET LiteS 互換中間ファイル 明細情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性	補足
[1200]明細コード	X(50)	
[1294]階層レベル	9(2)	
[1295]階層内通し番号	9(4)	
[1288]明細データ属性コード	X(1)	
[1289]補助明細コード	X(2)	
[1213]品名・名称 1回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 1回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1213]品名・名称 2回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 2回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1218]明細数量	N(7.3)	
[1219]明細数量単位	M(6)	mix 属性。
[1222]単価	N(12.1)	依頼では値無しとする。
[1251]明細別備考欄 1回目	M(16)	mix 属性。
[1251]明細別備考欄 2回目	M(16)	mix 属性。
[1279]建設資機材コード	X(40)	
[1401]設計記号・機器記号	M(12)	mix 属性。
[1402]工種・科目コード	M(12)	mix 属性。
[1403]部位区分	M(12)	mix 属性。
[1292]定価	N(12.1)	
[1293]単価掛率	N(3.1)	
[1404]仕分け区分	M(24)	mix 属性。

3.4 二種類の間中ファイルの相互変換方法

BCS.CSV 互換および CI-NET LiteS 互換の両中間ファイルの相互変換処理は、おおよそ以下の通りとなる。また、両ファイルでフィールド・セパレータが異なる(カンマ区切りとタブ区切り)点にも対応が必要である。

(1) 全体情報中間ファイルの相互変換

- ・BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、先頭の項目(=ZZZZZ)を削除する。
- ・逆向きの変換では、先頭に全体・明細の識別(=ZZZZZ)を挿入する。

BCS.CSV互換中間ファイル	CI-NET LiteS互換中間ファイル
全体/明細の識別	
[1]データ処理No.	[1]データ処理No.
[2]情報区分コード	[2]情報区分コード
[3]データ作成日	[3]データ作成日
[4]発注者コード	[4]発注者コード
[5]受注者コード	[5]受注者コード
[1197]サブセット・バージョン	[1197]サブセット・バージョン
[9]訂正コード	[9]訂正コード
[1006]工事コード	[1006]工事コード
[1007]帳票No.	[1007]帳票No.
[1008]帳票年月日	[1008]帳票年月日
[1009]参照帳票No.	[1009]参照帳票No.
[1013]受注者名	[1013]受注者名
[1024]発注者名	[1024]発注者名
[1042]工事場所・受渡場所名称	[1042]工事場所・受渡場所名称
[1045]取引件名(注文件名)	[1045]取引件名(注文件名)
[1070]見積有効期限年月日	[1070]見積有効期限年月日
[1140]見積有効期間	[1140]見積有効期間
[1088]明細金額計	[1088]明細金額計
[1096]消費税額	[1096]消費税額
[1097]最終帳票金額	[1097]最終帳票金額
[1179]帳票データチェック値 1回目	[1179]帳票データチェック値 1回目
[1179]帳票データチェック値 2回目	[1179]帳票データチェック値 2回目
[1179]帳票データチェック値 3回目	[1179]帳票データチェック値 3回目
[1179]帳票データチェック値 4回目	[1179]帳票データチェック値 4回目
[1179]帳票データチェック値 5回目	[1179]帳票データチェック値 5回目
[1179]帳票データチェック値 6回目	[1179]帳票データチェック値 6回目
[1179]帳票データチェック値 7回目	[1179]帳票データチェック値 7回目
[1179]帳票データチェック値 8回目	[1179]帳票データチェック値 8回目
[1179]帳票データチェック値 9回目	[1179]帳票データチェック値 9回目
[1136]備考	[1136]備考

図 B. II .3-4 全体情報中間ファイルの相互変換

B. II .建築見積

(2) 明細情報中間ファイルの相互変換

(2-1) レコード内の位置の変更

次図にならい、レコード内のデータ項目位置の変更等を行う。

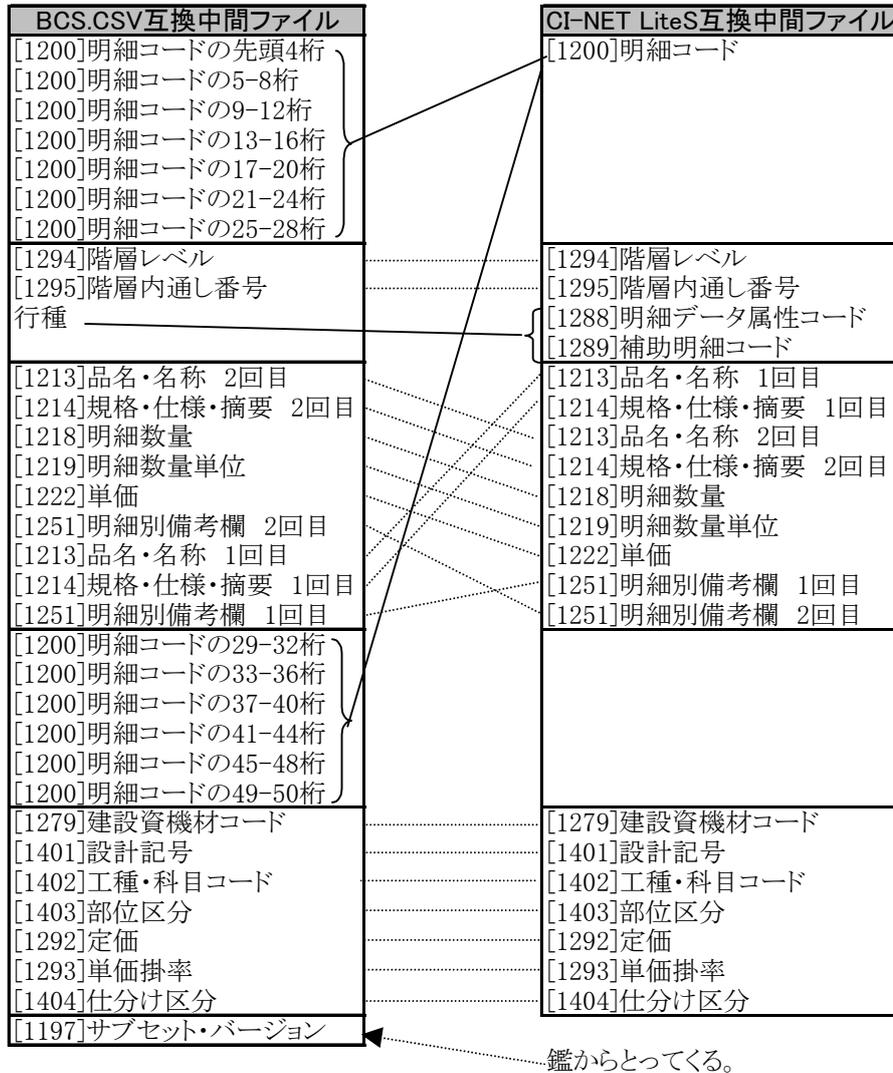


図 B. II .3-5 明細情報中間ファイルの相互変換

■ 点線は、位置の変更のみであり、値の変換は伴わない。

■ [1200]明細コードについては、以下に例示するような値の変換が必要である。

【例】

BCS.CSV 互換1、2、3、4、5、6、7...(省略)...8、9、10、11、12

CI-NET Lites 互換000100020003000400050006000700080009001000110012

■ [1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードについては、「表 B. II .3-3 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」」に示す値の変換を行う。

【留意事項】 行種の変換に際する留意点

- ・BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、行種 A は、建築見積依頼・回答メッセージの明細行種類（[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによって定まるもの）に一意に対応しない。このため、変換に際しては、前後の明細行の行種等から判断して適切な変換を決定する必要がある（下表例）。

表 B. II. 3-5 BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向き変換時の
A 行の変換処理例

BCS.CSV 互換 中間ファイル	建築見積依頼・回答メッセージでの明細行種類 (=CI-NET LiteS メッセージでの明細行種類)	
A	総括明細コメント行 (0,80)	・同一階層レベルの兄弟に P 行が存在する場合、総括明細コメント行であると判断する。
	内訳明細仕様行 (5,01～5,49)	・自行と同一値の[1200]明細コードを持つ D 行が存在する場合、内訳明細仕様行であると判断する。
	内訳明細コメント行 (5, 80)	・上記のいずれにも該当しない A 行は、内訳明細コメント行であると判断する。

(2-2) T 行、N 行等の挿入、削除

建築見積依頼・回答メッセージでは BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行に相当する「終端行」を使用しないため、相互の変換においては、これらの付け外しが必要となる。

① BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では以下が必要である。

- 明細書全体の親となる P 行（[1200]明細コードでソートした場合の先頭行）を、CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。
- T 行、N 行を CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。

② CI-NET LiteS 互換中間ファイル→BCS.CSV 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では、T 行、N 行を必要な箇所に生成、挿入して BCS.CSV 互換中間ファイルに書き出す処理を行う。この場合の処理例の概要を示す。

- CI-NET LiteS 互換中間ファイル（鑑部）の[1045]取引件名、[1088]明細金額合計、[1197]サブセット・バージョン等の値を、BCS.CSV 互換中間ファイルの第 1 行に P 行として書き出す。
- CI-NET LiteS 互換中間ファイル（明細部）を[1200]明細コードによりソートする。

B. II .建築見積

- (c) ソート後の各行に対し以下の処理を行う。
- 自行の階層が前行より浅ければ、
 - 前行の階層レベルと自行の階層レベルの差に相当する数の終端行を書き出す。書き出すべき終端行が T 行か N 行かの判定は、階層を遡って把握する。
 - 終端行を書き出した後に自行を書き出す。
 - 自行の階層が前行と同階層ならば、
 - 前行が総括明細本体行ならば、前行の長男として T 行を書き出す。
 - 前行がエレメント親、別紙親、代価親行ならば、前行の長男として N 行を書き出す。
 - 自行を書き出す。
- (d) 末尾に、先頭行に対応する T 行を書き出す。

B.情報表現規約

Ⅲ. 設備見積メッセージ

B.Ⅲ.設備見積

Ⅲ. 設備見積メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

設備見積 EDI のデータ交換手順の概要を説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者(以下「受注者」という。)に対して価格の見積を依頼する場合、「設備見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様など見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「設備見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

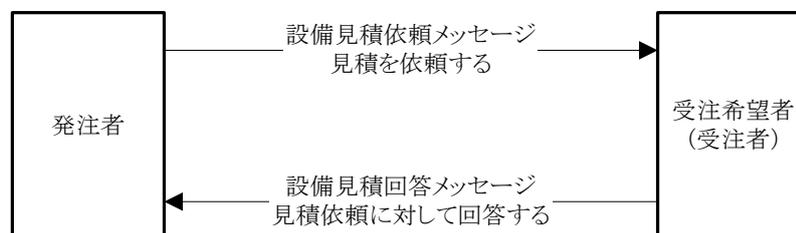


図 B.Ⅲ.1-1 設備見積業務 EDI のデータ交換手順

B.Ⅲ.設備見積

2. メッセージ

2.1 メッセージのキー項目

(1) 取引を特定するデータ項目 —設備見積依頼と設備見積回答との対応—

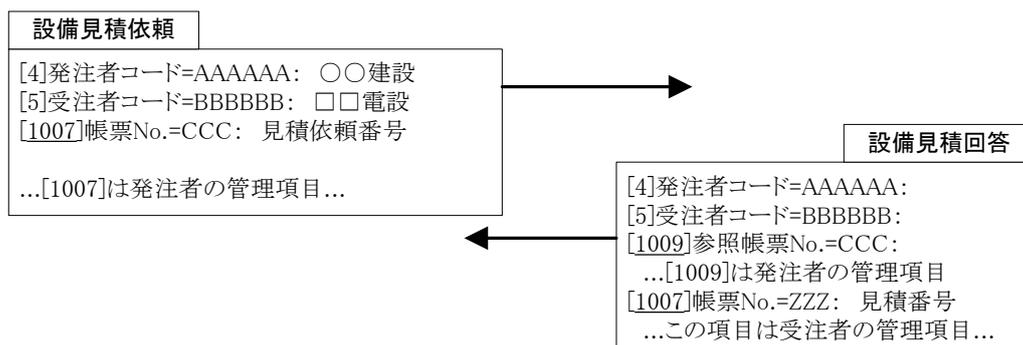
下表の項目は、設備見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- どの発注者が : [4]発注者コード
- どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- どの見積依頼か : [1007]帳票 No.、あるいは[1009]参照帳票 No.

を表す。

表 B.Ⅲ.2-1 設備見積依頼と設備見積回答の対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
設備見積依頼	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1007]帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> • [4]発注者コードには、発注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 • [5]受注者コードには、受注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 • [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個々の見積依頼の管理番号(見積依頼番号)を記載する。
設備見積回答	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1009]参照帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> • [4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 • [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する設備見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。

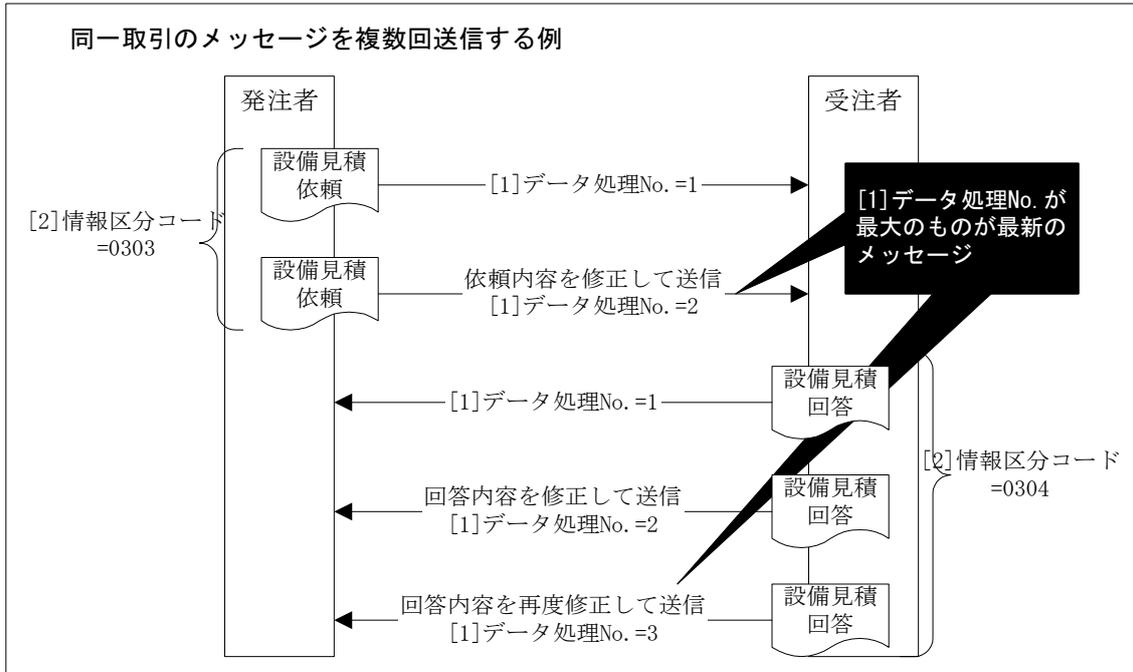


図B.Ⅲ.2-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による設備見積依頼/回答の対応

B.Ⅲ.設備見積

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う(次図参照)。[1]データ処理 No.は昇順の自然数とする。



図B.Ⅲ.2-3 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.Ⅲ. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

表 B.Ⅲ.2-2 明細情報部分の利用区分

タグ	データ項目名	利用区分									
		総括明細				見積条件等		内訳明細			
		本体行	仕様行	計行	コメント行	見積条件	メーカーリスト	本体行	仕様行	計行	コメント行
1200	明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1288	明細データ属性コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1289	補助明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1203	明細別取引区分コード	○						○			
1279	建設資機材コード	○		●				●		●	
1280	コード送信側変換結果コード	○		●				●		●	
1281	建設資機材標準名称	○		○				○		○	
1282	コード受信側変換結果コード	○		●				●		●	
1211	摘要コード	○						○			
1213	品名・名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1214	規格・仕様・摘要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1218	明細数量	●			○			●			○
1219	明細数量単位	●			○			●			○
1222	単価	●			○			●			○
1223	明細金額	●		○	○			●		○	○
1292	定価	○						○			
1251	明細別備考欄	○						○			

【凡例】

■利用区分

- ;メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
- ;メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。
- 空欄;当該メッセージでは使用してはならないデータ項目。

B.Ⅲ.設備見積

2.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

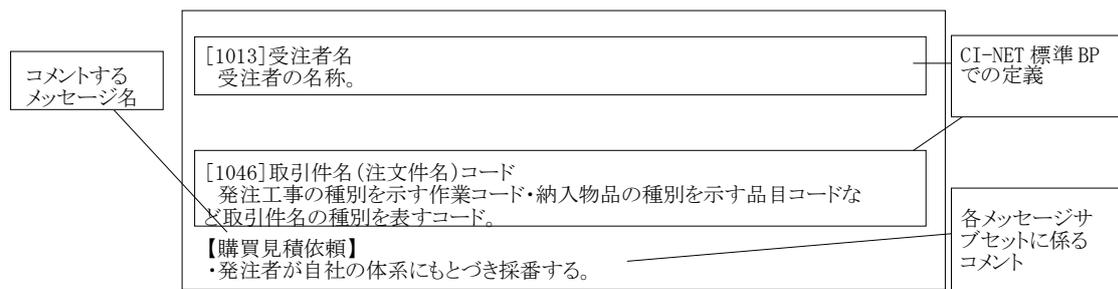


図 B.Ⅲ.2-4 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1)メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【設備見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

【設備見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ.2-3 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
設備見積依頼	0303
設備見積回答	0304

B.Ⅲ.設備見積

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

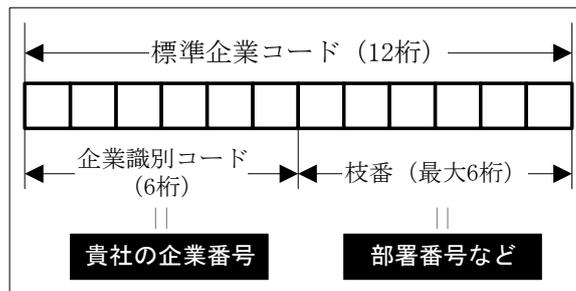
- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。
 YYYY: 西暦年 4桁
 MM: 月 2桁
 DD: 日 2桁

【例】20000401

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- ・標準企業コードの上 6 桁 (6 桁固定) は、(財)日本情報処理開発協会 電子商取引推進センターが管理する企業識別コード、下 6 桁 (最大 6 桁) は発注側企業が自由に採番できる枝番とする。
- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者から受注者へ通知しておく。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。



図B.Ⅲ.2-5 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード:
6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは電子商取引推進センターが発番、管理する。
- ・枝番:
各企業のコンピュータ・センタ、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- ・標準企業コードの上 6 桁 (6 桁固定) は、電子商取引推進センターが管理する企業識別コード、下 6 桁 (最大 6 桁) は受注側企業が自由に採番できる枝番とする。
- ・CI-NET 導入に先立ち、受注者から発注者へ通知しておく。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- 以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ.2-4 サブセット・バージョン

メッセージの種類	[1197]サブセット・バージョン
設備見積依頼	REQSET02.00
設備見積回答	QUOSET02.00

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- 「1」を記載する。
- 既に送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。こうした場合に、既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理No.により行う。[1]データ処理No.による識別方法は、「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1006]工事コード

工事場所、受渡場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- 発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- 設備見積回答メッセージでは、対応する設備見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- 以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ.2-5 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
設備見積依頼	見積依頼番号； 発注者が自身の管理番号として独自に発番する。
設備見積回答	見積番号； 受注者が自身の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- YYYYMMDD フォーマットを使用する。
 YYYY: 西暦年 4桁
 MM: 月 2桁
 DD: 日 2桁
- 以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ.2-6 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
設備見積依頼	発注者が見積を依頼する年月日。
設備見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

B.Ⅲ.設備見積

[1009]参照帳票 No.
注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- 以下のルールに従う。
「2.1(1)取引を特定するデータ項目【注意事項】」を参照。

表 B.Ⅲ.2-7 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
設備見積依頼	再見積依頼の場合に限り、受注者が発番した見積番号(対応する設備見積回答メッセージの[1007]帳票 No.)を記載する。
設備見積回答	発注者が発番した見積依頼番号(対応する設備見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.)を記載する。

[1010]参照帳票年月日
注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

- YYYYMMDD フォーマットを使用する。
YYYY: 西暦年 4桁
MM: 月 2桁
DD: 日 2桁

- 以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ.2-8 参照帳票年月日

メッセージの種類	[1010]参照帳票年月日
設備見積依頼	再見積依頼の場合に限り、受注者が見積を回答した年月日(対応する設備見積回答メッセージの[1008]帳票年月日)を記載する。
設備見積回答	発注者が見積を依頼した年月日(対応する設備見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日)を記載する。

(1-2)見積内容を表すデータ項目

[1181]帳票名称

伝送するメッセージデータの名称。【例】〇〇社△棟電気設備工事見積書その2

- ・本データ項目は設備見積依頼/回答メッセージでは使用しないことが推奨される。
- 次バージョンの改訂時には、本データ項目は削除される予定である。

[1013]受注者名

受注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所、担当部署、作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の電話番号。市外局番を含む。

【例】 03-5473-4573
03(5473)4573
0354734573

[1024]発注者名

発注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所、担当部署、作業所などの名称。

【例】本店積算部積算課

B.Ⅲ.設備見積

[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1372]工種・科目コード
帳票データの工種、科目を表すコード。

- ・現時点では標準コードが制定されていないが、次表の7桁のコードを遵守することが望ましい。
- ・工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、その場合は8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。

表 B.Ⅲ.2-9 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.Ⅲ.2-10 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1042] 工事場所・受渡場所名称

工事場所・受渡場所(納入場所)の正式名称。

- ・工事場所、物件、作業所の場所などを記載する。

【例】振興ビル新築工事作業所

[1016] 工事場所・受渡場所郵便番号

工事場所・受渡場所(納入場所)の郵便番号。

- ・主に作業所の住所を記載する。
- ・受注者側で工事物件の所在地把握に利用するため、設備見積依頼メッセージには可能な限り記

B.Ⅲ.設備見積

載しなければならない。

[1043]工事場所・受渡場所住所
工事場所・受渡場所(納入場所)の住所。

・主に作業所の住所を記載する。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1041]工事場所・受渡場所電話番号
工事場所・受渡場所(納入場所)の電話番号。

[1182] 工事場所・受渡場所 FAX 番号
工事場所・受渡場所(納入場所)の FAX 番号。

[1371]工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)
工事場所・受渡場所(納入場所)が所在する都道府県および市区町村を表す JIS コード。
上 2 桁に JIS 都道府県コード(JIS X-0401)を、下 3 桁に JIS 市区町村コード(JIS X-0402)を記載する。

- ・主に作業所の電話番号、FAX 番号、都道府県コード、市区町村コードを記載する。
- ・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。
- ・受注者側で工事物件の所在地把握に利用するため、設備見積依頼メッセージには可能な限り記載しなければならない。

[1045]取引件名(注文件名)
発注工事の名称、納品物品の名称など取引の名称。

- ・見積対象となる工事、工種の名称を記載する。【例】給排水衛生設備工事。
- ・なお、見積帳票記載上の慣行に倣って「○○ビル新築工事にともなう給排水衛生設備工事」といったように物件名を含めて記載してもよい。

[1139]工期・納期指定
工期、納期に関する条件を文面で表す。(例:「至急納品」)

【例】自：2003年4月1日 至：2003年9月30日

[1056]支払条件
支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・発注者は、設備見積依頼メッセージのこのデータ項目に、自身が要求する支払条件を記載する。
- ・受注者は、設備見積回答メッセージのこのデータ項目に、自身が要求する支払条件を記載する。

【例】従来通り

[1069]受注者側見積・契約条件
受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

- ・本データ項目は設備見積依頼/回答メッセージでは使用しないことが推奨される。次バージョンの改訂時には、本データ項目は削除される予定である。
- ・見積条件は明細行の[1213]品名・名称あるいは[1214]規格・仕様・摘要に記載する。見積条件を記載する明細行は、当該行が見積条件行であることを明らかにするため[1288]明細データ属性コード=1とする(詳細は「(3)明細部のデータ項目:階層構造を表すデータ項目」を参照)。

[1174]発注者側見積・契約条件
発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

[1140]見積有効期間
見積書の有効期間を文面で表す。
【例】 平成15年4月1日
2003年4月1日
提出後15日間

[1141]見積提出期限年月日
見積書の提出期限の年月日。
・年月日による記載とし、時分秒は使用しない。

[57]消費税コード
[1088]明細金額計について税抜き、税込を示すコード。
・CI-NET 標準BP「3.2.3.10 消費税コード」(下表)に準拠する。
・ただし、消費税コード=3(内税、外税混在は使用しない)。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ.2-11 消費税コード

分類	内容	[57]消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み(内税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き(外税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

[1088]明細金額計
[1223]明細金額の合計。
・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は「(3)明細部のデータ項目:階層構造を表すデータ項目」を参照。
・単位は円。

[1089]明細金額計調整額
[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
・単位は円。

[1090]調整後明細金額計
[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。
・単位は円。

B.Ⅲ.設備見積

[59]課税分類コード
課税、非課税取引を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ.2-12 課税分類コード

分類	[59] 課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

[1096]消費税額
[1090]調整後明細金額計に対する消費税の合計。
・小数点以下切り捨て。
・単位は円。

[1097]最終帳票金額
[1090]調整後明細金額計+[1096]消費税額。
・単位は円。

[1136]備考
帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。
・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
【例】詳細については現場打ち合わせ

(1-3)その他のデータ項目

[55]自由使用欄

各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- 本データ項目は設備見積依頼/回答メッセージでは使用しないことが推奨される。
次バージョンの改訂時には、本データ項目は削除される予定である。

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

例】全明細行数などをセットする。

- 将来の活用のために確保するものであり、当面使用しない。

[1383]受注者専用使用欄

受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- 設備見積依頼メッセージで、設備見積回答メッセージを受けて再度の見積依頼を行う場合などは、対応する設備見積回答メッセージの値を変更せず送信する。

[1384]発注者専用使用欄

発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- 設備見積回答メッセージでは、対応する設備見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

B.Ⅲ.設備見積

(2) 明細情報部分のデータ項目：見積内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード
明細別の購入、支給品、レンタル、リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP「3.2.3.8.3 取引区分コード」(下表)に準拠する。

表 B.Ⅲ.2-13 取引区分コードリスト

取引区分コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

[1279]建設資機材コード
建設資機材に対して採番された中間コード。

・建設資機材コードは、建設資機材に対して採番された可変長(固定長部分+可変長部分)コードである。

2008年6月現在、道路資機材分野、電気設備分野、機械設備分野についてはスペック・レベルまで採番を終えている。その他の分野については大分類項目レベルまでのみ仮採番を行っている。

このコードの構造は以下の通りである。建設資機材を、「分野」、「大分類」、「中分類」、「小分類」、「細分類」という5つの分類項目により階層的に表現している。また、スペックとは、コード化の表現方法を定めた「書式」を指す。実際にEDIメッセージとして表現するためには、この書式に従って展開(スペックの書式に数字を入れ込むこと)する必要がある。

B.Ⅲ.設備見積

表 B.Ⅲ.2-16 建設資機材コード 大分類コード表(仮採番を含む)

分野名	大分類名	分野・大分類 コード	採番概数	備考
共通資材	塗料	1010	約860	
	仮設	1020		
	土工	1025		
	基礎・地業	1030		
	コンクリート	1040		
	骨材	1050		
	型枠	1060		
	鉄筋	1070		
	鉄骨	1080		
	共用その他	1090		
	土木資材	河川・砂防・ダム		
道路・舗装		2010		
橋梁・トンネル		2020		
セグメント		2025		
上・下水道		2030		
造園・緑化		2040		
港湾・海岸		2050		
土地改良		2060		
防水		2080		
土木資材その他		2090		
建築資材		組積	3005	0
	防水	3007		
	石材	3010		
	タイル	3015		
	木工	3017		
	屋根材	3020		
	建築金物	3025		
	左官材	3030		
	仕上塗材	3035		
	木製・樹脂製建具	3040		
	金属製建具	3045		
	建具金物	3050		
	ガラス	3055		
	内・外装材	3060		
	仕上ユニット	3065		
	外構材	3070		
建築資材その他	3090			
電気設備	配線	4005	約31,200	
	配管路・ダクト(電気)	4010		
	配電機器	4020		
	照明器具	4030		
	通信機器	4040		
	防災機器	4050		
	外線・接地	4060		
	電気設備その他	4090		
	電気設備工事	4070		

B.Ⅲ.設備見積

分野名	大分類名	分野・大分類 コード	採番概数	備考
機械設備	機器設備	5005	約 117,000	
	ダクト設備	5010		
	配管設備	5020		
	衛生器具設備	5030		
	保温工事	5070		
	塗装工事	5080		
	専門工事	5090		
	付帯工事	5093		
	機械設備その他	5098		
	建設機械・工具	建設機械		
機械工具		6020		
測定機器		6030		
公害防止		6040		
建設機械・工具その他		6090		
公害防止、環境保全、 用土資材	公害防止・環境保全資材	6310	約10	
	用度資材	6320		
	公害防止・環境保全・用度 資材その他	6390		
各種料金	賃金	8010	0	
	運賃	8020		
	各種費用	8030		
工事費	共通工事費	9005	約250	
	土木工事費	9010		
	建築主体工事費	9020		
	建築仕上工事費	9026		
	防水工事費	9027		
	建築屋外工事費	9030		
	電気設備工事費	9040		
	機械設備工事費	9050		
	昇降設備工事費	9055		
	その他の機械設備工事費	9059		
	共通経費	9090		
その他	計	9810	約10	

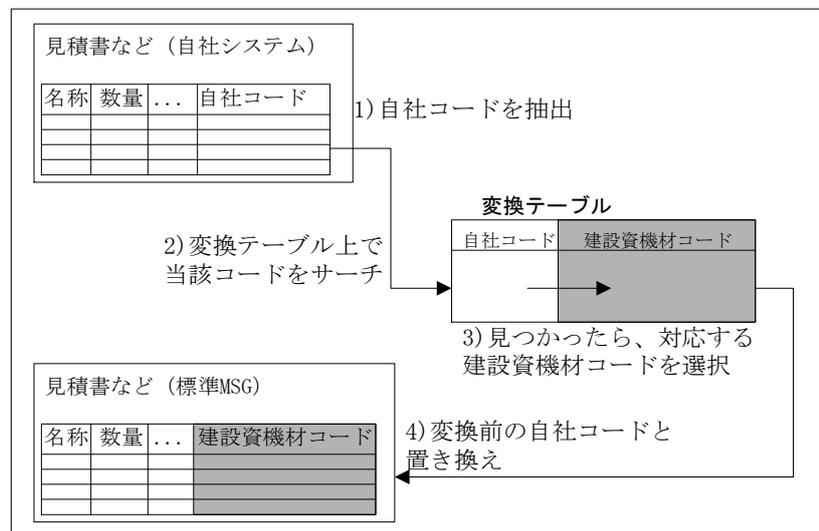
B.Ⅲ.設備見積

[1280]コード送信側変換結果コード
 建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。
 コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- ・[1279]建設資機材コードを使用する明細行のみ記載する(必須)。
- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.23 コード送信側変換結果コード」(下表)に準拠する。

表 B.Ⅲ.2-17 コード送信側変換結果コード

分類	[1280] コード送信側変換結果コード
正常変換	0
該当する建設資機材コードがコード変換テーブルに無し	1
該当する自社コードがコード変換テーブルに無し	2
自社コードがセットされていない	3



図B.Ⅲ.2-6 コード送信側変換結果コードの設定方法

- ・上図 1)の段階において自社コードがセットされていない場合は、コード送信側変換結果コード=3。
- ・上図 2)のサーチにおいて、変換テーブル上に当該の自社コードが無ければ、コード送信側変換結果コード=2。
- ・上図 2)のサーチで当該の自社コードにヒットしたものの、対応する建設資機材コードが変換テーブルに記載されていない場合は、コード送信側変換結果コード=1。

[1281]建設資機材標準名称
 建設資機材の標準名称。

- ・http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/members/code_dl.htmlからダウンロードできる「変換テーブルデータ」において、

1～40 byte:	建設資機材コード	
42～161 byte:	建設資機材標準名称	である。

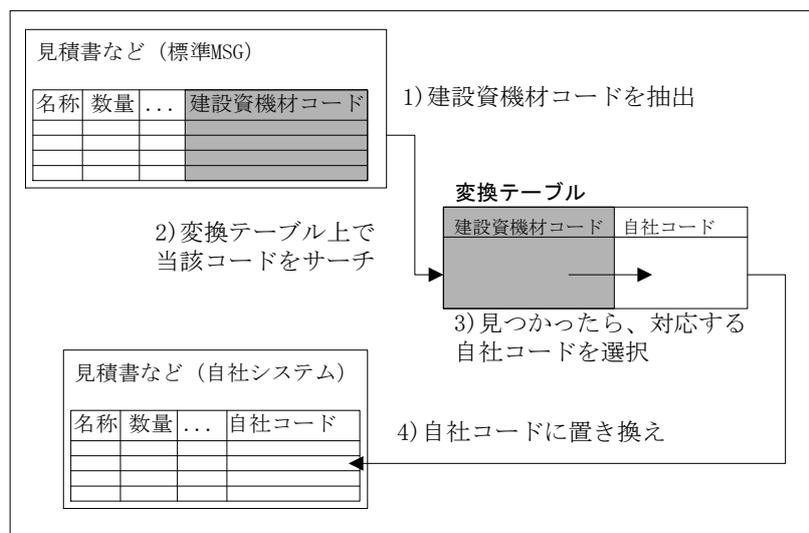
[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。
コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.24 コード受信側変換結果コード」(下表)に準拠する。
- ・メッセージを受信した側が処理するものであり(一般的には受信側企業のトランスレータがこの処理を行う)、送信者はメッセージ上にこの値を記載しない。

表 B.Ⅲ.2-18 コード受信側変換結果コード

分類	[1280] コード受信側変換結果コード
正常変換	0
該当する自社コードが変換テーブルに無し	1
該当する建設資機材コードが変換テーブルに無し	2
建設資機材コードがセットされていない	3
建設資機材コードの分野～細分類で変換を行った	4
建設資機材コードの分野～小分類で変換を行った	5
建設資機材コードの分野～中分類で変換を行った	6
建設資機材コードの分野～大分類で変換を行った	7
建設資機材コードの分野までで変換を行った	8



図B.Ⅲ.2-7 コード受信側変換結果コードの設定方法

- ・上図 1)の段階において建設資機材コードがセットされていないならば、コード受信側変換結果コード=3。
- ・上図 2)のサーチにおいて、変換テーブル上に当該の建設資機材コードが無ければ、コード受信側変換結果コード=2。
- ・上図 2)のサーチで当該の建設資機材コードにヒットした場合、そのヒットの程度(分野のみのヒット～14桁全てでのヒット)に応じて、コード受信側変換結果コード=4～8。
- ・ただし、ヒットしたものの、対応する自社コードが変換テーブルに記載されていないならば、コード受信側変換結果コード=1。

B.Ⅲ.設備見積

[1211]摘要コード

将来の統一規格、仕様、摘要コードのための空きエリア。

- [1279]建設資機材コードでは表すことができない規格、仕様、摘要を表すコード。例えば次のような建設資機材が該当する。

新製品
加工品
特注品
ユニット(組合せ品)

- 摘要コードは次の規則による。データ長最大 54 byte。

表 B.Ⅲ.2-19 摘要コード

	摘要属性	セパレータ "&"	摘要
byte 数	3	1	最大 50 byte (可変長)

摘要属性

建設資機材の属性(上記新製品、加工品など)を 3 byte 固定で表現する。

コードリスト(次表)のコードを使用する。

摘要

相対で取り決めているコード(型番、図面ごとの通し番号、製品名など)を 1 byte 系文字列で記述する可変長のフリーエリア。摘要を伝送する必要がある場合には、摘要属性の直後に"&"を付加し、その後に摘要を続ける。なお、摘要属性のみを伝送する場合には"&"を付加しない。

【コードリスト】

摘要属性(摘要コードの上 3 桁)のコードリストは次表のとおりである。

表 B.Ⅲ.2-20 摘要属性コードリスト

分類	摘要属性コード
新製品	010
加工品	020
特注品	030
ユニット(組合せ)品	040
相対取引	050
自由使用エリア(当事者間で取り決めて使用できるエリア)	100~999

【例】

(例 1)「自動車」で、相対取引による型番(A001)を表す場合。

[1279]建設資機材コード: 60905000000000 (「自動車」を表す)

[1211]摘要コード: 050&A001 (相対の取決めで型番は A001)

(例 2)「照明器具」で、図面ごとに通し番号を表す場合。

[1279]建設資機材コード: 40300000000000 (「照明器具」を表す)

[1211]摘要コード: 050&000010

(相対の取決めで通し番号 000001 を表す)

(例 3)ブルドーザの新製品「X(製品名)」を表す場合。

[1279]建設資機材コード: 60100300100000 (ブルドーザを表す)

[1211]摘要コード: 010 (新製品を表す)

[1213]名称: 製品名 X

[1213]品名・名称

品名、費目、工事科目名など名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・[1214]規格・仕様・摘要との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、使用などの摘要。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・[1213]品名・名称との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・数量が1の場合も省略してはならない(1を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【注意事項】単位の記載について」を遵守する。
- ・一部の資材に関しては、次表に指定された単位を使用しなければならない。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

B.Ⅲ.設備見積

表 B.Ⅲ.2-21 [1219]明細数量単位に使用可能な単位(資機材種類別)

分野	No.	資機材	建設資機材コード	使用可能単位	備考
電気設備	1	電線類	40050100000000～ 40050899999999	m 本	
	2	電線管	40100100000000～ 40100102199999	m 本	付属品を除く
	3	ダクト	(バスダクト) 40100300100000～ 40100300199999 (ライティングダクト) 40100300300000～ 40100300399999 (フロアダクト) 40100300600000～ 40100300699999	m 本 個	
	4	ケーブルトラフ	40100700100000～ 40100700399999	m 本 個	
	5	線び レースウェイ	(一種金属製) 40101300100000～ 40101300199999 (合成樹脂製) 40101300300000～ 40101300399999 (二種金属製) 40101300500000～ 40101300599999	m 本	
	6	ケーブルラック	(鋼板製) 40101700100000～ 40101700199999 (アルミ製) 40101700300000～ 40101700399999 (鋼板製 亜鉛メッキ) 40101700500000～ 40101700599999 (ステンレス製) 40101700700000～ 40101700799999 (亜鉛鍍金) 40101700900000～ 40101700999999	m 本	
機械設備	7	ダクト設備	50100500000000～ 50100509999999	m m ²	
	8	铸铁管	50201100000000～ 50201109999999	m 本 個	*1
	9	排水用 耐火二層管	50201701000000～ 50201701099999	m 本	
	10	ヒューム管	50201751000000～ 50201751099999	m 本	
	11	コンクリート製 透水管	50201753000000～ 50201753099999	m 本	
	12	その他の 配管材	50200100000000～ 50201999999999	m	*2
	13	配管材料	50200100000000～ 50201999999999	m 本 個 組	*3
	14	チャンバー ボックス	50101500000000～ 50101509999999	m m ²	*4

*1 配管材料(継手類、接合材、支持金物、スリーブ)を除く。

*2 配管材料(継手類、接合材、支持金物、スリーブ)を除く。

また、No.8(铸铁管)、No.9(排水用耐火二層管)、No.10(ヒューム管)、および No.11(コンクリート製透水管)を除く。

*3 配管材料(継手類、接合材、支持金物、スリーブ)のみ該当。

*4 チャンバー類のボックスのみ該当。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・単位は円。
- ・[1218]明細数量が 1 の場合も単価は記載する。
- ・本体行が別途工事や建築工事等の取引となる場合、"0"を記載する。

[1223]明細金額

[1218]明細数量 × [1222]単価。

- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1292]定価

資機材の定価。

- ・単位は円。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・別途工事や建築工事等の明細別取引区分文字があれば記載する。
- ・その他、当該行のコメントがあれば記載する。

B.Ⅲ.設備見積

(3) 明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

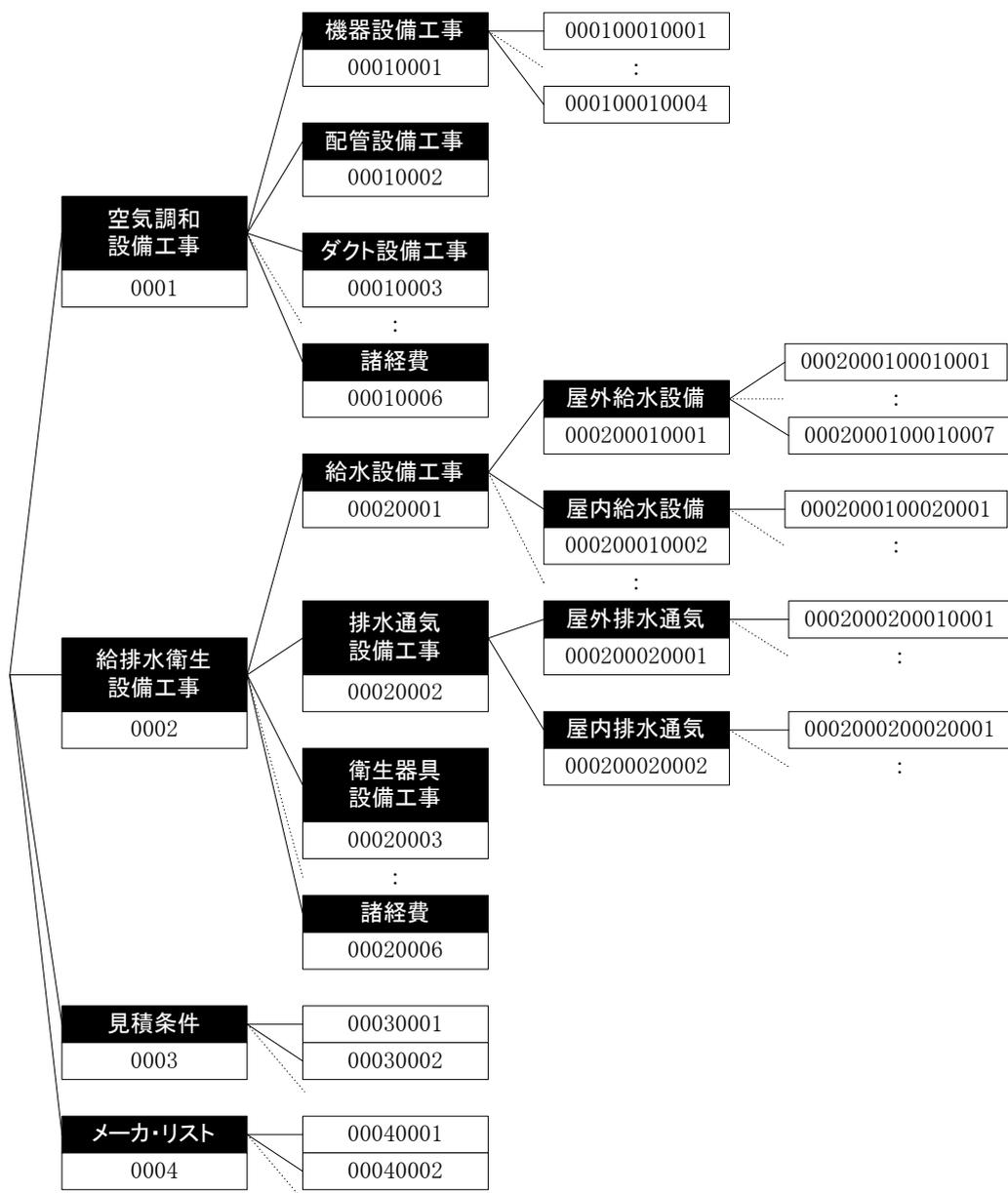
【階層表現のルール】

- ・「CI-NET 標準 BP」の「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
- ・[1200]明細コードは、データの先頭(左側)から 4 桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- ・同一の親を持つ明細データ(以下「同一階層内」という。)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01～49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4 桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:00010001
誤: _1_1 (“_”はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:00010001
誤:000100010000
誤:00010001_____ (“_”はスペースを表す)

【例】



図B.Ⅲ.2-8 階層構造の例

B.Ⅲ.設備見積

[1288]明細データ属性コード
 [1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅲ.2-22 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカーリスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

設備見積メッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

①エレメント・別紙・代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②総括明細行 ([1288]=0) に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

・種目(棟別、工区別、屋外など)、科目(空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など)、諸経費などを表す明細データを示す。

(用法上の注意)

・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を表す階層で([1288]=0)の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。

・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。

・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「0」または「5」とする。

・建設資機材を表す明細データが「0」となることはない。

③内訳明細行([1288]=5)に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

- ・建設資機材を表す明細データを示す。
- ・内訳明細行「5」の下に明細データを持つことはできない。

(用法上の注意)

- ・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を表す階層で([1288]=5)の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01,02,03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。

B.Ⅲ.設備見積

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。

設備見積メッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件等([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を表す。

表 B.Ⅲ.2-24 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積 条件 等	見積条件	1	80	・1階層下に明細データを持つことができる。
	メーカ・リスト	2	80	・1階層下に明細データを持つことができる。
	自由採番	3	80	・1階層下に明細データを持つことができる。
	自由採番	4	80	・1階層下に明細データを持つことができる。
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01, 02, 03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

B.Ⅲ.設備見積

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル例

(a)基本的な明細データの構成:

(a-1)明細構造順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-2)参照

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し(総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの)を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行([1289]=80)とする。
- ・またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以降の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。(※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第 2 キーとして[1289]補助明細コードを加える)。
- ・上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第 1 キー、[1200]明細コードを第 2 キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

表 B.Ⅲ.2-25 サンプル(a-1) 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	RB-1
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、空調工事の単価
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器	〇〇重工
"	00040003	2	80	ポンプ	□□製作所
"	00040004	2	80	空気調和機	△△重工

B.Ⅲ.設備見積

表 B.Ⅲ.2-26 サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
〃	00010001	0	00	1.機器設備工事	
〃	00010002	0	00	2.配管設備工事	
〃	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
〃	00010004	0	00	4.換気設備工事	
〃	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
〃	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
〃	00020001	0	00	1.給水設備工事	
〃	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
〃	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
〃	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
〃	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
〃	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
〃	00020005	0	00	5.消火設備工事	
〃	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
〃	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
〃	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
〃	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
〃	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
〃	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
〃	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
〃	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
〃	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
〃	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
〃	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
〃	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
〃	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
〃	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
〃	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
〃	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
〃	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
〃	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
〃	0002000100010008	5	00	配管工事	
〃	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
〃	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
〃	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順の場合ページ見出し行を記載することがある。この記載有無は、データ作成側の任意。

見出し行はコメント行として扱う。

内訳明細行の[1200]明細コードの末尾4桁は、見出し行を挿入した分、サンプル(a-1)に較べて繰り下げる。

表 B.Ⅲ.2-27 サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸気式冷温水発生器	RB-1 ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様 冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h 冷水750L/min 12→7度C 温水750L/min 50→55度C 冷温水ポンプ 7.5kw 冷却水ポンプ シスターン組込 燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h 感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共 CHP-1
内訳仕様	000100010001	5	01		
"	000100010001	5	02		
"	000100010001	5	03		
"	000100010001	5	04		
"	000100010001	5	05		
"	000100010001	5	06		
"	000100010001	5	07		
"	000100010001	5	08		
内訳本体	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	
内訳仕様	000100010002	5	01		型式 片吸込渦巻型 65φ×430L/min×15m×2.2kw (3φ-200V) 防振装置共
"	000100010002	5	02		
"	000100010002	5	03		
内訳本体	000100010003	5	00	空調和機	AHU-1 型式 水平型
内訳仕様	000100010003	5	01		
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計	
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010006	5	00	配管工事	
"	0002000100010007	5	00	現場雑費	
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計	
内訳コメント	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
内訳コメント	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は○型にて積算しています。	
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	

仕様行の[1200]明細コードは本体行と同一とする。また、[1289]補助明細コードは01からの連番とする。

小計範囲

小計範囲

内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。

B.Ⅲ.設備見積

B.情報表現規約

IV. 設備機器見積メッセージ

B.IV.設備機器見積

IV. 設備機器見積メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

設備機器見積 EDI のデータ交換手順の概要を説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者(以下「受注者」という。)に対して価格の見積を依頼する場合、「設備機器見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様など見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「設備機器見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

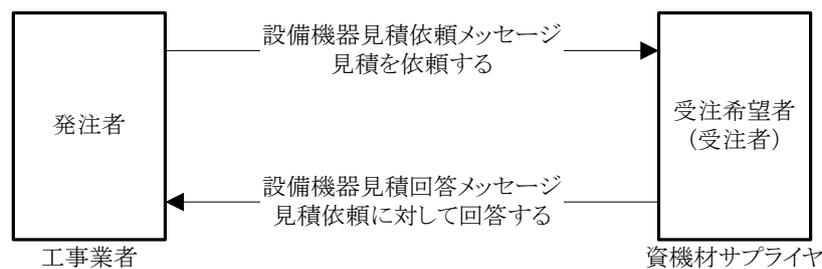
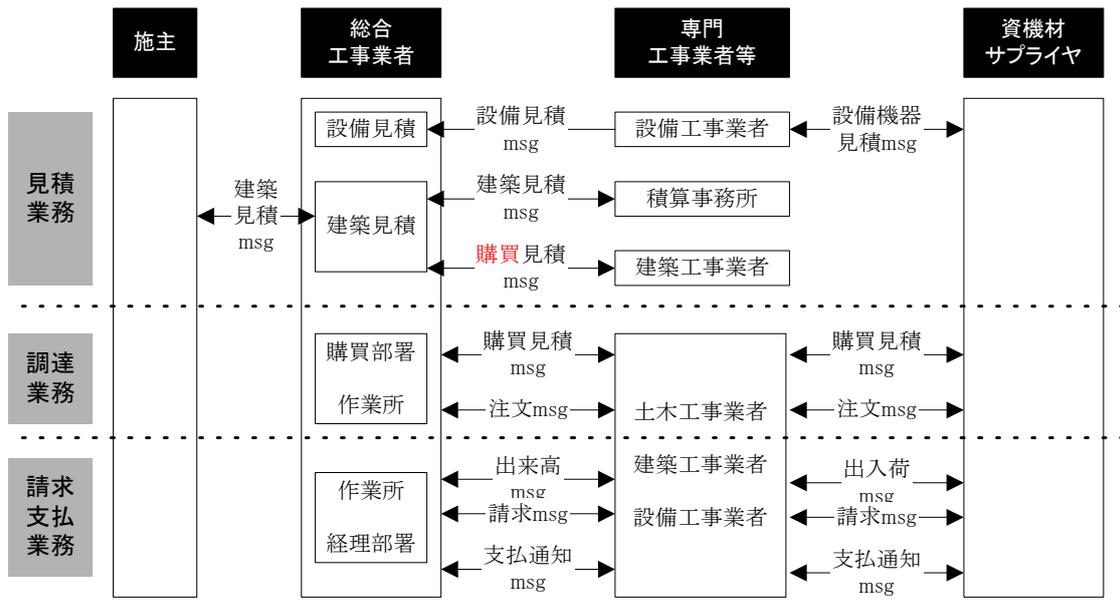


図 B.IV.1-1 設備機器見積業務 EDI のデータ交換手順

CI-NET 設備機器見積 EDI は、次図のように、工事業者(設備工事業者あるいは総合工事業者)が、工事を受注する前段階における見積作成のために、機器、資材の見積を資機材サプライヤに依頼し、それに対して資機材サプライヤが見積を回答する業務を対象とする。

B.IV.設備機器見積



msg: メッセージ

※総合工事業者と資機材サプライヤとの間での取引にともなう見積データ交換も設備機器見積 EDI の対象とするが、図では省略。

図 B.IV.1-2 CI-NET における設備機器見積 EDI の位置づけ

2. メッセージ

2.1 メッセージのキー項目

(1) 取引を特定するデータ項目 — 設備機器見積依頼と設備機器見積回答との対応 —

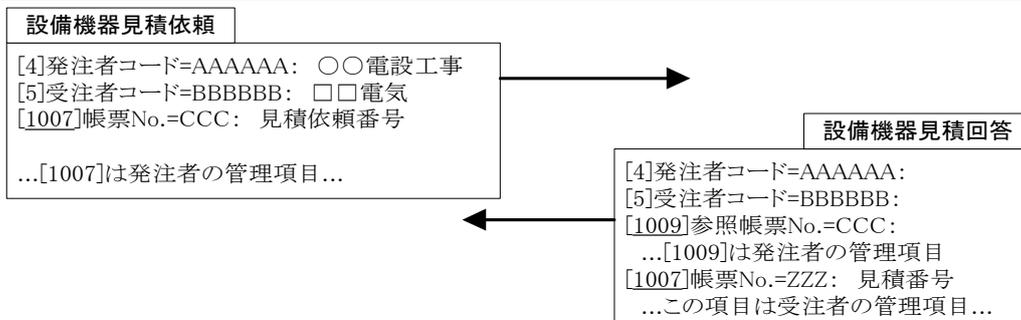
下表の項目は、設備機器見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・どの発注者が : [4]発注者コード
- ・どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- ・どの見積依頼か : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.

を表す。

表 B.IV.2-1 設備機器見積依頼と設備機器見積回答の対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
設備機器見積 依頼	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1007]帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> ・[4]発注者コードには、発注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 ・[5]受注者コードには、受注者の企業、部署を表す標準企業コードを記載する。 ・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個々の見積依頼の管理番号(見積依頼番号)を記載する。
設備機器見積 回答	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1009]参照帳票 No.	<ul style="list-style-type: none"> ・[4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する設備機器見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。



図B.IV.2-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による設備機器見積依頼/回答の対応

(2) 同一取引における帳票種類(設備機器見積依頼あるいは回答)の区分

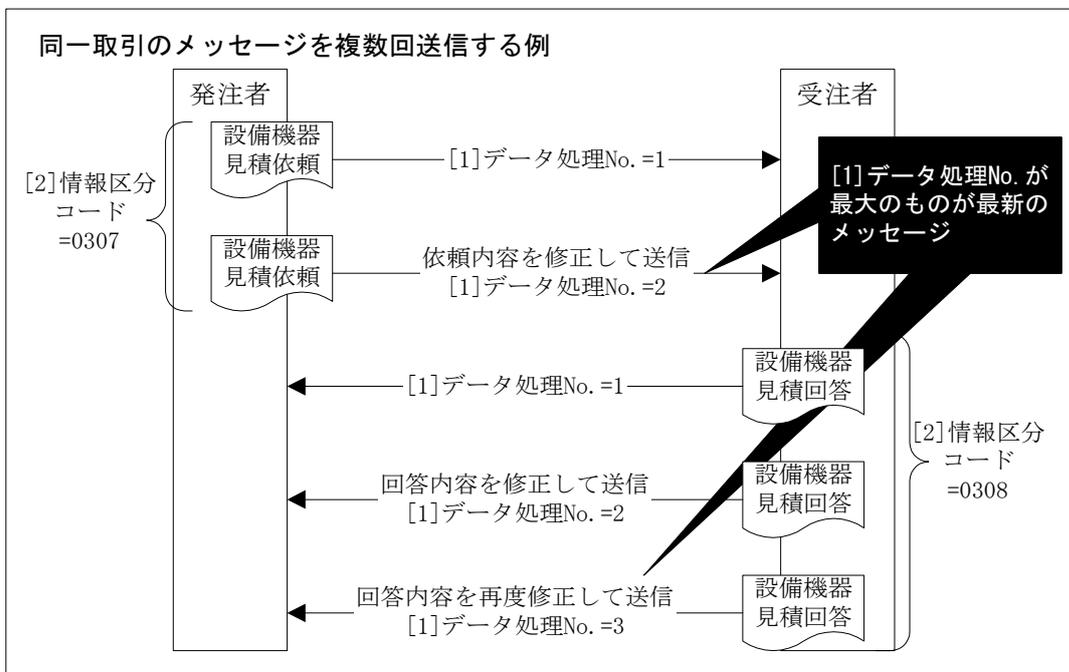
上記(1)で特定される取引において、帳票種類(設備機器見積依頼あるいは回答)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

- [2]情報区分コード: 設備機器見積依頼:0307
- 設備機器見積回答:0308

B.IV.設備機器見積

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う(次図参照)。[1]データ処理 No.は昇順の自然数とする。



図B.IV.2-2 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2 メッセージの使用データ項目

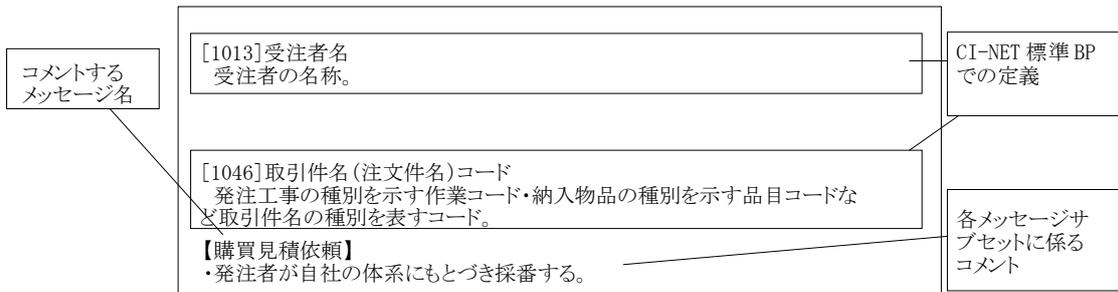
メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

B.IV.設備機器見積

2.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。



図B.IV.2-3 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【設備機器見積依頼】

・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

- ・昇順の自然数とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

【設備機器見積回答】

・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

- ・昇順の自然数とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

・以下のルールに従う。

表 B.IV.2-2 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
設備機器見積依頼	0307
設備機器見積回答	0308

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4桁

MM: 月 2桁

DD: 日 2桁

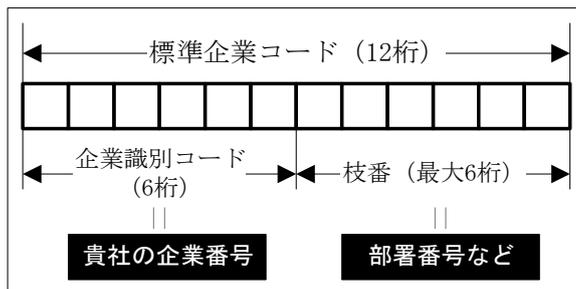
【例】20000401

B.IV.設備機器見積

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- 標準企業コードの上6桁(6桁固定)は、建設産業情報化推進センターが発行する企業識別コード、下6桁(最大6桁)は発注側企業が自由に採番できる枝番とする。
- CI-NET導入に先立ち、発注者から受注者へ通知しておく。
- 取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備機器見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。



図B.IV.2-4 企業識別コードと標準企業コード

- 企業識別コード:
6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが発番、管理する。
- 枝番:
各企業のコンピュータ・センタ、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大6桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所、担当部署、作業所などを示す標準企業コード。

- 標準企業コードの上6桁(6桁固定)は、建設産業情報化推進センターが発行する企業識別コード、下6桁(最大6桁)は受注側企業が自由に採番できる枝番とする。
- CI-NET導入に先立ち、受注者から発注者へ通知しておく。
- 取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備機器見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- 以下のルールに従う。

表 B.IV.2-3 サブセット・バージョン

メッセージの種類	[1197]サブセット・バージョン
設備機器見積依頼	REQKIK02.00
設備機器見積回答	QUOKIK02.00

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- ・「1」を記載する。
- ・既を送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。こうした場合に、既を送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理No.により行う。[1]データ処理No.による識別方法は、「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV.2-4 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
設備機器見積依頼	見積依頼番号；発注者が自身の管理番号として独自に発番する。
設備機器見積回答	見積番号；受注者が自身の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。
 - YYYY: 西暦年 4桁
 - MM: 月 2桁
 - DD: 日 2桁
- ・以下のルールに従う。

表 B.IV.2-5 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
設備機器見積依頼	発注者が見積を依頼する年月日。
設備機器見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV.2-6 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
設備機器見積依頼	記載しない。
設備機器見積回答	発注者が発番した見積依頼番号(対応する設備機器見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.)を記載する。

B.IV.設備機器見積

(1-2) 見積内容を表すデータ項目

(1-2-1) 取引当事者を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所、担当部署、作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所、担当部署、作業所などの連絡用の電話番号。市外局番を含む。

【例】 03-5473-4573
03(5473)4573
0354734573

[1022]受注者担当 FAX 番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354731593
03-5473-1593
03(5473)1593

[1024]発注者名

発注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1028]発注者担当部署名
発注者の事業所、担当部署、作業所などの名称。

【例】本店積算部積算課

[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1030]発注者担当郵便番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1031]発注者担当住所
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎の門4-2-1 虎の門4丁目森ビル2号館

[1032]発注者担当電話番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 03-5473-4573
03(5473)4573
0354734573

[1033]発注者担当FAX番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354731593
03-5473-1593
03(5473)1593

B.IV.設備機器見積

(1-2-2) 取引条件を表すデータ項目

[1042]工事場所・受渡し場所名称
工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

・主に作業所の名称を記載する。

【例】振興ビル新築工事にともなう電気設備工事

[1043]工事場所・受渡し場所住所
工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。

・主に作業所の住所を記載する。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1045]取引件名(注文件名)
発注工事の名称、納品物品の名称など取引の名称。

【例】〇〇社△棟電気設備工事照明器具

[1047]受渡し方法
作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所卸し渡し

[1052]工事・納入開始日
工事・納入の開始年月日
[1053]工事・納入終了日・納入期限
工事・納入の終了年月日。または納入期限の年月日

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1056]支払条件
支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

【例】従来通り

[1069]受注者側見積・契約条件
受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

[1140]見積有効期間
見積書の有効期間を文面で表す。

【例】平成15年4月1日
2003年4月1日
提出後15日間

[1071]運送費用負担

運送費用の負担者を文面で示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

(1-2-3)見積金額を表すデータ項目

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は「(3)明細情報部分のデータ項目:階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後明細金額計に対する消費税の合計。

- ・[1088]明細金額計に対する消費税額の合計、とする。
- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後明細金額計+[1096]消費税額。

- ・[1088]明細金額計+[1096]消費税額。
- ・単位は円。

(1-2-4)その他

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

【例】詳細については現場打ち合わせ

B.IV.設備機器見積

(2) 明細情報部分のデータ項目：見積内容を表すデータ項目

[1279]建設資機材コード
 建設資機材に対して採番された中間コード。
 ・建設資機材コードは、建設資機材に対して採番された可変長(固定長部分+可変長部分)コードである。
 2008年6月現在、道路資機材分野、電気設備分野、機械設備分野についてはスペック・レベルまで採番を終えている。その他の分野については大分類項目レベルまでのみ仮採番を行っている。
 このコードの構造は以下の通りである。建設資機材を、「分野」、「大分類」、「中分類」、「小分類」、「細分類」という5つの分類項目により階層的に表現している。また、スペックとは、コード化の表現方法を定めた「書式」を指す。実際にEDIメッセージとして表現するためには、この書式に従って展開(スペックの書式に数字を入れ込むこと)する必要がある。

表 B.IV.2-7 建設資機材コードの構造

分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレーター	スペック
Byte 数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大 25byte

※スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに "_" (アンダーバー)を用いる。
 ※スペックがない場合には "&" は付加しない。

【例】

建設資機材コードは上表の 14 桁(分野～細分類)が本体であり、その後、資機材の詳細を表すスペックを記載することが可能。

スペックの有無、およびスペック有りの場合の表現書式は、資機材ごとに定められている。下の例の 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブルでは、スペックを表記する際は、導体径をミリメートル(mm)単位で、線心数をその数で表記することと定められている。

表 B.IV.2-8 建設資機材コードの例

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R)導体径 2.0mm 2 心 ;

[建設資機材コードの書式定義]

分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
40	05	010	0300	000	&	[導体径]MM_[線心数]C

分野;40=電気設備
 大分類;05=配線
 中分類;010=電力用電線
 小分類;0300=600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R)

[スペックの書式を展開すると...]

40	05	010	0300	000	&	2.0MM_2C
----	----	-----	------	-----	---	----------

【コードリスト】

建設産業情報化推進センターのホームページからダウンロードできる(会員 ID、パスワードが必要)。

URL: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/members/code_dl.html

大分類レベルまでのコードリストは次表のとおりである。

表 B.IV.2-9 建設資機材コード 大分類コード表(仮採番を含む)

分野名	大分類名	分野・大分類 コード	採番概数	備考
共通資材	塗料	1010	約860	
	仮設	1020		
	土工	1025		
	基礎・地業	1030		
	コンクリート	1040		
	骨材	1050		
	型枠	1060		
	鉄筋	1070		
	鉄骨	1080		
	共用その他	1090		
土木資材	河川・砂防・ダム	2005	約1,450	
	道路・舗装	2010		
	橋梁・トンネル	2020		
	セグメント	2025		
	上・下水道	2030		
	造園・緑化	2040		
	港湾・海岸	2050		
	土地改良	2060		
	防水	2080		
	土木資材その他	2090		
建築資材	組積	3005	0	
	防水	3007		
	石材	3010		
	タイル	3015		
	木工	3017		
	屋根材	3020		
	建築金物	3025		
	左官材	3030		
	仕上塗材	3035		
	木製・樹脂製建具	3040		
	金属製建具	3045		
	建具金物	3050		
	ガラス	3055		
	内・外装材	3060		
	仕上ユニット	3065		
	外構材	3070		
建築資材その他	3090			

B.IV.設備機器見積

分野名	大分類名	分野・大分類 コード	採番概数	備考
電気設備	配線	4005	約31,200	
	配管路・ダクト(電気)	4010		
	配電機器	4020		
	照明器具	4030		
	通信機器	4040		
	防災機器	4050		
	外線・接地	4060		
	電気設備その他	4090		
	電気設備工事	4070		
	機械設備	機器設備		
ダクト設備		5010		
配管設備		5020		
衛生器具設備		5030		
保温工事		5070		
塗装工事		5080		
専門工事		5090		
付帯工事		5093		
機械設備その他		5098		
建設機械・工具		建設機械	6010	約1,300
	機械工具	6020		
	測定機器	6030		
	公害防止	6040		
	建設機械・工具その他	6090		
公害防止、環境保全、 用土資材	公害防止・環境保全資材	6310	約10	
	用度資材	6320		
	公害防止・環境保全・用度 資材その他	6390		
各種料金	賃金	8010	0	
	運賃	8020		
	各種費用	8030		
工事費	共通工事費	9005	約250	
	土木工事費	9010		
	建築主体工事費	9020		
	建築仕上工事費	9026		
	防水工事費	9027		
	建築屋外工事費	9030		
	電気設備工事費	9040		
	機械設備工事費	9050		
	昇降設備工事費	9055		
	その他の機械設備工事費	9059		
	共通経費	9090		
その他	計	9810	約10	

[1281]建設資機材標準名称
建設資機材の標準名称。

[1405]C-CADEC 機器分類コード
C-CADEC により整備された「機器分類コード」に準拠する。

[1213]品名・名称
品名、費目、工事科目名など名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・[1214]規格・仕様・摘要との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1214]規格・仕様・摘要
規格、寸法、使用などの摘要。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・[1213]品名・名称との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1401]設計記号・機器記号
明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を表す。

- ・設計図書に記載された「機器記号」を記載する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

[1218]明細数量
金額計算の基本となる数量。

- ・数量が1の場合も省略してはならない(1を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「1.シンタックスルール」に記載した「【注意事項】単位の記載について」を遵守する。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・単位は円。
- ・[1218]明細数量が1の場合も単価は記載する。
- ・本体行が別途工事や建築工事等の取引となる場合、「0」を記載する。

B.IV.設備機器見積

[1223]明細金額

[1218]明細数量 × [1222]単価。

- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1292]定価

資機材の定価。

- ・単位は円。

[1247]明細別使用メーカコード

明細データごとの、メーカの識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカ名

明細データごとの、メーカの名称。

【例】振興金属株式会社

[1284] 建設資機材メーカ/型番コード

発注者が定めたメーカコードではなく、建設資機材のメーカと型番を標準的に表すコード。

- ・先頭 1 桁は”&”とし、2 桁目以降に型番を記載する。
(∵本データ項目の本来の書式は「標準メーカ・コード&型番コード」であるが、標準のメーカコードが定められていないため、この書式とする。なお、メーカを表すコードは、取引当事者間の相対で取り決めたコードを[1247]明細別使用メーカコードに記載する)

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。
- ・別途工事や建築工事等の明細別取引区分文字があれば記載する。
- ・その他、当該行のコメントがあれば記載する。

(3) 明細情報部分のデータ項目:階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
- ・[1200]明細コードは、データの先頭(左側)から 4 桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- ・同一の親を持つ明細データ(以下、同一階層内)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4 桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:00010001
誤:__1__1 (“_”はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:00010001
誤:000100010000
誤:00010001_____ (“_”はスペースを表す)

設備機器見積メッセージ個別ルール

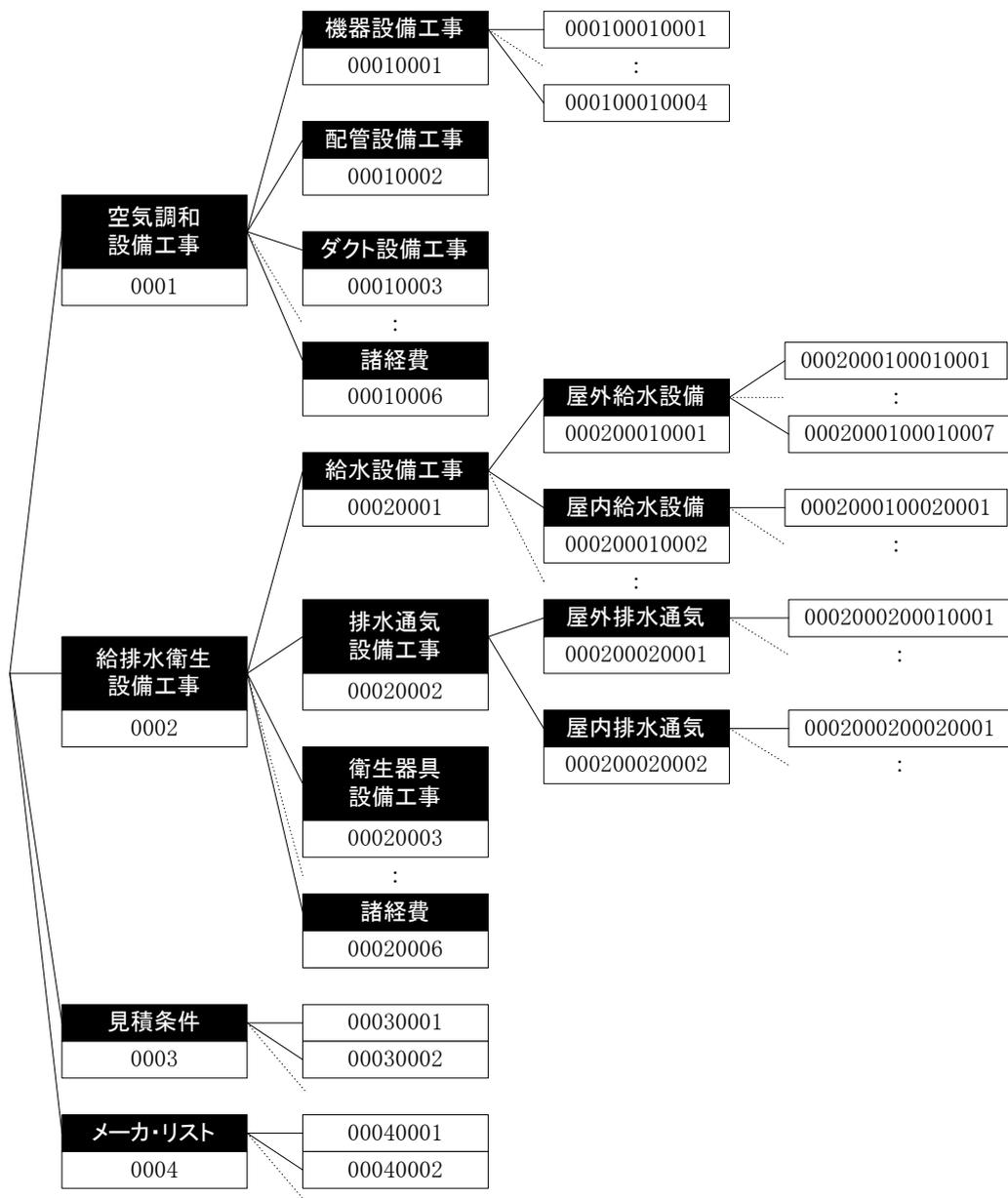
以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

- ・見積業務の回答メッセージ作成時には、見積業務の依頼メッセージの明細行の順序([1200]明細コードおよび[1289]補助明細コードの順序)を損なわないよう留意する。

B.IV.設備機器見積

【例】



図B.IV.2-5 階層構造の例

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV.2-10 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカ・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカ名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①エレメント・別紙・代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②総括明細行 ([1288]=0) に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

・種目(棟別、工区別、屋外など)、科目(空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など)、諸経費などを表す明細データを示す。

(用法上の注意)

・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を表す階層で([1288]=0)の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。

・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。

・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「0」または「5」とする。

・建設資機材を表す明細データが「0」となることはない。

B.IV.設備機器見積

③内訳明細行([1288]=5)に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

- ・建設資機材を表す明細データを示す。
- ・内訳明細行「5」の下に1階層のみ「5」を持つことができる。

(用法上の注意)

- ・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を表す階層で([1288]=5)の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。
- ・同一階層内の共通する属性が「5」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「5」に限る。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV.2-11 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 1階層下に明細データを持つことはできない。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。

設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・1階層下に明細データを持つことはできない。

②金額集計の考え方

・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

B.IV.設備機器見積

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を表す。

表 B.IV.2-12 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行：総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行：総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行：総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
	メーカーリスト	2	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	3	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	4	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細	内訳明細本体行：内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行：内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01, 02, 03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行：内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行：内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル例

(a)基本的な明細データの構成:

(a-1)明細構造順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-2)参照

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し(総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの)を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行([1289]=80)とする。
- ・またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以降の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。(※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第 2 キーとして[1289]補助明細コードを加える)。
- ・上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第 1 キー、[1200]明細コードを第 2 キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

B.IV.設備機器見積

表 B.IV.2-13 サンプル(a-1) 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	1.機器設備～諸経費の明細金額の和が、空調工事の単価
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	RB-1
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、機器設備工事の単価
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器	〇〇重工
"	00040003	2	80	ポンプ	□□製作所
"	00040004	2	80	空気調和機	△△重工

表 B.IV.2-14 サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
〃	00010001	0	00	1.機器設備工事	
〃	00010002	0	00	2.配管設備工事	
〃	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
〃	00010004	0	00	4.換気設備工事	
〃	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
〃	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
〃	00020001	0	00	1.給水設備工事	
〃	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
〃	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
〃	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
〃	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
〃	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
〃	00020005	0	00	5.消火設備工事	
〃	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
〃	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
〃	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
〃	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
〃	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
〃	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
〃	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
〃	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
〃	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
〃	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
〃	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
〃	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
〃	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
〃	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
〃	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
〃	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
〃	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
〃	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
〃	0002000100010008	5	00	配管工事	
〃	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
〃	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
〃	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順の場合ページ見出し行を記載することがある。この記載有無は、データ作成側の任意。

見出し行はコメント行として扱う。

内訳明細行の[1200]明細コードの末尾4桁は、見出し行を挿入した分、サンプル(a-1)に較べて繰り下げる。

B.IV.設備機器見積

表 B.IV.2-15 サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸気式冷温水発生器	RB-1 ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様 冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h 冷水750L/min 12→7度C 温水750L/min 50→55度C 冷水ポンプ 7.5kw 冷却水ポンプ シスターン組込 燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h 感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共 CHP-1
内訳仕様	000100010001	5	01	仕様の[1200]明細コードは本体行と同一とする。また、[1289]補助明細コードは01からの連番とする。	
"	000100010001	5	02		
"	000100010001	5	03		
"	000100010001	5	04		
"	000100010001	5	05		
"	000100010001	5	06		
"	000100010001	5	07		
"	000100010001	5	08		
内訳本体	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	
内訳仕様	000100010002	5	01	空気調和機	AHU-1 型式 水平型
"	000100010002	5	02		
"	000100010002	5	03		
内訳本体	000100010003	5	00	現場雑費	
内訳仕様	000100010003	5	01		
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計	
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010006	5	00	配管工事	
"	0002000100010007	5	00	現場雑費	
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計	
内訳コメント	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
内訳コメント	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は○型にて積算しています。	
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	

B. 情報表現規約

V. 購買見積メッセージ

B.V.購買見積

V. 購買見積メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順

購買見積 EDI のデータ交換手順の概要を説明する。

2. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者(以下「受注者」という。)に対する価格の見積を EDI で依頼する場合、「購買見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様など見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して EDI で回答する場合、「購買見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。
- ・受注者から受けた見積の不採用(注文しないこと)を発注者が受注者に EDI で通知する場合、「見積不採用通知メッセージ」により、その旨を通知する。

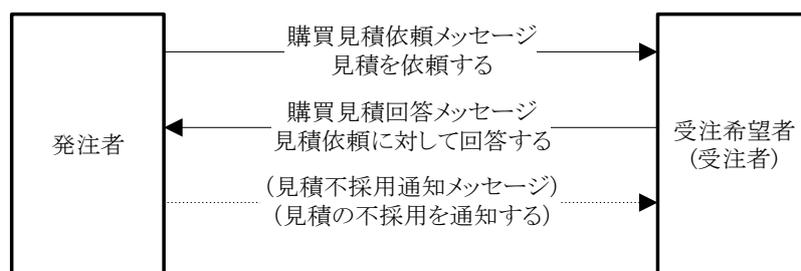


図 B.V.1-1 購買見積業務 EDI のデータ交換手順

B.V.購買見積

なお、見積不採用通知メッセージでは、受信した受注者が、どの見積依頼に対する不採用通知であるかを目視で容易に判別できるよう、以下のデータ項目を除き、原則として対応する購買見積依頼メッセージと同一の値を記載する。

【見積不採用通知メッセージにおいて、購買見積依頼メッセージの値と異なってもよいデータ項目】

[1]データ処理 No.	
[2]情報区分コード	
[3]データ作成日	
[1197]サブセット・バージョン	
[9]訂正コード	
[1007]帳票 No.	
[1008]帳票年月日	
[1009]参照帳票 No.	★
[1010]参照帳票年月日	★
[1165]受注者決裁者名	※
[1166]受注者建設業許可区分・登録コード	※
[1167]受注者建設業許可工事業種	※
[1168]受注者建設業許可日	※
[59]課税分類コード	※
[1004]消費税率	※
[1088]明細金額計	※
[1089]明細金額計調整額	※
[1090]調整後明細金額計	※
[1096]消費税額	※
[1097]最終帳票金額	※
[1014]送り状案内	
[1183]使用メーカー名	
[1184]使用メーカー見積金額合計	
[1185]使用メーカー購入品名、数量単位	
[1186]使用メーカー購入品数量	
[1187]使用商社名	
[1188]使用商社見積金額合計	
[1189]使用商社購入品名、数量単位	
[1190]使用商社購入品数量	

【注】

★[1009]参照帳票 No.には、見積依頼番号(対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値に等しい)、[1010]参照帳票年月日には、見積依頼日(対応する見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日)をそれぞれ記載する。詳細は「表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

※の項目は購買見積依頼メッセージに含まれておらず、対応する購買見積回答メッセージと同一の値を記載する。

2. メッセージ

2.1 メッセージのキー項目

取引当事者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の : [4]発注者コード
- ・どの工事物件における : [1006]工事コード
- ・どの工事の見積を : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- ・誰に依頼したものか : [5]受注者コード

を表す。

¹ メッセージ: 「V. 購買見積メッセージ」は購買見積業務(購買見積依頼・回答・見積不採用通知)の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「VI. 注文メッセージ」、出来高・請求業務については「VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」を参照のこと。

B.V.購買見積

表 B.V.2-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。
確定注文	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する注文番号を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。

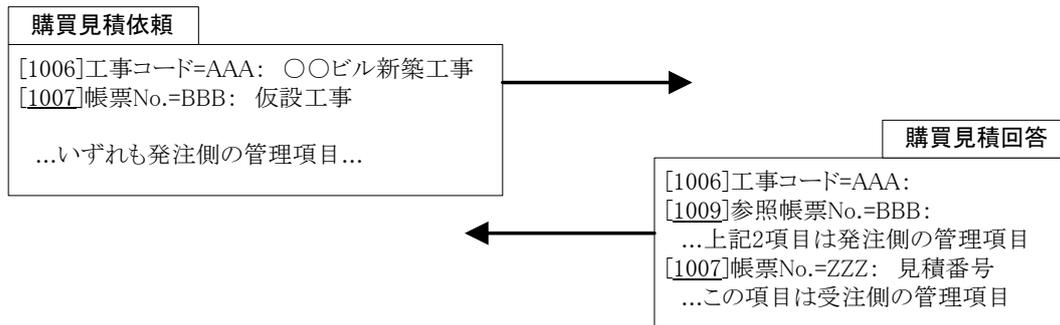


図 B.V.2-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	見積番号	—	—	—
購買見積回答	見積番号	見積を回答 した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通 知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請けた 年月日	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.

購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。

(2) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

(a) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(購買見積依頼、購買見積回答、見積不採用通知、確定注文、注文請け、契約変更申込、契約変更承諾、出来高報告、出来高確認、請求等のメッセージ)の識別は、[2]情報区分コードにより行う。

(b) 同一取引において複数回行われる出来高報告メッセージ、請求メッセージを特定するデータ項目

同一取引において複数の出来高報告メッセージが存在する場合(月ごとの出来高の提出を想定)、それらメッセージの識別は[1081]出来高調査回数により行う。

同様に、出来高確認メッセージについても[1081]出来高調査回数により行う。

B.V.購買見積

また請求メッセージについては、[1082]今回迄の請求回数により識別する。

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

(a) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(数量を修正したうえでの再送信などを想定)、それらメッセージの識別は[1]データ処理 No.により行う。

購買見積依頼・回答メッセージについて、次図に例を示して説明する。

(b) その他(受信連番)

CI-NETを既に実用しているある企業の事例では、上記したデータ項目が全て同一のメッセージを複数回受信することが稀にある。このため同社のCI-NETシステム等では、受信した全てのメッセージに対してユニークな連番(メッセージには含まれないローカルなデータ)を付与し、こうした重複の識別に利用している。

表 B.V.2-3 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別:

購買見積依頼・回答メッセージにおける例

	見積依頼	見積回答
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1007]帳票 No. タイル工事 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1009]参照帳票 No. タイル工事 [5]受注者コード △△工業
業務	[2]情報区分コード 見積依頼	[2]情報区分コード 見積回答
回数	[1]=1 依頼 1 回目 [1]=2 依頼 2 回目 [1]=3 依頼 3 回目	[1179]=1 依頼 1 回目 [1179]=1 依頼 1 回目 [1179]=2 依頼 2 回目 [1179]=3 依頼 3 回目 [1179]=3 依頼 3 回目

見積回答では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する依頼メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の依頼に対する何回目の回答か」を特定。

依頼回数が変わったら、回答回数は 1 に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定。

同一取引に関する購買見積依頼メッセージが複数送信され、それらに対して購買見積回答メ

メッセージが返送された場合、発注者では、受信した購買見積回答メッセージがどの購買見積依頼メッセージに対応するものかを識別する必要が生じる。この識別は[1179]帳票データチェック値により行う。

■購買見積依頼

- ・購買見積依頼メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数(1、2、3、…)とする。

■購買見積回答

- ・購買見積回答メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各依頼メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

【注意事項 1】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送する場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

また、別の例として、メッセージを 1 回送信した([1]=1)後にこのデータを喪失してしまった場合にも、次に送信するメッセージの[1]データ処理 No.は 2 でなければならない。

【注意事項 2】 一度提出された購買見積回答を受けて見積を再度依頼する場合

受注者が送信した購買見積回答メッセージにもとづき、ネゴシエーション等のために発注者が再度の購買見積依頼メッセージを送信する際には、元の購買見積回答メッセージと再度の購買見積依頼メッセージとの対応を明確にするため、次表に例示するようにデータを設定する。

B.V.購買見積

表 B.V.2-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例

	購買見積依頼	購買見積回答
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1007]帳票 No. タイル工事 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1009]参照帳票 No. タイル工事 [5]受注者コード △△工業
業務	[2]情報区分コード 見積依頼	[2]情報区分コード 見積回答
回数	[1]=1 依頼 1 回目 [1]=2 依頼 2 回目 [1009]=XXX [1179]*8=2 [1179]*9=1	[1007]=XXX(受注者が採番する見積番号) [1]=1 回答 1 回目 [1179]*1=1 依頼 1 回目 [1007]=XXX(受注者が採番する見積番号) [1]=2 回答 2 回目 [1179]*1=1 依頼 1 回目

上表は、受注者からの 2 回目の購買見積回答メッセージを受け、発注者が 2 回目の購買見積依頼メッセージを送信する例である。

発注者が送信する 2 回目の購買見積依頼メッセージには、どの購買見積回答メッセージに対応するものかを示すために次表のデータ項目が必要となる。

表 B.V.2-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要なデータ項目

データ項目	内容
[1009]参照帳票 No.	対応する購買見積回答メッセージの[1007]帳票 No.、すなわち受注者が採番した見積番号を記載する。
[1179]帳票データチェック値のマルチ 8 回目	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.、すなわち受注者での回答回数を記載する。
[1179]帳票データチェック値のマルチ 9 回目	対応する購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目、すなわち大元の購買見積依頼メッセージの依頼回数を記載する。

なお、購買見積依頼メッセージには[1222]単価や[1089]明細金額計調整額、[1183]使用メーカー名、[1187]使用商社名等を記載可能であるが、これらのデータ項目はネゴシエーション等のために再見積依頼を送信する場合に使用することを前提としたものである。CI-NETを利用する発注者は、これらデータ項目を使用して、建設業法や独占禁止法に抵触する運用を行ってはならない。

2.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

B.V.購買見積

2.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

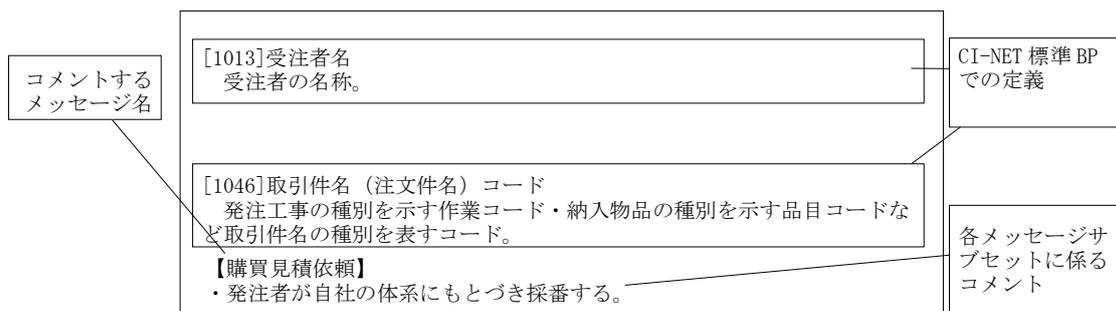


図 B.V.2-2 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.
受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【購買見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1007]帳票 No.
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「2.1(3)a.同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【購買見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1009]参照帳票 No.
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目²
- 上記の項目の組合せが異なるごとに 1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「2.1(3)a.同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【見積不採用通知】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1009]参照帳票 No.
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
- 上記の項目の組合せが異なるごとに 1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

² [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目:購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する購買見積依頼メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

B.V.購買見積

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.V.2-6 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
購買見積依頼	0301
購買見積回答	0302
見積不採用通知	0309

[3]データ作成日
メッセージデータを作成した年月日。

【例】20000427

[4]発注者コード
注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード
注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・これらデータ項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ(変更せず返信)。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・次表に従う。

表 B.V.2-7 サブセット・バージョン

メッセージの種類	[1197]サブセット・バージョン
購買見積依頼	REQKOU02.00
購買見積回答	QUOKOU02.00
見積不採用通知	QUODEN02.00

[9]訂正コード
情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・「1」に固定する。
- ・既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「2.1(3)a.同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[1006] 工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ(変更せず返信)。

[1007] 帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【購買見積依頼】

- ・発注者が採番する見積依頼番号を記載する。

【購買見積回答】

- ・受注者が採番する見積番号を記載する。

【見積不採用通知】

- ・発注者が採番する見積不採用通知番号を記載する。

[1008] 帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- ・「表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【購買見積依頼】

- ・発注者が見積を依頼した年月日を記載する。

【購買見積回答】

- ・受注者が見積を回答した年月日を記載する。

【見積不採用通知】

- ・発注者が見積不採用を通知した年月日を記載する。

B.V.購買見積

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【購買見積依頼】

- このデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、既に受領した購買見積回答メッセージを特定するために使用する。
- 上記に該当する場合、受注者が採番した見積番号を記載する。この値は、対応する購買見積回答メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- 「表 B.V.2-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B.V.2-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要となるデータ項目」を参照のこと。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- 発注者が採番した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- 「表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- 発注者が見積を依頼した年月日を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。
- 「表 B.V.2-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

(1-2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番)
発注者が定めた受注者の識別コード。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ(変更せず返信)。

[1046]取引件名(注文件名)コード
発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名
原価管理上の要素名。

【例】資材

[1192]原価要素コード
原価管理上の要素コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1193]原価科目名
原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1194]原価科目コード
原価管理上の科目コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1195]原価細目名
原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1196]原価細目コード
原価管理上の細目コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

B.V.購買見積

(1-3) 見積内容を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名

受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当 FAX 番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354731580
03-5473-1580
03(5473)1580

[1165]受注者決裁者名

受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

【例】振興太郎

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード
建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

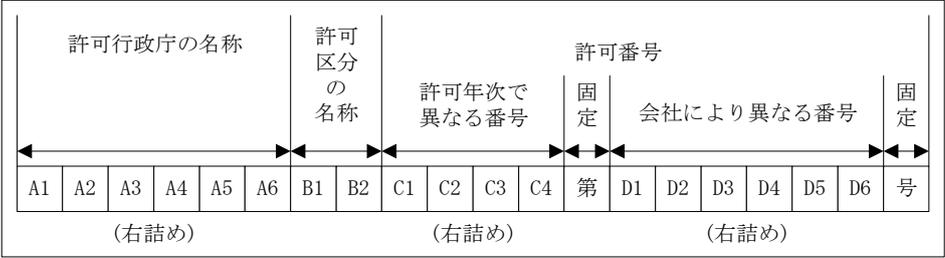


図 B.V.2-3 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】神奈川県知事一般1234第567890号

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

B.V.購買見積

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

・K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載(マルチデータ項目)。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

表 B.V.2-8 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

←
こちらの名称を使用すること

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

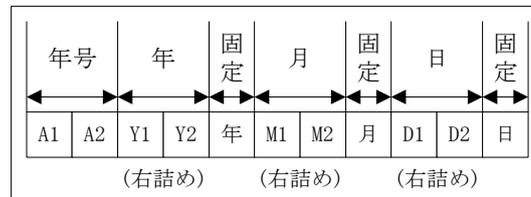


図 B.V.2-4 受注者建設業許可日

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

【例】平成15年□4月10日 (□はスペースを表す)

04月01日

□4月□1日

(誤) 4□月1□日 ……標準ビジネスプロトコルの定義(数字は右詰め)に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005] JV 工事フラグ

当該工事が JV 工事か否かを識別するコード。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

・0:一般、1:JV 工事(共通コード)。

[1003]その他の JV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外の JV 構成企業名を示す。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

【例】株式会社シーアイ建設

B.V.購買見積

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・集中購買では、これらデータ項目を2回繰り返して使用する場合、1回目は母店(本支店)の購買部署を表し、2回目はその他の部署(例:営業部署)を表す。
- ・なお、作業所は[1173]工事場所・受渡場所略称～[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号を使用し、使い分ける。

[1169]発注者決裁者名

発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

【例】振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。

[1016]工事場所・受渡場所郵便番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。

[1043]工事場所・受渡し場所住所

工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。

[1025]工事場所・受渡場所所長名

工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。

[1027]工事場所・受渡場所担当者名

工事場所・受渡し場所(納入場所)の担当者名。

[1041]工事場所・受渡場所電話番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。

[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の FAX 番号。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・集中購買では、このデータ項目は作業所を表し、主に母店(本・支店をいう)の購買部署を表す
[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。

[1045]取引件名(注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡方法

作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所卸し渡し

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日。

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日。または納入期限の年月日。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1044]別途受渡し場所名称

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センタ

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】当社規定による

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【購買見積依頼】

・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

B.V.購買見積

[1174]発注者側見積・契約条件 発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。
[1175]特記事項 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。
[1176]特記事項2 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその2。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1070]見積有効期限年月日 見積書の有効期限の年月日

【購買見積回答】

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1141]見積提出期限年月日 見積書の提出期限の年月日

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1071]運送費用負担 運送費用の負担者を文面で示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[57]消費税コード [1088]明細金額計、[1126]今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.10 消費税コード」(下表)に準拠する。
- ・ただし、消費税コード=3(内税、外税混在は使用しない)。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.V.2-9 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み(内税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き(外税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

[59]課税分類コード

課税・非課税取引を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP 「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

表 B.V.2-10 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

- ・現在の消費税率 5%は、5と表記する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・単位は円。

【購買見積回答】

- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の**[1223]明細金額の合計**と**[1088]明細金額計**とは一致しないことがある。詳細は「2.3 (2) (2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

- ・単位は円。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

B.V.購買見積

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計+[1089]明細金額計調整額。

・単位は円。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)に対する消費税の合計。

・小数点以下切り捨て。

・単位は円。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)+[1096]消費税額。

・[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

・単位は円。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

【購買見積依頼・回答、見積不採用通知】

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】以下の見積依頼の内容をご査収のうえ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

・[1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。

【購買見積依頼】

・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・消費税を含まない。
- ・単位は円。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】シートパイル、t

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・[1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記述する。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

B.V.購買見積

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- [1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。

【購買見積依頼】

- 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- 消費税を含まない。
- 単位は円。

【購買見積依頼】

- 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。
- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】H型鋼、t

【購買見積依頼】

- 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

・[1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記述する。

【購買見積依頼】

・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ(変更せず送信)。

B.V.購買見積

(1-4) その他

[1179]帳票データチェック値
 メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。
例】全明細行数などをセットする。

・次表に従う。

表 B.V.2-11 購買見積依頼・回答メッセージにおける[1179]帳票データチェック値

回数	購買見積依頼	購買見積回答
1	購買見積依頼メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	購買見積依頼メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	購買見積依頼メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	購買見積依頼メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	1~14 桁空白。 15 桁目は「1」なら内訳照合せず、「0」または空白なら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は見積回答メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13~15 桁目は対応する購買見積依頼メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 または空白:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 または空白:明細情報部分がフラットである場合 (15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	<ul style="list-style-type: none"> 一度提出された見積回答を受けて再度見積依頼を行う場合に使用する。 対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。 「表 B.V.2-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B.V.2-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要となるデータ項目」を参照のこと。 	使用しない。
9	<ul style="list-style-type: none"> 一度提出された見積回答を受けて再度見積依頼を行う場合に使用する。 対応する購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。 「表 B.V.2-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B.V.2-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要となるデータ項目」を参照のこと。 	使用しない。

表 B.V.2-12 見積不採用通知における[1179]帳票データチェック値

回数	見積不採用通知
1	使用しない
2	使用しない
3	使用しない
4	使用しない
5	使用しない
6	使用しない
7	使用しない
8	使用しない
9	使用しない

【注】明細情報部分の階層構造について

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが4桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の7回目マルチの値は1(階層構造を持つ)でよい。

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

図 B.V.2-5 明細情報部分がフラットなデータの例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

図 B.V.2-6 明細情報部分が階層構造を持つデータの例

B.V.購買見積

(2) 明細情報部分のデータ項目

(2-1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

【購買見積依頼・回答】

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
- [1200]明細コードは、データの先頭(左側)から4桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ(以下、「同一階層内」という。)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

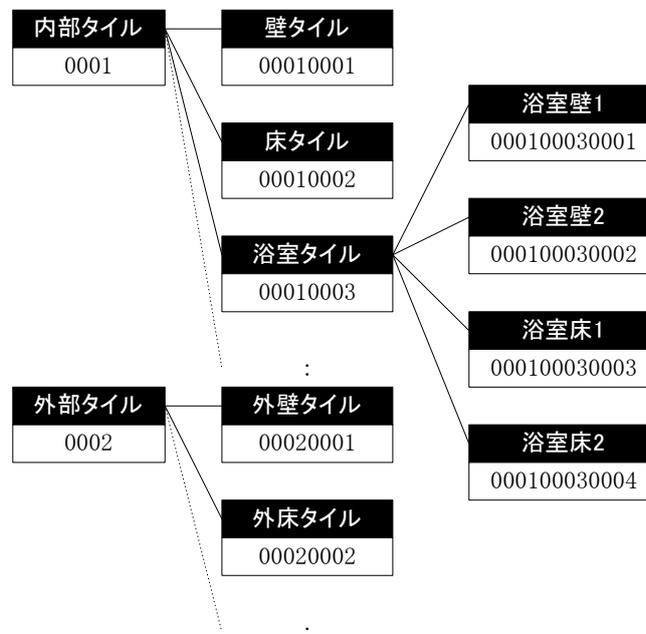


図 B.V.2-7 階層構造の例

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:00010001
誤: _1_ _1 (“_”はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:00010001
誤:000100010000
誤:00010001_____ (“_”はスペースを表す)

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①明細データの採番の振り直し

見積依頼に対する回答などの状況において、明細データの追加、削除などがある場合は、[1200]明細コードを振り直す。

②データ属性等における注意事項

- ・購買見積業務の回答メッセージ作成時には、購買見積依頼メッセージの明細行の順序([1200]明細コードおよび[1289]補助明細コードの順序)を損なわないよう留意する。
- ・階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも0001～9999の4桁の数字を持つ兄弟である子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

図 B.V.2-8 例:明細情報部分がフラットな場合の例

B.V.購買見積

[1288]明細データ属性コード
[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.V.2-13 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカ・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカ名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行 ([1288]=5) は、明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.V.2-14 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

B.V.購買見積

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。
- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
〃	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
総括明細本体	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
内訳本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計					40000
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
〃	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000

図 B.V.2-9 明細行間の金額の関係の例

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾 4 桁を見出し行用にとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
"	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
"	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計					40000

ページ
見出し

図 B.V.2-10 明細のページ見出し行の例

B.V.購買見積

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.V.2-15 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカーリスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

(2-2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。

【購買見積回答】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ(変更せず返信)。
- ・回答側で対応する購買見積依頼メッセージに対して明細行を追加した場合、当該行の本データ項目には何も記載しない。

B.V.購買見積

(2-3) 明細書の内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード
明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP「3.2.3.8.3 取引区分コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.V.2-16 取引区分コードリスト

取引区分コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

[1287]明細別材工共コード
[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

・CI-NET 標準 BP「3.2.3.21.3 明細別材工共コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.V.2-17 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名など名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】100角

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

【例】重機 2 台を 5 ヶ月レンタルする場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間	5
[1209]使用期間単位	月
[1216]補助数量	2
[1217]補助数量単位	台
[1218]明細数量	10
[1219]明細数量単位	台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。(例:本数・重量など)

- ・レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。

B.V.購買見積

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- 半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- 単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、 $[1208] \times [1216]$ とする。
- 数量が 1 の場合も省略してはならない(1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- 半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- 単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1219]明細数量1単位あたりの価格。

- [1218]明細数量が 1 の場合も省略してはならない。
- 単位は円。

【購買見積依頼】

- 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【注意事項】

メッセージ定義上は購買見積依頼メッセージに単価を記載することが可能であるが、CI-NET を導入する発注者は、このデータ項目を使用して建設業法や独占禁止法等に抵触する運用(指し値に類する運用等)を行ってはならない。

[1223]明細金額

[1218]明細数量 \times [1222]単価。

- 小数点以下切り捨て。
- 単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名
明細データごとの、メーカーの名称。

【例】振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード
明細データごとの、商社の識別コード。

・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名
明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄
明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【購買見積依頼】

・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

B.V.購買見積

(2-4) その他

以下のデータ項目は見積を構成する情報ではないため、メッセージへの記載有無はデータ作成側の任意とする。

[1413]明細別変更コード
 見積回答メッセージの各明細行に対して、対応する見積依頼メッセージとの差異を示すコード。見積回答時に新規に追加した明細行には「A」(additional)を記載する。見積回答時に、見積依頼メッセージの記載内容を変更した明細行には「R」(replace)を記載する。

【購買見積依頼】

- ・このデータ項目は、ネゴシエーション等のために既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、既に受領した購買見積回答メッセージの内容を変更した明細行について、その変更の内容を示すために使用する。
- ・次表のルールにしたがう。
- ・次表のルールにしたがった結果、A、R、S の複数に該当することが生じた場合は、A、R、S の順に優先する。(RとSの双方に該当するならばRを記載する、等)。

表 B.V.2-18 購買見積依頼メッセージの再送信時の[1413]明細別変更コード記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する購買見積回答メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。
R (変更)	対応する購買見積回答メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1287]明細別材工共コード [1247]明細別使用メーカコード [1248]明細別使用メーカ名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2
S (単価のみ変更)	対応する購買見積回答メッセージに対して[1222]単価のみを変更し、上欄の[1203]～[1278]のいずれも変更しなかった明細行には、[1413]明細別変更コードに「S」を記載する。
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。

【購買見積回答】

- ・回答時に、対応する購買見積依頼メッセージの内容を変更した明細行について、その変更の内容を示すために使用する。
- ・次表のルールにしたがう。
- ・次表のルールにしたがった結果、A、R、S の複数に該当することが生じた場合は、A、R、S の順に優先する。(RとSの双方に該当するならばRを記載する、等)。
- ・なお、「R」あるいは「S」をセットする場合、データ作成途上で一度でも変更・保存したならば「R」、「S」として良いこととし、対応するメッセージとの照合の負担を軽減する。このため例えば、変更後に再度元通りに戻した場合でも「R」や「S」がセットされる場合がある。

表 B.V.2-19 購買見積回答メッセージ作成時の[1413]明細別変更コード記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する購買見積依頼メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。
R (変更)	<p>対応する購買見積依頼メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。</p> <p>[1203]明細別取引区分コード [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1287]明細別材工共コード [1247]明細別使用メーカコード [1248]明細別使用メーカ名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄</p> <p>なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2</p>
S (単価のみ変更) 【注意事項】	<p>対応する購買見積依頼メッセージに対し、以下の条件の全てに合致する変更を行った明細行には、[1413]明細別変更コードに「S」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者からの 2 回目以降の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを行う場合。 ・[1222]単価のみを変更した。 ・上欄の[1203]～[1278]のいずれのデータ項目も変更しなかった。 <p>【注意事項】 発注者からの 1 回目の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合には、単価のみを変更した明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載してはならない。</p>
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。

B.V.購買見積

【注意事項】 1回目の購買見積依頼に回答する場合と2回目以降に回答する場合の差異

【注意事項1】 「S」をセットする基準について、以下の差異がある。

- 発注者からの1回目の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合:

[1222]単価のみを変更し他のデータ項目を変更しなかった明細行には「S」をセットしない。

- 発注者からの2回目以降の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合:

[1222]単価のみを変更し他のデータ項目を変更しなかった明細行には「S」をセットする。

【注意事項2】 依頼回数の判定方法

発注者からの購買見積依頼メッセージが1回目のものであるか否かは、購買見積依頼メッセージの[1179]帳票データチェック値の8回目、9回目により判定する(下図)。購買見積依頼メッセージの[1]データ処理No.により判定しない。

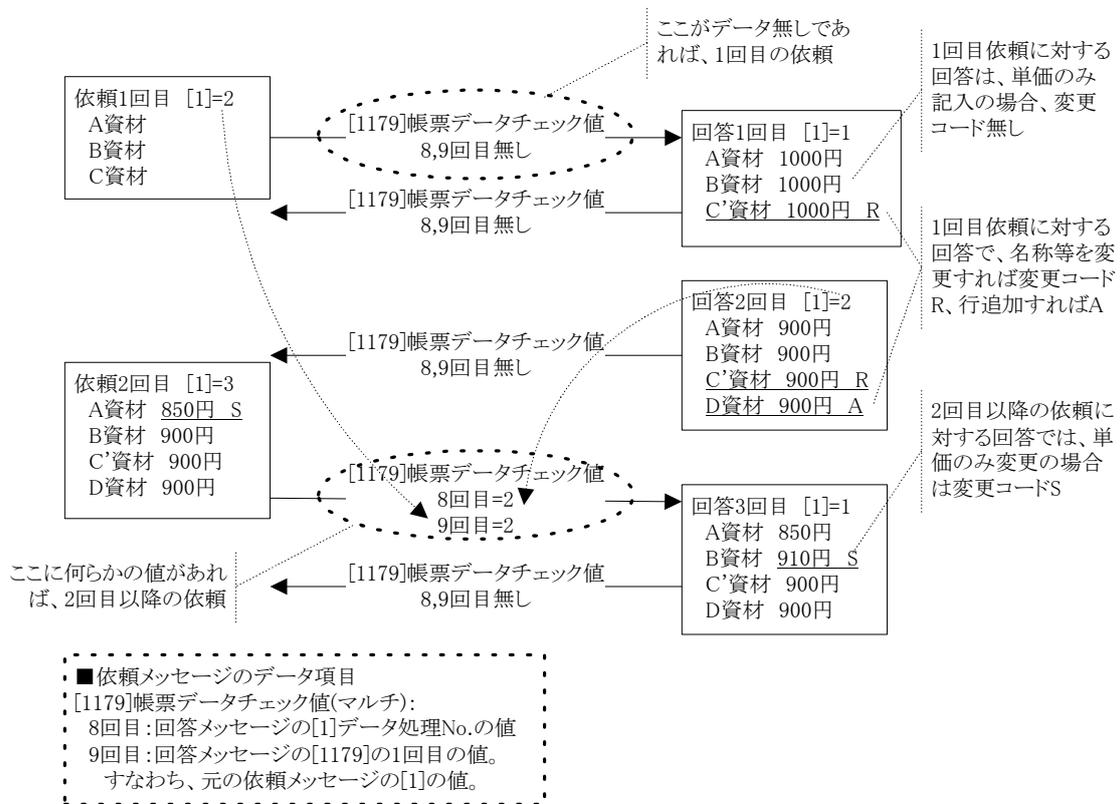


図 B.V.2-11 依頼回数の判定方法

B.情報表現規約

VI. 注文メッセージ

B.VI.注文

VI. 注文メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

注文業務のデータ交換手順を説明する。

確定注文メッセージとそれに対応する注文請けメッセージを契約のために相互に交換することによって個別契約が成立するのが基本ルールであるが、ここでは注文申込、承諾の撤回・取消、再発行、訂正、注文契約の変更、解除、打切等の特殊処理の方法についても説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

注文業務のメッセージのうち以下のもの(打切業務)は出来高通知機能を含むため、これらメッセージは「VII.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」に記載する。

合意打切申込メッセージ
合意打切承諾メッセージ
一方的打切通知メッセージ

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

B.VI.注文

1. データ交換手順

1.1 通常のデータ交換手順

- ・CI-NET LiteS による注文業務では、発注者が受注希望者(以下「受注者」という。)に対して「確定注文メッセージ」によって個別契約の申込を通知し、受注者がこれを受諾する旨を「注文請けメッセージ」によって通知することによって個別契約が成立する。

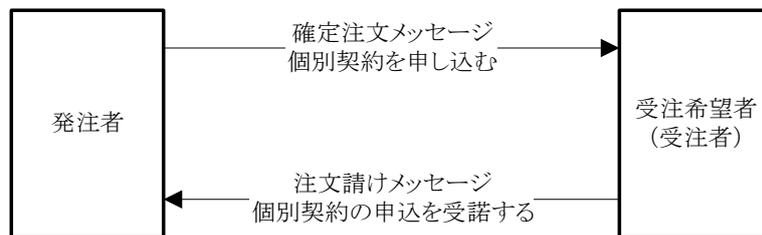


図 B.VI.1-1 注文業務 EDI のデータ交換手順

- ・注文請けメッセージでは、確定注文メッセージと共通するデータ項目については、以下の項目を除き、原則として確定注文メッセージに記載された値と同一内容を記載する。明細情報部分も、原則として確定注文メッセージの記載内容を変更しない。下記のデータ項目以外に変更がある場合は、確定注文メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】

全体情報部分(鑑)

[1]データ処理 No.	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.	※
[1010]参照帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	
[1017]受注者担当部署名	
[1018]受注者担当者名	
[1019]受注者担当郵便番号	
[1020]受注者担当住所	
[1021]受注者担当電話番号	
[1022]受注者担当 FAX 番号	
[1165]受注者決裁者名	
[1014]送り状案内	
[1179]帳票データチェック値	※

明細情報部分

[1279]建設資機材コード

[1280]コード送信側変換結果コード

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

B.VI.注文

1.2 特殊処理のデータ交換手順

ここでは、以下の特殊な処理に際するデータ交換手順を説明する。

- (1)個別契約成立前における、注文申込・注文承諾メッセージ¹の撤回・取消、再発行、訂正
- (2)個別契約成立後における、注文契約の変更、解除、打切

(1) 個別契約成立前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正

ここでは以下の処理を想定している(斜線部を除く)。いずれも、注文契約が成立する前における処理である。

個別契約成立前におけるこれらの処理は、確定注文メッセージあるいは注文請けメッセージを再度送信することにより行う。この時、撤回・取消、再発行、訂正等の意味づけは[9]訂正コードで表す。また既に送信したメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

表 B.VI.1-1 契約成立前に行われる特殊処理の分類

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
a-1)撤回・取消 ・既に発行した注文申込を無かったことにする。	a-2)撤回・取消 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)
b-1)再発行 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、同内容の申込を再度発行する。 例:受注者が確定注文データを紛失、等。	b-2)再発行 ・受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、同内容の承諾を再度発行する。 例:発注者へのデータ未達、等。
c-1)訂正 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、内容を変更した注文を申し込む。 例:発注者のデータ入力ミス、注文申込と異なる内容での受注の申し出、等。	c-2)訂正 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)

[注]「表 B.VI.1-1」の斜線部の処理

a-2)撤回・取消

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を、無かったことにするもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・承諾の時点で個別契約が成立するルールとし、後述の合意解除として扱う。

c-2)訂正

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、内容を変更した承諾を発行するもの」、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・承諾の時点で個別契約が成立するルールとし、後述の鑑項目合意変更として扱う。

¹注文申込・注文承諾メッセージ:

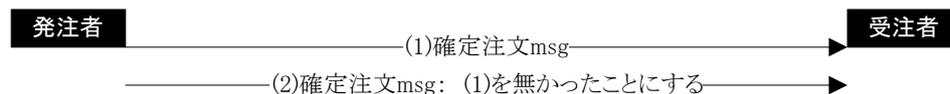
注文申込メッセージとは、確定注文、合意解除申込、合意打切申込、鑑項目合意変更申込の各メッセージの総称。

注文承諾メッセージとは、注文請け、合意解除承諾、合意打切承諾、鑑項目合意変更承諾の各メッセージの総称。

【注意事項】以下の説明において

- ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。ただし本メッセージにおいては「1:新規」「3:取消」のみ使用する。
- ・[1]データ処理 No.
- ・注文番号は、確定注文メッセージでは[1007]、注文請けメッセージでは[1009]に記載される。
- ・msg は「メッセージ」の略称。

a-1)注文書の撤回・取消

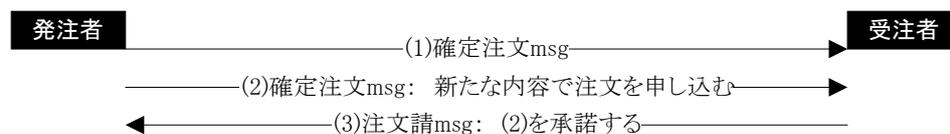


	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	3	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。

図 B.VI.1-2

(2)を[9]訂正コード=3(取消)として送信することで、既に送信したキー項目(注文番号ほか)が同一の(1)は無かったものとする。

b-1)注文書の再発行および c-1)注文書の訂正



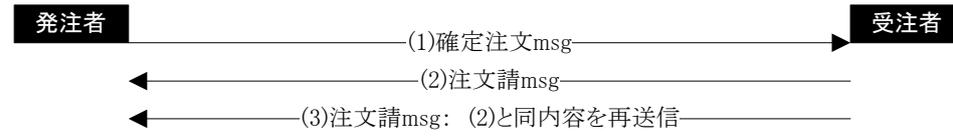
	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	2	「注文書の再発行」の場合は、データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。
(3)	AAA	1	1	

[1]データ処理 No.が最も大きい(最も新しい)(2)を正とし、キー項目が同一の(1)は発注者が撤回・取消したものとする。

「b-1)注文書の再発行」は、先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)注文書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。

B.VI.注文

b-2)注文請書の再発行



	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	1	
(3)	AAA	1	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(2)と同一内容。

図 B.VI.1-3

注文請けメッセージに関して、[1]データ処理 No.が最も大きい(3)を正とし、キー項目が同一の(2)は受注者が撤回・取消したものとする。

(2) 個別契約成立後における、注文契約の変更、解除、打切

ここでは以下の処理を想定している(斜線部を除く)。確定注文メッセージおよび注文請けメッセージの交換によって既に成立している注文契約を変更、解除、打切を行う場合である。

個別契約成立後におけるこれらの処理は、契約変更申込メッセージ²あるいは契約変更承諾メッセージ³の交換により行う。また、合意変更、合意解除、合意打切が成立する前に契約変更申込、承諾の撤回・取消、再発行を行う場合は、「(1)注文申込、承諾の撤回・取消、再発行、訂正」のルールを準用する。

表 B.VI.1-2 契約成立後に行われる特殊処理の分類

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
d-1)合意解除 ・両者の合意により、注文契約が最初から無かったことにする。 例:設計変更により工事自体が無くなった、等。	d-2)合意解除 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)
e-1)一方的解除 ・発注者が一方的に、注文契約が最初からなかったこととする旨を通知する。 例:受注者倒産時、等。	e-2)一方的解除 ・受注者が一方的に、注文契約が最初からなかったこととする旨を通知する。 例:発注者倒産時、等。
f-1)合意打切 ・両者の合意により、施工途中で注文契約を打ち切り、出来高を精算する。 例:	f-2)合意打切 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)
g-1)一方的打切 ・発注者が一方的に、施工途中で注文契約を打ち切り出来高を精算する旨を通知する。 例:受注者倒産時、等。	g-2)一方的打切 ・受注者が一方的に、施工途中で注文契約を打ち切り出来高を精算する旨を通知する。 例:発注者倒産時、等。
h-1)増減契約、追加契約 ・契約内容の増減等の際、増減分を新たな注文契約として締結する。 例:施工途上での増減、等。	h-2)増減契約、追加契約 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)
i-1)合意による鑑項目の変更 ・両者の合意により、注文契約の内容を変更する。鑑項目の軽微な変更に限り、契約内容を大きく変更する場合は解除のうえ新規に契約するルールとする。 例:担当者名の変更、等。	i-2)合意による鑑項目の変更 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)

[注]「表 B.VI.1-2」の斜線部の処理

d-2)合意解除

- ・「両者の合意により、注文契約が最初から無かったことにするもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。

² 契約変更申込メッセージ:合意解除申込、合意打切申込、鑑項目合意変更申込、一方的解除通知、一方的打切通知の各メッセージの総称。

³ 契約変更承諾メッセージ:合意解除承諾、合意打切承諾、鑑項目合意変更承諾の各メッセージの総称。

B.VI.注文

- ・発注者がまず合意解除申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「d-1)合意解除」として処理する。

f-2)合意打切

- ・「両者の合意により、施工途中で注文契約を打ち切り、出来高を精算するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず合意打切申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「f-1)合意打ち切り」として処理する。

h-2)増減契約、追加契約

- ・「契約内容の増減等の際、増減分を新たな注文契約として締結するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず新規契約申込のメッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「h-1)増減契約、追加契約」として処理する。

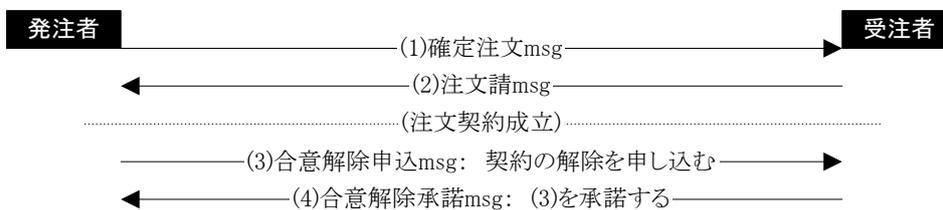
i-2)合意による鑑項目の変更

- ・「両者の合意により、注文契約の内容を変更するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず鑑項目合意変更申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「i-1)合意による鑑項目の変更」として処理する。

【注意事項】

- ・個別契約の解除とは、解除時点において未だ契約対象工事が着工されていない場合に、個別契約自体が当初からなかったこととする契約措置をいう。
- ・個別契約の打切とは、打切時点において既に契約対象工事が着工されている場合に、打切時点における出来高を精算し、精算分以外の個別注文をなかったこととする契約措置をいう。

d-1)合意解除

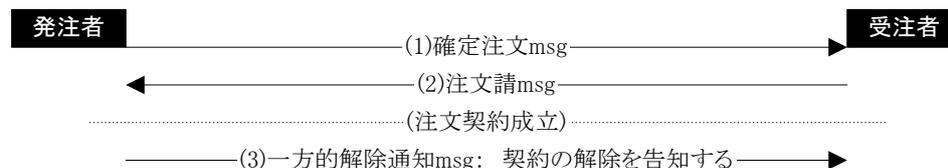


	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0504	
(4)	AAA	1	1	0508	

図 B.VI.1-4

解除の申込(3)と承諾(4)により、解除が成立する。

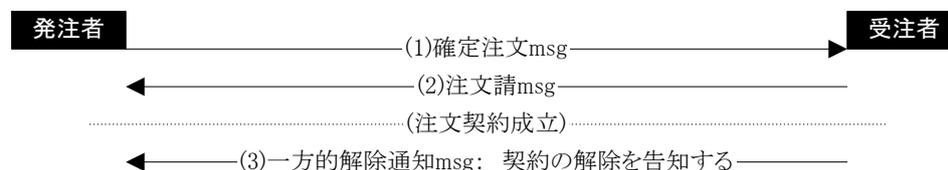
e-1)発注者からの一方的解除通知



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0514	

図 B.VI.1-5

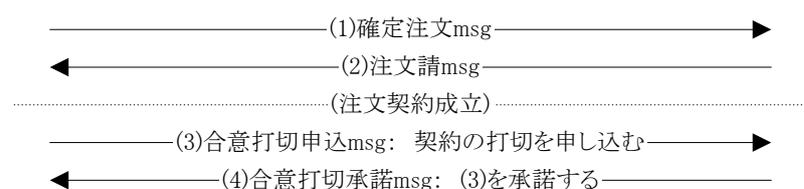
e-2)受注者からの一方的解除通知



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0514	

図 B.VI.1-6

f-1)合意打切



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0505	契約数量・金額、打切直前時点の出来高数量・金額、解約される数量・金額を記載。
(4)	AAA	1	1	0509	

図 B.VI.1-7

打切の申込(3)と承諾(4)により、打切が成立する。

B.VI.注文

g-1)発注者からの一方的打切通知

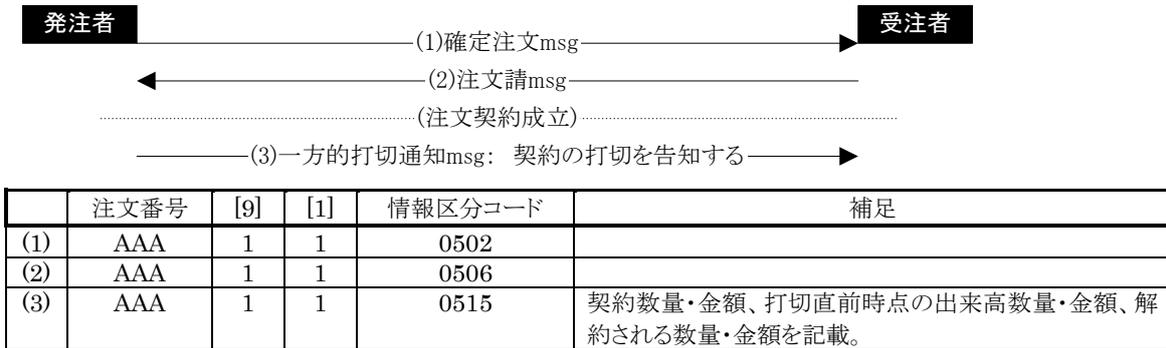


図 B.VI.1-8

g-2)受注者からの一方的打切通知

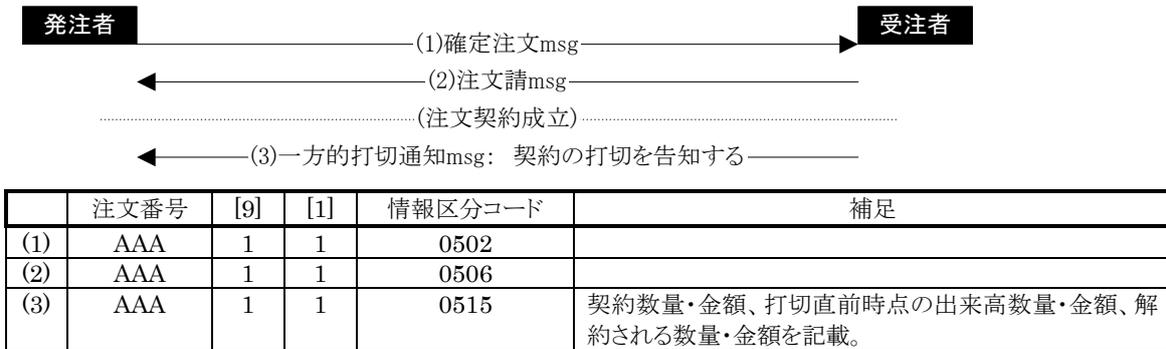


図 B.VI.1-9

h-1)増減契約、追加契約

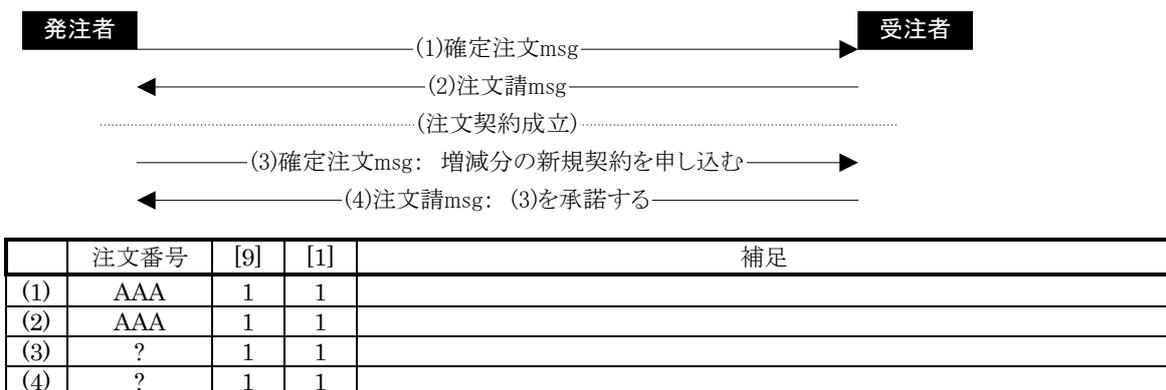


図 B.VI.1-10

増減、追加の申込(3)と承諾(4)により、増減契約、追加契約が成立する。

(3)の注文番号は、(1)の枝番を発番する発注者と、(1)とは無関係の注文番号を発番する発注者とがある。前者の場合、(3)の確定注文メッセージの注文番号は(1)と同じく AAA とし、[1300]注文

番号枝番に枝番を記載する。

【重要事項】出来高・請求業務のメッセージにおける枝番契約の取扱い

増減、追加契約の注文番号を本契約と同じ AAA とし、[1300]注文番号枝番で関連づける方法で締結した場合、それらの契約は一つのメッセージにまとめて処理することをルールとする(次図例 A 参照)。

他方、増減、追加契約を本契約(注文番号=AAA)と異なる注文番号で締結した場合、契約後の出来高・請求業務では、それぞれの注文契約を別個のメッセージで処理することをルールとする(次図例 B)。

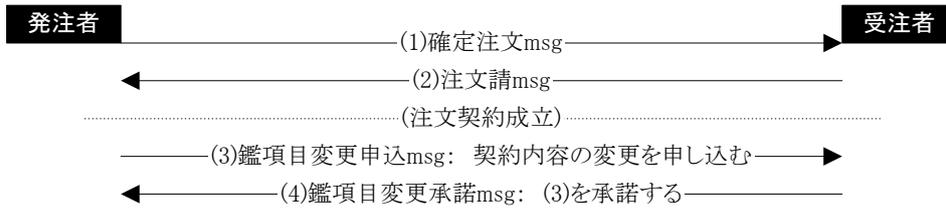
例A: 追加契約の注文番号を枝番採番する場合			
→ 必ず一つの出来高業務のメッセージにまとめなければならない。			
本契約: 注文番号=1001		出来高報告 [1301]注文番号=1001	
品名・名称	仕様	数量	
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	
計			
追加契約: 注文番号=1001, [1300]注文番号枝番=01		出来高報告 [1301]注文番号=1001	
品名・名称	仕様	数量	枝番
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	01
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	01
計			
[1400]明細別注文番号枝番			
例B: 追加契約の注文番号を別体系で採番する場合			
→ 必ず別個の出来高業務のメッセージで処理しなければならない。			
本契約: 注文番号=1001		出来高報告 [1301]注文番号=1001	
品名・名称	仕様	数量	
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	
計			
追加契約: 注文番号=2000		出来高報告 [1301]注文番号=2000	
品名・名称	仕様	数量	契約数量
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	500
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	400
計			

図 B.VI.1-11 出来高業務のメッセージ⁴での追加契約の取扱い

⁴ 出来高業務のメッセージ: 出来高報告メッセージと出来高確認メッセージを総称している。

B.VI.注文

i-1)合意による鑑項目の変更



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0503	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0503	軽微な変更での使用に限定する。明細は変更してはならない。 変更する部分だけを送信するのではなく、変更後の鑑の全内容を記載して送信する。
(4)	AAA	1	1	0507	

図 B.VI.1-12

変更の申込(3)と承諾(4)により変更が成立する。

【注意事項】鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目

- 同メッセージによる個別契約の変更は、契約上の軽微な事項の変更に限ることとし、以下のデータ項目は元の契約内容から変更しないことをルールとする。

[1088]明細金額計
 [1089]明細金額計調整額
 [1090]調整後明細金額計
 [1096]消費税額
 [1097]最終帳票金額
 明細部の全てのデータ項目

- また鑑項目合意変更承諾メッセージでは、鑑項目合意変更申込メッセージと共通するデータ項目については、以下の項目を除き、原則として鑑項目合意変更申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。これら以外の項目に変更がある場合は、鑑項目合意変更申込メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【注意事項】鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目

[1]データ処理 No	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.	※
[1010]参照帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	
[1017]受注者担当部署名	
[1018]受注者担当者名	
[1019]受注者担当郵便番号	
[1020]受注者担当住所	
[1021]受注者担当電話番号	
[1022]受注者担当 FAX 番号	
[1165]受注者決裁者名	
[1014]送り状案内	
[1179]帳票データチェック値	※

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

B.VI.注文

【注意事項】解除、打切メッセージにおいて変更可能なデータ項目

既に成立している個別契約に対する解除、打切処理では、対象となる個別契約内容を全く無視した内容をメッセージで交換することは合理的ではない。各メッセージにおいて変更可能なデータ項目を次表に整理する。

表 B.VI.1-3 解除、打切メッセージにおいて変更可能なデータ項目

データ項目	A	B
[1]データ処理 No	※	※
[2]情報区分コード	※	※
[3]データ作成日	※	※
[1197]サブセット・バージョン	※	※
[9]訂正コード	※	※
[1007]帳票 No.		※
[1008]帳票年月日	※	※
[1009]参照帳票 No.		※
[1010]参照帳票年月日		※
[1015]受注者代表者氏名	○	○
[1017]受注者担当部署名	○	○
[1018]受注者担当者名	○	○
[1019]受注者担当郵便番号	○	○
[1020]受注者担当住所	○	○
[1021]受注者担当電話番号	○	○
[1022]受注者担当 FAX 番号	○	○
[1165]受注者決裁者名	○	○
[1026]発注者代表者氏名	○	
[1028]発注者担当部署名	○	
[1029]発注者担当者名	○	
[1030]発注者担当郵便番号	○	
[1031]発注者担当住所	○	
[1032]発注者担当電話番号	○	
[1033]発注者担当 FAX 番号	○	
[1169]発注者決裁者名	○	
[1173]工事場所・受渡場所略称	○	
[1027]工事場所・受渡場所担当者名	○	
[1044]別途受渡場所名称	○	
[1095]別途受渡場所住所	○	
[1014]送り状案内	○	○
[1179]帳票データチェック値	※	※

A：合意解除申込、合意打切申込、一方的解除通知、一方的打切通知メッセージにおいて、解除、打切対象となる契約内容と異なる記載が許されるデータ項目。

B：合意解除承諾、合意打切承諾メッセージにおいて、対応する申込メッセージと異なる記載が許されるデータ項目。

凡例：

○：異なる記載が許されるデータ項目。

※：本資料に定めるルールに従う方法において、異なる内容を記載するデータ項目。

空欄：異なる記載が許されない、あるいは当該メッセージでは使用しないデータ項目。

【A】:合意解除申込、合意打切申込、一方的解除通知、一方的打切通知メッセージの記載内容

- ・これらメッセージは既に存在する個別契約の解除、打切を意思表示するものであり、前表に示されたデータ項目を除き、解除、打切対象となる契約内容(契約変更メッセージにより契約が変更された場合であれば、変更後の内容)と同一内容を記載する。

【B】:合意解除承諾、合意打切承諾メッセージの記載内容

- ・両メッセージでは、対応する申込メッセージと共通するデータ項目については、前表に示された項目を除き、原則として申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。これら以外の項目に変更がある場合は、申込メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

B.VI.注文

1.3 データ交換における留意事項

(1) 注文請けメッセージにおける「技術データ」の取り扱い

確定注文メッセージの電子メールに、CI-NET メッセージ以外の「技術データ」が添付されている場合、注文請けメッセージの電子メールにも当該「技術データ」をそのまま添付しなければならないものとする。

鑑項目合意変更申込／承諾、合意解除申込／承諾、合意打切申込／承諾の各メッセージについても、仮に往信メッセージに「技術データ」が添付されていた場合には、同様に当該「技術データ」を添付しなければならないものとする。

また、上記いずれの場合も、返信メッセージの電子メールに新たな「技術データ」を添付してはならない。

※本規約の趣旨は、注文業務で添付される「技術データ」には発注条件書・特記事項などの契約図書の一部が含まれる場合があるため、規約化することにより受発注者間での混乱を解消するための措置である。

2.メッセージ

2.1 メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引(注文契約)
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の: [4]発注者コード
- ・どの物件における: [1006]工事コード
- ・どの工事を: [1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番
あるいは
[1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番
- ・誰に発注したのか: [5]受注者コード

を表す。

表 B.VI.2-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号(注文番号)を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。
合意解除申込 合意打切申込 鑑項目合意変更申込 一方的解除通知 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。
合意解除承諾 合意打切承諾 鑑項目合意変更承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

B.VI.注文

【注意事項】

購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

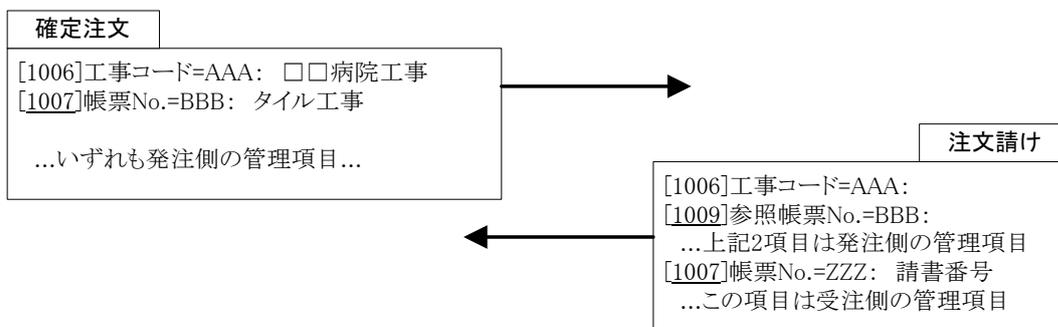


図 B.VI.2-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.IV.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請け た年月日	*注文 番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更申込	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更承諾	変更 承諾番号	変更を承諾 した年月日	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除申込	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除承諾	解除 承諾番号	解除を承諾 した年月日	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通 知(発注者発行)	*注文 番号	解除を通知 した年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通 知(受注者発行)	*注文 番号	解除を通知 した年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切申込	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切承諾	打切 承諾番号	打切を承諾 した年月日	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通 知(発注者発行)	*注文 番号	打切を通知 した年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通 知(受注者発行)	*注文 番号	打切を通知 した年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

B.VI.注文

(2) 同一取引における帳票種類(注文書または請書等)を区分するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(確定注文、注文請け等)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.IV.2-3 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

帳票種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506
鑑項目合意変更申込	0503
合意解除申込	0504
一方的解除通知	0514
鑑項目合意変更承諾	0507
合意解除承諾	0508

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(注文申込内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

確定注文、注文請けについて、以下に例を示して説明する。

表 B.IV.2-4 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別:確定注文、注文請けにおける例

	確定注文	注文請け
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1007]帳票 No. □□病院工事 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1009]参照帳票 No. □□病院工事 [5]受注者コード △△工業
帳票	[2]情報区分コード 確定注文	[2]情報区分コード 注文請け
回数	[1]=1 申込 1 回目 → [1]=2 申込 2 回目 → [1]=3 申込 3 回目 →	[1179]=1 申込 1 回目 ← [1179]=1 申込 1 回目 ← [1179]=2 申込 2 回目 ← [1179]=3 申込 3 回目 ← [1179]=3 申込 3 回目 ← [1]=1 請け 1 回目 [1]=2 請け 2 回目 [1]=1 請け 1 回目 [1]=1 請け 1 回目 [1]=2 請け 2 回目

注文請けでは、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目、に対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の申込に対する何回目の請書か」を特定。

申込回数が変わったら、請け回数は 1 に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定している。

同一取引に関する確定注文メッセージが複数送信され、それらに対して注文請けメッセージが返信された場合を想定する。発注者では、受信した注文請けメッセージがどの確定注文に対応するものを識別する必要がある。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う。

■確定注文メッセージ

- ・確定注文メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数(1、2、3、・・・)とする。

■注文請けメッセージ

- ・注文請けメッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各確定注文メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

■合意解除申込・承諾メッセージ、鑑項目合意変更申込・承諾メッセージ

- ・合意解除申込メッセージ、鑑項目合意変更申込メッセージは確定注文メッセージと同様に準用する。
- ・合意解除承諾メッセージ、鑑項目合意変更承諾メッセージは注文請けメッセージと同様に準用する。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

B.VI.注文

2.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

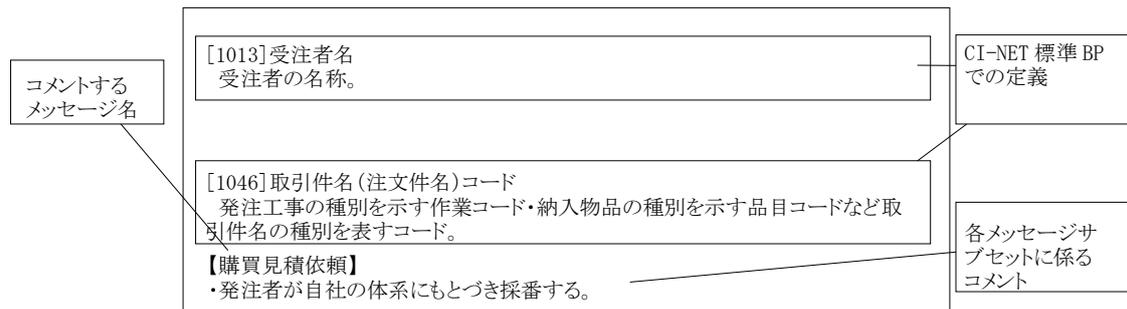


図 B.VI.2-2 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

B.VI.注文

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【確定注文、鑑項目合意変更申込、合意解除申込、一方的解除通知】

・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1300]注文番号枝番

・昇順の自然数とする。

・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

・具体例は、「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目⁵

[1300]注文番号枝番

・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。

・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

・具体例は、「2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

⁵ 注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

同様に、契約変更承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する契約変更申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

・次表に従う。

表 B.IV.2-5 情報区分コード

メッセージ、機能の種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506
鑑項目合意変更申込	0503
合意解除申込	0504
一方的解除通知	0514
鑑項目合意変更承諾	0507
合意解除承諾	0508

[3]データ作成日
メッセージデータを作成した年月日。

【例】20000427

[4]発注者コード
注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード
注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

【確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知】

・これらデータ項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

・次表に従う。

表 B.IV.2-6 サブセット・バージョン

メッセージ、機能の種類	[1197]サブセット・バージョン
確定注文	ORDERS02.00
注文請け	ORDRSP02.00
鑑項目合意変更申込	ORDCHG02.00
鑑項目合意変更承諾	CHGRSP02.00
合意解除申込	KAIJOO02.00
合意解除承諾	KAIRSP02.00
一方的解除通知	KAIDCL02.00

B.VI.注文

[1198]契約変更識別コード

契約変更申込メッセージおよび契約変更承諾メッセージにおいて、変更、解除、打切等の別を表す共通コード。

- 本データ項目は次バージョンで削除される項目であり、使用しないことが望ましい。
- メッセージ上に記載する場合は次表に従う。

表 B.IV.2-7 契約変更識別コード

メッセージ、機能の種類	[1198]契約変更識別コード
確定注文	使用しない
注文請け	使用しない
鑑項目合意変更申込	01
合意解除申込	02
一方的解除通知	04
鑑項目合意変更承諾	01
合意解除承諾	02

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- 「1.2 特殊処理のデータ交換手順」に示した方法に従う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

【確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知】

- この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- 発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

【このデータ項目の利用例】

施工の途中で[1006]工事コードに相当する管理コードが変更された場合、[1006]工事コードはメッセージのキー項目なので、メッセージ上はこの値を変更してはならない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使用する。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- 「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文、鑑項目合意変更申込、合意解除申込、一方的解除通知】

- 発注者が採番する注文番号を記載する。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- 受注者が採番する注文請番号、変更承諾番号、解除承諾番号をそれぞれ記載する。

[1300]注文番号枝番

注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。

- ・増減契約、変更契約の際に使用する。
- ・発注者が採番する注文番号枝番を記載する。
- ・「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- ・「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文】

- ・発注者が確定注文を申し込んだ年月日を記載する。

【鑑項目合意変更申込】

- ・発注者が鑑項目合意変更を申し込んだ年月日を記載する。

【合意解除申込】

- ・発注者が合意解除を申し込んだ年月日を記載する。

【一方的解除通知】

- ・発注者あるいは受注者が一方的解除を通知した年月日を記載する。

【注文請け】

- ・受注者が注文を請けた年月日を記載する。

【鑑項目合意変更承諾】

- ・受注者が鑑項目合意変更を承諾した年月日を記載する。

【合意解除承諾】

- ・受注者が合意解除を承諾した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- ・発注者が採番した注文番号を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- ・発注者が対応する申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

B.VI.注文

(1-2) 発注者の内部管理データ項目

<p>[1301]参照帳票 No.2(見積依頼番号) 取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が採番した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの [1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。・「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。
<p>[1023]受注者コード2(発注者採番) 発注者が定めた受注者の識別コード。</p>
<p>[1046]取引件名(注文件名)コード 発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。</p> <p>【確定注文】</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が自社の体系にもとづき採番する。
<p>[1191]原価要素名 原価管理上の要素名。</p> <p>【例】資材</p>
<p>[1192]原価要素コード 原価管理上の要素コード。</p> <p>【確定注文】</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が自社の体系にもとづき採番する。
<p>[1193]原価科目名 原価管理上の科目名。</p> <p>【例】建築資材</p>
<p>[1194]原価科目コード 原価管理上の科目コード。</p> <p>【確定注文】</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が自社の体系にもとづき採番する。
<p>[1195]原価細目名 原価管理上の細目名。</p> <p>【例】アルミサッシ</p>
<p>[1196]原価細目コード 原価管理上の細目コード。</p> <p>【確定注文】</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

(1-3) 契約内容を表すデータ項目

[1013]受注者名
受注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名
受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名
受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当 FAX 番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1165]受注者決裁者名
受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

B.VI.注文

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード
 建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。
 ・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

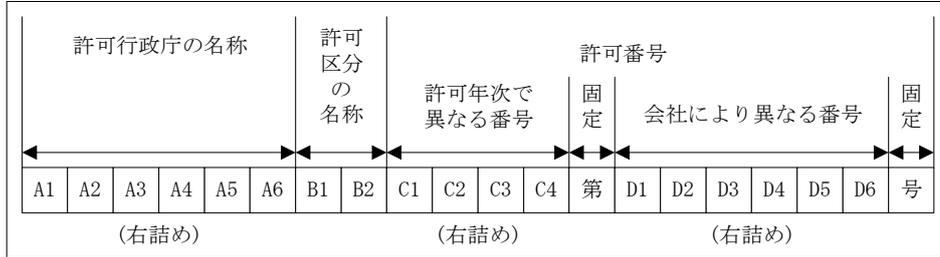


図 B.VI.2-3 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】神奈川県知事一般1234第567890号

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

・K属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大5業種まで記載(マルチデータ項目)。

表 B.IV.2-8 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

こちらの名称を使用すること

B.VI.注文

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

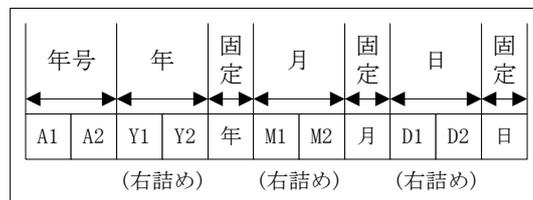


図 B.VI.2-4 受注者建設業許可日

【例】平成15年□4月10日 (□はスペースを表す)

04月01日

□4月□1日

(誤) 4□月1□日 ……標準ビジネスプロトコルの定義(数字は右詰め)に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005] JV 工事フラグ

当該工事が JV 工事か否かを識別するコード。

・0;一般、1;JV 工事(共通コード)。

[1003]その他の JV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外の JV 構成企業名を示す。

【例】株式会社シーアイ建設

[1026]発注者代表者氏名

発注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)

・集中購買では、これらデータ項目を2回繰り返して使用する場合、1回目は発注者の母店(本支店)の購買部署を表し、2回目はその他の部署(例:営業部署)を表す。

・なお、発注者の作業所は[1173]工事場所・受渡場所略称～[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号を使用し、使い分ける。

[1169]発注者決裁者名

発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

【例】振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。

[1016]工事場所・受渡場所郵便番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。

[1043]工事場所・受渡し場所住所

工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。

[1025]工事場所・受渡場所所長名

工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。

[1027]工事場所・受渡場所担当者名

工事場所・受渡し場所(納入場所)の担当者名。

[1041]工事場所・受渡場所電話番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。

[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号

工事場所・受渡し場所(納入場所)の FAX 番号。

・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を表し、主に発注者の母店(本・支店をいう)の購買部署を表す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。

B.VI.注文

[1045]取引件名(注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡方法

作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所卸し渡し

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日。または納入期限の年月日

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1044]別途受渡し場所名称

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センタ

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1054]保証期間指定

かし保証期間を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】当社規定による

[1066]保険条項

労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1069]受注者側見積・契約条件 受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。
[1174]発注者側見積・契約条件 発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。
[1175]特記事項 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。
[1176]特記事項2 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその2。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・いずれも契約条件を構成する。

[1071]運送費用負担 運送費用の負担者を文面で示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1079]基本契約日 基本契約を締結した年月日。

[1302]基本契約番号 基本契約の契約番号。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1312]出来高査定方式識別コード 出来高査定の方法を識別する共通コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.9 出来高査定方式識別コード」(下表)に準拠する。
- ・次表に従う。

表 B.IV.2-9 出来高査定方式識別コード

分類	内容	出来高査定方式 識別コード
累積査定 方式	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。	1
当月査定 方式	今回(当月)検収あるいは使用(リース品等)した実績を査定し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、今回分の出来高と前回迄の累積出来高との和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。	2

B.VI.注文

[57]消費税コード

[1088]明細金額計、[1126]今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.10 消費税コード」(下表)に準拠する。
- ・ただし、消費税コード=3(内税、外税混在は使用しない)。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.IV.2-10 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み(内税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き(外税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

[59]課税分類コード

課税・非課税取引を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.IV.2-11 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

- ・現在の消費税率 5%は、5と表記する。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・単位は円。
- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「2.3(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。

- ・単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)に対する消費税の合計。

- ・単位は円。
- ・小数点以下切り捨て。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計) + [1096]消費税額。

- ・[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。
- ・単位は円。

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】以下の見積依頼の内容をご査収のうえ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- ・[1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・使用メーカー数が10を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。また明細部の見積条件・メーカーリスト行([1288]明細データ属性コード=2)にも記載可能である。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・消費税を含まない。
- ・単位は円。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】シートパイル、t

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・[1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

B.VI.注文

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- [1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- 使用商社数が 10 を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- 消費税を含まない。
- 単位は円。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】H型鋼、t

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

- [1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

(1-4) 個別契約解除に係わるデータ項目

[1199]解除、打切理由 個別契約の解除あるいは打切の理由を文面で示す。

B.VI.注文

(1-5) その他

[1179]帳票データチェック値
 メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。
例】全明細行数などをセットする。

・次表以降の通り。

表 B.IV.2-12 確定注文、注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	確定注文	注文請け
1	確定注文メッセージの[1]データ処理 No.、15バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	確定注文メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	確定注文メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	確定注文メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	1~14 桁空白。 15 桁目=「1」なら内訳照合せず、「0」または空白なら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 1~12 桁は注文請けメッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13~15 桁目は対応する確定注文メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 または空白:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
8	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.IV.2-13 鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾メッセージの
[1179]帳票データチェック値

回数	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾
1	鑑項目合意変更申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	使用しない。	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。
4	鑑項目合意変更申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	鑑項目合意変更承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 1~12 桁にセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.IV.2-14 合意解除申込、合意解除承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	合意解除申込	合意解除承諾
1	合意解除申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	使用しない。	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。
4	合意解除申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	合意解除承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 1~12 桁にセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7	使用しない。	使用しない。
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.IV.2-15 一方的解除通知メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	一方的解除通知
1	一方的解除通知メッセージの[1]データ処理No.、15バイト全体の中の右詰め5桁。
2	使用しない。
3	使用しない。
4	一方的解除通知メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15バイト全体の中の右詰め14桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7	使用しない。
【注】	
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理No.の値と同じ(変更せず返信)。15バイト全体の中の右詰め5桁。
9	使用しない。

【注】明細情報部分のフラット・階層構造について

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが4桁の数字であり、明細情報部分が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の7回目マルチの値は1(階層構造を持つ)でよい。

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

図 B.VI.2-5 明細情報部分がフラットなデータの例

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名...	[1214] 規格...	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細...
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

図 B.VI.2-6 明細情報部分が階層構造を持つデータの例

B.VI.注文

(2) 明細情報部分のデータ項目

(2-1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
- [1200]明細コードは、データの先頭(左側)から4桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ(以下、同一階層内)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

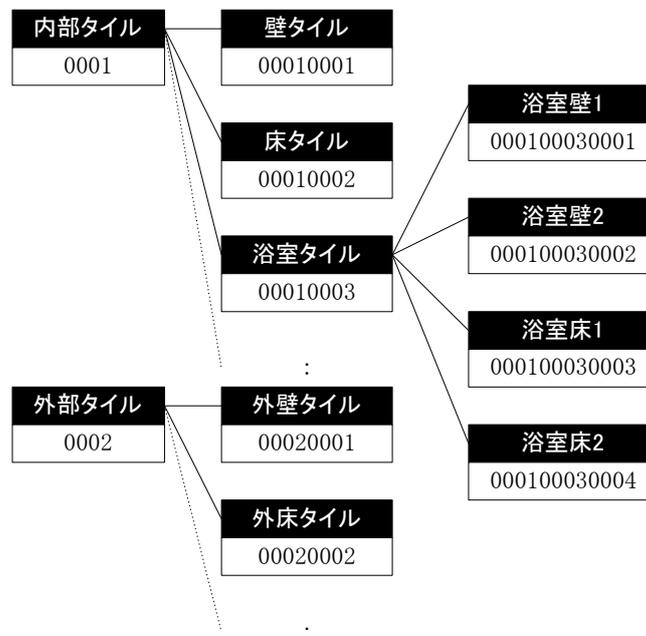


図 B.VI.2-7 階層構造の例

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:00010001
誤: 1 1 (“ ”はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:00010001
誤:000100010000
誤:00010001_____ (“ ”はスペースを表す)

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

【注意事項】

- ・階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4桁の数字を持つ兄弟である子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

図 B.VI.2-8 明細情報部分がフラットな場合の例

B.VI.注文

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV.2-16 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行 ([1288]=5) は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV.2-17 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

B.VI.注文

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。
- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
総括明細本体	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
内訳本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
"	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計					40000
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000

図 B.VI.2-9 明細行間の金額の関係の例

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾 4 桁を見出し行用にとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
〃	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
〃	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
〃	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計					40000

ページ
見出し

図 B.VI.2-10 明細のページ見出し行の例

B.VI.注文

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.IV.2-18 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカーリスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約

における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

(2-2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。

・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

B.VI.注文

(2-3) 契約書の明細内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード 明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。 ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.8.3 取引区分コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.IV.2-19 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

・CI-NET 標準 BP「3.2.3.21.3 明細別材工共コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.IV.2-20 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名など名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】100 角

B.VI.注文

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

【例】重機 2 台を 5 ヶ月レンタルする場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間	5
[1209]使用期間単位	月
[1216]補助数量	2
[1217]補助数量単位	台
[1218]明細数量	10
[1219]明細数量単位	台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【注意事項】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。(例:本数・重量など)

- ・レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【注意事項】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

【確定注文、注文請け】

- ・当該明細行の注文数量を記載する。
- ・レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、[1208]×[1216]とする。この場合、小数点 4 位以下切り捨て。
- ・数量が 1 の場合も省略してはならない(1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【注意事項】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1219]明細数量1単位あたりの価格。

- [1218]明細数量、[1224]契約数量明細が1の場合も省略してはならない。
- 単位は円。

[1223]明細金額

[1218]明細数量×[1222]単価。

- 小数点以下切り捨て。
- 単位は円。

[1247]明細別使用メーカコード

明細データごとの、メーカの識別コード。

- 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカ名

明細データごとの、メーカの名称。

【例】振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

B.VI.注文

B.情報表現規約

VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順

1.1 において、出来高、請求業務のデータ交換手順を説明する。

1.2 において、立替金確認業務のデータ交換手順を説明する。

1.3 において、契約打切業務のデータ交換手順を説明する。

1.4 において、合意精算業務のデータ交換手順を説明する。

2. 出来高金額、請求金額算定方法

契約打切業務、および出来高、請求業務における、出来高金額、請求予定金額のメッセージ上での記載方法を説明する。出来高金額、請求予定金額の算定方法などは企業ごとに多様だが、ここでは代表的な記載方法を説明する。

3. 立替金の表記方法

立替金確認業務における立替金額のメッセージ上での記載方法を説明する。

4. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

1.1 出来高、請求業務のデータ交換手順

(1) 基本フロー

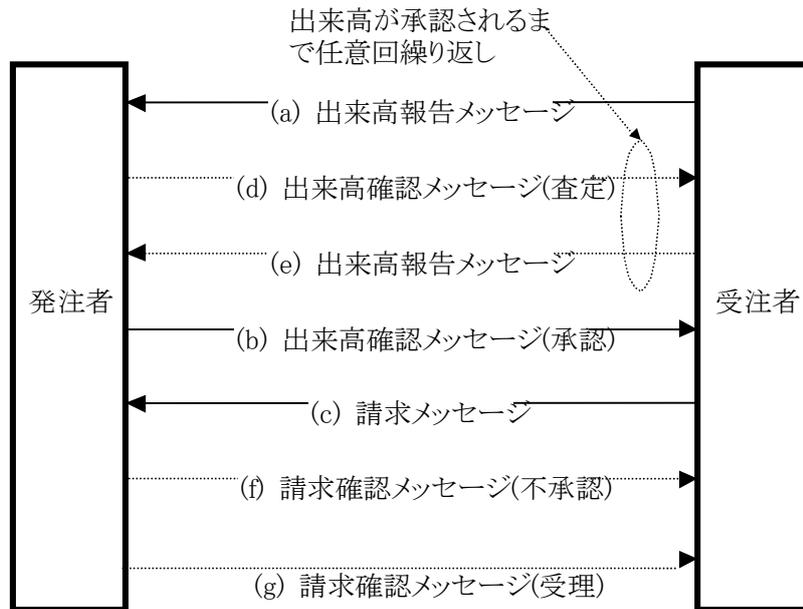


図 B.VII.1-1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー

- (a) 受注者は発注者に対し、「出来高報告メッセージ」により、一つの注文契約に対する特定期間（一ヶ月ごとであることが多い）の工事出来高、資材納入高、請求予定額等を報告し、発注者の査定を受ける。
- (b) これに対し発注者は、受注者からの出来高報告メッセージの内容通りに出来高、請求予定等を承認する場合、承認する旨を「出来高確認メッセージ(承認)」により受注者に通知する。
- (c) 出来高確認メッセージ(承認)による発注者からの承認を得た受注者は、承認された請求予定額を「請求メッセージ」により発注者に請求する。
- (d) 発注者が、受注者からの出来高報告メッセージの出来高等を承認しない場合、査定した結果を「出来高確認メッセージ(査定)」により受注者に通知する。
- (e) これに対し受注者は、出来高の内容を修正するなどしたうえで、出来高報告メッセージにより再度、工事出来高、資材納入高、請求予定額等を報告し、発注者の査定を受ける。

- (f) 発注者は、受信した請求メッセージの内容が出来高査定承認結果と異なる等の理由により、受注者からの請求通りに承認・受理できない場合、不承認・不受理とする旨と、その後の手続きに係わる受注者への指示を「請求確認メッセージ(不承認)」により受注者に通知する。
- (g) 発注者が、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝え、月次処理のタイミングをコントロールすることを目的とし、[1315]出来高・請求・立替査定結果コードに「30(受理)」を追加し、「請求確認(受理)メッセージ」を任意で利用可能とする。
- 本対応策の趣旨を勘案し、発注者は、請求確認(受理)メッセージを送信した後、請求確認(査定・不承認)メッセージを送信してはならない。

【重要事項 1】出来高承認の意味

出来高確認メッセージ(承認)による承認とは、工事出来高、資材納入高、請求予定額等を受注者が発注者に対して報告した通り認めるルールとする。したがって、出来高確認メッセージ(承認)に記載する工事出来高、請求予定額等は、承認対象である出来高報告メッセージと同一でなければならない。

受注者からの報告に対してなんらかの異議がある場合は、出来高確認メッセージ(査定)により異議の内容を通知する。

【重要事項 2】請求メッセージ作成、送信のタイミング

受注者が請求を行う(請求メッセージを送信する)のは、出来高実績、請求予定額に対する承認を出来高確認メッセージ(承認)によって発注者から受けた後とする。

すなわち、発注者、受注者間で出来高実績、請求予定額について合意した後に請求を行うルールとなる。このため請求メッセージに記載する請求金額は、出来高確認メッセージ(承認)メッセージと同一でなければならない。

【重要事項 3】出来高確認メッセージ(査定)の内容を了承して請求する場合の手続き

発注者の出来高確認メッセージ(査定)の内容を受注者が了承する場合も、受注者はそのまま請求メッセージを作成、送信するのではなく、出来高確認メッセージ(査定)と同内容の出来高報告メッセージを送信し、それに対する出来高確認メッセージ(承認)を受けた後に請求メッセージを作成、送信することをルールとする。

これは発注者側が承認行為を行わないまま請求メッセージが送信されてくることを防ぐための措置である。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

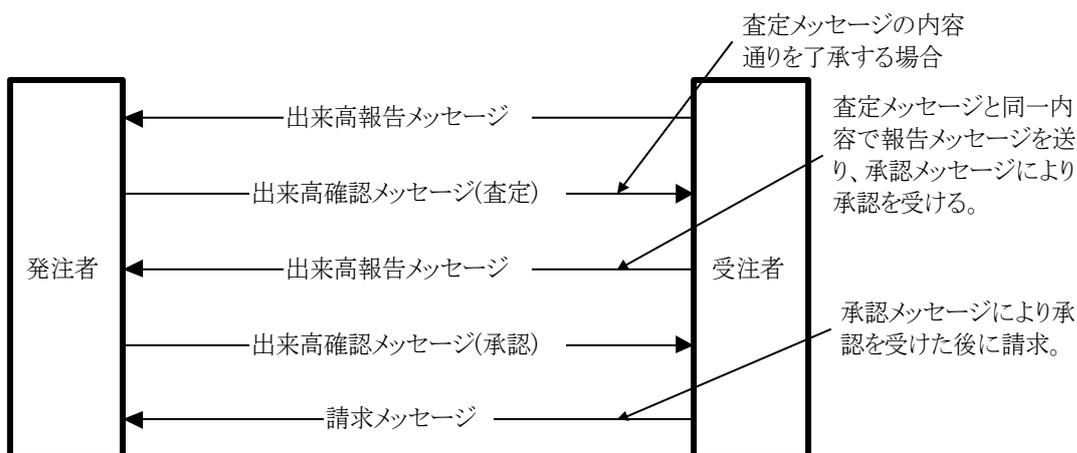


図 B.VII.1-2 出来高確認メッセージ(査定)通りの内容を受注者が了承する場合の手続き

【重要事項 4】請求不承認の場合の手続き

請求確認メッセージ(不承認)では、不受理・不承認等に係わる発注者の意思と、受注者がその後とるべき手続きについて、発注者は[1316]請求確認コードにより次表の通り示す。

表 B.VII.1-1 [1316]請求確認コードの内容

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
1	出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の誤り等によって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> 出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> 出来高実績、請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。

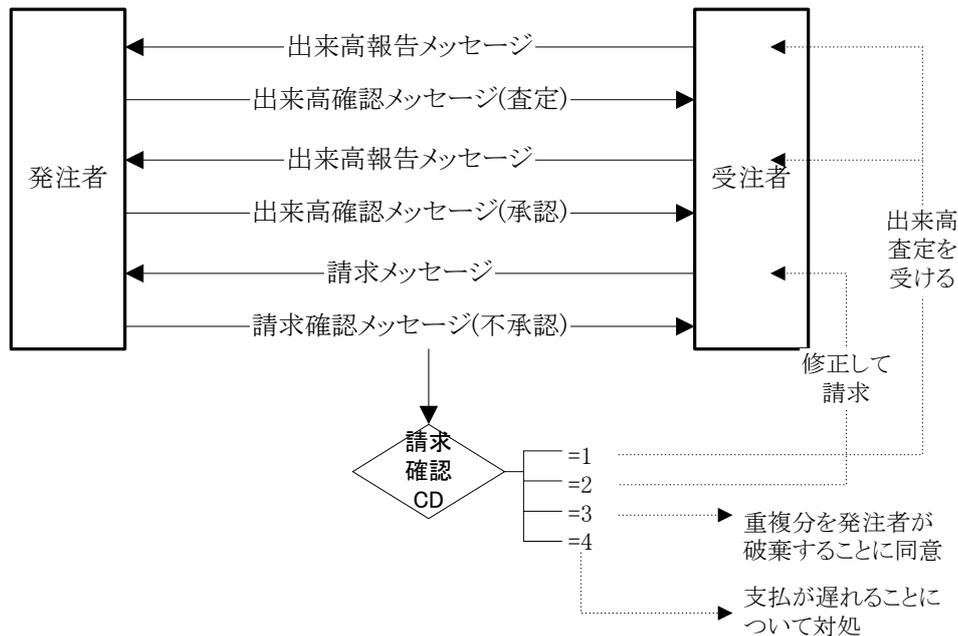


図 B.VII.1-3 請求不承認の場合の手続き

【運用上の留意点】

以下のデータ項目について、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に記載している。

- 2.出来高報告と請求の同時提出
- 3.[1314]請求完了区分コードの扱い

(2) 出来高業務のメッセージ¹の明細書作成例

出来高査定業務では、契約書(注文書および注文請書)に定められた契約内容に対する実績を査定することが通例だが、契約締結後に施工が進む中で、実際に使用する資材等が契約書のものから変更されることも少なくない。このため出来高報告以降のメッセージでは、確定注文メッセージおよび注文請けメッセージと明細内容が異なることが生じ得る。

このような措置には企業ごと、状況ごとに様々なバリエーションがある。次にいくつかの例を示す。なおこうした運用をする場合には、その記載方法についてあらかじめ発注者、受注者間で協議のうえ決定しておかなければならない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【ケース1】契約時「リノリウム厚 2.0」、数量 21600、単価 200 円

→ 実際の施工では、同程度の「長尺シート厚 2.0」に変更されたケース

・注文内容:

表 B.VII.1-2 ケース1の注文内容

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000

・出来高明細作成例 1:

表 B.VII.1-3 出来高明細作成例 1

契約内容					今回迄	累積出来高
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,000	600,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000		
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0		200		21,600	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000		
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000		

ー契約変更は行わない。

ー使われなかった「リノリウム厚 2.0」も、出来高実績なしで明細書に残す。

ー明細行を追加して、実際に使用した「長尺シート厚 2.0」の出来高実績を計上する。この行の契約数量、契約金額は記載しない。

・出来高明細作成例 2: 以下のような記載変更はしてはならない

表 B.VII.1-4 出来高明細作成例 2

契約内容					今回迄	累積出来高
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,000	600,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000		
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000		

ー使われなかった「リノリウム厚 2.0」を、実際に使用した「長尺シート厚 2.0」に書き換える。

¹ 出来高業務のメッセージ: 出来高報告メッセージと出来高確認メッセージを総称していう。

【ケース 2】契約時「リノリウム厚 2.0」、数量 21600→ 実際の施工では 22500 使用されたケース

・注文内容:

【ケース 1】と同じ

・出来高明細作成例 3:

表 B.VII.1-5 出来高明細作成例 3

契約内容					今回迄 累積出来高	
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	22,500	4,500,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	400	120,000

ー出来高の合計が契約金額合計を超えない等の理由のため、追加契約はしない場合。

ー明細書の契約内容は変更せず、出来高は実績数量、金額を記載する。

【ケース 3】「リノリウム厚 2.0」を 500、「長尺シート厚 2.0」を 400 追加契約したケース

・注文内容:

表 B.VII.1-6 ケース 3 の注文内容

本契約: 注文番号=1001

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000

追加契約: 注文番号=1001, 注文番号枝番=01

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000

・出来高明細作成例 4: 追加型 [1303] 注文番号=1001

表 B.VII.1-7 出来高明細作成例 4 追加型

契約内容						今回迄 累積出来高	
枝番	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,880,000		6,880,000
01	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000	500	100,000
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				180,000		180,000

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- －本契約の枝番契約として追加契約した場合は、本契約分と追加契約分を一つの出来高メッセージにまとめる。
- －明細行の初頭に本契約の明細内容を記載し、その後に追加(append)して枝番契約の内容を記載する。枝番契約が複数あれば、[1400]明細別注文番号枝番の順に追加する。
- －出来高と契約の数量、金額を一致させる管理を行う企業が完工時などにとる措置。

・出来高明細作成例 5: [1303]注文番号=1001

表 B.VII.1-8 出来高明細作成例 5

枝番	契約内容					今回迄 累積出来高	
	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
01	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000	500	100,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000	6,980,000	
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計			80,000		80,000	

- －出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材(この例では「リノリウム厚 2.0」)があれば、それらを近接させて記載する。

・出来高明細作成例 6: 統合型 [1303]注文番号=1001

表 B.VII.1-9 出来高明細作成例 6 統合型

枝番	契約内容					今回迄 累積出来高	
	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階床仕上げ						
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	22,100	200	4,420,000	22,100	4,420,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000	6,980,000	
01	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0		200			
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計			80,000		80,000	

- －出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材(この例では「リノリウム厚 2.0」)があれば、それらを一つの明細行に統合(merge)する(単価が同一であることが前提)。上表の見え消し行は実際のメッセージには記載しない。

【重要事項 1】追加契約をした場合の出来高業務のメッセージの作成方法

【ケース 3】のように複数の契約を一つの出来高業務のメッセージにまとめる場合には、契約時点においてそれら複数の契約の注文番号は同一とし、各契約を[1300]注文番号枝番で識別する形態をとらなければならない。逆に、注文番号が同一の契約が複数ある(それぞれは[1300]注文番号枝番が異なる)場合は、必ずそれらを一つの出来高業務のメッセージにまとめなければならない(次表例 A)。また各明細行がそれぞれ本契約に含まれているものか、あるいは追加契約に含まれているものかを明確化することを必要とする企業があり得る。こうした場合は、明細各行に[1400]明細別注文番号枝番を記載することにより表現する。

他方、注文番号が異なる契約は、必ず別個の出来高業務のメッセージで処理しなければならない(次表例 B)。

表 B.VII.1-10 出来高業務のメッセージでの追加契約の取り扱い

例A: 追加契約の注文番号を枝番採番する場合			
→ 必ず一つの出来高業務のメッセージにまとめなければならない。			
本契約: 注文番号=1001		出来高報告 [1301]注文番号=1001	
品名・名称	仕様	数量	契約数量
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	3,500
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	2,400
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	21,600
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	300
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	1,000
計			
追加契約: 注文番号=1001, [1300]注文番号枝番=01			
品名・名称	仕様	数量	枝番
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	01
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	01
計			
[1400]明細別注文番号枝番			
例B: 追加契約の注文番号を別体系で採番する場合			
→ 必ず別個の出来高業務のメッセージで処理しなければならない。			
本契約: 注文番号=1001		出来高報告 [1301]注文番号=1001	
品名・名称	仕様	数量	契約数量
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	3,500
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	2,400
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	21,600
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	300
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	1,000
計			
追加契約: 注文番号=2000		出来高報告 [1301]注文番号=2000	
品名・名称	仕様	数量	契約数量
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	500
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	400
計			

【重要事項 2】出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否

- ・出来高業務のメッセージにおける契約内容部分(品名・名称、仕様、単価、契約数量、契約金額等、契約において合意された内容)は、契約時点における内容から変更、削除してはならない。
 - ・ただし、出来高明細作成例 6 のように契約数量、金額を統合する場合はこの限りではない。
- なおこの場合、本契約の明細行に枝番契約分の数量、金額を加算し、枝番契約の明細行は出来高業務のメッセージに記載しない。本契約と枝番契約ではなく、枝番契約 A と枝番契約 B との

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

間で統合する場合は、枝番号の小さいほうの行に統合し、枝番号の大きいほうの行はメッセージに記載しない。

- 出来高明細作成例 1 のように明細行を追加することができる。さらに、この追加された明細行の変更、削除もできる。これらの扱いは取引当事者双方の責任の下に行う。

【システム開発上の注意事項】

各社で開発する CI-NET LiteS 対応システムは、取引先ごとのこうした違いにも対応できるよう、契約の明細内容を出来高、請求業務の段階で編集、変更できる機能を備えることが必要である。

なおこうした変更処理では、取引先と取り交わした確定注文・注文請けメッセージのデータ自体を変更してはならない(次図参照)。

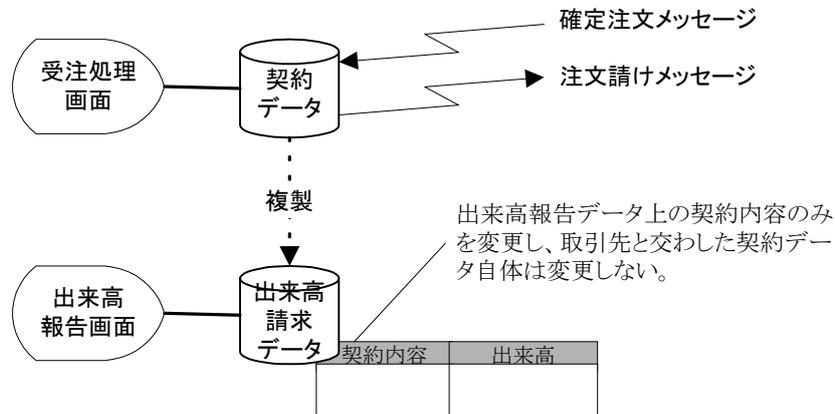


図 B.VII.1-4 出来高・請求業務のデータと契約データとの関係

(3) 基本フロー以外のデータ交換手順

出来高、請求業務は、各社のシステム整備状況や運用方針により、基本フローと異なる手順で行われる可能性がある。以下にその代表的なケースを示す。

なお、基本フロー以外のこうした運用をする場合には、あらかじめその方法を発注者、受注者間で協議のうえ決定しておかなければならない。

こうした例のように、出来高、請求業務では基本フロー以外の手順で行われる可能性が考えられるため、CI-NET LiteS 対応システム開発時には、「注文請けメッセージの内容をもとに出来高報告メッセージを作成する」、「出来高確認メッセージ(承認)の内容をもとに請求メッセージを作成する」といった基本フロー以外のデータ作成手段も用意することが推奨される。

(3-1) 注文メッセージ・レスの契約において出来高報告を行う場合

基本フローでは、受注者は発注者からの確定注文メッセージを元に注文請けメッセージを作成し、注文請けメッセージをもとに出来高報告メッセージのデータを作成するが、契約の内容等により CI-NET LiteS 以外の方法で契約を締結する場合がある。こうした場合、発注者から受注者へ当該契約の管理番号や連絡先等を通知する、あるいは受注者でのデータ作成負荷を軽減するためのデータを発注者から受注者へ提供する、等の目的のために、当該契約の第 1 査定月に発注者は受注者に対し「出来高要請メッセージ」²によって必要な情報を伝達する。この場合に受注者のシステムでは、この出来高要請メッセージの情報を出来高報告メッセージ作成に利用することができる。

なお、発注者の運用によっては受信者が出来高要請メッセージを受け取れないケースも想定される。こうした場合に受注者のシステムでは、見積データ(購買見積依頼・回答メッセージなど)をもとに出来高報告メッセージを作成する等の措置も必要となる。

(3-2) 出来高確認メッセージ(承認)を受けられない状態で請求を行う場合

基本フローでは、受注者は発注者から出来高確認メッセージ(承認)による承認を受けた後、その内容にもとづいた請求を行うことが通常である。したがって一般に受注者は、発注者から受信した出来高確認メッセージ(承認)をもとに請求メッセージを作成する。

ただし、発注者のミス等で請求締日までに出来高の承認が得られない状況が生じた場合、そのまま請求せずにおくと当月分の出来高実績に対する支払が受けられなくなるので、こうした場合には、発注者からの承認を得ないまま請求メッセージを送信することもやむをえない。この場合に受注者のシステムでは、出来高報告あるいは出来高確認(査定)メッセージをもとに請求メッセージを作成することとなる。

² 出来高要請メッセージ：出来高要請メッセージは主にデータ作成作業軽減のために交換されるものであり、他の CI-NET メッセージのような取引当事者のなんらかの意思を表すものではない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(3-3) 出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合

基本フローでは、発注者は出来高確認メッセージ(承認)によって承認を通知するが、発注者側のシステム整備状況等によっては、出来高の査定、承認を CI-NET LiteS ではなく別の媒体で行うケースもありえる。こうした場合に受注者のシステムでは、上記(2)と同様、出来高報告あるいは出来高確認(査定)メッセージをもとに請求メッセージを作成することとなる。

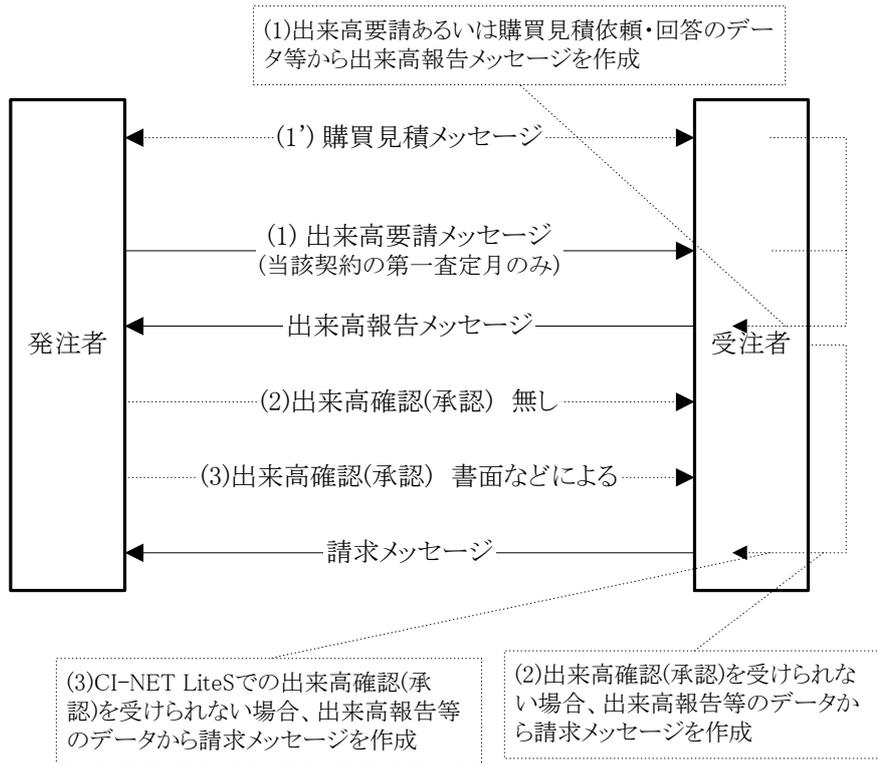


図 B.VII.1-5 出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合

1.2 立替金確認業務のデータ交換手順

立替金確認業務は、発注者が立て替えた内容と金額を受注者に示し、受注者の承認を得る業務である。通常、以下に例示するような費用については発注者が立て替える場合が少なくないが、この金額を発注者、受注者間で確認、合意することが本業務の目的である。この業務によって受注者が立替を承認した場合、発注者は通常、受注者からの請求金額から立替金額を相殺して支払うことが多い。こうした費用は契約に明示されていない場合が少なくないため、トラブルを避けるためにも受注者の確認を得てから相殺することが望ましい。

立替金確認の対象となる費用の例:

- ・駐車場料金立替金
- ・産業廃棄物処理費立替金
- ・工事分担金(仮設電力、仮設使用料など)
- ・職長協力会費
- ・雑費立替金(道具、雨具など)
- ・弁当代
- など

なお、請負金額の振込手数料、手形郵送料、保険料など、契約において明確にされている費用に関しては、受注者の確認を都度得ずとも、発注者が契約条件にもとづいて請求金額と相殺したうえで支払を行えばよい。

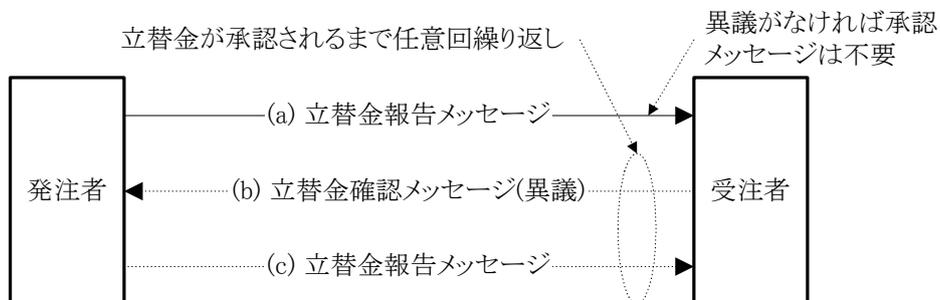


図 B.VII.1-6 立替金確認業務のデータ交換基本フロー

(a) 発注者は受注者に対し、「立替金報告メッセージ」により、一つの作業所内で生じた一つないし複数の注文契約に対する特定期間の立替金額等を報告し、受注者の確認を求める。

受注者は受信した立替金報告メッセージの内容を確認する。CI-NET LiteS では、立替金報告メッセージの内容について異議がなければ受注者は発注者に対してメッセージによる意思表示を行わず、立替金報告メッセージが受注者に到達後一定期間以内に異議の意思表示が無い場合には受注者が立替金報告メッセージの内容を承諾したものとみなすルールとする(このため、受注者が発注者に対して立替金報告メッセージの承諾を通知するメッセージは無い)。なお、上記の「一定期間」については、発注者、受注者間の協議により妥当な期間をあらかじめ取り決め

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

なければならない。

(b) 受注者が、発注者からの立替金報告メッセージの立替金額等を承認しない場合、その内容を「立替金確認メッセージ(異議)」により発注者に通知する。

(c) これに対し発注者は、立替金の内容を修正するなどしたうえで、立替金報告メッセージにより再度、立替金額等を報告し、受注者の確認を求める。

【注意事項 1】立替金確認業務の実施タイミング

立替金確認業務は、出来高・請求業務と同時に、あるいは請求後支払までに行われることが通常である。立替の内容によって金額が確定する時期が異なるので、それに応じて立替金確認のタイミングも異なる。

【注意事項 2】確認された立替金の処理方法

立替金確認業務で受注者が承認した立替金額は、通常はその月の受注者からの請求額と相殺して発注者が支払う場合が多い。しかしながら、立替金額が請求額を上回る等の特殊なケースもあり、こうした特殊な場合も含め、受注者によって承認された立替金額の処理方法は、取引当事者間での個々の協議により決定する。

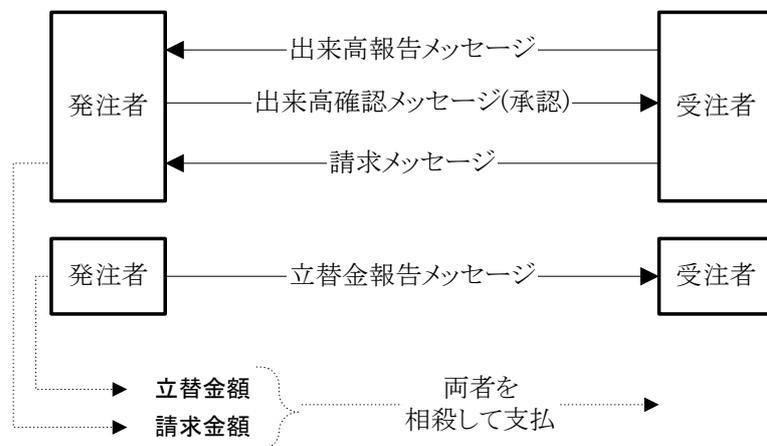


図 B.VII.1-7 立替金の処理方法の例

1.3 契約打切業務のデータ交換手順

契約の打切とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点における出来高を精算し、精算以降の契約内容を無かったことにする契約措置をいう。契約の打切は、発注者、受注者の合意にもとづいて行われる場合(合意打切)と、相手方の契約違反、倒産時といった緊急の状況等に契約当事者の一方が相手方に一方的に通知する場合(一方的打切通知)とがある。

(1) 合意による契約打切時のデータ交換手順

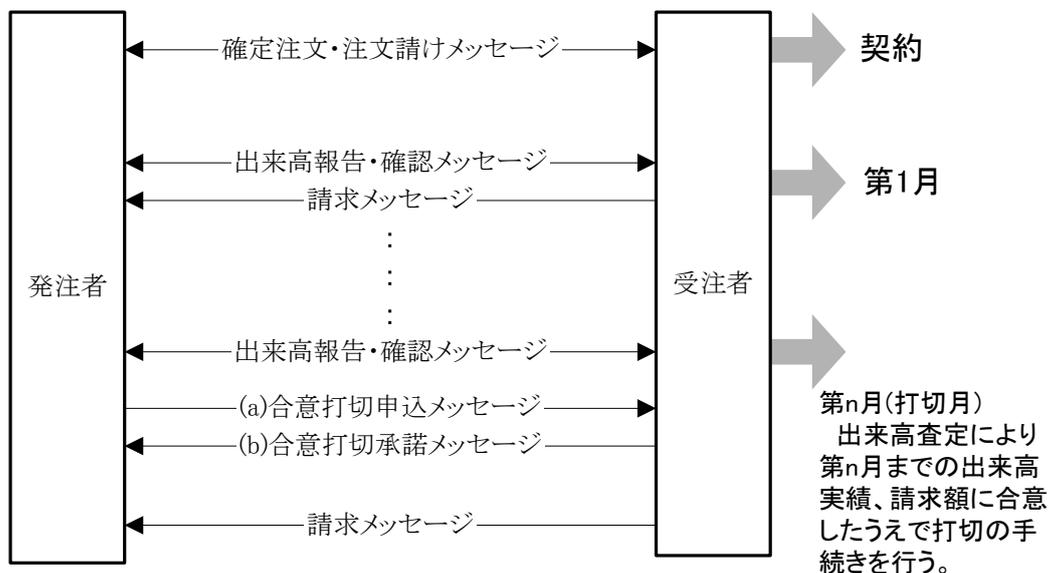


図 B.VII.1-8 合意による契約打切時のデータ交換手順

合意により契約を打ち切る場合、発注者、受注者は契約の打切とその時点での精算内容(当該時点までの出来高実績および請求金額)についてあらかじめ合意したうえで、

- a) 発注者が受注者に対し、「合意打切申込メッセージ」により、あらかじめ合意した内容にもとづく契約の打切を申し込む。
- b) これに対し受注者は、発注者からの打切の申込を承諾する旨を「合意打切承諾メッセージ」により発注者に通知する。

【注意事項】

同一注文番号で枝番が異なる複数の契約が存在する場合、出来高査定、請求は「1.1(2) 出来高業務のメッセージの明細書作成例」のとおり一つのメッセージにまとめて処理するが、これら契約を全て打ち切る際には、本契約をまとめて打ち切るものとする。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【運用上の留意点】

枝番契約の打切方法について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に記載している。

(2) 一方的な打切通知時のデータ交換手順

契約打切の一方的な通知は、相手方の契約違反、倒産時といった非常時に限ってとられる措置である。

この場合、打切を通知する契約の一方の当事者は、「一方的打切通知メッセージ」により、契約を打ち切る意思を相手方に通知する。

1.4 合意精算業務のデータ交換手順

契約の精算とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点までの出来高(これ以上出来高が発生しない場合を指す)をすべて精算する契約措置をいう。

合意精算業務は契約工事の最終確定段階で契約内容の変更を伴ってはいるものの一種の事務処理として取り扱うことを考えている。すなわち、契約数量等の変更があることは分かっても箇所、時期、要領等が特定できず、最終確定段階になって数量が明確になる場合等において、合意して精算を実施するような場合の利用を想定している。

なお、契約内容の変更といっても、その違いは明細情報の中で、当初想定した作業や資材の数量の微小な変更で発注者、受注者双方の合意に基づいて行われることを基本とし、これ以外の変更内容を伴う場合には、確定注文・注文請けメッセージを用いて別途追加・変更契約を締結する方法をとることが望ましい。

この精算業務を EDI にて実施するにあたっては、当事者双方が事前に精算する状況、方法などを合意して契約に記載するなどの処置を取り実施することが求められる。

合意精算業務を行うにあたっては、「合意打切申込」「合意打切承諾」メッセージを利用できることとする。

また、合意精算業務においてデータ交換を実施するに際して、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料に背景や具体的なデータ交換方法等について言及しているので、参照されたい。

【運用上の留意点】

対象工事や契約内容等により、いずれの方法で受発注者間の取引を確定させるかは企業のポリシーにより異なるが、特に受注者に対して契約や支払上不利益にならないよう配慮することが必要であり、CI-NET ではそれを実現するための方法を複数用意している。

①増減の注文書・注文請書の適用場面・状況

当初契約とは発注数量等の変更が生じることが明らかになった時点で、必要な増減契約、追加契約を行うことを基本的な考え方とする。

②合意打切(精算)申込・承諾の適用場面・状況

対象工事の契約期間終了間近に、軽微な発注数量等の変動がある場合など、増減の注文書・注文請書を取り交わすより、合意打切(精算)申込・承諾を用いた方が合理的と見なされる状況の際に採用することができる。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【注意事項 1】各メッセージにおいて変更可能なデータ項目

打切業務では、打切対象となる個別契約の内容を全く無視した内容をメッセージで交換することは合理的ではない。各メッセージにおいて元の契約内容から変更可能なデータ項目を次表に整理する。これらデータ項目を除き、打切対象となる契約内容（鑑項目合意変更メッセージにより内容が変更された場合であれば、変更後の内容）と同一内容を記載する。

なお明細情報部分のデータ項目は、「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」に示したように、契約締結後に施工が進む中で実際に使用する資材が契約書のものから変更される等により、それに応じて出来高報告以降のメッセージの記載内容を変更することが生じ得る。

表 B.VII.1-11 合意打切申込、一方的打切通知メッセージにおいて、
元契約内容から変更可能なデータ項目

データ項目	変更可否
[1]データ処理 No	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1008]帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	○
[1017]受注者担当部署名	○
[1018]受注者担当者名	○
[1019]受注者担当郵便番号	○
[1020]受注者担当住所	○
[1021]受注者担当電話番号	○
[1022]受注者担当 FAX 番号	○
[1165]受注者決裁者名	○
[1026]発注者代表者氏名	○
[1028]発注者担当部署名	○
[1029]発注者担当者名	○
[1030]発注者担当郵便番号	○
[1031]発注者担当住所	○
[1032]発注者担当電話番号	○
[1033]発注者担当 FAX 番号	○
[1169]発注者決裁者名	○
[1173]工事場所・受渡場所略称	○
[1027]工事場所・受渡場所担当者名	○
[1044]別途受渡場所名称	○
[1095]別途受渡場所住所	○
[1014]送り状案内	○
[1179]帳票データチェック値	※
明細情報部分の全情報	○

凡例:

○:異なる記載が許されるデータ項目。

※:本資料に定めるルールに従う方法において異なる内容が記載されるデータ項目。

なお、次表右列の各項目は、確定注文・注文請けにおける契約金額等をデータ項目を変えて打

切メッセージに記載するものであるが、「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」に示したように明細情報部分に記載する契約金額が変更された場合、打切メッセージでは確定注文・注文請けメッセージと異なる値となることがあり得る。

表 B.VII.1-12 契約金額の各メッセージでの表記

確定注文・注文請け メッセージでのデータ項目	意味	打切・出来高・請求 メッセージでのデータ項目
[1088]明細金額計	明細ごとの契約金額の合計	[1092]契約金額計
—		[1385]追加契約金額計
[1089]明細金額計調整額	上記に対する調整額	[1093]契約金額計調整額
[1090]調整後帳票金額計	調整額を加えた金額	[1094]調整後契約金額計
[1096]消費税額	調整額を加えた金額に対する消費税額	[1098]契約金額消費税額
[1097]最終帳票金額	消費税を加えた金額	[1099]最終契約金額

【注意事項 2】合意打切承諾メッセージにおいて変更可能なデータ項目

合意打切承諾メッセージでは、対応する合意打切申込メッセージと共通するデータ項目については、次表に示した項目を除き、原則として合意打切申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。次表以外の合意打切申込メッセージの記載内容は変更できない。

表 B.VII.1-13 合意打切承諾メッセージにおいて、合意打切申込メッセージの内容から
変更可能なデータ項目

データ項目	変更可否
[1]データ処理 No	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	○
[1017]受注者担当部署名	○
[1018]受注者担当者名	○
[1019]受注者担当郵便番号	○
[1020]受注者担当住所	○
[1021]受注者担当電話番号	○
[1022]受注者担当 FAX 番号	○
[1165]受注者決裁者名	○
[1014]送り状案内	○
[1179]帳票データチェック値	※

凡例:

○:異なる記載が許されるデータ項目。

※:本資料に定めるルールに従う方法において異なる内容が記載されるデータ項目。

2. 出来高金額、請求金額算定方法

2.1 明細出来高の累積査定方式と当月査定方式

出来高、請求業務での個々の資材、工事等の明細の出来高査定には、「累積査定方式」と「当月査定方式」の2通りがある。当該出来高、請求メッセージがいずれの方式によるものかは、メッセージ上の[1312]出来高査定方式識別コードで示さなければならない。

表 B.VII.2-1 累積査定方式と当月査定方式

	[1312] 出来高査定方式 識別コード	内容
累積査定方式	1	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。
当月査定方式	2	今回(当月)工事出来高あるいは使用(リース品等)した実績を検収し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、今回分の出来高と前回迄の累積出来高の和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。

(1) 累積査定方式

- ・工事は完了までに数ヶ月にも及ぶので、月々の出来高把握の正確性を高めるために、出来高ゼロの時点を目安として査定時点迄の累積の出来高を評価して査定する。
- ・累積査定方式で基本になる情報は、明細情報部分の以下のデータ項目である。
 - [1222]単価
 - [1234]今回迄累積出来高数量明細
 - [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率
- ・当該明細行の工事内容等に対する今回迄の累積出来高金額は以下の通り。

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1222] \text{単価} \times 0.01 \times [1297] \text{今回迄累積出来高明細別単価出来高率} \times [1234] \text{今回迄累積出来高数量明細}$$
- ・明細情報部分の今回迄累積出来高金額の合計が、全体情報部分(鑑)の[1109]今回迄累積出来高金額計である。
- ・累積査定方式では、この[1109]今回迄累積出来高金額計を基本金額として、既に請求済み・支払済みの金額をこの値から差し引くなどして、今回分の請求予定金額を算定する。

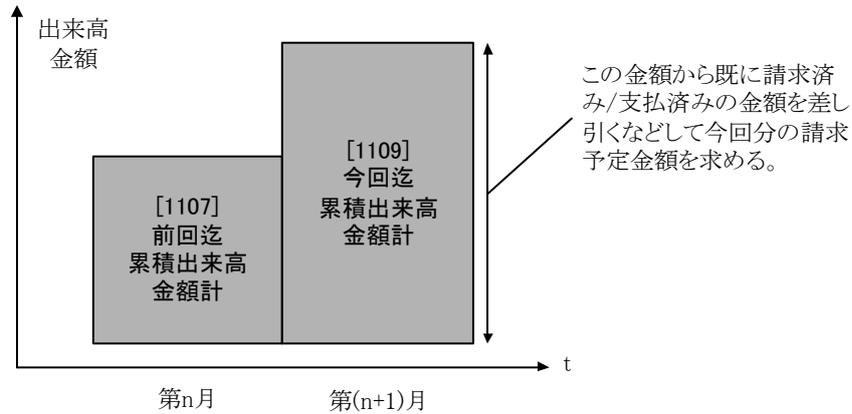


図 B.VII.2-1 累積査定方式のイメージ

「今回迄累積出来高明細別単価出来高率」について
 [1222]単価あるいは[1235]今回迄累積出来高金額明細に対する進捗の%割合を表す。
 例えば材工共契約で、資材を 300 現場に納入したが取り付けは全く行っていないケースを想定する。この際、納入された数量 300 に相当する金額の一部を出来高実績として承認する発注者がある。こうした場合には、[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率により以下のように表現する。

【既納入 300 に相当する金額の半分を出来高実績として承認する場合】
 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率=50(%)
 [1235]今回迄累積出来高金額明細
 = [1222]単価 × [1234]今回迄累積出来高数量明細 × 0.01 × [1297]

なお、上記の表現を用いず、[1234]=150、[1297]=100(%)と表記する方法もある。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(2) 当月査定方式

- ・資材の納入などでは、月内に検収した数量を明確に把握できるので、その実績をもとに出来高を評価して査定する。
- ・当月査定方式で基本になる情報は、明細情報部分の以下のデータ項目である。³
 - [1222]単価
 - [1218]明細数量 (=当月分の出来高数量)⁴
- ・当該明細行の資材等に対する当月の出来高金額は以下の通り。
 - [1223]明細金額=[1222]単価×[1218]明細数量
- ・明細情報部分の今回迄累積出来高は以下の通り。
 - [1235]今回迄累積出来高金額明細=
 - [1223]明細金額 + [1233]前回迄累積出来高金額明細
- ・明細情報部分の今回迄累積出来高金額の合計が、全体情報部分(鑑)の[1109]今回迄累積出来高金額計である。
- ・当月査定方式でも、累積査定方式と同じく、この[1109]今回迄累積出来高金額計を基本金額として、既に請求済み・支払済みの金額をこの値から差し引くなどして、今回分の請求予定金額を算定する。

【補足】

出来高算定方式には「累積査定方式」「当月査定方式」の2つがある。

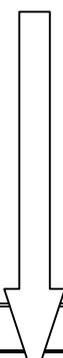
これらの方式において、[1109]今回迄累積出来高金額計、すなわち各請求算定方式(A～D方式)の出発点の金額を求めるにあたり、使用しているデータ項目が異なるため、それに伴いそれぞれの明細出来高の作成方法が異なる。

これらを処理の流れに沿って整理すると次図のようになる。

³ 当月査定方式では、明細別単価出来高率は使用しない。

⁴ なおリース、レンタル等では、[1218]明細数量は物量と使用期間との積数(=[1216]補助数量×[1208]使用期間)である。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

明細への記載内容		関連データ項目	累積査定方式で使用するデータ項目	当月査定方式で使用するデータ項目
数量	今回数量	[1218]明細数量	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1218]明細数量
	今回迄累積数量	[1234]今回迄累積出来高数量明細	[1234]今回迄累積出来高数量明細	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
単価		[1222]単価	[1222]単価	[1222]単価
出来高率		[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
【金額算出の方法 〔数量×単価× (出来高率)〕】		【数量】 [1234]今回迄累積出来高数量明細、 [1218]明細数量 【単価】 [1222]単価 【出来高率】 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1234]今回迄累積出来高数量明細 × [1222]単価 × [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1218]明細数量 × [1222]単価 
金額	今回金額	[1223]明細金額	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1223]明細金額
	今回迄累積金額	[1223]明細金額、 [1235]今回迄累積出来高金額明細、 [1233]前回迄累積出来高金額明細	[1235]今回迄累積出来高金額明細	[1223]明細金額 + [1233]前回迄累積出来高金額明細

「今回迄累積金額」の各明細行の合計

[1109]今回迄累積出来高金額計

図 B.VII.2-2 [1109]今回迄累積出来高金額(請求 ABCD 方式の処理における出発点)を求めるまでの流れ

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

なお、当月査定方式における[1233]前回迄累積出来高金額明細(今回迄累積金額の欄に記載)は、当該査定方式においては金額算定において直接関係するものではないが、請求額算定にあたり「今回迄累積金額([1109]今回迄累積出来高金額計)」の算出が必要なことから、前回迄の累積金額を EDI データとは別に社内で保有・管理しておく必要がある項目として提示している。

図の最後に提示している「[1109]今回迄累積出来高金額計」は各請求算定方式の出発点の金額である。これは、「図 B.VII.2-3 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照のこと。

2.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法

[1109]今回迄累積出来高金額計を求めるまでの手順は累積査定方式と当月査定方式とで異なるが、この金額をベースとした出来高、請求および打切の各メッセージの全体情報部分(鑑)における請求金額等の算定方法は、累積方式・当月方式による違いは無い。

他方、請求金額等の算定方法は企業ごとにまちまちであるが、ここでは、本 CI-NET LiteS 実装規約で想定している 4 ケースの算定方法を示す。これらの方法は、累積方式・当月方式は問わない。なお、当該取引相手との間で下記(A)～(D)のいずれの方式を用いるかについては、あらかじめ相手方と協議のうえ決定したうえで、メッセージ上の[1313]請求算定方式コードで示さなければならない。

【注意事項】

受注者側では、複数の取引先が別々の算定方式を採用している状況も想定されるので、どの取引先がどの算定方式を採用しているか等を取引先マスタ等で管理することが推奨される。

表 B.VII.2-2 請求算定方式の概要

	ロ)今回迄累積請求金額から今回分請求金額を得る算定方式			
	消費税抜きで算定		消費税込みで算定	
	ハ)今回迄累積請求金額から何を引いて 当月分請求金額算定を得るか		ハ) (同左)	
	前回迄累積請求 金額を引く	前回迄累積支払 金額を引く	前回迄累積請求 金額を引く	前回迄累積支払 金額を引く
イ)今回迄累積出来高金額から今回迄累積請求金額を得る算定方式	A 方式	B 方式	C 方式	/
	/	/	D 方式	/

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

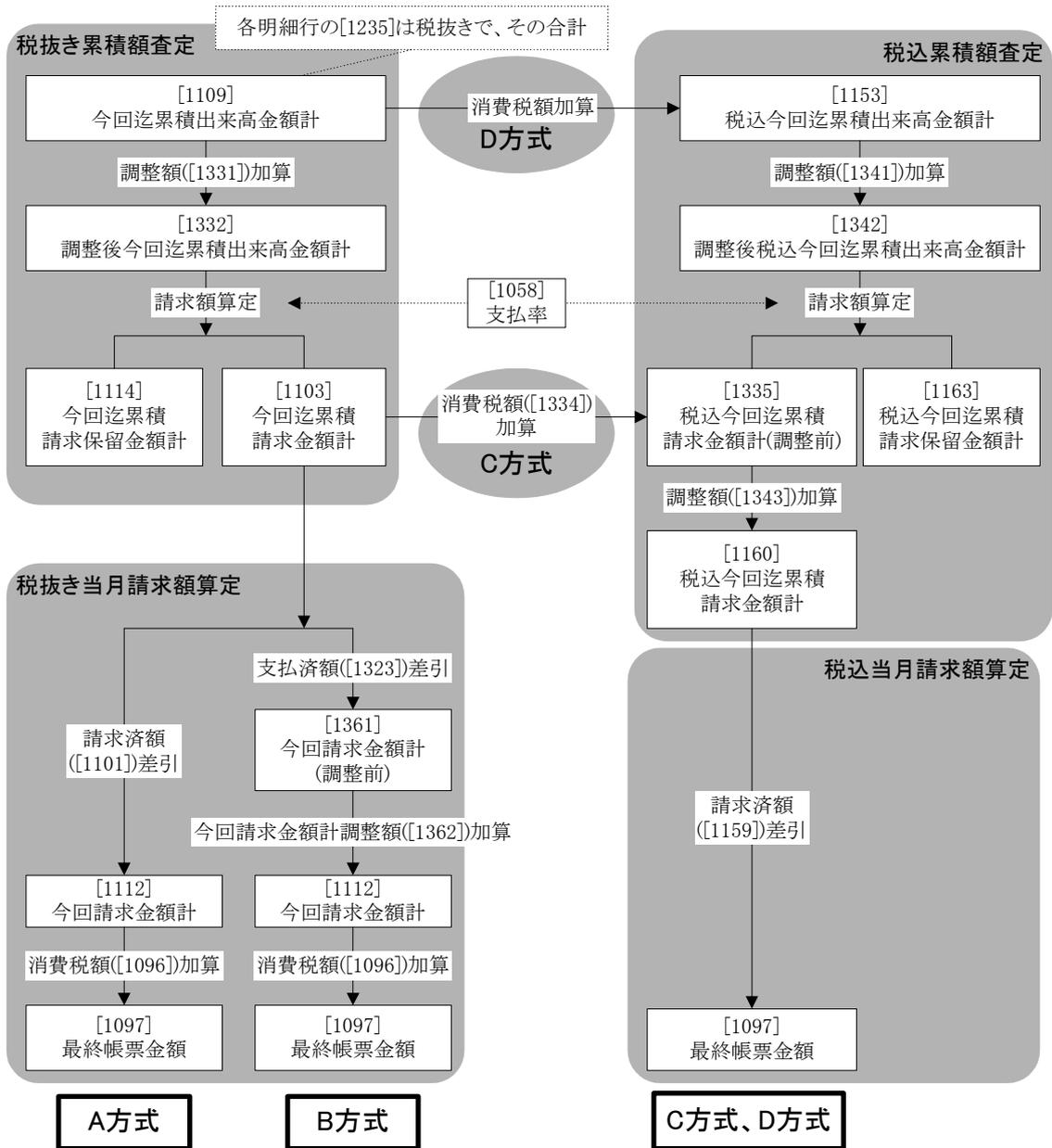


図 B.VII.2-3 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法

A、B方式： 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式

- [1103]今回迄累積請求金額計の算出までを、消費税抜きで行う。
 - [1109]今回迄累積出来高金額計に対し、必要があれば調整額を加え、[1332]調整後今回迄累積出来高金額計を得る。
 - この[1332]のうち、支払率([1058]支払条件:部分払い割合)を乗じた値として、[1103]今回迄累積請求金額計を得る(端数がある場合は丸めた金額を[1103]として良い)。両者の差が[1114]今回迄累積請求保留金額計であり、ここで「保留」とは、「出来高の実績があるにもかかわらず請求しない金額」を意味する。
- [1103]から、既に請求済みの金額あるいは既に支払い済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る。(いずれも消費税抜きの金額)
 - 既に請求済みの金額を引く方法が A 方式である。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。
 - 既に支払い済みの金額を引く方法が B 方式である。既に支払い済みの金額は、支払通知などから得る。

C方式： 税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式

- [1103]今回迄累積請求金額計の算出までを、消費税抜きで行う。算定方法は A、B と同じ。
- この[1103]に[1334]を加えて[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)を得、必要があれば調整額を加えて[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
- [1160]から、既に請求済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る(いずれも消費税込みの金額)。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。

D方式： 税込累積額査定、税込当月請求額算定方式

- [1109]今回迄累積出来高金額計に消費税を加え、[1153]税込今回迄累積出来高金額計を得る。
- この[1153]から[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
 - [1153]に対し必要があれば調整額を加え、[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計を得る。
 - この[1342]のうち、支払率を乗じた値として、[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)を得る。
 - 必要があれば調整額を加えて[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
 - [1342]と[1160]との差が[1163]税込今回迄累積請求保留金額計であり、ここで「保留」とは、「出来高の実績があるにもかかわらず請求しない金額」を意味する。
- [1160]から既に請求済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る(いずれも消費税込みの金額)。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。

3. 立替金の表記方法

3.1 全体情報部分(鑑)の表記方法

明細情報部分の個々の資材、費用等の金額([1223]明細金額)の合計が、[1088]明細金額計である。

これに対する調整額、消費税額等は以下のとおり表記する。

表 B.VII.3-1 調整額、消費税額等の表記

データ項目	内容
[1089]明細金額計調整額	[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
[1090]調整後明細金額計	[1088]明細金額計+[1089]明細金額計調整額。
[1096]消費税額	[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。
[1097]最終帳票金額	[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

3.2 明細情報部分の表記方法

立替の対象となる個々の資材、費用等の内容は、主に以下のデータ項目に記載する。

[1213]品名・名称

[1214]規格・仕様・摘要

また、個々の資材、費用等の数量、単位、単価、金額は以下のデータ項目に記載する。

[1218]明細数量

[1219]明細数量単位

[1222]単価

[1223]明細金額 (「[1223]=[1218]×[1222] 小数点以下切り捨て)

4. メッセージ

4.1 メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引(注文契約)
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は次表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の :[4]発注者コード
- ・どの物件における :[1006]工事コード
- ・どの工事を :注文番号⁵
- ・誰に発注したのか :[5]受注者コード

を表す。

請求確認メッセージは、受注者が発番した請求番号によって請求メッセージとリンクさせる。

⁵ 注文番号を表記するデータ項目はメッセージ種類ごとに異なる。

表 B.VII.4-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
合意打切申込 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	<ul style="list-style-type: none"> ・[1007]帳票 No.には、発注者が発番した個々の注文契約の管理番号(注文番号)を記載する。この値は、打切対象となる契約に係わる確定注文メッセージ上の[1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・[1300]注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合に限り使用する。上記と同じく、打切対象となる契約に係わる確定注文メッセージ上の[1300]注文番号枝番と同じ値でなければならない。
合意打切承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	<ul style="list-style-type: none"> ・[1009]参照帳票 No.には、発注者が発番した注文番号を記載する。この値は、対応する合意打切申込メッセージの[1007]帳票 No.と同じでなければならない(次図参照)。 ・[1300]注文番号枝番の値は、対応する合意打切メッセージの[1300]注文番号枝番と同じでなければならない。
出来高報告 出来高確認 請求 請求確認	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1303]注文番号	<ul style="list-style-type: none"> ・[1303]注文番号の値は、対応する確定注文メッセージ上の[1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・請求確認メッセージの[1009]参照帳票 No.には、受注者が発番した請求書の管理番号(請求番号)を記載する。この値は、対応する請求メッセージ上の[1007]帳票 No.と同じでなければならない。
立替金報告 立替金確認	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1303]注文番号	<ul style="list-style-type: none"> ・[1303]注文番号の値は、対応する確定注文メッセージに記載された[1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・[1303]注文番号は、立替金を個々の注文契約に割り付ける必要がある場合に限り使用する。同一物件において当該受注者との間に複数の注文契約が存在しても立替金をどの注文契約に割り当てるかを特定する必要がない場合は[1303]注文番号は使用しない。

【注意事項 1】

注文契約に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは確定注文メッセージと同一の値としなければならない。

【注意事項 2】

同一工事コード、同一注文番号で注文番号枝番が異なる複数の契約が存在する場合、CI-NET LiteS ではこれら全ての契約に係わる出来高査定、請求を一つの出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージにまとめなければならない(「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照)。このため出来高、請求メッセージのキー項目として注文番号枝番は必要ない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

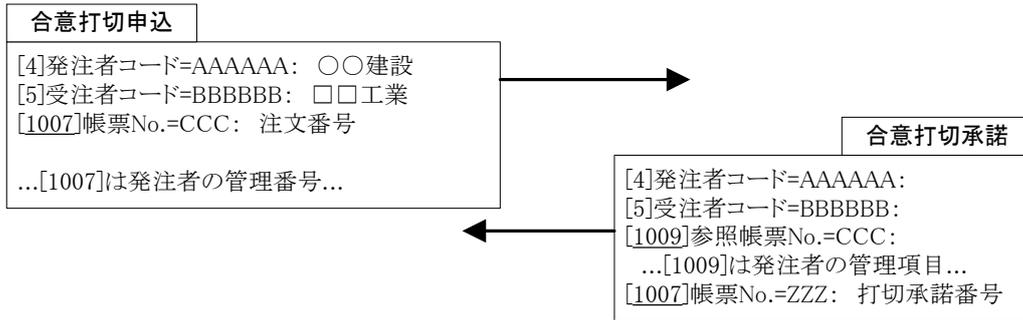


図 B.VII.4-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による合意打切申込と承諾の対応づけ

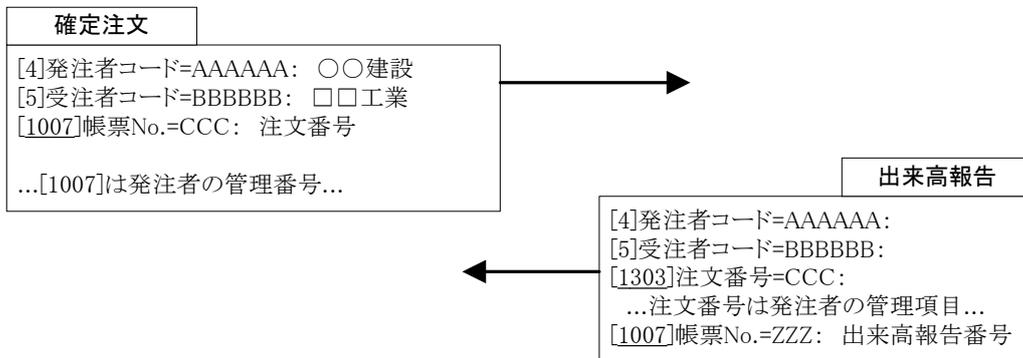


図 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.と[1303]注文番号による注文契約と出来高報告との対応づけ

表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007] 帳票 No.	[1009]参照 帳票 No.	[1303] 注文番号	[1300]注文 番号枝番	[1301]参照 帳票 No.2	[1304]参照 帳票 No.3
建築 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
設備 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
購買 見積	依頼	*見積依頼 番号	見積番号	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
	不採用 通知	不採用通知 番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
注文	確定 注文	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	注文 請け	請書番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
鑑項目 合意 変更	申込	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	承諾	変更承諾 番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
合意 解除	申込	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	承諾	解除承諾 番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
一方的解除通知		*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
合意 打切	申込	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	承諾	打切承諾 番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
一方的打切通知		*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
出来高	要請	出来高要請 番号	—	—	—	—	—
	報告	出来高報告 番号	出来高確認 番号 [#1]	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
	確認	出来高確認 番号	出来高報告 番号	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
請求	請求	請求番号	出来高確認 番号	*注文番号	—	出来高報告 番号	出来高要請 番号
	確認	請求確認 番号	*請求番号	注文番号	—	—	—
立替金	報告	立替金報告 番号	立替金確認 番号 [#2]	*注文番号 [#3]	—	—	—
	確認	立替金確認 番号	立替金報告 番号	*注文番号 [#3]	—	—	—

【注】「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【#1】出来高報告メッセージの【1009】参照帳票 No.

発注者からの出来高確認(査定)メッセージを受信後、再度報告する場合にこの値を記載する。
したがって、各査定月の月内最初の出来高報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。

【#2】立替金報告メッセージの【1009】参照帳票 No.

上記【#1】の出来高報告メッセージと同様に、受注者からの立替金確認(異議)メッセージを受信後、再度報告する場合にこの値を記載する。

したがって、各請求月の月内最初の立替金報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。

【#3】立替金報告・確認メッセージの【1303】注文番号

注文番号は、立替金を個々の注文契約に割り付ける必要がある場合に限って使用する。

一つの作業所における複数の契約に共通する立替金の確認を行う場合、あるいは一つの作業所における複数の契約に係わる立替金の確認を一括で行う場合は、特定の注文契約に係わる立替金ではないため注文番号は使用しない。こうした場合は【1006】工事コードにより作業所を特定する。

【運用上の留意点】

出来高報告、出来高確認の【1007】帳票 No.について、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 5.出来高報告・出来高確認の【1007】帳票 No.の取り扱い」に記載している。

表 B.VII.4-3

【1007】帳票 No.、【1009】参照帳票 No.等の必須・任意の区分

		【1007】 帳票 No.	【1009】 参照 帳票 No.	【1303】 注文番号	【1300】 注文 番号枝番	【1301】 参照 帳票 No.2	【1304】 参照 帳票 No.3
建築見積	依頼	●	—	—	—	—	—
	回答	●	○	—	—	—	—
設備見積	依頼	●	—	—	—	—	—
	回答	●	●	—	—	—	—
購買見積	依頼	●	○	—	—	—	—
	回答	○	●	—	—	—	—
	不採用通知	○	●	—	—	—	—
注文	確定注文	●	—	—	○	●	—
	注文請け	●	●	—	○	○	—
鑑項目 合意変更	申込	●	—	—	○	●	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
合意解除	申込	●	—	—	○	●	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
一方的解除通知		●	—	—	○	●	—
合意打切	申込	●	—	—	○	○	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
一方的打切通知		●	—	—	○	○	—
出来高	要請	●	—	—	—	—	—
	報告	●	○	★	—	▲	▲
	確認	●	▲	★	—	○	○
請求	請求	●	○	★	—	○	○
	請求確認	●	●	○	—	—	—
立替金	報告	●	○	○	—	—	—
	確認	●	●	○	—	—	—

★(注文番号)は基本フローでは必須である。ただし契約行為を行わずに出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージを交換する場合は、これらデータ項目は記載できない。

▲は、注文契約が存在しない場合に必須となるデータ項目である。詳細は次表を参照。なおこの場合、【1303】注文番号は使用しない(契約が存在せず注文番号がないので記載できない)。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法

	注文契約が	
	存在する場合	存在しない場合
出来高報告	[1006]工事コードと[1303]注文番号により契約を特定する。	[1006]工事コードと、[1301]参照帳票 No.2あるいは[1304]参照帳票 No.3により見積依頼メッセージあるいは出来高要請メッセージとの関連を示す。
出来高確認	同上	[1009]参照帳票 No.(=出来高報告番号)により、出来高報告メッセージとの関連を示す。
請求	同上	[1009]参照帳票 No.(=出来高確認番号)により、出来高確認メッセージとの関連を示す。
請求確認	[1009]参照帳票 No.(=請求番号)により、請求メッセージとの関連を示す。	[1009]参照帳票 No.(=請求番号)により、請求メッセージとの関連を示す。
立替金報告	[1006]工事コードと[1303]注文番号により契約を特定する。 ただし、複数の契約に係わる立替を一括で処理する場合等は契約を特定せず、[1006]工事コードのみにより現場を特定する。	[1006]工事コードにより現場を特定する。
立替金確認	同上 さらに、出来高報告・確認と異なり、[1009]参照帳票 No.(=立替金報告番号)を必須とする。これは、[1081]出来高調査回数を使用しないので、同一工事、同一契約で生じる複数の立替金報告を立替金報告番号で識別する必要があるため。	同上

(2) 同一取引における帳票種類(出来高報告、請求等)を区分するデータ項目

帳票種類(確定注文、注文請け等)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.VII.4-5 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

メッセージ種類	[2]情報区分コード
合意打切申込	0505
合意打切承諾	0509
一方的打切通知	0515
出来高要請	0904
出来高報告	0902
出来高確認	0903
請求	1104
請求確認	1108
立替金報告	1204
立替金確認	1208

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(3) 同一取引に関して複数回行われる出来高査定、請求を特定するデータ項目

同一注文契約の実施が複数月にわたる場合には月ごとに出来高報告メッセージが発生するため、それらメッセージの識別は[1081]出来高調査回数により行う。

また、月ごとに発生する請求メッセージの識別は[1082]今回迄の請求回数により行う。

なお、コスト・オン契約等のように出来高査定の都度請求しない場合には、[1081]出来高調査回数と[1082]今回までの請求回数は一致しないことがあり得る。

(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

以上で設定した全てのキー項目が等しいメッセージが複数交換される場合が想定される(出来高報告内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等)。それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

(5) その他

上記(4)のように、同一キーのメッセージが複数交換される場合には[1]データ処理 No.によりそれらを識別するが、受信したメッセージの識別だけではなく、受信メッセージの元となるメッセージの識別(どのメッセージに対する返答であるかの識別)を求める企業がある。このため[1179]帳票データチェック値を用いて判断する。

以下に、出来高報告、確認を例にとつて説明する。

この例では、受注者が同一キーの出来高報告メッセージを複数送信し、それらに対して出来高確認メッセージが返信された場合を想定する。受信した出来高確認メッセージがどの出来高報告に対応するものかを識別したい受注者は、[1179]帳票データチェック値によって次表のような判断をする。

表 B.VII.4-6 [1179]帳票データチェック値によるメッセージの識別：
出来高報告、確認における例

	出来高報告	出来高確認
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1303]注文番号 タイル工事 [5]受注者コード △△工業 [1081]出来高調査回数 1回目	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1303]注文番号 タイル工事 [5]受注者コード △△工業 [1081]出来高調査回数 1回目
帳票	[2]情報区分コード 出来高報告	[2]情報区分コード 出来高確認
回数	[1]=1 報告 1 回目 → [1]=2 報告 2 回目 → [1]=3 報告 3 回目 →	[1179]=1 報告 1 回目 [1179]=1 報告 1 回目 [1179]=2 報告 2 回目 [1179]=3 報告 3 回目 [1179]=3 報告 3 回目 [1]=1 確認 1 回目 [1]=2 確認 2 回目 [1]=1 確認 1 回目 [1]=1 確認 1 回目 [1]=2 確認 2 回目

出来高確認では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の報告に対する何回目の確認か」を特定。

報告回数が変わったら、確認回数は 1 に戻す。

このために[1]データ処理 No.は以下のとおり設定しなければならない。

■ 出来高報告

- ・[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コードおよび[1081]出来高調査回数が同一の出来高報告メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、取引ごと、月ごとに 1 から始まる連番とする。

■ 出来高確認

- ・[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1081]出来高調査回数、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一の出来高確認メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各回の出来高報告メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

■合意打切申込・承諾メッセージ、請求・請求確認メッセージ、立替金報告・確認メッセージ

次表に従う。

表 B.VII.4-7 各メッセージでの[1]データ処理 No.のルール

メッセージ	ルール
合意打切申込	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
合意打切承諾	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
請求	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1082]今回迄の請求回数が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
請求確認	[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目、[1006]工事コード、[1082]今回迄の請求回数が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
立替金報告	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
立替金確認	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。

4.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

4.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲み CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

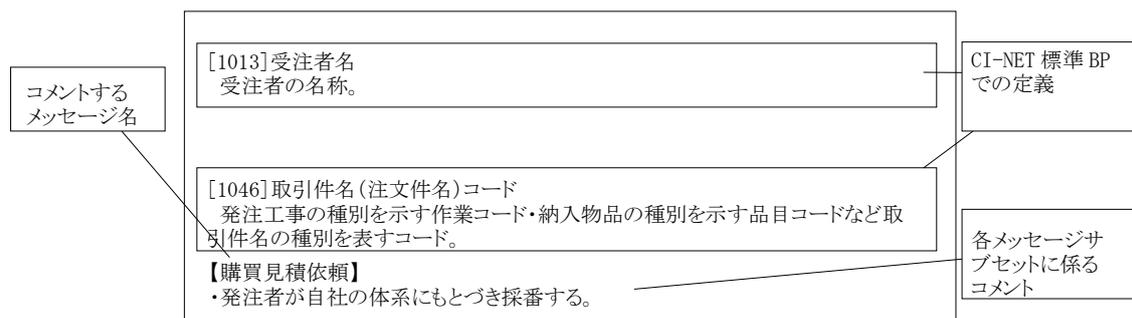


図 B.VII.4-3 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【合意打切申込、一方的打切通知】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1300]注文番号枝番

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。
- [1007]帳票 No. (=注文番号)に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【合意打切承諾】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目⁶

[1300]注文番号枝番

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。
- [1007]帳票 No. (=注文番号)に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

⁶ 合意打切承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する合意打切申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

同様に、出来高確認・請求確認・立替金確認メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、それぞれ、出来高報告・請求・立替金報告メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【出来高報告】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1303]注文番号
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1081]出来高調査回数

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。
- [1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【出来高確認】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1303]注文番号
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1081]出来高調査回数
[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。
- [1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【請求】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1303]注文番号
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1082]今回迄の請求回数

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。
- [1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引

の特定方法」を参照。

【請求確認】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1009]参照帳票 No.(=請求番号)
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目
 - [1006]工事コード
 - [1082]今回迄の請求回数
- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。

【立替金報告】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1303]注文番号
 - [1007]帳票 No. (=立替金報告番号)
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。

【立替金確認】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1303]注文番号
 - [1009]参照帳票 No. (=立替金報告番号)
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目
- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「4.1(4)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「4.1(5)その他」を参照。

【出来高要請】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1007]帳票 No. (=出来高要請番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.VII.4-8 情報区分コード

メッセージ種類	[2]情報区分コード
合意打切申込	0505
合意打切承諾	0509
一方的打切通知	0515
出来高要請	0904
出来高報告	0902
出来高確認	0903
請求	1104
請求確認	1108
立替金報告	1204
立替金確認	1208

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

【例】20000427

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・これらデータ項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～立替金確認における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

・次表に従う。

表 B.VII.4-9 サブセット・バージョン

メッセージ種類	[1197]サブセット・バージョン
合意打切申込	UTKIRI02.00
合意打切承諾	UTKRSP02.00
一方的打切通知	UTKDCL02.00
出来高要請	DEKADV02.00
出来高報告	DEKDAK02.00
出来高確認	DEKRSP02.00
請求	INVOIC02.00
請求確認	INVRSP02.00
立替金報告	TATKAE02.00
立替金確認	TATRSP02.00

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

【合意打切申込】

- ・合意打切申込メッセージの撤回・取消(既に発行した合意打切の申込を無かったことにする行為)を行う場合は、[9]訂正コード=3とし、取消であることを表す。
- ・その他の場合は「1」に固定する。既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

【合意打切承諾、一方的打切通知、出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認、立替金報告、立替金確認】

- ・「1」に固定する。
- ・既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番する管理番号を使用する。
- ・この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～立替金確認における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

■このデータ項目の利用例

施工の途中で[1006]工事コードに相当する管理コードが変更された場合、[1006]工事コードはメッセージのキー項目なので、メッセージ上はこの値を変更してはならない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使用する。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

【合意打切申込、一方的打切通知、合意打切承諾】

- ・[1007]帳票 No.(=注文番号)に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1 (1)取引を特定するデータ項目」の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

[1300]注文番号枝番

注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。

- ・増減契約の際に使用する。
- ・発注者が採番する注文番号枝番を記載する。
- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

【出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・[1300]注文番号枝番によって同一の注文番号に結び付けられた複数の注文契約が存在する場合は、出来高査定および請求業務では、それら全ての注文契約を一つの出来高報告メッセージ、請求メッセージにまとめて処理しなければならない。したがって、これらメッセージでは[1300]注文番号枝番は使用しない。「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

【合意打切申込、出来高要請、出来高確認、請求確認、立替金報告】

- ・発注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

【一方的打切通知】

- ・発注者あるいは受注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

【合意打切承諾、出来高報告、請求、立替金確認】

- ・受注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

- ・次表に従う。

表 B.VII.4-10 参照帳票年月日

メッセージ種類	[1010]参照帳票年月日
合意打切承諾	・発注者が合意打切申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する合意解除申込メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
出来高報告	・発注者が出来高確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。 ・したがって、各査定月の月内最初の出来高報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。
出来高確認	・受注者が出来高報告メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高報告メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
請求	・発注者が出来高確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
請求確認	・受注者が請求メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する請求メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
立替金報告	・受注者が立替金確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する立替金確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。 ・したがって、各請求月の月内最初の立替金報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。
立替金確認	・発注者が立替金報告メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する立替金報告メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

[1303]注文番号

個別注文契約の管理番号。

- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。
- ・この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.と同一でなければならない

【出来高報告、出来高確認、請求】

・[1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「4.1 (1)取引を特定するデータ項目」の、「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII.4-3 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII.4-4 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

[1301]参照帳票 No.2

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

[1304]参照帳票 No.3

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・「表 B.VII.4-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(1-2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番)
発注者が定めた受注者の識別コード。

[1046]取引件名(注文件名)コード
発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。
・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名
原価管理上の要素名。

【例】資材

[1192]原価要素コード
原価管理上の要素コード。

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1193]原価科目名
原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1194]原価科目コード
原価管理上の科目コード。

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1195]原価細目名
原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1196]原価細目コード
原価管理上の細目コード。

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

(1-3) 契約内容、立替内容を表すデータ項目

[1013]受注者名
受注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名
受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名
受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当 FAX 番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1165]受注者決裁者名
受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード
 建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。
 ・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

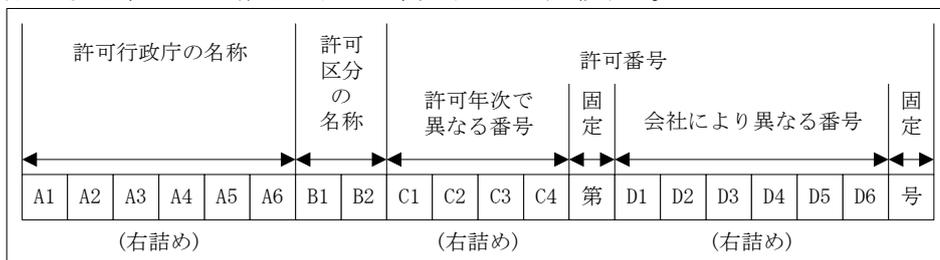


図 B.VII.4-4 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】神奈川県知事一般1234第567890号

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

・K属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大5業種まで記載(マルチデータ項目)。

表 B.VII.4-11 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

こちらの名称を使用すること

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

・K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

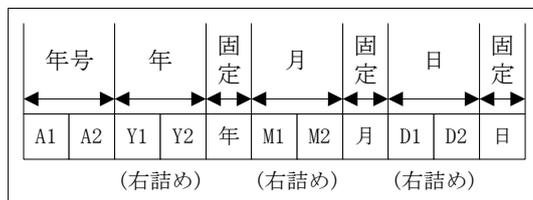


図 B.VII.4-5 受注者建設業許可日

【例】平成15年□4月10日 (□はスペースを表す)

04月01日

□4月□1日

(誤) 4□月1□日 ……標準ビジネスプロトコルの定義(数字は右詰め)に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005]JV 工事フラグ

当該工事がJV 工事か否かを識別するコード。

・0:一般、1:JV 工事(共通コード)。

[1003]その他のJV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外のJV 構成企業名を示す。

【例】株式会社シーアイ建設

[1026]発注者代表者氏名

発注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)

・集中購買では、これらデータ項目を2回繰り返して使用する場合、1回目は発注者の本支店の購買部署を表し、2回目は経理部署を記載する等の利用をして良い。

・なお、発注者の作業所は[1173]工事場所・受渡場所略称～[1371]工事場所・受渡場所所在地コードを使用し、本支店と作業所を使い分ける。

[1169]発注者決裁者名

発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1372]工種・科目コード

帳票データの工種、科目を表すコード。

- ・現時点では標準コードが制定されていないが、次表の7桁のコードを遵守することが望ましい。
- ・受注者側で工種管理に利用することができる。
- ・工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、その場合は8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。

表 B.VII.4-12 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.VII.4-13 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

【例】振興ビル新築工事

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1173]工事場所・受渡し場所略称 工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。
[1016]工事場所・受渡場所郵便番号 工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。
[1043]工事場所・受渡し場所住所 工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。
[1025]工事場所・受渡場所所長名 工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。
[1027]工事場所・受渡場所担当者名 工事場所・受渡し場所(納入場所)の担当者名。
[1041]工事場所・受渡場所電話番号 工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。
[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号 工事場所・受渡し場所(納入場所)の FAX 番号。
[1371]工事場所・受渡場所所在地コード(JIS) 工事場所・受渡し場所(納入場所)が所在する都道府県および市区町村を表す JIS コード(JIS X-0401 および JIS X-0402)。

・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を表し、主に発注者の本支店の部署を表す

[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。

・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。

・所在地コードは、上 2 桁を JIS 都道府県コードとし、下 3 桁を JIS 市区町村コードとする。

・これらの項目のうち、郵便番号、電話番号、FAX 番号、所在地コードは、受注者側で工事物件の所在地管理に利用することができる。

[1045]取引件名(注文件名) 発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡方法 作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所卸し渡し

[1052]工事・納入開始日 工事・納入の開始年月日
[1053]工事・納入終了日・納入期限 工事・納入の終了年月日。または納入期限の年月日

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1044]別途受渡し場所名称 工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センタ

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1054]保証期間指定

かし保証期間を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】当社規定による

[1066]保険条項

労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

[1174]発注者側見積・契約条件

発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

[1175]特記事項

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。

[1176]特記事項2

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその2。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

・いずれも契約条件を構成する。

[1071]運送費用負担

運送費用の負担者を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1079]基本契約日

基本契約を締結した年月日。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1302]基本契約番号
基本契約の番号。

- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1312]出来高査定方式識別コード
出来高査定の方法を識別する共通コード。

- ・次表に従う。

表 B.VII.4-14 出来高査定方式識別コード

分類	内容	出来高査定方式 識別コード
累積査定 方式	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。	1
当月査定 方式	今回(当月)検収あるいは使用(リース品等)した実績を査定し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、今回分の出来高と前回迄の累積出来高との和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。	2

(1-4) 契約金額、立替金額を表すデータ項目

[57]消費税コード

[1088]明細金額計、[1126]今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.10 消費税コード」(下表)に準拠する。
- ・ただし、消費税コード=3(内税、外税混在は使用しない)。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・[1092]契約金額計について消費税抜き、消費税込みを示す。

【立替金報告、立替金確認】

- ・[1088]明細金額計について消費税抜き、消費税込を示す。

表 B.VII.4-15 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み(内税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き(外税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

[59]課税分類コード

課税・非課税取引を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.VII.4-16 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

- ・現在の消費税率 5%は、5と表記する。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

【立替金報告、立替金確認】

- ・単位は円。
- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。

【立替金報告、立替金確認】

・単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)に対する消費税の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・[1112]今回請求金額計に対する消費税の合計。(A、B方式の場合のみ)
・単位は円。小数点以下切り捨て。

【立替金報告、立替金確認】

・[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。
・単位は円。小数点以下切り捨て。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計) + [1096]消費税額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・[1112]今回請求金額計 + [1096]消費税額 (A、B方式の場合)。
・[1160]税込今回迄累積請求金額計 - [1159]税込前回迄累積請求金額計 (C、D方式の場合)。
・単位は円。

【立替金報告、立替金確認】

・[1090]調整後帳票金額計 + [1096]消費税額。
・単位は円。

[1092]契約金額計

[1225]契約金額明細の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・単位は円。
・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1385]追加契約金額計

打切、出来高、請求メッセージが対象としている契約の中の追加契約分の契約金額の合計を、[1092]契約金額計の内数として表す。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・単位は円。
・複数の枝番契約を一つの出来高報告メッセージ、請求メッセージにまとめて処理する場合(「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照)に限って使用する。

[1093]契約金額計調整額

[1092]契約金額計に対する調整額。値引きなどは負号を付けた金額となる。

[1094]調整後契約金額計

[1092]契約金額計+[1093]契約金額計調整額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】
・単位は円。

[1098]契約金額消費税額

[1094]調整後契約金額計に対する消費税の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】
・単位は円。
・小数点以下切り捨て。

[1099]最終契約金額

[1094]調整後契約金額計+[1098]契約金額消費税額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】
・単位は円。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(1-5) 契約、立替のその他の内容を表すデータ項目

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】以下の出来高の内容をご査収下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- ・[1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・使用メーカー数が10を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。また明細部の見積条件・メーカーリスト行([1288]明細データ属性コード=2)にも記載可能である。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・消費税を含まない。
- ・単位は円。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】シートパイル、t

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・[1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- ・[1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・使用商社数が10を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- ・消費税を含まない。
- ・単位は円。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

・品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】H型鋼、t

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

・[1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(1-6) 個別契約打切に係わるデータ項目

[1199]解除、打切理由 個別契約の解除あるいは打切の理由を文面で示す。

(1-7) 帳票データチェック値の内容

[1179]帳票データチェック値
 メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。
 【例】全明細行数などをセットする。

・次表以降の通り。

表 B.VII.4-17 合意打切申込、承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	合意打切申込	合意打切承諾
1	合意打切申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	合意打切申込メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	合意打切申込メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	合意打切申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	合意打切承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
8	打切対象とする契約の注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.VII.4-18 一方的打切通知メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	一方的打切通知
1	一方的打切通知メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
2	一方的打切通知メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
3	一方的打切通知メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。
4	一方的打切通知メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	打切対象とする契約の注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
9	使用しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

表 B.VII.4-19 出来高要請メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	出来高要請
1	出来高要請メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
2	出来高要請メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。
3	使用しない。
4	出来高要請メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	使用しない。
9	使用しない。

表 B.VII.4-20 出来高報告・確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	出来高報告	出来高確認
1	出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	出来高報告メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	出来高報告メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	出来高報告メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	出来高確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	注文請け以外のメッセージ(購買見積回答あるいは出来高要請メッセージ)から出来高報告を作成した場合に限り、そのメッセージの種別(購買見積回答:1、出来高要請:2)と、[1]データ処理 No.を記載する。種別は 10 桁目、[1]は 11~15 桁目(計 15 バイト全体の中の右詰め 6 桁)。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1:明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
9	対応する出来高確認メッセージ(存在すれば)の[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	使用しない。

表 B.VII.4-21 請求・請求確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	請求	請求確認
1	請求メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	請求メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	請求メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	請求メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	請求確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1: 明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1: 明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	請求の根拠となる出来高確認(承認)メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
9	対応する出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	使用しない。

表 B.VII.4-22 立替金報告・確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	立替金報告	立替金確認
1	立替金報告メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
2	立替金報告メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
3	立替金報告メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
4	立替金報告メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
5	使用しない。	立替金確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1: 明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク:明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1: 明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ(変更せず返信)。
9	対応する立替金確認メッセージ(存在すれば)の[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	使用しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【注】明細情報部分のフラット・階層構造について

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが 4桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の7回目マルチの値は1(階層構造を持つ)でよい。

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

図 B.VII.4-6 明細情報部分がフラットなデータの例

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

図 B.VII.4-7 明細情報部分が階層構造を持つデータの例

(1-8) 出来高査定、請求、立替金確認に関するデータ項目

[1080]出来高調査日
出来高調査を行った年月日。

[1311]請求予定年月
受注者が請求を行う年月。

[1081]出来高調査回数
今回の出来高調査の回数。

- ・同一注文契約に係わる月々の出来高査定(4月分、5月分...)の識別を表す。
- ・昇順の自然数でなければならない。
- ・同一査定月内での数量訂正等による再提出等は、[1]データ処理 No.により識別する。

[1082]今回迄の請求回数
同一契約に対する請求回数。

- ・同一注文契約に係わる月々の請求(4月分、5月分...)の識別を表す。
- ・昇順の自然数でなければならない。
- ・同一査定月内での数量訂正等による再提出等は、[1]データ処理 No.により識別する。

[1313]請求算定方式コード
請求金額の算定方式を表すコード。

- A: 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積請求額差引)
- B: 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積支払額差引)
- C: 税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式(累積請求額差引)
- D: 税込累積額査定、税込当月請求額算定方式(累積請求額差引)

・「2.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照。

[1314]請求完了区分コード
請求業務の精算(最終回)、未精算を表すコード。

- 1:未精算(請求継続) 最終月以外を表す。
- 7:以後使用停止 出来高要請メッセージのみ利用可能とし、さらに、受注者は、発注者から送信された出来高要請メッセージにおいて[1314]=「7」であった時点で、その後の出来高報告、出来高確認、請求の各メッセージは作成できないこととする。
- 9:精算(最終回) 最終月を表す。

[1315]出来高・請求・立替査定結果コード
出来高報告、請求、立替金報告に対する査定、確認結果を表すコード。

- 10:承認
- 20:査定・不承認
 - 21:査定(明細、鑑とも査定)
 - 22:査定(明細承認、鑑査定)
 - 23:査定(明細査定、鑑承認)
- 30:受理

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

表 B.VII.4-23 メッセージ種別毎の利用可能コード一覧

メッセージ種別	利用可能コード
出来高確認	10,20,21,22,23
請求確認	20,30
立替金確認	20

- ・出来高確認業務において、報告内容に対する承認の場合にコード「10(承認)」を、査定・不承認の場合はその意思だけを相手に伝える場合にはコード「20(査定・不承認)」、査定内容の詳細を伝える場合にはコード「21」～「23」の中で適切な値を利用する。
- ・請求確認業務において、発注者が、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝える場合に限り、コード 30(受理)を利用して請求確認(受理)メッセージを送信できる。ただし、請求確認(受理)メッセージ送信後に請求確認(査定・不承認)メッセージを送信してはならない。
運用例としては、受注者はコード「30」を受け取った場合、次回処理開始の合図とすることができる。
- ・立替金確認業務では、立替金報告メッセージに対して受注者が異議のある場合のみ立替金確認メッセージを使用するので、立替金確認メッセージではこのデータ項目の値は常に 20 とする。

[1316]請求確認コード

請求メッセージに不備がある場合等にその内容を表すコード。

- 1: 出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める
- 2: 請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める
- 3: 既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。
- 4: 請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。

- ・「1.1(1)基本フロー【重要事項 4】請求不承認の場合の手続き」を参照。

[1381]検査完了予定日

検査完了の予定年月日。

[1382]引渡予定日

引渡し予定年月日。

[1058]支払条件:部分払い割合

部分払いでの出来高に対する%割合。

- ・今回迄の累積出来高金額にこの比を乗じた額が、今回迄の累積請求金額となる。また、その差が今回迄の累積保留金額となる。

(1-9) 出来高査定金額、請求金額に関するデータ項目

A 方式：税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積請求額差引)

◆前回迄の累積出来高金額(税抜き)

[1107]前回迄累積出来高金額計
 [1321]前回迄累積出来高金額計調整額
 [1322]調整後前回迄累積出来高金額計

- ・[1107]は、明細情報部分の[1233]前回迄累積出来高金額計明細の和。明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1233]の合計と[1107]とは一致しないことがある。詳細は、「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・[1321]および[1322]は、それぞれ前回出来高査定、請求時の[1331]、[1332]の確定値に等しくなければならない。

◆前回迄の累積請求金額(税抜き)

[1101]前回迄累積請求金額計

- ・[1101]は、前回出来高査定、請求時の[1103]の確定値に等しくなければならない。

◆今回迄の累積出来高金額計(税抜き)

[1109]今回迄累積出来高金額計
 [1331]今回迄累積出来高金額計調整額
 [1332]調整後今回迄累積出来高金額計

- ・[1109]は、明細情報部分の[1235]今回迄累積出来高金額計明細の和。明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1235]の合計と[1109]とは一致しないことがある。詳細は、「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・[1331]は[1109]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額となる。
- ・[1332]=[1109]+[1331]。

◆今回迄の累積請求金額、保留金額(税抜き)

[1103]今回迄累積請求金額計
 [1114]今回迄累積請求保留金額計

- ・[1103]= $0.01 \times [1058] \times [1332]$ 。小数点以下切り捨て。
 上記乗算の結果生じた端数(例:1000 円未満)を当事者双方の合意の下で端数を丸めて良い。
 その場合、丸められた端数は[1114] 今回迄累積請求保留金額計に算入される。
- ・[1114]=[1332]-[1103]。

◆今回分の請求金額(税抜きで算定し、最後に消費税を加算)

[1112]今回請求金額計
 [1096]消費税額
 [1097]最終帳票金額

- ・[1112]=[1103]-[1101]。
- ・[1096]は[1112]に対する消費税の合計。小数点以下切り捨て。
- ・[1097]=[1112]+[1096]。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

B 方式：税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積支払額差引)

- ◆前回迄の累積出来高金額(税抜き)： A 方式と同じ

- ◆前回迄の累積支払金額(税抜き)
 - [1323]前回迄累積支払金額計
 - ・支払通知書等から値を入手する。

- ◆今回迄の累積出来高金額計(税抜き)
 - [1103]今回迄累積請求金額計
 - [1114]今回迄累積請求保留金額計
 - ・[1103]= $0.01 \times [1058] \times [1332]$ 。小数点以下切り捨て。
A方式と異なり、端数の丸めを行わない。
 - ・[1114]=[1332]-[1103]。

- ◆今回迄の累積請求金額、保留金額(税抜き)： A 方式と同じ

- ◆今回分の請求金額(税抜きで算定し、最後に消費税を加算)
 - [1361]今回請求金額計(調整前)
 - [1362]今回請求金額計調整額
 - [1112]今回請求金額計
 - [1096]消費税額
 - [1097]最終帳票金額
 - ・[1361]=[1103]-[1323]。
 - ・[1362]は[1361]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額となる。
 - ・[1112]=[1361]+[1362]。
 - ・[1096]は[1112]に対する消費税の合計。小数点以下切り捨て。
 - ・[1097]=[1112]+[1096]。

C 方式：税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）

◆前回迄の累積出来高金額（税抜き）： A 方式と同じ

◆前回迄の累積請求金額（税込）

[1159]税込前回迄累積支払金額計

・[1159]は、前回出来高査定、請求時の[1160]の確定値に等しくなければならない。

◆今回迄の累積出来高金額計（税抜き）： A 方式と同じ

◆今回迄の累積請求金額、保留金額（税抜き）： A 方式と同じ

◆今回迄の累積請求金額（税込）

[1334]今回迄累積請求金額計消費税額

[1335]税込今回迄累積請求金額計（調整前）

[1343]税込今回迄累積請求金額計調整額

[1160]税込今回迄累積請求金額計

・[1334]は[1103]に対する消費税の合計。小数点以下切捨て。

・[1335]=[1103]+[1334]。

・[1343]は[1335]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額となる。

・[1160]=[1335]+[1343]。

◆今回分の請求金額（税込）

[1097]最終帳票金額

・[1097]=[1160]-[1159]。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

D 方式：税込累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）

◆前回迄の累積出来高金額（税込）

[1152]税込前回迄累積出来高金額計
[1351]税込前回迄累積出来高金額計調整額
[1352]調整後税込前回迄累積出来高金額計

- ・[1152]、[1351]および[1352]は、それぞれ前回出来高査定、請求時の[1153]、[1341]、[1342]の確定値に等しくなければならない。

◆前回迄の累積請求金額（税込）

[1159]税込前回迄累積支払金額計

- ・[1159]は、前回出来高査定、請求時の[1160]の確定値に等しくなければならない。

◆今回迄の累積出来高金額（税抜き）

[1109]今回迄累積出来高金額計

- ・[1109]は、明細情報部分の[1235]今回迄累積出来高金額計明細の和。
明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1235]の合計と[1109]とは一致しないことがある。詳細は、「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目」を参照。

◆今回迄の累積出来高金額（税込）

[1153]税込今回迄累積出来高金額計
[1341]税込今回迄累積出来高金額計調整額
[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計

- ・[1153]は、[1109]に消費税額を加えた額。消費税額に小数点以下の端数があれば、切り捨てて[1109]に加える。
- ・[1341]は[1153]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額となる。
- ・[1342]=[1153]+[1341]。

◆今回迄の累積請求金額、保留金額（税込）

[1335]税込今回迄累積請求金額計（調整前）
[1163]税込今回迄累積請求保留金額計
[1343]税込今回迄累積請求金額計調整額
[1160]税込今回迄累積請求金額計

- ・[1335]= $0.01 \times [1058] \times [1342]$ 。小数点以下切り捨て。
- ・[1343]は[1335]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額となる。
- ・[1160]=[1335]+[1343]。
- ・[1163]=[1342]-[1160]。

◆今回分の請求金額（税込）

[1097]最終帳票金額

- ・[1097]=[1160]-[1159]。

(1-10) 金額の支払先金融機関に関するデータ項目

[1035]受注者指定金融機関名

受注者が振込を指定する口座の金融機関名。

[1036]受注者指定金融機関支店名

受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。

[1037]受注者指定金融機関預金種目

受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)

[1038]受注者指定金融機関口座番号

受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)

[1039]受注者指定金融機関口座名義

受注者が振込を指定する口座名義。

[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ

受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。

【請求】

- ・[1038]受注者指定金融機関口座番号は、金融機関番号(4桁)+支店番号(3桁)+口座番号(7桁)。
- ・事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。
- ・金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(1-11) 取引当事者の内部管理データ項目

[1383]受注者専用使用欄

受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- 受注者からの出来高報告メッセージを受けて発注者が出来高確認メッセージを送信する場合などは、対応するメッセージの値を変更せず送信する。

[1384]発注者専用使用欄

発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- 発注者からの立替金報告メッセージを受けて受注者が立替金確認メッセージを送信する場合などは、対応するメッセージの値を変更せず送信する。

(2) 明細情報部分のデータ項目

(2-1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
 - ・[1200]明細コードは、データの先頭(左側)から4桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - ・同一の親を持つ明細データ(以下、同一階層内)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

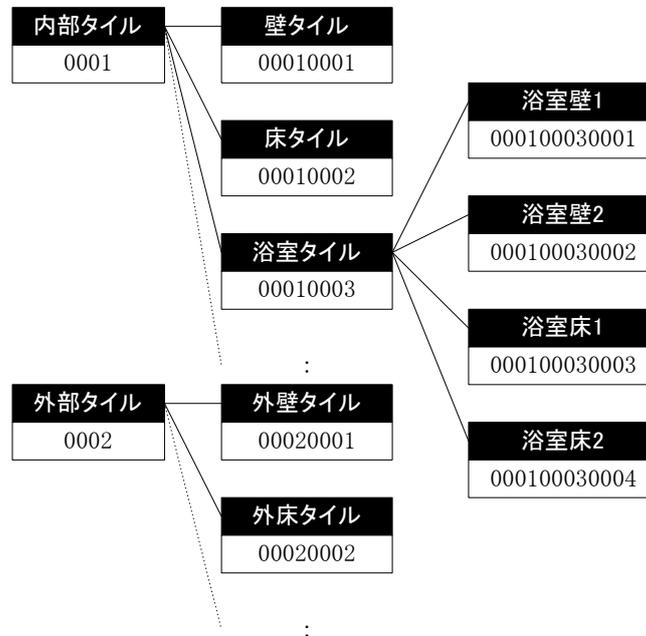


図 B.VII.4-8 階層構造の例

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4桁ごとの数字に"0000"を使用してはならない。
- ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:00010001
誤: _ 1 _ _ 1 ("_"はスペースを表す)
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:00010001
誤:000100010000
誤:00010001_____ ("_"はスペースを表す)

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

- ・階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも0001～9999の4桁の数字をもち同一の親を持つ子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

[1200] 明細コード	[1213] 品名...	[1214] 規格...	[1218] ...数量	[1222] 単価	[1223] ...金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細...
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番をふる。データの欠落等の確認に利用できる。

図 B.VII.4-9 明細情報部分がフラットな記載の例

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII.4-24 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカーリスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行 ([1288]=5) は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1289]補助明細コード
 [1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII.4-25 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことができる。 金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額の小計を記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことができる。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。

・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

A. 階層構造の最下位行における累積出来高金額の計算方法

階層構造の最下位である内訳明細行([1288]=5)では、累積出来高金額を以下の通り算定する。なお、乗算の算定結果は小数点以下切捨てとする。なお、総括明細行([1288]=0)であっても子を持たない行ではこれに準じる。

A.1 累積査定方式の場合

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = 0.01 \times [1297] \times [1234] \times [1222]$$

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1222]単価

A.2 当月査定方式の場合

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1233] + [1223]$$

$$[1223] = [1218] \times [1222]$$

[1233]前回迄累積出来高金額明細

[1223]明細金額 (=今回分出来高金額)

[1218]明細数量 (=今回分出来高数量)

B. 子を持つ明細行における累積出来高金額の計算方法

子を持つ明細行では、累積出来高金額は子の累積出来高金額の和として求める。

$$\text{子を持つ明細行の} [1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1234] \times \Sigma ([1235])$$

※ Σ の範囲は、当該行の直接の子のうち、[1289]補助明細コード=00の行

※[1234]今回迄累積出来高数量

なお、子を持つ明細行では、[1234]今回迄累積出来高数量明細の値を[1224]契約数量明細と同一とし、また累積査定方式であっても[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率は使用しない。このため総括明細行では、内訳明細行における上記の出来高数量、単価、出来高金額間の算定式が成立しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

累積査定方式

契約数量、金額				今回迄累積出来高					
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1234] 数量	[1297] 出来高率	[1235] 金額
0001	5	く体墨出し	m2	7,500	100	750,000	2,450	100	245,000
0002	0	型枠工事	式	1	33,050,000	33,050,000	1		12,040,000
00020001	5	勾配型枠	m2	150	7,000	1,050,000	150	80	840,000
00020002	5	一般型枠	m2	8,000	4,000	32,000,000	3,500	80	11,200,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	100	50,000

※[1289]補助明細コードは、この例では全て00(本体行)とする

当月査定方式

契約数量、金額				今回出来高		今回迄累積出来高				
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1218] 数量	[1223] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額
0001	0	補強ジャッキ	式	1	125,000	125,000	1		1	67,428
00010001	5	H30	個日	3,000	13	39,000	1,736	22,568	1,736	22,568
00010002	5	H40	個日	3,000	15	45,000	1,624	24,360	1,624	24,360
00010003	5	運賃	台	2	20,000	40,000	1	20,000	1	20,000
00010004	5	積卸費	t	2	500	1,000	1	500	1	500
0002	0	覆工版	式	1	422,000	422,000	1		1	422,000
00020001	5	覆工版	t	4	100,000	400,000	4	400,000	4	400,000
00020002	5	運賃	台	1	20,000	20,000	1	20,000	1	20,000
00020003	5	積卸費	t	4	500	2,000	4	2,000	4	2,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	50,000	0.25	50,000

※[1289]補助明細コードは、この例では全て00(本体行)とする

図 B.VII.4-10 明細行間の金額の関係

親の明細行の数量が1式ではなく複数の場合は、子の各行では1式あたりの数量、金額を記載し、親の明細行の累積出来高金額を算定する段階で数量を乗じる。次例の「覆工版」を参照。

当月査定方式

契約数量、金額				今回出来高		今回迄累積出来高				
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1218] 数量	[1223] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額
0001	0	補強ジャッキ	式	1	125,000	125,000	1		1	67,428
00010001	5	H30	個日	3,000	13	39,000	1,736	22,568	1,736	22,568
00010002	5	H40	個日	3,000	15	45,000	1,624	24,360	1,624	24,360
00010003	5	運賃	台	2	20,000	40,000	1	20,000	1	20,000
00010004	5	積卸費	t	2	500	1,000	1	500	1	500
0002	0	覆工版	式	2	422,000	844,000	2		2	844,000
00020001	5	覆工版	t	4	100,000	400,000	4	400,000	4	400,000
00020002	5	運賃	台	1	20,000	20,000	1	20,000	1	20,000
00020003	5	積卸費	t	4	500	2,000	4	2,000	4	2,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	50,000	0.25	50,000

図 B.VII.4-11 明細行間の金額の関係(2式の場合)

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VII.4-26 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行：総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行：総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行：総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカーリスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行：内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行：内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行：内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行：内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

(2-2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。

・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

(2-3) 出来高の明細内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード
明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
・CI-NET 標準 BP「3.2.3.8.3 取引区分コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.VII.4-27 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1287]明細別材工共コード
 [1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。
 ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.21.3 明細別材工共コードリスト」(次表)に準拠する。

表 B.VII.4-28 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード
 建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード
 建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード
 建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称
 品名・費目・工事科目名など名称。
 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
 ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要
 規格・寸法・仕様などの摘要。
 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
 ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
【例】100 角

[1208]使用期間
 レンタル・リース取引の場合の使用期間。
 ・当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。
【例】重機 2 台を 5 ヶ月の実績としてレンタルした場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間 5
 [1209]使用期間単位 月
 [1216]補助数量 2
 [1217]補助数量単位 台
 [1218]明細数量 10
 [1219]明細数量単位台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1206]使用期間開始日

レンタル・リース取引の場合の使用開始年月日。

[1207]使用期間締切日

レンタル・リース取引の場合の使用終了年月日。

- ・レンタル、リース取引の当月査定方式の場合に、当月に使用した開始年月日と終了年月日の実績を記載する。[1208]使用期間の根拠となる開始日、終了日を表す。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。(例:本数・重量など)

- ・レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。
- ・当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・当月査定方式の場合に使用する。当該明細行の当月の出来高数量を記載する。
- ・レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、[1208]×[1216]とする。小数点4位以下、切り捨て。
- ・数量が1の場合も省略してはならない(1を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1219]明細数量1単位あたりの価格。

- ・[1218]明細数量、[1224]契約数量明細が1の場合も省略してはならない。
- ・単位は円。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の値と等しくなければならない。

[1223]明細金額

[1218]明細数量×[1222]単価。

- ・当月査定方式の場合に使用する。
- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1247]明細別使用メーカコード

明細データごとの、メーカの識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカ名

明細データごとの、メーカの名称。

【例】振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

(2-4) 明細別変更コード

次の[1413]明細別変更コードは、出来高、請求を構成する情報ではないため、メッセージへの記載有無はデータ作成側の任意とする。

[1413]明細別変更コード
 見積回答メッセージの各明細行に対して、対応する見積依頼メッセージとの際を表すコード。見積回答時に新規に追加した明細行には「A」(additional)を記載する。見積回答時に、見積依頼メッセージの記載内容を変更した明細行には「R」(replace)を記載する。
 ・受注者からの出来高報告メッセージを受けた発注者が出来高確認メッセージを返信する場合等に使用し、元のメッセージとの明細書の変更有無とその内容を示すために使用する。

【出来高報告、出来高確認】

① 基本フロー(「1.1(1)基本フロー」参照)での[1413]明細別変更コード

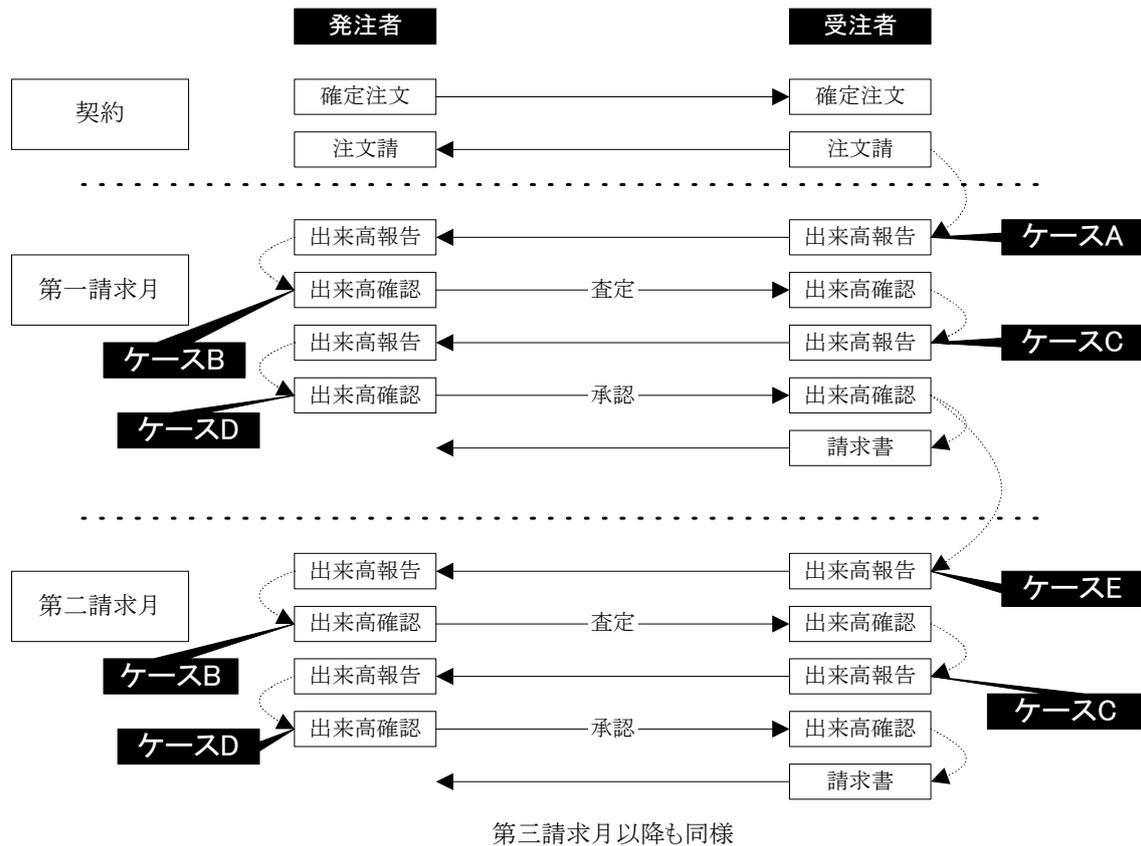


図 B.VII.4-12 基本フローでの[1413]明細別変更コードの使用ケース

ケース A: 第 1 請求月の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・[1413]明細別変更コードは使用しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

ケース B: 出来高確認(査定)メッセージでの記載ルール

・査定対象となる出来高報告メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで表す。

表 B.VII.4-29 出来高確認(査定)メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	<p>対応する出来高報告メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。 アプリケーション・ソフト上で既に存在する行を複写した場合であっても、追加された当該行は新規行であるので、複写元の行の[1413]の値にかかわらず、追加行の[1413]は「A」とする。</p>
R (変更)	<p>対応する出来高報告メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1223]明細金額 [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 [1298]契約使用期間 [1299]契約補助数量 [1224]契約数量明細 [1225]契約金額明細 [1232]前回迄累積出来高数量明細 [1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率 [1233]前回迄累積出来高金額明細 [1234]今回迄累積出来高数量明細 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率 [1235]今回迄累積出来高金額明細 [1206]使用期間開始日 [1207]使用期間締切日 <p>なお、以下のデータ項目は変更してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	<p>上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。</p>
S (単価のみ変更)	<p>出来高確認メッセージでは使用しない。</p>

ケース C: 月内 2 回目以降の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・受信した出来高確認(査定)メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで表す。
- ・「1.1(3)基本フロー以外のデータ交換手順 (3-3)出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合」に該当する場合は、出来高報告メッセージでは[1413]明細別変更コードを使用しない。

表 B.VII.4-30 月内 2 回目以降の出来高報告メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	上記 B.の場合と同様。 出来高確認(査定)メッセージに対する追加を表す。
R (変更)	上記 B.の場合と同様。 出来高確認(査定)メッセージに対する変更を表す。
なし	上記 B.の場合と同様。 「A(追加)」「R(変更)」のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	出来高報告メッセージでは使用しない。

ケース D: 出来高確認(承認)メッセージでの記載ルール

- ・出来高確認(承認)メッセージは、出来高報告通りの内容を承認するものであり、その明細情報部分の記載内容是对応する出来高報告メッセージと同一である。したがって出来高確認(承認)メッセージの全ての明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

ケース E: 第 2 査定月以降の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・前月(前回)の出来高確認(承認)メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで表す。
- ・ただし、前回の出来高確認(承認)メッセージ上で「前回迄累積***」、「今回迄累積***」あるいは「今回分***」を意味するデータ項目は、査定月度が1ヶ月進むことによって1回分移行するため、これらのデータ項目の値が変わっていても[1413]明細別変更コードで表す必要は無い。

表 B.VII.4-31 明細別変更コードで変更([1413]=R)を表す必要の無いデータ項目

		8月の出来高確認(承認)メッセージ	9月の出来高報告メッセージ
前回迄	[1232]前回迄累積出来高数量明細	7月迄の累積実績を表す	8月迄の累積実績を表す
	[1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率		
	[1233]前回迄累積出来高金額明細		
今回迄	[1234]今回迄累積出来高数量明細	8月迄の累積実績を表す	9月迄の累積実績を表す
	[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率		
	[1235]今回迄累積出来高金額明細		
今回分	[1206]使用期間開始日	8月単月の実績を表す	9月単月の実績を表す
	[1207]使用期間締切日		
	[1208]使用期間		
	[1216]補助数量		
	[1218]明細数量		
	[1223]明細金額		

表 B.VII.4-32 第2 査定月以降の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	上記 B.の場合と同様。 前月の出来高確認(承認)メッセージに対する追加を表す。
R (変更)	<p>対応する出来高確認メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1209]使用期間単位 [1217]補助数量単位 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1247]明細別使用メーカコード [1248]明細別使用メーカ名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 [1298]契約使用期間 [1299]契約補助数量 [1224]契約数量明細 [1225]契約金額明細 <p>なお、以下のデータ項目は変更してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	出来高報告メッセージでは使用しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

② 注文メッセージが存在しない場合の[1413]明細別変更コード

....少額契約等で、CI-NET 以外の手段で契約を締結する場合など...

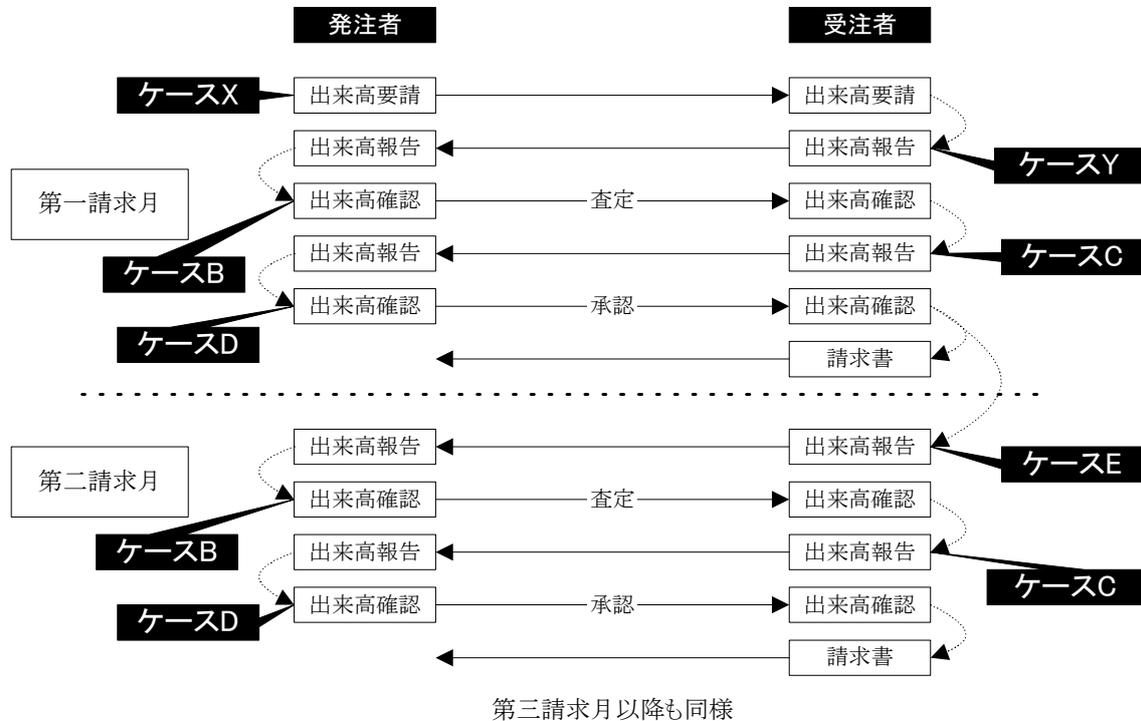


図 B.VII.4-13 注文メッセージが存在しない場合の[1413]明細別変更コードでの記載ルール

ケース X: 第 1 査定月の出来高要請メッセージでの記載ルール

- ・出来高要請メッセージでは[1413]明細別変更コードは使用しない。

ケース Y: 第 1 査定月の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・[1413]明細別変更コードは使用しない。

その他、ケース A~E の各メッセージでは、基本フローの場合と同じ。

【合意打切申込、一方的打切通知】

- ・打切時に、打切対象である契約の明細を変更した場合に、その変更の内容を示すために本データ項目を使用する。
- ・次表のルールに従う。

表 B.VII.4-33 合意打切申込、一方的打切通知での記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する契約内容の明細に対して追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。 アプリケーション・ソフト上で既に存在する行を複製した場合であっても、追加された当該行は新規行であるので、複製元の行の[1413]の値にかかわらず、追加行の[1413]は「A」とする。
R (変更)	対応する契約内容の明細に対して、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1209]使用期間単位 [1217]補助数量単位 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	合意打切申込、一方的打切通知メッセージでは使用しない。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(2-5) 注文契約との関連を表すデータ項目

[1400]明細別注文番号枝番

明細データに対する個別注文契約の枝番号を示す。

- 複数の枝番契約を一つの出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージで処理する場合に、個々の明細行の注文番号枝番を表すために使用する。
- 「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照。

(2-6) 契約の明細別の数量、金額を表すデータ項目

[1298]契約使用期間

契約における使用期間。

- ・リース、レンタル取引の場合の契約時点における使用期間を表す。
- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1208]使用期間の値と等しくなければならない。

[1299]契約補助数量

契約における補助数量。

- ・リース、レンタル取引の場合に、契約時点における補助数量(使用期間を乗じない物量)を表すために使用する。
- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1216]補助数量の値と等しくなければならない。

[1224]契約数量明細

契約数量の明細。

- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1218]明細数量の値と等しくなければならない。ただし、出来高査定の方法によっては、確定注文メッセージの値と異なる可能性もあり得る(「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照)。

[1225]契約金額明細

契約金額の明細。

- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1223]明細金額の値と等しくなければならない。ただし、出来高査定の方法によっては、確定注文メッセージの値と異なる可能性もあり得る(「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照)。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

(2-7) 出来高の明細別の数量、金額を表すデータ項目

(a) 累積査定方式

◆ 前回迄の累積出来高

[1232] 前回迄累積出来高数量明細

[1296] 前回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1233] 前回迄累積出来高金額明細

- [1232]は、前回査定、請求時の当該行の[1234]の確定値に等しくなければならない。
- [1296]は、前回査定、請求時の当該行の[1297]の確定値に等しくなければならない。
- [1233]は、前回査定、請求時の当該行の[1235]の確定値に等しくなければならない。

◆ 今回までの累積出来高

[1234] 今回迄累積出来高数量明細

[1297] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1235] 今回迄累積出来高金額明細

- [1234]および[1297]は、実績を記載する。
- [1235]= $0.01 \times [1297] \times [1234] \times [1222]$ 。小数点以下切り捨て。

(b) 当月査定方式

◆ 前回迄の累積出来高

[1232] 前回迄累積出来高数量明細

[1233] 前回迄累積出来高金額明細

- [1232]は、前回査定、請求時の当該行の[1234]の確定値に等しくなければならない。
- [1233]は、前回査定、請求時の当該行の[1235]の確定値に等しくなければならない。

◆ 今回までの累積出来高

[1234] 今回迄累積出来高数量明細

[1235] 今回迄累積出来高金額明細

- [1234]=[1232]+[1218]。
- [1235]=[1233]+[1223]。

【注意事項】

上記の関係式は明細情報部分の階層構造最下位の明細行に関して成立する要件であり、子を持つ明細行においてはこの限りではない。詳細は「4.2(2)(2-1)明細書の階層構造を表すデータ項目 明細行間の金額の関係」を参照。

B.情報表現規約

VIII. 支払通知メッセージ

B.VIII.支払通知

VIII. 支払通知メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順

1.1 において、支払通知業務のデータ交換手順を説明する。

2. 支払通知に係る内容・金額の表記方法

支払通知メッセージは、それまでにやり取りされたメッセージが明細情報として取り込まれることとなり、見積～注文～出来高・請求に至る、ある取引に閉じたメッセージ交換とは異なること、また複数の支払方法がありそれらに応じた記載が必要であることから、それらの内容・金額に係る表記方法を説明する。

3. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

B.VIII.支払通知

1. データ交換手順

1.1 支払通知業務のデータ交換手順

(1) 基本フロー

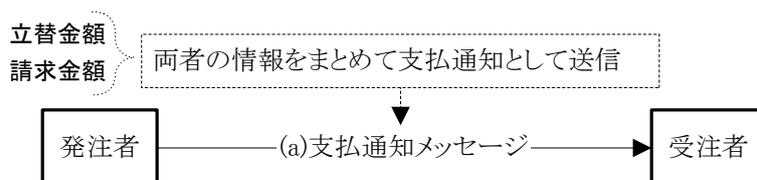


図 B.VIII.1-1 支払通知業務のデータ交換基本フロー

(a) 発注者が、請求金額および立替金額を受注者に明示的に伝えるため、支払通知メッセージを受注者に送信する。

【重要事項 1】支払通知メッセージの元となる情報について

支払通知メッセージでは、請求金額（支払金額）および立替金額の内容を提示し、最終的に発注者が受注者に支払う金額を明示するものであるが、個々の請求や立替金についての情報交換が CI-NET LiteS を利用したやり取りであるか否かにかかわらず、CI-NET LiteS の支払通知メッセージにおいてデータ交換できるものとする。

すなわち、EDI でやり取りされた請求データや立替金データだけでなく、紙による請求書や立替金報告書などを反映した情報を、支払通知メッセージ上でやり取りできることとする。

【重要事項 2】支払通知メッセージにおける立替金情報の交換

支払通知メッセージの情報において、立替金に関する情報をやり取りすることができるものとする。なんらかの理由で立替金確認業務として立替金業務メッセージ（立替金報告メッセージおよび立替金確認メッセージ）の交換ができない場合でも、支払通知メッセージでそのやり取りを可能とすることができる。

ただし、立替金確認業務に立替金業務メッセージを使用するのか、支払通知メッセージを利用するのかは、事前に取引当事者間での個々の協議により決定されているものとする。

【重要事項 3】立替金情報の記載場所

支払通知メッセージにおいて立替金情報のやり取りを可能としているが、それらの情報を全体情報部分（鑑）、または明細情報部分に明確に記載する。あるいはその両方に記載するものとする。

【重要事項 4】支払通知メッセージの発行単位

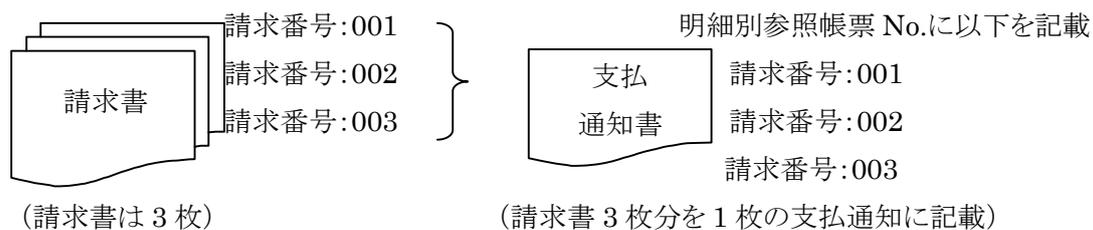
請求書は受注者より提出されるが、その提出パターンは様々であり、それを受け取った発注者でのまとめ方も多様になると考えられることから、以下のいずれの対応も可能としている。

これらの対応により、将来総括請求メッセージを LiteS 化する場合にも対応が可能であると考えられる。

- ・「業者毎」・・・通常多く見られるパターン
- ・「業者かつ口座毎」・・・発注者の処理、管理体系として、同一口座は 1 つにして処理するパターン

また請求書と支払通知書の紐付けパターンとしては、通常複数の請求書をまとめて 1 通の支払通知とする場合(ケース 1)、あるいは 1 通の請求書に対し 1 通の支払通知とする場合(ケース 2)のいずれにも対応できる。

[ケース 1:請求書 N-支払通知 1 の場合]



[ケース 2:請求書 1-支払通知 1 の場合]

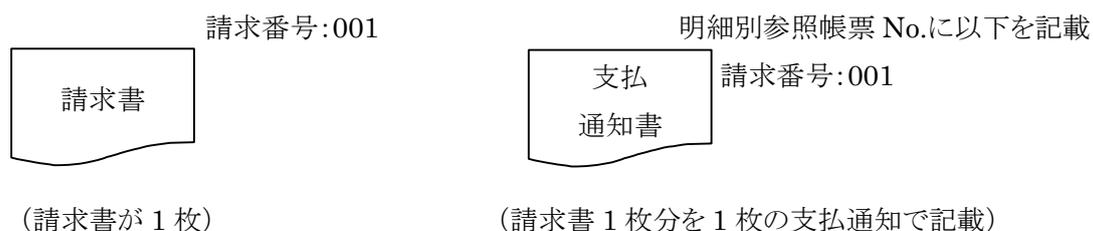


図 B.VIII.1- 2 請求書と支払通知書の紐付けパターン

【重要事項 5】支払通知メッセージの明細の記載レベル

請求情報あるいは立替金情報の内容を支払通知メッセージに記載する場合、支払通知メッセージの明細情報部分への記載方法は以下を原則とする。

- ① 支払通知の明細(明細情報部分)の階層構造はフラットとする。また明細の本体行(金額集計の対象)は内訳明細本体行([1288]5 [1289]00)のみ使用する。

B.VIII.支払通知

- ② 請求情報あるいは立替金情報が CI-NET 形式データの場合、請求あるいは立替金報告メッセージの鑑部分を支払通知メッセージの明細第一レベルに記載する。また請求あるいは立替金報告メッセージの明細情報は支払通知メッセージには記載しないこととする。
- ③ 請求情報あるいは立替金情報が CI-NET 形式データ以外(例えば書面の請求書)の場合、請求書あるいは立替金報告書の鑑部分を支払通知の明細第一レベルに記載する。請求書あるいは立替金報告書の明細は、送付されてきた請求書等に記載された明細レベルに応じて対応することが可能である。

現状行われている支払通知では、その明細に各請求書等の合計金額レベルを記載する方法が採られることが一般的であるが、上記の対応とすることにより、支払通知メッセージでも同様の取り扱いが可能である。

この対応を以下の図 B.VIII.1-3、1-4 を用いると以下のように説明できる。

すなわち上記①については、図 B.VIII.1-3 右側の「支払通知明細」中の「001/002」の行で表現される。これを EDI データの明細情報のイメージで示すと、図 B.VIII.1-4 の「明細コード=0001～0004」の行に示す形で表現できる。

一方②については、図 B.VIII.1-3 右側の「支払通知明細」中の「003-1～003-3」の行で表現される。これを EDI データの明細情報のイメージで示すと、図 B.VIII.1-4 の「明細コード=0005～0007」の行に示す形で表現できる。

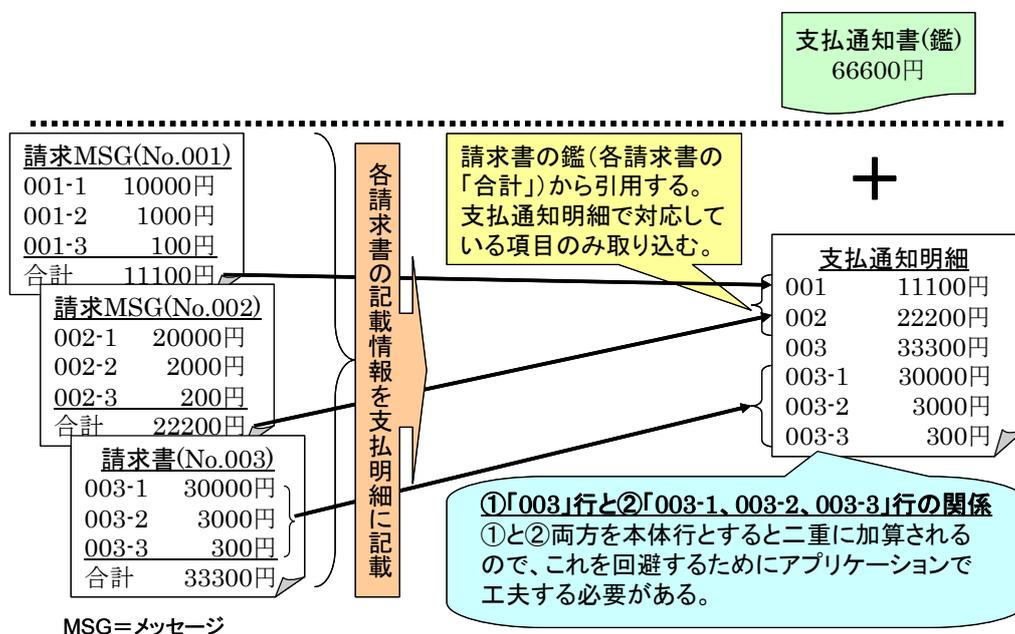


図 B.VIII.1-3 請求情報の支払通知明細情報への取り込み

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細コード	明細別取引件名	今回支払金額明細	控除・相殺金額明細	明細データ属性コード	補助明細コード	明細別CI-NET区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI-NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI-NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI-NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI-NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)		300,000	5	00	
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)		400,000	5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)		100,000	5	00	

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式データではなかったため、手入力したデータであり、立替金内訳の内容説明している。

図 B.VIII.1-4 請求情報が EDI 以外の手段(紙、FAX 等)でやり取りされた場合の
支払通知メッセージにおける明細の記載例

ここで図 B.VIII.1-4 の[1200]明細コード「0001」～「0004」に示すような内容について、支払通知メッセージの支払通知明細に EDI 以外の手段でやり取りされた請求情報あるいは立替金情報に記載された明細内容を入力することが可能である(この例では請求情報が EDI 以外の手段(紙、FAX 等)でやり取りされた場合を想定)。

ただし、請求情報あるいは立替金情報の明細に記載されている情報の中で、その内訳の内容説明(工事内容や品名、仕様など)を記載している部分については、[1212]明細別取引件名にその内容を記載[図 B.VIII.1-4 の[1200]明細コード「0005」～「0007」]することで対応する。

2. 支払通知に係る内容・金額の表記方法

2.1 全体情報部分(鑑)の表記方法

明細情報部分の個々の請求金額([1241]今回支払金額明細)、立替金額([1242]控除・相殺金額明細)の合計は、それぞれ[1126]今回支払金額計、[1127]控除・相殺金額明細計である。

[1126]今回支払金額計

[1127]控除・相殺金額明細計

[1130]一括控除・相殺金額計

[1131]控除・相殺金額合計

これらを現金、手形等の支払方法別に分けると、

[1133]今回支払金額内現金金額計

[1134]今回支払金額内手形金額計

[1135]今回支払金額内期日一括払い金額計

[1601]今回支払金額内ファクタリング金額計

となり、それぞれの支払方法別にさらに支払時期の違いによって区分された金額、内容を提示することとなる。

2.2 明細情報部分の表記方法

(1) 使用するデータ項目

支払通知の対象となる個々の請求、立替等の内容は、主に以下のデータ項目に記載する。

- [1204]明細別参照帳票 No.
- [1420]明細別工事コード
- [1212]明細別取引件名
- [1421]明細別取引件名コード
- [1423]明細別工事場所・受渡し場所名称
- [1426]明細別 CI-NET 区分コード
- [1427]請求出来高立替控除区分コード

また、個々の請求、立替等の金額は以下のデータ項目に記載する。

- [1241]今回支払金額明細
- [1242]控除・相殺金額明細

【注意事項】支払通知メッセージにおける消費税額の表記の扱い

支払通知メッセージにおいて、請求金額、立替金額の記載における消費税額の取り扱いについては、それらの金額には既に消費税に係る金額も含んで記載することとする。

CI-NET LiteS の請求業務メッセージ、立替金業務メッセージでは、消費税を含んだ計算結果をデータ項目としてやり取りすることが可能であるが、支払通知メッセージにおいて消費税を含んだ金額表示に対応するため、紙の帳票でやり取りする場合にも消費税額を含んだ金額を提示してもらうよう、取引当事者間で合意することが望ましい。

B.VIII.支払通知

(2) 他のメッセージ使用項目との関係

支払通知メッセージでは、請求業務メッセージや立替金業務メッセージの全体情報部分(鑑)の項目が、明細情報部分に反映されることとなる。

これらの関係は下表のようになる。

表 B.VIII.2- 1 他のメッセージ使用項目との関係
(参照されるメッセージの全体情報部分を支払通知明細に記載する場合)

対象となる項目	参照されるメッセージ	参照されるメッセージでのデータ項目	支払通知での対応データ項目
工事コード	請求、立替金報告	[1006]工事コード	[1420]明細別工事コード
工事場所・受渡し場所名称	請求、立替金報告	[1042]工事場所・受渡し場所名称	[1423]明細別工事場所・受渡し場所名称
発注者管理番号	請求、立替金報告	[1303]注文番号 [1304]参照帳票 No.3 [1009]参照帳票 No.(出来高確認番号) [1301]参照帳票 No.2(出来高報告番号)	[1422]明細別発注者管理番号
取引件名コード	請求、立替金報告	[1046]取引件名コード	[1421]明細別取引件名コード
取引件名	請求、立替金報告	[1045]取引件名	[1212]明細別取引件名
参照帳票番号	請求、立替金報告	[1007]帳票 No. (請求番号、立替金報告番号)	[1204]明細別参照帳票 No.
請求金額	請求	[1097]最終帳票金額(請求金額)	[1241]今回支払金額明細
立替金額	立替金報告	[1097]最終帳票金額(立替金額)	[1242]控除・相殺金額明細
工事場所・受渡し場所電話番号	請求、立替金報告	[1041]工事場所・受渡し場所電話番号	[1424]明細別工事場所・受渡し場所電話番号

また、請求及び立替金に係る情報が CI-NET 形式データ以外の場合などで請求及び立替金の明細内容を支払通知の明細に表す場合、以下の支払通知メッセージのデータ項目に記載する。

表 B.VIII.2-2 他のメッセージ使用項目との関係
(参照されるメッセージの明細情報部分を支払通知明細に記載する場合)

メッセージ	メッセージのデータ項目	支払通知 メッセージの データ項目
請求	[1213]品名・名称	「1212」明細別取引件名
	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高金額算定 A・B 方式 [1235]今回迄累積出来高金額明細－[1233]前回迄累積出来高金額明細 ・出来高金額算定 C・D 方式 [1223]明細金額 あるいは [1235]今回迄累積出来高金額明細－[1233]前回迄累積出来高金額明細 	「1241」今回支払金額明細
立替金 報告	[1213]品名・名称	「1212」明細別取引件名
	[1223]明細金額	「1242」控除・相殺金額明細

B.VIII.支払通知

3. メッセージ

3.1 メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- － 帳票種類
- － 同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 支払通知の帳票を特定するデータ項目

支払通知メッセージ自身は、請求の都度送信するケースも考えられるが、個々の請求は全体情報部分(鑑)ではなく、明細情報部分に記載するため、従来の取引(注文契約)といった単位でのメッセージのキー項目の設定は存在しない。

そこで、支払通知の帳票を特定するデータ項目として次の項目が挙げられる。

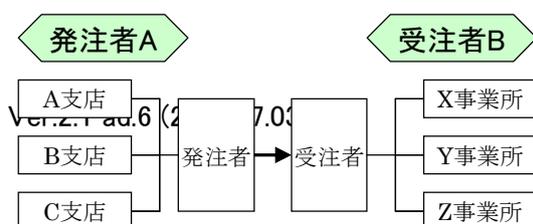
- ・ どの発注者が : [4] 発注者コード
- ・ どの支払通知を : [1007] 帳票 No.
- ・ 誰に送信したのか : [5] 受注者コード

【注意事項】

支払通知メッセージを送信する相手先ごとにまとめる方法として、発注者側で受注者からの請求情報をどのような相手先指定(支店宛か本社宛か、など)の受信状況や、受注者の発信先(事業所ごとか本社一括か)を考慮し、どのような単位でまとめてもよいこととする。この相手先へのまとめる単位については取引当事者間で事前に取り決めておくことが望ましい。

なお、受注者側では各事業所間でも識別できるように、ユニークな請求番号を付番する必要がある。特に発注者が本社一括で受信するようなケースにおいては、受注者の複数の事業所において同一の請求番号が存在した場合、受注者のどの事業所から出した請求書かが判別できなくなる可能性があるためである。

【ケース1】



【ケース2】

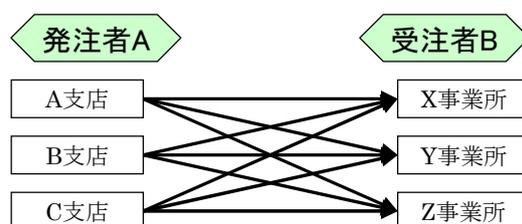


図 B.VIII.3-1 支払通知メッセージを相手先ごとにまとめる場合のケース

表 B.VIII.3-1 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法

メッセージ	[1007]帳票 No.	[1008]帳票年月日
支払通知	支払通知番号	支払通知をした年月日

表 B.VIII.3-2 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法

メッセージ	[1204] 明細別参照帳票 No.	[1422] 明細別発注者管理番号
支払通知	請求番号もしくは 立替金報告番号	(発注者で取引の特定等のために管理している番号) 注文番号/見積依頼番号/出来高要請番号など

表 B.VIII.3-3 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号等の
必須・任意の区分

メッセージ	[1007]帳票 No.	[1204]明細別参照帳票 No.	[1422]明細別発注者管理番号
支払通知	●	○	○

【凡例】 ●:必須 ○:任意

発注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には支払通知を受信した受注者において、各請求デー

B.VIII.支払通知

タとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な請求番号をセットすることが望ましい。

また、請求番号が提示できない場合でも、注文番号や出来高要請番号などを[1422]明細別発注者管理番号にセットすることが望ましい。

(2) 同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

以上で設定した全てのキー項目が等しいメッセージが複数交換される場合が想定される。それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

このために[1]データ処理 No.は以下のとおり設定しなければならない。

表 B.VIII.3-4 支払通知メッセージでの[1]データ処理 No.のルール

メッセージ	ルール
支払通知	[4]発注者コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

3.2 メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

B.VIII.支払通知

3.3 データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲み CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

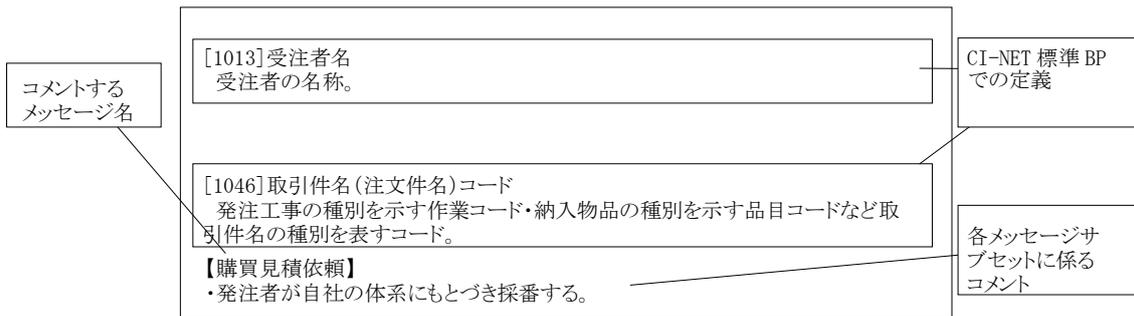


図 B.VIII.3- 2 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP 「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

(1-1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.
受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1007]帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。

・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

・具体例は、「3.1(2)同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

・次表に従う。

表 B.VIII.3-5 情報区分コード

メッセージ種類	[2]情報区分コード
支払通知	1106

[3]データ作成日
メッセージデータを作成した年月日。

【例】20060613

[4]発注者コード
注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード
注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

・これらデータ項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

・次表に従う。

表 B.VIII.3-6 サブセット・バージョン

メッセージ種類	[1197]サブセット・バージョン
支払通知	PAYNTC02.00

B.VIII.支払通知

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・原則として「1」に固定する。既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。
- ・ただし、支払通知メッセージの撤回・取消(既に発行した支払通知の申込を無かったことにする行為)を行う場合は、[9]訂正コード=3 とし、取消であることを表す。具体的には以下のような例の場合に一方向的に撤回・取消することがあると考えられる。
 - －受注者が支払通知後倒産して、支払通知に記載した金額の支払を停止する場合

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.VIII.3-1 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法」に従う。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- ・発注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。
- ・「表 B.VIII.3-1 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法」に従う。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・総括請求メッセージの実装規約化に対応するための項目である。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

- ・総括請求メッセージの実装規約化に対応するための項目である。この場合の記載は次表に従う。

表 B.VIII.3-7 参照帳票年月日

メッセージ種類	[1010]参照帳票年月日
支払通知	・発注者が総括請求メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する総括請求メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

(1-2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番) 発注者が定めた受注者の識別コード。

B.VIII.支払通知

(1-3) 支払・控除の内容・金額を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名

受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001

1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573

03-5473-4573

03(5473)4573

[1022]受注者担当 FAX 番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734580

03-5473-4580

03(5473)4580

[1620]手形送付先担当部署名

手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社経理部経理課

[1621]手形送付先担当郵便番号

手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1622]手形送付先担当住所

手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1623]手形送付先担当電話番号

手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1624]手形送付先担当 FAX 番号

手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1026]発注者代表者氏名

発注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)

・集中購買では、これらデータ項目を2回繰り返して使用する場合、1回目は発注者の本支店の購買部署を表し、2回目は経理部署を記載する等の利用をして良い。

B.VIII.支払通知

[1126]今回支払金額計

[1123]前回支払保留金額計 + [1124]今回支払計上金額計 - [1125]今回支払保留金額計。
または[1241]今回支払金額明細の合計。

- [1241]今回支払金額明細の合計として使用する。
- 支払通知メッセージにおいて、このデータ項目は明細情報部分に記載された請求金額の合計値をセットするために使用する。
- 項目名には「支払」の文字があるが、ここでは各案件で請求された金額の合計値を入れる項目の意味で使用する。
- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1127]控除・相殺金額明細計

[1242]控除・相殺金額明細の合計。

- 支払通知メッセージにおいて、このデータ項目は明細情報部分に記載された控除・相殺金額の合計値をセットするために使用する。
- 項目名には「控除・相殺」の文字があるが、ここでは各案件で立替された金額の合計値を入れる項目の意味で使用する。
- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1128]一括控除・相殺項目

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目内容の一覧。

- マルチ回数は 15 回。

[1129]一括控除・相殺金額

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目別の金額一覧。

- マルチ回数は 15 回。
- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1130]一括控除・相殺金額計

[1129]一括控除・相殺金額の合計。

- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1131]控除・相殺金額合計

[1127]控除・相殺金額明細計 + [1130]一括控除・相殺金額計。

- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1132]調整後今回支払金額計

[1126]今回支払金額計 - [1131]控除・相殺金額合計。または[1243]調整後今回支払金額明細の合計。

- ここでは、「[1126]今回支払金額計 - [1131]控除・相殺金額合計」の結果において使用する。
- 消費税を含む。
- 単位は円。

[1133]今回支払金額内現金金額計

[1132]調整後今回支払金額計の中で現金による支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1134]今回支払金額内手形金額計

[1132]調整後今回支払金額計の中で手形による支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1135]今回支払金額内期日一括払い金額計

[1132]調整後今回支払金額計の中で期日一括払いによる支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1602]今回支払金額内ファクタリング金額計

[1132]調整後今回支払金額計の中でファクタリングによる支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1600]今回控除・相殺金残高

立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額を示す。

- ・ここで示される金額について、次月以降の処理に繰り越すかどうかについては、[1631]支払通知記載事項摘要などで触れておくことが望ましい。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1601]前回控除・相殺金残高

前回に残した控除・相殺金を示す。

- ・前回送付した支払通知メッセージに記載した[1600]の値を記載する。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1603]今回支払金額内現金金額内訳

[1133]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1604]今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳

金融機関への振込による支払年月日の内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

B.VIII.支払通知

[1605]今回支払金額内現金金額摘要

[1603]今回支払金額内現金金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は3回。

[1606]今回支払金額内手形金額内訳

[1134]今回支払金額内手形金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1607]今回支払金額内手形支払日内訳

手形による支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1608]今回支払金額内手形決済日内訳

手形による決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1609]今回支払金額内手形金額摘要

[1606]今回支払金額内手形金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は3回。

[1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳

[1135]今回支払金額内期日一括払い金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1611]今回支払金額内期日一括払い支払日内訳

期日一括払いによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1612]今回支払金額内現金金額摘要

[1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は3回。

[1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳

[1602]今回支払金額内ファクタリング金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1614]今回支払金額内ファクタリング支払日内訳
ファクタリングによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

・マルチ回数は3回。

[1615]今回支払金額内ファクタリング決済日内訳
ファクタリングによる決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】20060613

・マルチ回数は3回。

[1616]今回支払金額内ファクタリング金額摘要

[1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳に係る摘要。

・マルチ回数は3回。

B.VIII.支払通知

(1-4) 支払のその他の内容を表すデータ項目

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】以下の出来高の内容をご査収下さるようお願い致します。

[1630]支払通知内容問い合わせ先

支払通知内容に係る問い合わせ先。現場・作業所ではなく財務部門、経理部門などの連絡先を記載する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】東京支社経理部経理課 TEL:03-5473-4573

[1631]支払通知記載事項摘要

支払通知に記載されている内容、項目についての解説、説明。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】支払条件 A:現金 50%、手形 50%

(1-5) 金額の支払先金融機関に関するデータ項目

[1035]受注者指定金融機関名

受注者が振込を指定する口座の金融機関名。

[1036]受注者指定金融機関支店名

受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。

[1037]受注者指定金融機関預金種目

受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)

[1038]受注者指定金融機関口座番号

受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)

[1039]受注者指定金融機関口座名義

受注者が振込を指定する口座名義。

[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ

受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。

- [1038]受注者指定金融機関口座番号は、金融機関番号(4桁)+支店番号(3桁)+口座番号(7桁)。
- 事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。
- 金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

B.VIII.支払通知

(2) 明細情報部分のデータ項目

(2-1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
- [1200]明細コードは、データの先頭(左側)から 4 桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ(以下、同一階層内)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- 4 桁ごとの数字に"0000"を使用してはならない。
- 4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正:0001
誤: _1 ("_"はスペースを表す)
- 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正:0001
誤:00010000
誤:0001____ ("_"はスペースを表す)

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

①支払通知メッセージの階層構造

- 支払通知メッセージの明細(明細情報部分)の階層構造はフラット構造とする。
- 明細の本体行(金額集計対象)は内訳明細本体行([1288]=5、[1289]=00)のみ使用する。

②データ属性等における注意事項

- 本メッセージにおいては、階層を持たないフラットな表記で運用することとなるが、この場合、いずれの明細データも 0001~9999 の 4 桁の数字をもち同一の親を持つ子供らであり、5 桁以上の数字は使用されない。

【例】

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細 コード	明細別取引件名	今回支払 金額明細	控除・相殺 金額明細	明細データ 属性コード	補助明細 コード	明細別 CI-NET 区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI-NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI-NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI-NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI-NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)		300,000	5	00	
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)		400,000	5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)		100,000	5	00	

0001 からの連番とする。
データの欠落等に確認できる。

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式
データではなかったため、手入力したデータ
であり、立替金内訳の内容説明している。

図 B.VIII.3- 3 明細情報部分がフラットな記載の例

B.VIII.支払通知

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VIII.3-8 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②総括明細行の不使用

・フラット構造のみの明細表現であることから、総括明細行 ([1288]=0) は使用しない。

③見積条件行の使用

・支払通知の明細行に対してコメントを記載したい場合に使用する。

・ただしコメントの記載箇所は[1212]明細別取引件名とする。

④内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行 ([1288]=5) は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VIII.3-9 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

B.VIII.支払通知

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。

②本体行についての取り扱い

- ・本体行には金額([1241]今回支払金額明細、[1242]控除・相殺金額明細)のみ記載できる。

③仕様行についての取り扱い

- ・仕様行において記載される「仕様」については、[1212]明細別取引件名に記載する。

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VIII.3-10 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行：内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行：内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行：内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行：内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

B.VIII.支払通知

【注意事項】支払通知メッセージの明細情報部分の階層表現について

支払通知においては、請求および立替金の情報を明細情報部分に記載することになるが、特に立替金に関しては、当該情報に係るやり取りを別のメッセージや帳票により行わず、支払通知メッセージ上で行うことも考えられる。このような場合ある物件で立替金が発生した場合、その立替金の内訳を記載する表現についての具体的な記載に係る説明を以下に示す。

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP「3.2.3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが4桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・支払通知メッセージでは明細情報部分の表現はフラット構造のみとする。

【例】

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細コード	明細別取引件名	今回支払金額明細	控除・相殺金額明細	明細データ属性コード	補助明細コード	明細別CI-NET区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI-NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI-NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI-NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI-NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)	300,000		5	00	
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)	400,000		5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)	100,000		5	00	

0001 からの連番とする。
データの欠落等に確認できる。

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式データではなかったため、手入力したデータであり、立替金内訳の内容説明している。

図 B.VIII.3- 4 明細情報部分がフラット構造の送受信するデータの例(図 B.VIII.3-3 の再掲)

(2-2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。

・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

B.VIII.支払通知

(2-3) 支払の明細内容を表すデータ項目

[1202]明細別発注者担当部署コード
発注者が定めた明細データごとの発注者の担当部署の識別コード。
・ここでは該当する案件の担当支店、部署等を記載する。

[1204]明細別参照帳票 No.
明細データに対応する取引の帳票番号を示す。
・「表 B.VIII.3-2 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法」に従う。

[1212]明細別取引件名(支払件名)
請求・支払の対象となる工事名・物品の名称など明細行別の取引件名。

【例】振興ビル新築工事 B 棟浴室タイル工事

[1241]今回支払金額明細
[1238]前回支払保留金額明細 + [1239]今回支払計上金額明細 - [1240]今回支払保留金額明細。
・ここでは、受注者からの請求書に記載されている請求金額(消費税込)をセットする。
・項目名には「支払」の文字があるが、ここでは各案件で請求された金額を入れる項目の意味で使用する。
・消費税を含む。
・単位は円。

[1242]控除・相殺金額明細
手数料・立替分などの控除・相殺金額の明細。
・ここでは、受注者と確認した立替金額(消費税込)をセットする。
・項目名には「控除・相殺」の文字があるが、ここでは各案件で立替された金額を入れる項目の意味で使用する。
・消費税を含む。
・単位は円。

[1420]明細別工事コード
明細別の工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
・各案件で発注者が発番している管理番号を使用する。

[1421]明細別取引件名コード
明細別の発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど、取引件名の種別を表すコード。
・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1422]明細別発注者管理番号
明細データに対応する取引の特定のために補助的に使用する帳票の番号。
・「表 B.VIII.3-2 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法」に従う。

[1423]明細別工事場所・受渡し場所名称
明細データごとの、工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

【例】振興ビル新築工事

[1424]明細別工事場所・受渡し場所電話番号
明細別の工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1425]明細別支払区分
明細別の支払区分を文面で示す場合のフリーエリア。

・具体的な支払区分、条件は[1631]支払通知記載事項摘要に記載し、ここではそれぞれの支払区分に対する記号などを記載する。

[1426]明細別 CI-NET 区分コード
明細の情報が CI-NET の EDI データでやり取りされたものを判別するためのコード。

・次表に従う。

表 B.VIII.3-11 明細別 CI-NET 区分コード

分類	明細別 CI-NET 区分コード
当該明細行の記載内容が CI-NET の EDI データでやり取りされたものを示す。	1
当該明細行の記載内容が CI-NET の EDI データ以外でやり取りされたものを示す。	2

[1427]請求出来高立替控除区分コード
明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するためのコード。

・次表に従う。

表 B.VIII.3-12 請求出来高立替控除区分コード

分類	請求出来高立替控除区分コード
請求または出来高に係るデータを示す。	1
立替または控除データを示す。	2

[1430]明細別原価要素名
明細データごとの、原価管理上の要素名。

【例】資材

B.VIII.支払通知

[1431]明細別原価要素コード
明細データごとの、原価管理上の要素コード。

- ・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1432]明細別原価科目名
明細データごとの、原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1433]明細別原価科目コード
明細データごとの、原価管理上の科目コード。

- ・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1434]明細別原価細目名
明細データごとの、原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1435]明細別原価細目コード
明細データごとの、原価管理上の細目コード。

- ・発注者が自社の体系に基づき発番する。

B.情報表現規約

IX.メッセージごとの使用データ項目

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

IX.メッセージごとの使用データ項目

凡例

■タグ

・個別のデータ項目に割り当てられた番号。

■属性

・データ項目に使用する文字の種類を識別する記号。

X 属性

1 バイト(半角)の英数文字、およびカタカナ。正確には、JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データである。

X 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

(例 1 参照)

また X 属性で右詰め指定がある項目では、その使用可能な桁数内において未使用の桁がある場合、その部分について、

・「sp」(スペース:8bit 文字コード表の Hex 表示 20)

・「0」(ゼロ:8bit 文字コード表の Hex 表示 30)

のいずれを使用してもよいものとする。

さらに X 属性の項目における使用可能な桁数以外の部分については、

・「sp」(スペース:8bit 文字コード表の Hex 表示 20)

を入れるものとする。(例 2 参照)

【例 1】[1019]受注者担当郵便番号(X 属性、最大バイト数 10)に「105-0001」を記載する場合。

正:105-0001

誤:ss105-0001 ("s"はスペースを表す)

【例 2】[1179]帳票データチェック値(X属性、最大バイト数 15)に[1]データ処理No.「123」(15 バイトの中の右詰め 5 桁)を記載する場合。

正:ssssssssss00123

正:ssssssssss123

誤:ssssssssss123ss

誤:0000000000ss123

なお、本資料のメッセージサブセットの使用データ項目一覧表で「M」と記載するデータ項目では Mix モード(8 ビット文字と 16 ビット文字の混在)を許す。これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

【重要事項】単位の記載について

本資料に定めるメッセージサブセットには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、CI-NET 標準 BP Ver.1.4 p166～に定める単位コードを使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、半角(8 bit)文

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を半角(8 bit)あるいは全角(16 bit)文字に統一しなければならない。

正:	m2	半角+半角
正:	m2	全角+全角
誤:	m2	全角+半角
誤:	m2	半角+全角
誤:	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤:	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

K 属性

2 バイト(全角)のかな漢字など。

正確には、JIS-X0208 という JIS 規約で定められている 16 ビットの文字列データである。したがって、いわゆる外字は使用不可能。

外字の例;①、②、③...、㎡、キ、ト、ヒ、セ...、(株)、(有)、(代)...

K 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

【重要確認】

X 属性は 8bit 文字列、K 属性は 16bit 文字列であるが、CII シンタックスルールにより、共にこれら文字列では、最も右側にあるブランク以外の文字よりもさらに右側にあるブランクを省略することができる。

【重要確認 2】

JIS X0213:2004(JIS2004)という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。

9 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない。

N 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字、「+」、「-」の正負記号、「.」の小数点で表される数値。カンマは記載しない。

■バイト数

- X 属性のデータ項目では最大文字数を示す。
- K 属性のデータ項目では、1 文字が 2 バイトなので、最大文字数の 2 倍を示す。
- 9 属性および N 属性のデータ項目では整数部の最大桁数を示す。小数点以下の桁数、小数点、正負記号はバイト数に含まれない。
- なお、ここに示す値はデータ項目の最大バイト数である。実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■小数

- 9 属性および N 属性のデータ項目の小数点以下の最大桁数を示す。
- なお、上記のバイト数と同じく最大桁数であり、実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■*(総桁数)

・N 属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

■回数

・マルチデータ項目の最大繰り返し回数を示す。明細情報部の M6 レベル 1 における回数∞(無
限大)とは、見積書の明細行を任意回数繰り返せることを表す。
・なお、最大回数であり、最大回数以内で必要な回数だけ送信することができる。

■必須

●;メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。

★;メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。

ただし、契約行為を行わずに出来高メッセージ、請求メッセージを交換する場合には、このデータ項目は記載できない。

○;メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。

▽;当該メッセージで使用しないことが推奨されるデータ項目。使用する必然性がないため次バージョンで削除される計画。

空欄;当該メッセージでは使用してはならないデータ項目。

■マルチ

・「M」は、マルチ明細項目(繰り返し可能)であることを示す。逆に、マルチ欄に記載の無いデータ項目は同一メッセージ内に1度しか記載できない。

・「M9」、「ME」などの番号は、メッセージ内に複数存在するマルチ明細を特定する番号である。

・「M7レベル2」、「M8レベル2」は、「M6」のマルチの中でさらにもう一段のマルチがとられている(ネスト化されている:図 B.IX.1-1 参照)ことを表す。これに対し「レベル1」は、ネスト化されていないマルチを表す。

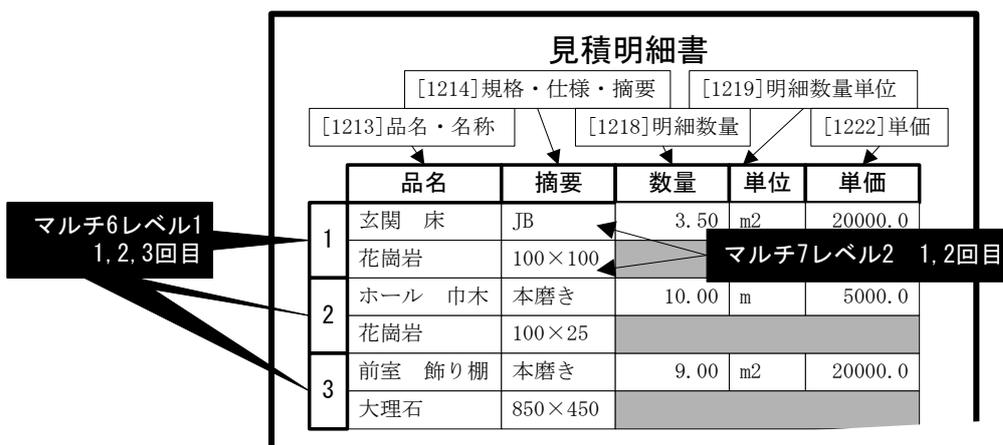


図 B.IX.1-1 マルチレベル1とレベル2の例

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

1. 建築見積・設備見積・設備機器見積業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	建築見積		設備見積		機器見積		マルチ	タグ
							依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答		
全体情報部分 (鑑)														
1	データ処理No.	9	5				●	●	●	●	●	●		1
2	情報区分コード	X	4				●	●	●	●	●	●		2
3	データ作成日	9	8				○	○	●	●	●	●		3
4	発注者コード	X	12				●	●	●	●	●	●		4
5	受注者コード	X	12				●	●	●	●	●	●		5
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●	●	●	○	○		1197
9	訂正コード	X	1				●	●	●	●	●	●		9
1006	工事コード	X	12				○	○	○	○				1006
1007	帳票No.	X	14				●	●	●	●	●	●		1007
1008	帳票年月日	9	8				○	○	●	●	●	●		1008
1009	参照帳票No.	X	14					○		●		●		1009
1010	参照帳票年月日	9	8							●				1010
1181	帳票名称	K	60							▽				1181
1013	受注者名	K	40				○	○	○	○	○	○		1013
1017	受注者担当部署名	K	40			1			○	○	○	○	M9レベル1	1017
1018	受注者担当者名	K	20			1			○	○	○	○	M9レベル1	1018
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1			○	○	○	○	M9レベル1	1019
1020	受注者担当住所	K	60			1			○	○	○	○	M9レベル1	1020
1021	受注者担当電話番号	X	15			1			○	○	○	○	M9レベル1	1021
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1				○	○	○	M9レベル1	1022
1165	受注者決裁者名	K	20			1							MEレベル1	1165
1024	発注者名	K	56				○	○	○	○	○	○		1024
1028	発注者担当部署名	K	40			2			○	○	○	○	MAレベル1	1028
1029	発注者担当者名	K	20			2			○	○	○	○	MAレベル1	1029
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2				○	○	○	MAレベル1	1030
1031	発注者担当住所	K	60			2				○	○	○	MAレベル1	1031
1032	発注者担当電話番号	X	15			2				○	○	○	MAレベル1	1032
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2				○	○	○	MAレベル1	1033
1372	工種・科目コード	M	12						○	○				1372
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○	○	○	○	○	○		1042
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10						○	○				1016
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60						○	○	○	○		1043
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15						○	○				1041
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15						○	○				1182
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5						○	○				1371

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	建築見積		設備見積		機器見積		マルチ	タグ
							依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答		
1045	取引件名(注文件名)	K	40				○	○	○	○	○	○		1045
1047	受渡し方法	M	30											1047
1052	工事・納入開始日	X	8											1052
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8											1053
1139	工期・納期指定	K	120						○	○				1139
1056	支払条件	M	60			4			○	○	○	○	M2レベル1	1056
1069	受注者側見積・契約条件	M	76			20				▽		○	M3レベル1	1069
1174	発注者側見積・契約条件	M	62			8			○				M1レベル1	1174
1070	見積有効期限年月日	X	8				○							1070
1140	見積有効期間	K	40				○		○		○			1140
1141	見積提出期限年月日	X	8						○					1141
1071	運送費用負担	M	20								○	○		1071
57	消費税コード	X	1							○				57
59	課税分類コード	X	1							○				59
1088	明細金額計	N	12		13		○		○		○			1088
1089	明細金額計調整額	N	12		13				○					1089
1090	調整後帳票金額計	N	12		13				○					1090
1096	消費税額	N	12		13		○		○		○			1096
1097	最終帳票金額	N	12		13		○		○		○			1097
1136	備考	M	240			1	○	○	○		○	○	M5レベル1	1136
55	自由使用欄	X	120							▽				55
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○	○	○			MMレベル1	1179
1383	受注者側専用使用欄	M	120			5			○	○			MUレベル1	1383
1384	発注者側専用使用欄	M	120			5			○	○			MVレベル1	1384

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	建築見積		設備見積		機器見積		マルチ	タグ
							依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答		
明細情報部分 (内訳)														
1200	明細コード	X	50			∞	●	●	●	●	●	●	M6レベル1	1200
1294	階層レベル	9	2			∞	●	●					M6レベル1	1294
1295	階層内通し番号	9	4			∞	●	●					M6レベル1	1295
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	●	●	●	●	●	●	M6レベル1	1288
1289	補助明細コード	X	2			∞	●	●	●	●	●	●	M6レベル1	1289
1203	明細別取引区分コード	X	5			∞			○	○			M6レベル1	1203
1279	建設資機材コード	X	40			∞	○	○	○	○	○	○	M6レベル1	1279
1280	コード送信側変換結果コード	X	2			∞			○	○			M6レベル1	1280
1281	建設資機材標準名称	K	240			∞			○	○	○	○	M6レベル1	1281
1282	コード受信側変換結果コード	X	2			∞			○	○			M6レベル1	1282
1405	C-CADEC機器分類コード	X	40			∞					○	○	M6レベル1	1405
1213	品名・名称	M	54			2	○	○	○	○	○	○	M7レベル2	1213
1214	規格・仕様・摘要	M	66			2	○	○	○	○	○	○	M7レベル2	1214
1401	設計記号・機器記号	M	12			∞	○	○			○	○	M6レベル1	1401
1402	明細別工種・科目コード	M	12			∞	○	○					M6レベル1	1402
1403	部位区分	M	12			∞	○	○					M6レベル1	1403
1211	摘要コード	X	54			∞			○	○			M6レベル1	1211
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	M6レベル1	1218
1219	明細数量単位	M	6			∞	○	○	○	○	○	○	M6レベル1	1219
1222	単価	N	12	1	15	∞		○	○	○	○	○	M6レベル1	1222
1223	明細金額	N	12		13	∞			○	○	○	○	M6レベル1	1223
1292	定価	N	12	1	15	∞	○	○	○	○	○	○	M6レベル1	1292
1293	単価掛率	N	3	1	6	∞	○	○					M6レベル1	1293
1404	仕分け区分	M	24			∞	○	○					M6レベル1	1404
1247	明細別使用メーカーコード	X	25			∞					○	○	M6レベル1	1247
1248	明細別使用メーカー名	K	40			∞					○	○	M6レベル1	1248
1284	建設資機材メーカー・型番コード	X	25			∞					○	○	M6レベル1	1284
1251	明細別備考欄	M	16			2	○	○	○	○	○	○	M8レベル2	1251

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

2. 購買見積・注文業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	購買見積			注文		鑑変更		解除			マルチ	タグ
							依頼	回答	不採用	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知		
必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須			
全体情報部分 (鑑)																		
	1 データ処理No.	9	5				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1	
	2 情報区分コード	X	4				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2	
	3 データ作成日	9	8				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
	4 発注者コード	X	12				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	4	
	5 受注者コード	X	12				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5	
	1197 サブセット・バージョン	X	12				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1197	
	1198 契約変更識別コード	X	2								▽	▽	▽	▽	▽		1198	
	9 訂正コード	X	1				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	9	
	1006 工事コード	X	12				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1006	
	1306 変更工事コード	X	12							○	○	○	○	○	○	○	1306	
	1007 帳票No.	X	14				●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	1007	
	1300 注文番号枝番	X	2							○	○	○	○	○	○	○	1300	
	1008 帳票年月日	9	8				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1008	
	1009 参照帳票No.	X	14				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1009	
	1010 参照帳票年月日	9	8					○	○	○	○	○	○	○	○	○	1010	
	1301 参照帳票No.2(見積依頼番号)	X	14							●	○	●	○	●	○	●	1301	
	1023 受注者コード2(発注者採番)	X	10				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1023	
	1046 取引件名(注文件名)コード	X	8				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1046	
	1191 原価要素名	K	16				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1191	
	1192 原価要素コード	X	5				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1192	
	1193 原価科目名	K	40				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1193	
	1194 原価科目コード	X	5				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1194	
	1195 原価細目名	K	24				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1195	
	1196 原価細目コード	X	5				○		○	○	○	○	○	○	○	○	1196	
	1013 受注者名	K	40				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1013	
	1015 受注者代表者氏名	K	28				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1015	
	1017 受注者担当部署名	K	40			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1017	
	1018 受注者担当者名	K	20			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1018	
	1019 受注者担当郵便番号	X	10			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1019	
	1020 受注者担当住所	K	60			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1020	
	1021 受注者担当電話番号	X	15			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1021	
	1022 受注者担当FAX番号	X	15			1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M9レベル1 1022	

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	購買見積			注文		鑑変更		解除			マルチ	タグ
							依頼	回答	不採用	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知		
1165	受注者決裁者名	K	20			1		○	○		○	○		○	○	○	MEレベル1	1165
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40					○	○		○	○		○	○	○		1166
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24			5		○	○		○	○		○	○	○	MFレベル1	1167
1168	受注者建設業許可日	K	22					○	○		○	○		○	○	○		1168
1024	発注者名	K	56				○		○		○	○		○	○	○		1024
1005	JV工事フラグ	X	1				○		○		○	○		○	○	○		1005
1003	その他のJV構成企業名	K	56			3	○		○		○	○		○	○	○	MRレベル1	1003
1026	発注者代表者氏名	K	28								○	○		○	○	○		1026
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1028
1029	発注者担当者名	K	20			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1029
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1030
1031	発注者担当住所	K	60			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1031
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1032
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○		○		○	○		○	○	○	MAレベル1	1033
1169	発注者決裁者名	K	20			2	○		○		○	○		○	○	○	MGレベル1	1169
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○		○		○	○		○	○	○		1042
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				○		○		○	○		○	○	○		1173
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10				○		○		○	○		○	○	○		1016
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				○		○		○	○		○	○	○		1043
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20				○		○		○	○		○	○	○		1025
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20				○		○		○	○		○	○	○		1027
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15				○		○		○	○		○	○	○		1041
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15				○		○		○	○		○	○	○		1182
1045	取引件名(注文件名)	K	40				○		○		○	○		○	○	○		1045
1047	受渡し方法	M	30				○		○		○	○		○	○	○		1047
1052	工事・納入開始日	X	8				○		○		○	○		○	○	○		1052
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8				○		○		○	○		○	○	○		1053
1044	別途受渡し場所名称	K	76				○		○		○	○		○	○	○		1044
1095	別途受渡し場所住所	K	60				○		○		○	○		○	○	○		1095

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	購買見積			注文		鑑変更		解除			マルチ	タグ
							依頼	回答	不採用	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知		
							必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須			
1054	保証期間指定	M	60							○	○	○	○	○	○		1054	
1055	精算条件	M	60				○		○	○	○	○	○	○	○		1055	
1056	支払条件	M	60			4	○		○	○	○	○	○	○	○	M2レベル1	1056	
1066	保険条項	M	60							○	○	○	○	○	○		1066	
1069	受注者側見積・契約条件	M	76			20	○	○		○	○	○	○	○	○	M3レベル1	1069	
1174	発注者側見積・契約条件	M	62			8	○		○	○	○	○	○	○	○	M1レベル1	1174	
1175	特記事項	M	76			10	○		○	○	○	○	○	○	○	MJレベル1	1175	
1176	特記事項2	M	76			20	○		○	○	○	○	○	○	○	MKレベル1	1176	
1070	見積有効期限年月日	X	8					○									1070	
1141	見積提出期限年月日	X	8				○		○								1141	
1071	運送費用負担	M	20				○		○	○	○	○	○	○	○		1071	
1079	基本契約日	9	8							○	○	○	○	○	○		1079	
1302	基本契約番号	M	24							○	○	○	○	○	○		1302	
1312	出来高査定方式識別コード	X	1							○	○	○	○	○	○		1312	
57	消費税コード	X	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○		57	
59	課税分類コード	X	1					○	○	○	○	○	○	○	○		59	
1004	消費税率	N	3	1	6			○	○	○	○	○	○	○	○		1004	
1088	明細金額計	N	12			13		○	○	○	○	○	○	○	○		1088	
1089	明細金額計調整額	N	12			13	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1089	
1090	調整後帳票金額計	N	12			13		○	○	○	○	○	○	○	○		1090	
1096	消費税額	N	12			13		○	○	○	○	○	○	○	○		1096	
1097	最終帳票金額	N	12			13		○	○	○	○	○	○	○	○		1097	
1014	送り状案内	M	76			39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MQレベル1	1014	
1183	使用メーカー名	K	40			10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	1183	
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12			13	10	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	1184	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	M	40			10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	1185	
1186	使用メーカー購入品数量	N	7			8	10	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	1186	
1187	使用商社名	K	40			10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	1187	
1188	使用商社見積金額合計	N	12			13	10	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	1188	
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40			10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	1189	
1190	使用商社購入品数量	N	7			8	10	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	1190	
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MMレベル1	1179	
1199	解除、打切理由	M	76			10										MTレベル1	1199	

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	購買見積			注文		鑑変更		解除			マルチ	タグ
							依頼	回答	不採用	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知		
明細情報部分 (内訳)																		
1200	明細コード	X	50			∞	●	●		●	●	●	●				M6レベル1	1200
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1288
1289	補助明細コード	X	2			∞	●	●		●	●	●	●				M6レベル1	1289
1201	明細番号	X	25			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1201
1278	明細番号2	X	5			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1278
1203	明細別取引区分コード	X	5			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1203
1287	明細別材工共コード	X	2			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1287
1279	建設資機材コード	X	40			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1279
1280	コード送信側変換結果コード	X	2			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1280
1282	コード受信側変換結果コード	X	2			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1282
1213	品名・名称	M	54			2	○	○		○	○	○	○				M7レベル2	1213
1214	規格・仕様・摘要	M	66			2	○	○		○	○	○	○				M7レベル2	1214
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1208
1209	使用期間単位	M	6			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1209
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1216
1217	補助数量単位	M	6			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1217
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1218
1219	明細数量単位	M	6			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1219
1222	単価	N	12	1	15	∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1222
1223	明細金額	N	12		13	∞		○		○	○	○	○				M6レベル1	1223
1247	明細別使用メーカーコード	X	25			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1247
1248	明細別使用メーカー名	K	40			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1248
1249	明細別使用商社コード	X	25			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1249
1250	明細別使用商社名	K	40			∞	○	○		○	○	○	○				M6レベル1	1250
1251	明細別備考欄	M	16			2	○	○		○	○	○	○				M8レベル2	1251
1413	明細別変更コード	X	1			∞	○	○									M6レベル1	1413

3. 出来高・請求・立替金および契約打切業務のメッセージの使用データ項目一覧表

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切		出来高		請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金	マルチ	タグ	
						合意申込	一方的承諾	要報告	確認	請求	確認	税抜査定、税抜請求	税抜査定、税込	税込査定、税込	税込査定、税引				報告
						必須	必須	必須	必須	必須	必須	(A方式) 累積請求額差引	(B方式) 累積支払額差引	(C方式) 累積請求額差引	(D方式) 累積請求額差引	必須	必須		
全体情報部分 (鑑)																			
	1 データ処理No.		9	5		●	●	●	●	●	●					●	●		1
	2 情報区分コード	X	4			●	●	●	●	●	●					●	●		2
	3 データ作成日		9	8		●	●	●	●	●	●					●	●		3
	4 発注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	確定注文と同一				●	●		4
	5 受注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	確定注文と同一				●	●		5
	1197 サブセット・バージョン	X	12			●	●	●	●	●	●					●	●		1197
	1198 契約変更識別コード	X	2																1198
	9 訂正コード	X	1			●	●	●	●	●	●	打切では1または3を使い分け。出来高、請求では常に1。				●	●		9
	1006 工事コード	X	12			●	●	●	●	●	●	確定注文と同一				●	●		1006
	1306 変更工事コード	X	12			○	○	○	○	○	○	確定注文と同一(使用する場合)				○	○		1306
	1007 帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●					●	●		1007
	1300 注文番号枝番	X	2			○	○	○	○	○	○	確定注文と同一(使用する場合)				○	○		1300
	1008 帳票年月日		9	8		●	●	●	●	●	●					●	●		1008
	1009 参照帳票No.	X	14			○	○	○	○	○	○					○	●		1009
	1010 参照帳票年月日		9	8		○										○	○		1010
	1303 注文番号	X	14					★	★	★	○					○	○		1303
	1301 参照帳票No.2	X	14			○	○	○	○	○	○								1301
	1304 参照帳票No.3	X	14					○	○	○	○								1304
	1023 受注者コード2(発注者採番)	X	10			○	○	○	○	○	○	↑ 確定注文と同一				○	○		1023
	1046 取引件名(注文件名)コード	X	8			○	○	○	○	○	○	↓							1046
	1191 原価要素名	K	16			○	○	○	○	○	○								1191
	1192 原価要素コード	X	5			○	○	○	○	○	○								1192
	1193 原価科目名	K	40			○	○	○	○	○	○								1193
	1194 原価科目コード	X	5			○	○	○	○	○	○								1194
	1195 原価細目名	K	24			○	○	○	○	○	○								1195
	1196 原価細目コード	X	5			○	○	○	○	○	○								1196
	1013 受注者名	K	40			○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○		1013
	1015 受注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○		1015
	1017 受注者担当部署名	K	40		1	○	○	○	○	○	○	↑				○	○	M9 レベル1	1017
	1018 受注者担当者名	K	20		1	○	○	○	○	○	○	打切は、原則、確定注文と同一				○	○	M9 レベル1	1018
	1019 受注者担当郵便番号	X	10		1	○	○	○	○	○	○	出来高、請求は当該業務の担当者を記載				○	○	M9 レベル1	1019
	1020 受注者担当住所	K	60		1	○	○	○	○	○	○	↓				○	○	M9 レベル1	1020
	1021 受注者担当電話番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○					○	○	M9 レベル1	1021
	1022 受注者担当FAX番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○					○	○	M9 レベル1	1022

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切		出来高		請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金		マルチ	タグ
						合意必須	一方承認	要報告	確認	請求	確認	(A方式) 累積請求額差引	(B方式) 累積支払額差引	(C方式) 累積請求額差引	(D方式) 累積請求額差引	報告	確認		
1165	受注者決裁者名	K	20		1	○	○	○	○	○	○							ME レベル1	1165
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40			○	○	○	○										1166
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24		5	○	○	○	○									MF レベル1	1167
1168	受注者建設業許可日	K	22			○	○	○	○										1168
1024	発注者名	K	56			○	○	○	○	○	○								1024
1005	JV工事フラグ	X	1			○	○	○	○	○	○								1005
1003	その他のJV構成企業名	K	56		3	○	○	○	○	○	○							MR レベル1	1003
1026	発注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○								1026
1028	発注者担当部署名	K	40		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1028
1029	発注者担当者名	K	20		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1029
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1030
1031	発注者担当住所	K	60		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1031
1032	発注者担当電話番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1032
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○							MA レベル1	1033
1169	発注者決裁者名	K	20		2	○	○	○	○	○	○							MG レベル1	1169
1372	工種・科目コード	M	12					○	○	○	○								1372
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○								1042
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50			○	○	○	○	○	○								1173
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10			○	○	○	○	○	○								1016
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○								1043
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20			○	○	○	○	○	○								1025
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20			○	○	○	○	○	○								1027
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15			○	○	○	○	○	○								1041
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15			○	○	○	○	○	○								1182
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード	X	5					○	○	○	○								1371
1045	取引件名(注文件名)	K	40			○	○	○	○	○	○								1045
1047	受渡し方法	M	30			○	○	○	○										1047
1052	工事・納入開始日	X	8			○	○	○	○	○	○								1052
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8			○	○	○	○	○	○								1053
1044	別途受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○								1044
1095	別途受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○								1095

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切		出来高		請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金		マルチ	タグ	
						合意承認	一方的通知	要報告	確認	請求	確認	税抜査定、税抜請求 (A方式) 累積請求額差引	税抜査定、税込 (B方式) 累積支払額差引	税込査定、税込 (C方式) 累積請求額差引	税込査定、税込 (D方式) 累積請求額差引	報告	確認			
1054	保証期間指定	M	60				○	○	○										1054	
1055	精算条件	M	60				○	○	○										1055	
1056	支払条件	M	60		4		○	○	○									M2 レベル1	1056	
1066	保険条項	M	60				○	○	○										1066	
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20		○	○	○									M3 レベル1	1069	
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8		○	○	○									MI レベル1	1174	
1175	特記事項	M	76		10		○	○	○									MJ レベル1	1175	
1176	特記事項2	M	76		20		○	○	○									MK レベル1	1176	
1070	見積有効期限年月日	X	8																1070	
1141	見積提出期限年月日	X	8																1141	
1071	運送費用負担	M	20				○	○	○	○									1071	
1079	基本契約日	9	8				○	○	○	○	○								1079	
1302	基本契約番号	M	24				○	○	○	○	○								1302	
1312	出来高査定方式識別コード	X	1				○	○	○	○	○								1312	
57	消費税コード	X	1				○	○	○	○	○								57	
59	課税分類コード	X	1				○	○	○	○	○								59	
1004	消費税率	N	3	1	6		○	○	○	○	○								1004	
1088	明細金額計	N	12	13															1088	
1089	明細金額計調整額	N	12	13															1089	
1090	調整後帳票金額計	N	12	13															1090	
1096	消費税額	N	12	13			○	○	○	○	○								1096	
1097	最終帳票金額	N	12	13			○	○	○	○	○								1097	
1014	送り状案内	M	76		39		○	○	○	○	○								1014	
1183	使用メーカー名	K	40		10		○	○	○									MQ レベル1	1183	
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12	13	10		○	○	○									MO レベル1	1184	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	M	40		10		○	○	○									MO レベル1	1185	
1186	使用メーカー購入品数量	N	7	8	10		○	○	○									MO レベル1	1186	
1187	使用商社名	K	40		10		○	○	○									MP レベル1	1187	
1188	使用商社見積金額合計	N	12	13	10		○	○	○									MP レベル1	1188	
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40		10		○	○	○									MP レベル1	1189	
1190	使用商社購入品数量	N	7	8	10		○	○	○									MP レベル1	1190	
1179	帳票データチェック値	X	15		9		○	○	○	○	○								MM レベル1	1179
1199	解除、打切理由	M	76		10		○	○	○										MT レベル1	1199

B.Ⅹ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切		出来高		請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金	マルチ	タグ								
						合意申込	一方的承諾	要請	報告	確認	請求	税抜査定、税抜請求	税抜査定、税込	税込査定、税込	税込査定、税引				報告	確認						
						必須	必須	必須	必須	必須	必須	(A方式) 累積請求額差引	(B方式) 累積支払額差引	(C方式) 累積請求額差引	(D方式) 累積請求額差引	必須										
1092	契約金額計	N	12		13	○	○	○	○	○	○	=Σ[1225] 1契約1出来高で処理する場合は通常確定注文の「1088」に等しい						1092								
1385	追加契約金額	N	12		13	○	○	○	○	○	○	枝番契約を本契約と同一出来高で処理する場合に、枝番分の契約額([1092]の内数)を記載						1385								
1093	契約金額計調整額	N	12		13	○	○	○	○	○	○	[1092]に対する調整額 通常は確定注文の「1089」に等しい						1093								
1094	調整後契約金額計	N	12		13	○	○	○	○	○	○	=[1092]+[1093] 通常は確定注文の「1090」に等しい						1094								
1098	契約金額消費税額	N	12		13	○	○	○	○	○	○	[1094]に対する消費税額 通常は確定注文の「1096」に等しい						1098								
1099	最終契約金額	N	12		13	○	○	○	○	○	○	=[1094]+[1098] 通常は確定注文の「1097」に等しい						1099								
1080	出来高調査日	9	8			○	○	○	○	○	○							1080								
1311	請求予定年月	9	6			○	○	○	○	○	○							1311								
1081	出来高調査回数	9	6			○	○	○	●	●	●							1081								
1082	今回迄の請求回数	9	6							●	●							1082								
1313	請求算定方式コード	X	2			○	○	○	○	○	○	A,B,C,D						1313								
1314	請求完了区分コード	X	1					○	○	○	○	1:未精算(請求継続)、 7:以後使用停止(出来高要請メッセージのみ利用可能とし、さらに、出来高要請メッセージで「1314」=「7」が送られた時点で、その後の出来高報告、出来高確認、請求の各メッセージは作成できないこととする。) 9:精算(最終回)						1314								
1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2						○	○		10:承認 20:査定 21:査定(内訳、鑑とも査定) 22:査定(内訳承認、鑑査定) 23:(内訳査定、鑑承認) 30:受理 ・各メッセージの種別毎の利用可能コード一覧 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>メッセージ種別</th> <th>利用可能コード</th> </tr> <tr> <td>出来高確認</td> <td>10,20,21,22,23</td> </tr> <tr> <td>請求確認</td> <td>20,30</td> </tr> <tr> <td>立替金確認</td> <td>20</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・出来高確認業務において、報告内容に対する承認の場合にコード「10(承認)」を、査定・不承認の場合はその意思だけを相手に伝える場合にはコード「20(査定・不承認)」、査定内容の詳細を伝える場合にはコード「21」～「23」の中で適切な値を利用する。 ・請求確認業務において、発注者が、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝える場合に限り、コード30(受理)を利用して請求確認(受理)メッセージを送信できる。ただし、請求確認(受理)メッセージ送信後に請求確認(査定・不承認)メッセージを送信してはならない。運用例としては、受注者はコード「30」を受け取った場合、次回処理開始の合図とすることができる。 ・立替金確認業務では、立替金報告メッセージに対して受注者が異議のある場合のみ立替金確認メッセージを使用するので、立替金確認メッセージではこのデータ項目の値は常に20とする。 				メッセージ種別	利用可能コード	出来高確認	10,20,21,22,23	請求確認	20,30	立替金確認	20	○		1315
メッセージ種別	利用可能コード																									
出来高確認	10,20,21,22,23																									
請求確認	20,30																									
立替金確認	20																									

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切		出来高		請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金	マルチ	タグ
						合意承認	一方的通知	要報告	確認	請求	確認	(A方式) 累積請求額差引	(B方式) 累積支払額差引	(C方式) 累積請求額差引	(D方式) 累積請求額差引			
1153	税込今回迄累積出来高金額計	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1153
1341	税込今回迄累積出来高金額計調整額	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1341
1342	調整後税込今回迄累積出来高金額計	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1342
1335	税込今回迄累積請求金額計(調整前)	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1335
1163	税込今回迄累積請求保留金額計	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1163
1343	税込今回迄累積請求金額計調整額	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1343
1160	税込今回迄累積請求金額計	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1160
1361	今回請求金額計(調整前)	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1361
1362	今回請求金額計調整額	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1362
1112	今回請求金額計	N	12	13		○	○	○	○	○	○							1112
1035	受注者指定金融機関名	K	20		1												MSレベル1	1035
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		1												MSレベル1	1036
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		1												MSレベル1	1037
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		1												MSレベル1	1038
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		1												MSレベル1	1039
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		1												MSレベル1	1040
1383	受注者側専用使用欄	M	120		5			○	○	○	○						MUレベル1	1383
1384	発注者側専用使用欄	M	120		5			○	○	○	○						MVレベル1	1384

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数*	回数	打切			出来高			請求		累積査定方式	当月査定方式	立替		マルチ	タグ		
						合意申込	合意承諾	一方的通知	要請	報告	確認	請求	確認			報告	確認				
明細情報部分 (内訳)																					
1200	明細コード	X	50		∞	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	M6	レベル1	1200	
1288	明細データ属性コード	X	1		∞	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	M6	レベル1	1288	
1289	補助明細コード	X	2		∞	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	M6	レベル1	1289	
1201	明細番号	X	25		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一。挿入行では何も記載しない。		○	○	M6	レベル1	1201	
1278	明細番号2	X	5		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一。挿入行では何も記載しない。		○	○	M6	レベル1	1278	
1203	明細別取引区分コード	X	5		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6	レベル1	1203	
1287	明細別材工共コード	X	2		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6	レベル1	1287	
1279	建設資機材コード	X	40		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	[1213][1214]に応じた値を記載		○	○	M6	レベル1	1279	
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	変換結果を記載		○	○	M6	レベル1	1280	
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	変換結果を記載		○	○	M6	レベル1	1282	
1213	品名・名称	M	54		2	○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M7	レベル2	1213	
1214	規格・仕様・摘要	M	66		2	○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M7	レベル2	1214	
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	リースなら [1207]-[1206]+1	○	○	M6	レベル1	1208
1209	使用期間単位	M	6		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文と同一	○	○	M6	レベル1	1209	
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力	○	○	M6	レベル1	1216
1217	補助数量単位	M	6		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文と同一	○	○	M6	レベル1	1217	
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	○		当月実績を入力。リースなら積数。	○	○	M6	レベル1	1218
1219	明細数量単位	M	6		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6	レベル1	1219	
1222	単価	N	12	1	15	∞	○	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6	レベル1	1222
1223	明細金額	N	12		13	∞	○	○	○	○	○	○	○	○		=int([1218]*[1222])	○	○	M6	レベル1	1223
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	↑ 原則、確定注文と同一 ↓		○	○	M6	レベル1	1247	
1248	明細別使用メーカー名	K	40		∞	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	M6	レベル1	1248
1249	明細別使用商社コード	X	25		∞	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	M6	レベル1	1249
1250	明細別使用商社名	K	40		∞	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	M6	レベル1	1250
1251	明細別備考欄	M	16		2	○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M8	レベル2	1251	

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*回数	打切			出来高			請求		累積査定方式	当月査定方式	立替金		マルチ	タグ	
						合意申込	合意承諾	一方的通知	要請	報告	確認	請求	確認			報告	確認			
1413	明細別変更コード	X	1		∞	○	○	○	○	○	○	○					必須	必須	M6 レベル1	1413
1400	明細別注文番号枝番	X	2		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	複数の枝番契約を一つの出来高で処理する場合、元の契約を特定するために使用						
1298	契約使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文の[1208]に等しい			M6 レベル1	1298	
1299	契約補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文の[1216]に等しい			M6 レベル1	1299	
1224	契約数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文の[1218]に等しい				M6 レベル1	1224	
1225	契約金額明細	N	12		13	∞	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文の[1223]に等しい				M6 レベル1	1225	
1232	前回迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の[1234]に等しい				M6 レベル1	1232	
1296	前回迄累積出来高明細別単価出来高	N	3	1	6	∞	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の[1297]に等しい				M6 レベル1	1296	
1233	前回迄累積出来高金額明細	N	12		13	∞	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の[1235]に等しい				M6 レベル1	1233	
1234	今回迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	実績出来高を入力	= [1232] + [1218]			M6 レベル1	1234	
1297	今回迄累積出来高明細別単価出来高率	N	3	1	6	∞	○	○	○	○	○	○	○	実績をデータ入力。出来高率の概念を使わない企業は100とする。				M6 レベル1	1297	
1235	今回迄累積出来高金額明細	N	12		13	∞	○	○	○	○	○	○	○	= int([1234] * 0.01 * [1297] * [1222])	= [1233] + [1223]			M6 レベル1	1235	
1206	使用期間開始日	X	8		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力		○	○	M6 レベル1	1206
1207	使用期間締切日	X	8		∞	○	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力		○	○	M6 レベル1	1207

4. 支払通知業務メッセージの使用データ項目一覧表

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ
(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	支払通知	
							必須	マルチ
全体情報部分 (鑑)								
1	データ処理No.	9	5				●	1
2	情報区分コード	X	4				●	2
3	データ作成日	9	8				●	3
4	発注者コード	X	12				●	4
5	受注者コード	X	12				●	5
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	1197
9	訂正コード	X	1				●	9
1007	帳票No.	X	14				●	1007
1008	帳票年月日	9	8				●	1008
1009	参照帳票No.	X	14				○	1009
1010	参照帳票年月日	9	8				○	1010
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10				○	1023
1013	受注者名	K	40				○	1013
1015	受注者代表者氏名	K	28				○	1015
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	M9レベル1 1017
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	M9レベル1 1018
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	M9レベル1 1019
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	M9レベル1 1020
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	M9レベル1 1021
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	M9レベル1 1022
1024	発注者名	K	56				○	1024
1026	発注者代表者氏名	K	28				○	1026
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	MAレベル1 1028
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	MAレベル1 1029
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	MAレベル1 1030
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	MAレベル1 1031
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	MAレベル1 1032
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	MAレベル1 1033
1014	送り状案内	M	76			39	○	MQレベル1 1014
1035	受注者指定金融機関名	K	20			1	○	MSレベル1 1035
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20			1	○	MSレベル1 1036
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4			1	○	MSレベル1 1037
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14			1	○	MSレベル1 1038
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40			1	○	MSレベル1 1039
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40			1	○	MSレベル1 1040
1126	今回支払金額計	N	14				○	1126
1127	控除・相殺金額明細計	N	14				○	1127
1128	一括控除・相殺項目	K	40			15	○	M4レベル1 1128
1129	一括控除・相殺金額	N	14			15	○	M4レベル1 1129
1130	一括控除・相殺金額計	N	14				○	1130
1131	控除・相殺金額合計	N	14				○	1131

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	支払通知		マルチ	タグ
							必須			
1132	調整後今回支払金額計	N	14				○			1132
1133	今回支払金額内現金金額計	N	14				○			1133
1134	今回支払金額内手形金額計	N	14				○			1134
1135	今回支払金額内期日一括払い金額計	N	14				○			1135
1600	今回控除・相殺金残高	N	14				○			1600
1601	前回控除・相殺金残高	N	14				○			1601
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	N	14				○			1602
1603	今回支払金額内現金金額内訳	N	14			3	○	MXレベル1		1603
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	9	8			3	○	MXレベル1		1604
1605	今回支払金額内現金金額摘要	K	20			3	○	MXレベル1		1605
1606	今回支払金額内手形金額内訳	N	14			3	○	MYレベル1		1606
1607	今回支払金額内手形支払日内訳	9	8			3	○	MYレベル1		1607
1608	今回支払金額内手形決済日内訳	9	8			3	○	MYレベル1		1608
1609	今回支払金額内手形金額摘要	K	20			3	○	MYレベル1		1609
1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳	N	14			3	○	MZレベル1		1610
1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内訳	9	8			3	○	MZレベル1		1611
1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要	K	20			3	○	MZレベル1		1612
1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳	N	14			3	○	MA1レベル1		1613
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	9	8			3	○	MA1レベル1		1614
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳	9	8			3	○	MA1レベル1		1615
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要	K	20			3	○	MA1レベル1		1616
1620	手形送付先担当部署名	K	60				○			1620
1621	手形送付先担当郵便番号	X	10				○			1621
1622	手形送付先担当住所	K	60				○			1622
1623	手形送付先担当電話番号	X	25				○			1623
1624	手形送付先担当FAX番号	X	25				○			1624
1630	支払通知内容問い合わせ先	K	76			20	○	MA2レベル1		1630
1631	支払通知記載事項摘要	K	76			30	○	MA3レベル1		1631

B.IX.メッセージごとの使用データ項目

		CI-NET LiteS定義						支払 通知
タグ	項目名	属性	byte 数	小数	マルチ	回数	最大 長	
明細情報部分（内訳）								
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50	1
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1	2
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2	3
1201	明細番号	X	25		M6レベル1	∞	25	4
1278	明細番号2	X	5		M6レベル1	∞	5	5
1202	明細別発注者担当部署 コード	X	25		M6レベル1	∞	25	6
1204	明細別参照帳票No.	X	25		M6レベル1	∞	25	7
1212	明細別取引件名(支払件 同 マルチ2回目	K	60		M7レベル2	2	60	8
							60	9
1241	今回支払金額明細	N	14		M6レベル1	∞	14	10
1242	控除・相殺金額明細	N	14		M6レベル1	∞	14	11
1420	明細別工事コード	X	25		M6レベル1	∞	25	12
1421	明細別取引件名コード	X	25		M6レベル1	∞	25	13
1422	明細別発注者管理番号	X	25		M6レベル1	∞	25	14
1423	明細別工事場所・受渡し場 所名称	K	76		M6レベル1	∞	76	15
1424	明細別工事場所・受渡し場 所電話番号	X	25		M6レベル1	∞	25	16
1425	明細別支払区分	X	10		M6レベル1	∞	10	17
1426	明細別CI-NET区分コード	X	1		M6レベル1	∞	1	18
1427	請求出来高立替控除区分 コード	X	1		M6レベル1	∞	1	19
1430	明細別原価要素名	K	20		M6レベル1	∞	20	20
1431	明細別原価要素コード	X	5		M6レベル1	∞	5	21
1432	明細別原価科目名	K	20		M6レベル1	∞	20	22
1433	明細別原価科目コード	X	5		M6レベル1	∞	5	23
1434	明細別原価細目名	K	20		M6レベル1	∞	20	24
1435	明細別原価細目コード	X	5		M6レベル1	∞	5	25

B.Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.5	Ver.2.1 ad.6
B.情報表現規約		
B.VI. 注文メッセージ	p.219 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目 [1008]帳票年月日	p.219 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目 [1008]帳票年月日 メッセージ別の説明を以下の内容に変更する。 【内訳明細計行・備考】 【確定注文】 ・発注者が確定注文を申し込んだ年月日を記載する。 【鑑項目合意変更申込】 ・発注者が鑑項目合意変更を申し込んだ年月日を記載する。 【合意解除申込】 ・発注者が合意解除を申し込んだ年月日を記載する。 【一方的解除通知】 ・発注者あるいは受注者が一方的解除を通知した年月日を記載する。 【注文請け】 ・受注者が注文を請けた年月日を記載する。 【鑑項目合意変更承諾】 ・受注者が鑑項目合意変更を承諾した年月日を記載する。 【合意解除承諾】 ・受注者が合意解除を承諾した年月日を記載する。
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ		p.267 1.4 合意精算業務のデータ交換手順に関する記述を追加。

【参考1】CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.4 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.55 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.55 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.Ⅲ. 設備見積メッセージ	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.Ⅳ. 設備機器見積メッセージ	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
		行を金額集計範囲とすること。
B.V. 購買見積メッセージ	p.165 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:見積内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.165 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:見積内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。
	p.182 2.3(3)明細情報部分のデータ項目:明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.182 2.3(3)明細情報部分のデータ項目:明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.VI. 注文メッセージ	p.224 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:契約内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.224 2.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:契約内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。
	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目:明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目:明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VI.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.301 4.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:契約内容、立替内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.301 4.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:契約内容、立替内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。
	p.318 4.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:出来高査定、請求、立替金確	p.318 4.3(1)全体情報部分(鑑)のデータ項目:出来高査定、請求、立替金確認に関するデータ項目

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
	<p>認に関するデータ項目 [1314]請求完了区分コード</p> <p>p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現</p>	<p>[1314]請求完了区分コード 以下の説明(下線部)を追加する。 1:未精算(請求継続) 最終月以外を表す <u>7:以後使用停止</u> 9:精算(最終回) 最終月を表す</p> <p>p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。</p> <p>【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。</p>
<p>B.VIII. 支払通知メッセージ</p>	<p>p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VIII.3-10[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現</p>	<p>p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VIII.3-10[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明(下線部)に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。</p> <p>【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行(総括明細本体行と内訳明細本体行)を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。</p>
<p>B.情報表現規約 IX.メッセージごとの使用データ項目</p>	<p>p.404 [1314]請求完了区分コード</p>	<p>p.404 [1314]請求完了区分コード 以下の説明(下線部)を追加する。 1:未精算(請求継続) 最終月以外を表す <u>7:以後使用停止</u> 9:精算(最終回) 最終月を表す</p>

【参考2】CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.3 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
A.情報伝達規約		
A.情報伝達規約	<p>p.10 (3)技術データの送信方法 ②技術データは、(中略)記述しなければならない。 ③圧縮された技術データは、(中略)記述しなければならない。</p>	<p>p.10 (3)技術データの送信方法 以下のように記述を変更。 ②技術データは、(中略)記述しなければならない。 また JIS X0213:2004(JIS2004)において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこのJIS規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。 ③圧縮された技術データは、(中略)記述しなければならない。 また JIS X0213:2004(JIS2004)において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこのJIS規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。</p>
B.情報表現規約		
B. II. 建築見積メッセージ	<p>p.52 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 建築見積メッセージ個別ルール</p>	<p>p.52 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 建築見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.56 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.56 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
<p>B.III. 設備見積メッセージ</p>	<p>p.107 2.3(3)明細情報部分のデータ項目： 階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備見積メッセージ個別ルール</p>	<p>p.107 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目： 階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>
<p>B.IV. 設備機器見積メッセージ</p>	<p>p.138 2.3(3)明細情報部分のデータ項目： 階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備機器見積メッセージ個別ルール</p>	<p>p.138 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備機器見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目： 階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
<p>B.V. 購買見積メッセージ</p>	<p>p.178 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 購買見積メッセージ個別ルール</p>	<p>p.178 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 購買見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.182 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.182 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>
<p>B.VI. 注文メッセージ</p>	<p>p.238 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 注文メッセージ個別ルール</p>	<p>p.238 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 注文メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
<p>B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ</p> <p>B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ</p>	<p>p.265 1.3 契約打切業務のデータ交換手順</p> <p>【注意事項】 同一注文番号で(中略)別の打ち切メッセージによって打ち切る。</p>	<p>p.265 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 以下のように記述を変更。</p> <p>【注意事項】 同一注文番号で(中略)全て打ち切る際には、本契約をまとめて打ち切るものとする。</p>
	<p>p.266 1.3 契約打切業務のデータ交換手順</p> <p>【運用上の留意点】 枝番契約の(中略)「参考資料、指針 A. 参考資料 VI.CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について」に記載している。</p>	<p>p.266 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 以下のように記述を変更。</p> <p>【運用上の留意点】 枝番契約の(中略)「参考資料、指針 A. 参考資料 VI.CI-NET LiteS における実際の運用上の留意点」に記載している。</p>
	<p>p.328 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 出来高/請求/立替/打切メッセージ個別ルール</p>	<p>p.328 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 出来高/請求/立替/打切メッセージ個別ルール</p> <p>以下の運用上の留意点を追加。</p> <p>【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>
	<p>p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p>	<p>p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ</p> <p>以下の運用上の留意点を追加。</p> <p>【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>
<p>B.VIII. 支払通知メッセージ</p>	<p>p.378 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 支払通知メッセージ個別ルール</p>	<p>p.378 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 支払通知メッセージ個別ルール</p> <p>以下の運用上の留意点を追加。</p> <p>【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
<p>B.VIII. 支払通知メッセージ</p>	<p>p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目: 階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細 コードの組合せ</p>	<p>p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目:階層構造を表 すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合 せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ による明細行種類の取り扱いについて、運用上留 意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における 実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る 留意点」に記載している。</p>
<p>B.情報表現規約 IX.メッセージごと の使用データ項目</p>	<p>p.390 <u>凡例</u> K 属性 (中略) 【重要確認】 X 属性は(中略)省略することがで きる。</p>	<p>p.390 <u>凡例</u> 以下のように記述を変更。 K 属性 (中略) 【重要確認】 X 属性は(中略)省略することができる。 【重要確認 2】 JIS X0213:2004(JIS2004)という JIS 規約で 定められている第三水準、第四水準および非漢字 のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追 加定義された文字については使用してはならな い。</p>

【参考3】CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.2 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.52 表 B.Ⅱ.2-13 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」	p.52 表 B.Ⅱ.2-13 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.54 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.54 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.Ⅲ. 設備見積メッセージ	p.107 表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」	p.107 表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.109 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.109 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.Ⅳ. 設備機器見積メッセージ	p.136 表 B.Ⅳ.2-11 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」	p.138 表 B.Ⅳ.2-11 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.138 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.140 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
<p>B.V. 購買見積メッセージ</p>	<p>p.177 表 B.V.2-14 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」</p>	<p>p.179 表 B.V.2-14 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」</p>
	<p>p.180 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」</p>	<p>p.182 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」</p>
<p>B.VI. 注文メッセージ</p>	<p>p.195 1.2(1)個別契約前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正 【注意事項】 ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。 ・b-1)注文書の再発行(図 B.VI.1-3)</p>	<p>p.197 1.2(1)個別契約前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正 【注意事項】 ①下線部を追加。 ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。ただし本メッセージにおいては「1:新規」「3:取消」のみ使用する。 ②図 B.VI.1-3と図 B.VI.1-5を合体 ③②の合体後の表の「補足」に以下を追加 ・『注文書の再発行』の場合は、』 ④②の合体後の表の説明に以下を追加 ・「b-1)注文書の再発行」は先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)注文書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。</p>
	<p>p.237 表 B.VI.2-17 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」</p>	<p>p.239 表 B.VI.2-17 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」</p>
	<p>p.240 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」</p>	<p>p.242 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.269 2.1 明細出来高の累積査定方式と 当月査定方式	p.271 ・(2)当月査定方式の後に、以下の内容を追加。 【補足】[1109]今回迄累積出来高金額計の出発点 の金額算定における明細出来高の作成方法の補 足説明
	p.320 ・(1-10)金額の支払先金融機関に関 するデータ項目	p.324 (1-10)金額の支払先金融機関に関するデータ項 目 【請求】の説明に以下の点を追加。 ・事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り 込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定 口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限り ではない。 ・金融機関関連情報に係る項目については、予め 取引当事者両方で協定書での合意に基づいて 使用するか否かを決めておく。
	p.325 表 B.VII.4-25 補助明細コード ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となる」	p.329 表 B.VII.4-25 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容(定義) 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数 量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.328 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性 コードと[1289]補助明細コードの組 み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.332 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと [1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行 種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数 量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数 量・単位・単価を指定しなければならない」
B.VIII. 支払通知メッセー ジ		p.351 支払通知メッセージに関する規約を追加。
B.IX. メッセージごとの使 用データ項目	B.VIII.メッセージごとの使用データ項 目	p.389 「B.IX.メッセージごとの使用データ項目」へ項番を 変更
データ項目索引		p.428 [1136]備考 以下のメッセージについて該当ページ追加。 ・建築見積メッセージ:44 ・設備見積メッセージ:92 ・設備機器見積メッセージ:129

【参考4】CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.1 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
A.情報伝達規約		
	p.9 1.前提条件(3)技術資料の書式	p.10 A.1.前提条件(3)技術データの送信方法 ・項目名の変更 ・記載内容の変更 ・脚注の追加
B.情報表現規約		
B. II. 建築見積メッセージ	p.42 表 B. II .2-8 帳票データチェック値 ・建築見積依頼【マルチ 1 回目】 「～右詰め 5 桁」	p.44 表 B. II .2-8 帳票データチェック値 以下のように記述を変更。 ・建築見積依頼【マルチ 1 回目】 「～15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」
	p.66 B. II .3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間 ファイル:(2-2)全体情報中間ファイル の仕様	p.68 B. II .3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイ ル:(2-2)全体情報中間ファイルの仕様 ・定義の記述を追加(データ項目の並び順に 関する記述を追加)。
	p.67 B. II .3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間 ファイル:(2-3)明細情報中間ファイル の仕様	p.69 B. II .3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイ ル:(2-3)明細情報中間ファイルの仕様 ・定義の記述を追加(データ項目の並び順に 関する記述を追加)。
B. III. 設備見積メッセージ	p.106 設備見積メッセージ個別ルール ①[1289]=80(コメント行)についての 取り扱い	p.108 設備見積メッセージ個別ルール ①[1289]=80(コメント行)についての取り扱い ・定義の記述を追加。
	p.107 表 B. III.2-24[1288]明細データ属性コ ードと[1289]補助明細コードの組合せ による明細行種類の表現「見積条件 等」	p.109 表 B. III.2-24[1288]明細データ属性コードと [1289]補助明細コードの組合せによる明細行 種類の表現「見積条件等」 ・備考について記述を変更、修正。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
<p>B.V. 購買見積メッセージ</p>	<p>p.172 表 B.V.2-8 帳票データチェック値 ・購買見積依頼 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 9 回目】「右詰め 5 桁」 ・購買見積回答 【マルチ 5 回目】「1～12 桁は～」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」</p>	<p>p.172 表 B.V.2-8 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・購買見積依頼 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 9 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・購買見積回答 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は～」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」</p>
<p>B.VI. 注文メッセージ</p>	<p>p.229 表 B.VI.2-12 帳票データチェック値 ・確定注文 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・注文請け 【マルチ 5 回目】「1～12 桁は～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」</p>	<p>p.206 1.3 データ交換における留意事項 (1)注文請け書における「技術データ」の取り扱い ・上記記述を追加(実装規約参考資料より実装規約に格上げしての記載追加)。 p.230 表 B.VI.2-12 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・確定注文 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・注文請け 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」</p>

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
<p>B.VI. 注文メッセージ</p>	<p>p.230 表 B.VI.2-13 帳票データチェック値 ・鑑項目合意変更申込 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・鑑項目合意変更承諾 【マルチ 5 回目】「1～12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」</p>	<p>p.231 表 B.VI.2-13 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・鑑項目合意変更申込 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・鑑項目合意変更承諾 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」</p>
	<p>p.230 表 B.VI.2-14 帳票データチェック値 ・合意解除申込 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・合意解除承諾 【マルチ 5 回目】「1～12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」「マルチ 5 回目、同 8 回目」</p>	<p>p.231 表 B.VI.2-14 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・合意解除申込 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・合意解除承諾 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」</p>
	<p>p.231 表 B.VI.2-15 帳票データチェック値 ・一方的解除通知 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」</p>	<p>p.232 表 B.VI.2-15 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・一方的解除通知 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」</p>
<p>B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ</p>	<p>p.248 図 B.VII.1-1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー</p>	<p>p.250、251 図 B.VII.1-1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー ・フロー(g)およびその説明を追加。</p>
	<p>p.274 ・表 B.VII.4-1 取引を特定するデータ項目【データ項目の内容】3 段目 「請求メッセージの [1009] 参照帳票 No.には、～」</p>	<p>p.276 ・以下のように変更。 「請求確認メッセージの [1009] 参照帳票 No.には、～」</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.277 ・表 B.VII.4-3[1007]帳票 No.、[1009] 参照帳票 No.等の必須・任意の区分の 【メッセージ名】 「合意解除承諾」(上段)	p.279 ・以下のように変更。 「合意解除申込」
	p.281 ・表 B.VII.4-7 各メッセージでの[1]デー タ処理 No.のルール【請求確認】	p.283 ・以下の項目を追加。 「[1006]工事コード」 「[1082]今回迄の請求回数」
	p.284 [1]データ処理 No. 【合意打切申込、一方的打切通知】 ・[1007]帳票 No.(=注文番号)に記載 されるデータがない場合の処理は、 「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の 中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を参照。	p.286 [1]データ処理 No. 【合意打切申込、一方的打切通知】 ・以下のように変更。 「[1007]帳票 No.(=注文番号)に記載されるデ ータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定 するデータ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B. VII.4-3、表 B.VII.4-4 を参照。」
	p.284 [1]データ処理 No. 【合意打切承諾】 ・[1007]帳票 No.(=注文番号)に記載 されるデータがない場合の処理は、 「4.1(1)取引を特定するデータ項目」の 中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を参照。	p.286 [1]データ処理 No. 【合意打切承諾】 ・以下のように変更。 「[1007]帳票 No.(=注文番号)に記載されるデ ータがない場合の処理は、「4.1(1)取引を特定 するデータ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B. VII.4-3、表 B.VII.4-4 を参照。」
	p.285 [1]データ処理 No. 【出来高報告】 ・[1303]注文番号に記載されるデータ がない場合の処理は、「4.1(1)取引を 特定するデータ項目」の中の、表 B. V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を参 照。	p.287 [1]データ処理 No. 【出来高報告】 ・以下のように変更。 「[1303]注文番号に記載されるデータがない 場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデー タ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4-3、表 B. VII.4-4 を参照。」
	p.285 [1]データ処理 No. 【出来高確認】 ・[1303]注文番号に記載されるデータ がない場合の処理は、「4.1(1)取引を 特定するデータ項目」の中の、表 B. V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を参 照。	p.287 [1]データ処理 No. 【出来高確認】 ・以下のように変更。 「[1303]注文番号に記載されるデータがない 場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデー タ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4-3、表 B. VII.4-4 を参照。」
	p.285 [1]データ処理 No. 【請求】 ・[1303]注文番号に記載されるデータ がない場合の処理は、「4.1(1)取引を 特定するデータ項目」の中の、表 B. V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を参 照。	p.287 [1]データ処理 No. 【請求】 ・以下のように変更。 「[1303]注文番号に記載されるデータがない 場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデー タ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4-3、表 B. VII.4-4 を参照。」

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.285 [1]データ処理 No. 【請求確認】 ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。	p.288 [1]データ処理 No. 【請求確認】 ・以下の項目を追加。 「[1006]工事コード」 「[1082]今回迄の請求回数」
B.VIII. メッセージごとの使用データ項目	p.345 凡例 ■属性 X 属性	p.347 凡例 ■属性 X 属性 ・凡例の説明を追加。
	p.346 凡例 ■属性 K 属性	p.348 凡例 ■属性 K 属性 ・【重要確認】の説明を追加。
	p.351 [1402]工種・科目コード	p.353 ・項目名を変更 [1402]明細別工種・科目コード
	p.360 [1315]出来高・請求・立替査定結果コード 【概要】	p.362 [1315]出来高・請求・立替査定結果コード 以下の点を追記 【概要】 ・コード値「30(受理)」 ・各メッセージの使用可能コード一覧 ・出来高業務における対応の記述 ・請求業務における対応の記述 ・立替金確認業務における対応の記述
データ項目索引	p.377 [1014]送り状案内	p.379 [1014]送り状案内 建築見積業務、設備見積業務、設備機器見積業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.379 [1183]使用メーカー名	p.381 [1183]使用メーカー名 設備見積業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.379 [1304]参照帳票 No.3	p.381 [1304]参照帳票 No.3 注文業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.380 [1402]工種・科目コード	p.382 ・項目名を変更 [1402]明細別工種・科目コード

データ項目索引

データ項目索引

各メッセージで使用するデータ項目の「定義」の箇所(ページ)を示す。

各メッセージと「データ項目索引」のタイトルに記載されている業務の関係は下表の通りである。

表 データ項目索引の該当メッセージ

「データ項目索引」 のタイトル	該当メッセージ
建築見積	建築見積依頼メッセージ 建築見積回答メッセージ
設備見積	設備見積依頼メッセージ 設備見積回答メッセージ
機器見積	設備機器見積依頼メッセージ 設備機器見積回答メッセージ
購買見積	購買見積依頼メッセージ 購買見積回答メッセージ 見積不採用通知メッセージ
注文	確定注文メッセージ 注文請けメッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 一方的解除通知メッセージ 鑑項目合意変更申込メッセージ 鑑項目合意変更承諾メッセージ
出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	出来高要請メッセージ 出来高報告メッセージ 出来高確認メッセージ 請求メッセージ 請求確認メッセージ 立替金報告メッセージ 立替金確認メッセージ 合意打切申込メッセージ 合意打切承諾メッセージ 一方的打切通知メッセージ
支払通知	支払通知メッセージ

データ項目索引

全体情報部分(鑑)		ページ						
タグ	項目名	建築 見積	設備 見積	機器 見積	購買 見積	注文	出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	支払 通知
1	データ処理No.	41	83	123	157	216	291	365
2	情報区分コード	41	83	123	158	217	294	365
3	データ作成日	41	84	123	158	217	294	365
4	発注者コード	41	84	124	158	217	294	365
5	受注者コード	42	84	124	158	217	294	365
9	訂正コード	42	85	125	158	218	295	366
57	消費税コード		91		168	228	309	
59	課税分類コード		92		169	228	309	
1003	その他のJV構成企業名				165	224	302	
1004	消費税率				169	228	309	
1005	JV工事フラグ				165	224	302	
1006	工事コード	42	85		159	218	295	
1007	帳票No.	42	85	125	159	218	296	366
1008	帳票年月日	42	85	125	159	219	296	366
1009	参照帳票No.	43	86	125	160	219	296	366
1010	参照帳票年月日		86		160	219	297	366
1013	受注者名	43	87	126	162	221	299	368
1014	送り状案内				170	229	312	374
1015	受注者代表者氏名				162	221	299	368
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号		89		166	225	306	
1017	受注者担当部署名		87	126	162	221	299	368
1018	受注者担当者名		87	126	162	221	299	368
1019	受注者担当郵便番号		87	126	162	221	299	368
1020	受注者担当住所		87	126	162	221	299	368
1021	受注者担当電話番号		87	126	162	221	299	368
1022	受注者担当FAX番号			126	162	221	299	368
1023	受注者コード2(発注者採番)				161	220	298	367
1024	発注者名	43	87	126	165	224	302	369
1025	工事場所・受渡し場所所長名				166	225	306	
1026	発注者代表者氏名					224	302	369
1027	工事場所・受渡し場所担当者名				166	225	306	
1028	発注者担当部署名		87	127	166	225	303	369
1029	発注者担当者名		88	127	166	225	303	369
1030	発注者担当郵便番号			127	166	225	303	369
1031	発注者担当住所			127	166	225	303	369
1032	発注者担当電話番号			127	166	225	303	369
1033	発注者担当FAX番号			127	166	225	303	369
1035	受注者指定金融機関名						325	375
1036	受注者指定金融機関支店名						325	375
1037	受注者指定金融機関預金種目						325	375
1038	受注者指定金融機関口座番号						325	375
1039	受注者指定金融機関口座名義						325	375
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ						325	375
1041	工事場所・受渡し場所電話番号		90		166	225	306	
1042	工事場所・受渡し場所名称	43	89	128	166	225	305	
1043	工事場所・受渡し場所住所		90	128	166	225	306	
1044	別途受渡し場所名称				167	226	306	
1045	取引件名(注文件名)	43	90	128	167	226	306	
1046	取引件名(注文件名)コード				161	220	298	
1047	受渡し方法			128	167	226	306	
1052	工事・納入開始日			128	167	226	306	
1053	工事・納入終了日・納入期限			128	167	226	306	

データ項目索引

全体情報部分(鑑)		ページ						
タグ	項目名	建築 見積	設備 見積	機器 見積	購買 見積	注文	出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	支払 通知
1054	保証期間指定					226	307	
1055	精算条件				167	226	307	
1056	支払条件		90	128	167	226	307	
1058	支払条件:部分払い割合						320	
1066	保険条項					226	307	
1069	受注者側見積・契約条件		90	128	167	227	307	
1070	見積有効期限年月日	43			168			
1071	運送費用負担			129	168	227	307	
1079	基本契約日					227	307	
1080	出来高調査日						319	
1081	出来高調査回数						319	
1082	今回迄の請求回数						319	
1088	明細金額計	44	91	129	169	228	309	
1089	明細金額計調整額		91		169	228	310	
1090	調整後帳票金額計		91		170	228	310	
1092	契約金額計						310	
1093	契約金額計調整額						311	
1094	調整後契約金額計						311	
1095	別途受渡し場所住所				167	226	307	
1096	消費税額	44	92	129	170	229	310	
1097	最終帳票金額	44	92	129	170	229	310	
1098	契約金額消費税額						311	
1099	最終契約金額						311	
1101	前回迄累積請求金額計						321	
1103	今回迄累積請求金額計						321	
1107	前回迄累積出来高金額計						321	
1109	今回迄累積出来高金額計						321	
1112	今回請求金額計						321	
1114	今回迄累積請求保留金額計						321	
1126	今回支払金額計							370
1127	控除・相殺金額明細計							370
1128	一括控除・相殺項目							370
1129	一括控除・相殺金額							370
1130	一括控除・相殺金額計							370
1131	控除・相殺金額合計							370
1132	調整後今回支払金額計							370
1133	今回支払金額内現金金額計							371
1134	今回支払金額内手形金額計							371
1135	今回支払金額内期日一括払い金額計							371
1136	備考	44	92	129				
1139	工期・納期指定		90					
1140	見積有効期間	43	91	128				
1141	見積提出期限年月日		91		168			
1152	税込前回迄累積出来高金額計						324	
1153	税込今回迄累積出来高金額計						324	
1159	税込前回迄累積請求金額計						323	
1160	税込今回迄累積請求金額計						323	
1163	税込今回迄累積請求保留金額計						324	
1165	受注者決裁者名				162	221	299	
1166	受注者建設業許可区分・登録コード				163	222	300	
1167	受注者建設業許可工事業種				164	223	301	
1168	受注者建設業許可日				165	224	302	

全体情報部分(鑑)		ページ						
タグ	項目名	建築 見積	設備 見積	機器 見積	購買 見積	注文	出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	支払 通知
1169	発注者決裁者名				166	225	303	
1173	工事場所・受渡し場所略称				166	225	306	
1174	発注者側見積・契約条件		91		168	227	307	
1175	特記事項				168	227	307	
1176	特記事項2				168	227	307	
1179	帳票データチェック値	44	93		174	232	315	
1181	帳票名称		87					
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号		90		166	225	306	
1183	使用メーカー名				170	229	312	
1184	使用メーカー見積金額合計				171	229	312	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位				171	229	312	
1186	使用メーカー購入品数量				171	229	312	
1187	使用商社名				172	230	312	
1188	使用商社見積金額合計				172	230	312	
1189	使用商社購入品名、数量単位				172	230	312	
1190	使用商社購入品数量				173	230	313	
1191	原価要素名				161	220	298	
1192	原価要素コード				161	220	298	
1193	原価科目名				161	220	298	
1194	原価科目コード				161	220	298	
1195	原価細目名				161	220	298	
1196	原価細目コード				161	220	298	
1197	サブセット・バージョン	42	85	124	158	217	295	365
1198	契約変更識別コード					218		
1199	解除、打切理由					231	314	
1300	注文番号枝番					219	296	
1301	参照帳票No.2					220	297	
1302	基本契約番号					227	308	
1303	注文番号						297	
1304	参照帳票No.3						297	
1306	変更工事コード					218	295	
1311	請求予定年月						319	
1312	出来高査定方式識別コード					227	308	
1313	請求算定方式コード						319	
1314	請求完了区分コード						319	
1315	出来高・請求・立替査定結果コード						319	
1316	請求確認コード						320	
1321	前回迄累積出来高金額計調整額						321	
1322	調整後前回迄累積出来高金額計						321	
1323	前回迄累積支払金額計						322	
1331	今回迄累積出来高金額計調整額						321	
1332	調整後今回迄累積出来高金額計						321	
1334	今回迄累積請求金額計消費税額						323	
1335	税込今回迄累積請求金額計(調整前)						323	
1341	税込今回迄累積出来高金額計調整額						324	
1342	調整後税込今回迄累積出来高金額計						324	
1343	税込今回迄累積請求金額計調整額						323	
1351	税込前回迄累積出来高金額計調整額						324	
1352	調整後税込前回迄累積出来高金額計						324	
1361	今回請求金額計(調整前)						322	
1362	今回請求金額計調整額						322	
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)		90				306	

データ項目索引

全体情報部分(鑑)		ページ						
タグ	項目名	建築 見積	設備 見積	機器 見積	購買 見積	注文	出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	支払 通知
1372	工種・科目コード		88				304	
1381	検査完了予定日						320	
1382	引渡予定日						320	
1383	受注者側専用使用欄		93				326	
1384	発注者側専用使用欄		93				326	
1385	追加契約金額						310	
1600	今回控除・相殺金残高							371
1601	前回控除・相殺金残高							371
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計							371
1603	今回支払金額内現金金額内訳							371
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込 日内訳							371
1605	今回支払金額内現金金額摘要							372
1606	今回支払金額内手形金額内訳							372
1607	今回支払金額内手形支払日内訳							372
1608	今回支払金額内手形決済日内訳							372
1609	今回支払金額内手形金額摘要							372
1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳							372
1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内							372
1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要							372
1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳							372
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳							373
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳							373
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要							373
1620	手形送付先担当部署名							368
1621	手形送付先担当郵便番号							369
1622	手形送付先担当住所							369
1623	手形送付先担当電話番号							369
1624	手形送付先担当FAX番号							369
1630	支払通知内容問い合わせ先							374
1631	支払通知記載事項摘要							374

明細情報部分(内訳)		ページ						
タグ	項目名	建築見積	設備見積	機器見積	購買見積	注文	出来高・請求・立替金・打切	支払通知
1200	明細コード	50	104	135	176	236	327	376
1201	明細番号				183	243	334	383
1202	明細別発注者担当部署コード							384
1203	明細別取引区分コード		94		184	244	335	
1204	明細別参照帳票No.							384
1206	使用期間開始日						337	
1207	使用期間締切日						337	
1208	使用期間				185	246	336	
1209	使用期間単位				185	246	337	
1211	摘要コード		100					
1212	明細別取引件名(支払件名)							384
1213	品名・名称	45	101	133	185	245	336	
1214	規格・仕様・摘要	45	101	133	185	245	336	
1216	補助数量				185	246	337	
1217	補助数量単位				186	246	337	
1218	明細数量	45	101	133	186	246	337	
1219	明細数量単位	45	101	133	186	246	337	
1222	単価	45	103	133	186	247	337	
1223	明細金額		103	134	186	247	338	
1224	契約数量明細						347	
1225	契約金額明細						347	
1232	前回迄累積出来高数量明細						348	
1233	前回迄累積出来高金額明細						348	
1234	今回迄累積出来高数量明細						348	
1235	今回迄累積出来高金額明細						348	
1241	今回支払金額明細							384
1242	控除・相殺金額明細							384
1247	明細別使用メーカーコード			134	186	247	338	
1248	明細別使用メーカー名			134	187	247	338	
1249	明細別使用商社コード				187	247	338	
1250	明細別使用商社名				187	247	338	
1251	明細別備考欄	45	103	134	187	247	338	
1278	明細番号2				183	243	334	383
1279	建設資機材コード	45	94	130	185	245	336	
1280	コード送信側変換結果コード		98		185	245	336	
1281	建設資機材標準名称		98	133				
1282	コード受信側変換結果コード		99		185	245	336	
1284	建設資機材メーカー・型番コード			134				
1287	明細別材工共コード				184	245	336	
1288	明細データ属性コード	51	106	137	178	238	329	378
1289	補助明細コード	53	107	138	179	239	330	379
1292	定価	48	103	134				
1293	単価掛率	48						
1294	階層レベル	51						
1295	階層内通し番号	51						
1296	前回迄累積出来高明細別単価出来高率						348	
1297	今回迄累積出来高明細別単価出来高率						348	
1298	契約使用期間						347	
1299	契約補助数量						347	
1400	明細別注文番号枝番						346	
1401	設計記号・機器記号	45		133				
1402	明細別工種・科目コード	46						

データ項目索引

明細情報部分(内訳)		ページ					
		建築 見積	設備 見積	機器 見積	購買 見積	注文	出来高・ 請求・ 立替金・ 打切
タグ	項目名						
1403	部位区分	48					
1404	仕分け区分	49					
1405	C-CADEC機器分類コード			133			
1413	明細別変更コード			188		339	
1420	明細別工事コード						384
1421	明細別取引件名コード						384
1422	明細別発注者管理番号						384
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称						385
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号						385
1425	明細別支払区分						385
1426	明細別CI-NET区分コード						385
1427	請求出来高立替控除区分コード						385
1430	明細別原価要素名						385
1431	明細別原価要素コード						386
1432	明細別原価科目名						386
1433	明細別原価科目コード						386
1434	明細別原価細目名						386
1435	明細別原価細目コード						386

本実装規約を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6

2012年7月3日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4丁目MTビル2号館
tel.03-5473-4573
fax.03-5473-4580

E-mail : ci-net01@fcip.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>